

平成28年 第3回定例会

# 東 御 市 議 会 会 議 録

平成28年9月1日 開会

平成28年9月27日 閉会

東 御 市 議 会

# 平成28年東御市議会第3回定例会議事日程（第1号）

平成28年9月1日（木） 午前9時 開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 市長招集あいさつ
- 第 5 議案第56号 平成27年度東御市一般会計歳入歳出決算認定について
- 第 6 議案第57号 平成27年度東御市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 7 議案第58号 平成27年度東御市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 8 議案第59号 平成27年度東御市地域改善地区住宅改修資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 9 議案第60号 平成27年度東御市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 第10 議案第61号 平成27年度東御市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
- 第11 議案第62号 平成27年度東御市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
- 第12 議案第63号 平成27年度東御市病院事業会計資本金の額の減少及び決算の認定について
- 第13 議案第64号 平成28年度東御市一般会計補正予算（第4号）
- 第14 議案第65号 平成28年度東御市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 第15 議案第66号 平成28年度東御市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 第16 議案第67号 平成28年度東御市工業地域開発事業特別会計補正予算（第1号）
- 第17 議案第69号 東御市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第18 議案第70号 東御市資金積立基金条例の一部を改正する条例
- 第19 議案第68号 東御市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例
- 第20 請願・陳情の報告

出席議員（19名）

1番	窪田俊介	2番	佐藤千枝
3番	横山好範	5番	蓮見喜昭
6番	山崎康一	7番	若林幹雄
8番	阿部貴代枝	9番	平林千秋
10番	依田俊良	11番	長越修一
12番	井出進一	13番	青木周次
14番	三縄雅枝	15番	町田千秋
16番	依田政雄	17番	柳澤旨賢
18番	堀高明	19番	清水新一
20番	櫻井寿彦		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

市長	花岡利夫	副市長	田丸基廣
教育長	牛山廣司	総務部長	掛川卓男
市民生活部長	土屋一夫	健康福祉部長	山口正彦
産業経済部長	北沢達	都市整備部長	寺島尊
病院事務長	武舎和博	教育次長	清水敏道
総務課長	横関政史	企画財政課長	岩下正浩
生活環境課長	塚田篤	子育て支援課長	坂口光枝
福祉課長	柳澤利幸	農林課長	金井泉
建設課長	土屋親功	教育課長	小林哲三
代表監査委員	北沢昌雄		

議会事務局出席者

議会事務局長	堀内和子	議会事務局次長	野村伸弥
書記	正村宣広		

---

### ◎開会の宣告

- 議長（櫻井寿彦君） 改めておはようございます。  
ただいまから平成28年東御市議会第3回定例会を開会します。  
これから本日の会議を開きます。

（午前 9時00分）

---

### ◎議事日程の報告

- 議長（櫻井寿彦君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。
- 

#### ◎日程第 1 会議録署名議員の指名

- 議長（櫻井寿彦君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、山崎康一君及び若林幹雄君を指名します。
- 

#### ◎日程第 2 会期の決定

- 議長（櫻井寿彦君） 日程第2 会期の決定を議題とします。  
お諮りします。本定例会の会期は、本日から9月27日までの27日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。  
（「異議なし」と言う人あり）

- 議長（櫻井寿彦君） 異議なしと認めます。  
会期は、本日から9月27日までの27日間に決定しました。
- 

#### ◎日程第 3 諸般の報告

- 議長（櫻井寿彦君） 日程第3 諸般の報告をいたします。  
監査委員から平成28年6月、7月及び8月実施分の例月出納検査結果並びに平成28年度における定期監査等の結果及び指定金融機関等に対する監査結果の報告書が提出され、その写しをお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。  
次に、地方自治法第180条第1項の規定による議会の権限に属する軽易な事項で、その決議により特に指定された市長専決処分事項報告書が提出され、その写しをお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。
- 

#### ◎日程第 4 市長招集あいさつ

- 議長（櫻井寿彦君） 日程第4 市長招集あいさつを願います。  
市長。

○市長（花岡利夫君） おはようございます。ごあいさつ申し上げます。

本日ここに、平成28年東御市議会第3回定例会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては何かとご多用の中、ご出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

まず7月26日に発生しました神奈川県相模原市の知的障がい者施設における46人の殺傷事件は、平成以降の殺人事件では最多の死者数であり、戦後としても最悪の被害と見られております。余りにも悲惨で残虐、更に反社会的な動機による事件に衝撃と憤りを感じるとともに、亡くなられた皆様のご冥福をお祈り申し上げます。また、被害に遭われた皆様、ご家族、ご遺族にお見舞い申し上げますとともに、障がい者が安心して暮らせる社会実現に向けて、決意を新たにいたしました。

7月21日に国産ブドウを100%使用してつくられたワインを対象とした日本ワインコンクール2016が山梨県で開催されました。今回のコンクールには全国から694品がエントリーされ、その中で本市のヴィラデストワイナリーをはじめ千曲川ワインバレー特区内のワインが数多く入賞しました。伊勢志摩サミットのメインディナーにおける当地域のワインの採用に続いての朗報であり、大変喜ばしいことであると感じております。

8月6日から17日間にわたり開催されたリオデジャネイロ・オリンピックは、連日の日本選手の活躍に日本中がわいたすばらしいオリンピックでした。4年後に向けたアスリートたちの決意表明により、国民は東京オリンピックを成功させようという雰囲気になったように感じます。日本時間の9月8日から始まるリオデジャネイロ・パラリンピックにおいても、引き続き日本選手の活躍を期待しているところでございます。

国政におきまして、政府は8月2日の臨時閣議で決定した事業費28兆1,000億円の「未来への投資を実現する経済対策」に沿って、8月24日に一億総活躍社会の実現等のための平成28年度補正予算（第2号）の概算として、一般会計ベースで4兆1,000億円を閣議決定し、今月召集予定の臨時国会へ提出するとしております。この補正予算が早期に成立し、経済対策がより効果的に実施されることを強く望むものでございます。

8月下旬からの度重なる日本への台風上陸により、国内各地で甚大な被害が発生いたしました。犠牲になられた皆様のご冥福をお祈り申し上げますとともに、被災された皆様に心からお見舞い申し上げます。

本市では、9月4日に集中豪雨と地震の複合災害を想定した東御市防災訓練を実施いたします。市民の避難訓練や市の情報発信、伝達、収集訓練などを通じて市民一人ひとりの防災意識の高揚を図るとともに、市の防災体制に万全を期してまいります。

次に、本市の動きの中での主な行事や活動について申し上げます。

7月1日から7日まで、市内5地区において区長会や地域づくり組織と共催で東御市まちづくり懇談会を開催いたしましたところ、昨年を上回る300人余りの方にご参加いただきました。今年の懇談会では各地区で作成済み、または作成中の地域ビジョンの実現に向けて地域の活性化策、高齢化や人口減少対策など、地区ごとの懇談テーマに基づいた意見交換を行いました。参加された皆さ

んからもまちづくりに前向きで活発な発言があり、終了時間を延長した地区もありました。参加者からは、よい懇談会だったとの感想をいただきました。懇談会で出された様々な問題提起や提案については、今後の行政運営の参考にさせていただきます。

次に、8月11日、しげの里づくりの会が設置し運営する、ふれあいカフェ「おらちのえんがわ」がオープンしました。この施設は、地域住民が気軽に集まれる居場所づくりとして、子どもから高齢者まで誰もが利用できる世代を超えた交流を促すものです。これにより地域の支え合いや生きがいづくり、更には安心・安全な地域づくりが期待されますので、地区の皆さんがこのカフェを利用し、支えていくことが大切であろうと感じております。

次に、8月24日、田中地区地域づくりの会が発足しました。小学校区単位の地域づくりを進める上で中心的役割を担う地域づくりの会が組織化されたのは滋野、北御牧、祢津に続く4地区目となります。田中地区では昨年度に地域ビジョンを作成した以降、そのビジョンを実現するためには地域住民と各種団体が連携した新たな地域づくり組織が必要であるとの意見をもとに、設立に向けた協議が続いていたと伺っております。市としましても地域ビジョンの実現や今後発生するであろう地域課題に対して、地域の皆さんとともに取り組む協働の仕組みを構築してまいります。

次に、海野宿保存会の公募による本海野区民で組織された海野宿にぎわいづくり実行委員会が主催し、海野宿のPRと地域の活性化を図るための取り組みとして、8月27日に「北国街道海野宿にぎわい夏祭り」が開催されました。あいにく雨天でありましたが、にぎわい市（一坪市）や東京フィルハーモニー交響楽団弦楽四重奏による演奏、うんのわによる宿場中庭ビアガーデン、また夕刻には復活ほのぼの花火の集いなど、地域の皆さんの自発的な事業により、夏の海野宿がにぎわいました。

以上のような各地区における新たな地域主体の動きに、生まれ育った地域を皆でよくしていこうという強い意志や思いを感じております。市としましては、よりよい東御市にするため市民の皆様との協働のまちづくりをこれからも進めてまいります。

続きまして、7月5日に東信州次世代産業振興協議会が発足しました。本協議会は、地域に集積する技術や地域特性を生かし、産学官連携を核とした地域内での次世代産業創出に資する事業検討を通じて、事業を推進する東信州次世代イノベーションセンターと一体となり、次世代産業創出による地域産業の活性化を図ることを目的としております。当日は上田市、小諸市、佐久市、千曲市、東御市、御代田町、立科町、長和町、青木村及び坂城町の5市4町1村による東信州次世代産業振興協議会に関する連携協定書の調印式がとり行われ、地域内での次世代産業の創出と地域内企業の競争力向上に向けた取り組みが始まりました。

千曲川ワインバレー特区連絡協議会では、7月20日の通常総会において、地方創生加速化交付金を活用したワイン振興を図るため、総額1,460万円の平成28年度事業計画及び予算が決定されました。事業内容としましては、販路拡大のためのイベントの開催や県内外から訪れる消費者や栽培希望者に、千曲川ワインバレーの魅力を発信し、認知していただくための特区内をめぐる循環バスの

試験運行の実施、またワイン用ブドウの栽培に適した風土等を特徴づける指標として、地区一円で  
の土壌分析等を実施することとしています。引き続き本協議会の会長を預かる立場から、広域特区  
の特色を生かしつつ、これらの活動を通して千曲川ワインバレー特区構成市町村が自己研さんに努  
めていただくとともに、連携を深め、ワインによる地域振興が図れるように取り組んでまいります。

8月1日に庁内に高地トレーニング拠点・プール施設整備推進プロジェクトチームとして、副市  
長以下12名に辞令を交付しました。このプロジェクトは、湯の丸高原へのプール建設誘致に向けた  
様々な検討と条件整備に取り組むために組織したものです。

国等の状況を申し上げますと、スポーツ庁は昨年来、有識者により調査研究を進めてきた「トッ  
プアスリートにおける強化活動拠点のあり方について」の報告書において、高地トレーニング拠点  
においては、年間を通じて競技横断的に利用促進を図るための施設の充実が求められる。また、更  
に検討を進めていく必要があるとしております。リオデジャネイロ・オリンピックのメダルラッ  
シュに弾みをつけた、金メダル第1号の競泳の萩野公介選手をはじめ多くの選手が高地トレーニ  
ングを取り入れている状況を見ると、その施設整備の必要性は更に増していると考えますので、日  
本水泳連盟と連携し、国内で唯一の高地トレーニング用プール施設の誘致実現に向け取り組んでま  
いります。

江戸時代、天下無双と称された名力士雷電は、明和4年、西暦1767年1月、信州小諸藩大石村の  
関家に生まれ、来年1月に生誕250年という大きな節目を迎えます。これを機に、「東御市民まつ  
り」の名称を「雷電まつり 東御どすこいSUNSUN」に改め、8月6日、田中商店街において盛大に  
開催いたしました。待ちわびた踊りには、区や企業、誰もが自由に入って踊れる飛び入り連など、  
52連が参加し、4,000人余りの踊りの列が商店街をところ狭しと埋め尽くしました。衣がえした雷  
電まつりを盛り上げるため、雷電の等身大パネルや化粧まわしの写真などの展示をはじめ、飛び入  
り連の山車が新たにお目見えし、のぼり旗や衣装にも趣向が凝らされ、市民の心が連帯し1つに  
なった姿は、明るい東御市を象徴するように元気と熱気にあふれていました。

また、生誕250年を迎えるに当たり、改めて力士雷電を顕彰し、大相撲の業績のみならず、人物  
像も含めて市民周知と情報発信の拡充を図るため、記念事業を行いたいと考えております。そのた  
め市として実行委員会を組織し、関係者の皆様からのご意見、ご協力を賜りながら、1年をかけて  
取り組みを実行してまいります。

それでは、本定例会に提案いたします議案につきまして、順を追ってその概要を申し上げます。

まず議案第56号から議案第63号まで、平成27年度の各会計の決算について申し上げます。

我が国の経済情勢は、このところ弱さも見られるものの、設備投資や雇用情勢の改善などにより  
緩やかな回復基調にあり、4月から6月期のGDP成長率が2四半期連続のプラス成長となってい  
ます。県内の経済情勢につきましても、個人消費など一部に弱めの動きが見られますが、緩やかに  
回復しているとの判断がなされています。

他方で、中国をはじめとするアジア新興国や資源国の景気下振れリスク、また今回の熊本地震が

及ぼす影響について留意する必要があります。

このため国や県の動きと歩調を合わせて、本年度当初予算の迅速な事業執行に全庁挙げて取り組むとともに、地域経済の動向を引き続き注視してまいります。

平成27年度の東御市一般会計におきましては、緩やかな景気の回復基調により、個人市民税及び法人市民税は増額となりましたが、評価替えに伴う固定資産税の減額等により市税全体では前年度に比べやや減額となりました。景気の回復基調はあるものの、依然として厳しい経済情勢が続く中で、引き続き行財政の簡素・効率化を図りながら、一層の経費の節減、合理化と重点配分を心がけることで、社会資本整備総合交付金事業、日向が丘団地建設事業、生ごみリサイクル施設建設事業などの大型事業を実施いたしました。

平成26年度からの繰越事業につきましては、社会資本整備総合交付金事業、滋野446号線、橋梁長寿命化修繕計画及び海野地区整備事業などを実施してまいりました。

また、各特別会計、公営企業会計におきましても、ほぼ順調な事業運営がなされ、地域改善地区住宅改修資金等貸付事業特別会計及び病院事業会計を除いては、いずれも黒字の決算となりました。これもひとえに議員各位をはじめ市民皆様方の格別のご理解とご協力のたまものと、心から感謝を申し上げます。

各会計の詳細な決算状況につきましては、後ほど副市長及び担当部長等から申し上げますので、私からは一般会計決算につきまして、その概要を申し上げます。

平成27年度の一般会計予算は、当初140億3,000万円でスタートしました。その後、10回の補正を行い、前年度からの繰越明許費を加えた最終予算額は161億5,677万円になりました。これは前年度に対して17億7,286万円、率にして9.9%の減となっております。

歳入決算額は156億5,783万円で、前年度に対し15億2,520万円、率にして8.9%の減となり、歳出決算額は151億1,575万円で、前年度に対し14億5,914万円、率にして8.8%の減となりました。

歳入歳出の差引額は5億4,208万円となり、28年度への繰越明許費の繰越財源を除いた実質収支は5億1,260万円の黒字決算となりました。このうち2億5,631万円を地方自治法等の規定により、財政調整基金へ繰り入れることといたしました。一般会計の市債残高につきましては、27年度に新たに8億9,180万円を借り入れ17億2,015万円を返済したことから、27年度末の起債現在高は211億7,174万円となり、前年度比8億2,835万円の減となりました。また基金残高は64億1,364万円となり、前年度に比べ3億2,833万円の減となりました。

なお財政健全化判断比率につきましては、後ほどその詳細をご報告いたしますが、いずれも基準を下回っており、おおむね良好な状況と考えております。

次に、議案第64号から議案第67号の4件は、一般会計、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計及び工業地域開発事業特別会計に係る補正予算でございます。

まず議案第64号 平成28年度東御市一般会計補正予算（第4号）でございますが、歳入歳出予算に8,356万円を追加いたしまして、総額を153億2,769万5,000円といたすものでございます。その主

なものとして、工業地域開発事業特別会計への繰出金、地域密着型サービス等整備事業補助金などの増額補正と、地方創生加速化交付金の内示に伴う交付金対象外経費の減額等をお願いするもので、国、県の補助金や地方交付税等を財源として充当するものでございます。

次に、議案第65号 平成28年度東御市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、国庫補助金の増額補正をお願いするものでございます。

次に、議案第66号 平成28年度東御市介護保険特別会計補正予算（第1号）は、前年度介護保険給付費負担金の精算に伴い、増額補正をお願いするものでございます。

次に、議案第67号 平成28年度東御市工業地域開発事業特別会計補正予算（第1号）は、工業用地の取得と設計等に要する費用を新たに計上させていただくものでございます。

詳細につきましては、それぞれ担当部長から提案の説明を申し上げますので、よろしくお申し上げます。

続きまして、条例関係の議案につきましてご説明申し上げます。

議案第68号につきましては、農業委員の選挙制の廃止等、国の制度改正に伴う現行条例の全部改正でございます。

議案第69号につきましては、議会改革による議員定数及び常任委員会数の削減等を受けて、議会の議員の報酬月額を改定するものでございます。

議案第70号につきましては、学校施設を整備する資金を確保するに当たり、新たな基金を設置するなどの一部改正であります。

詳細につきましては、それぞれ担当部長から提案の説明を申し上げますので、よろしくお申し上げます。

本定例会に提案いたします議案の概要は、以上のとおりでございます。いずれも重要な案件でございますので、よろしくご審議をいただき、認定及びご決定を賜りますようお願い申し上げます。

総務省が7月13日に発表した今年1月1日時点の住民基本台帳に基づく人口動態調査で、国内の日本人の人口は1億2,589万人余りとなり、前年からの減少幅は27万人余りで、7年連続の減少となりました。その中であって、東京都を含む東京圏域では人口が増加しております。市としましては、都市から地方への人の流れを変えるため、住みやすさの向上を図るとともに、地域の特徴を生かした独自性のある地域づくりが重要であると考えております。そのため10年、20年先を見据え、東御市まち・ひと・しごと創生総合戦略をもとにした東御市創生を着実に進めてまいりますので、市民の皆様並びに議員各位におかれましては、格別なるご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます、本定例会招集のあいさつといたします。

---

◎日程第 5 議案第56号 平成27年度東御市一般会計歳入歳出決算認定について

◎日程第 6 議案第57号 平成27年度東御市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

◎日程第 7 議案第 58号 平成27年度東御市介護保険特別会計歳入歳出決算認定  
について

◎日程第 8 議案第 59号 平成27年度東御市地域改善地区住宅改修資金等貸付事  
業特別会計歳入歳出決算認定について

◎日程第 9 議案第 60号 平成27年度東御市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算  
認定について

(上程、説明)

○議長(櫻井寿彦君) 日程第5 議案第56号 平成27年度東御市一般会計歳入歳出決算認定につ  
いて、日程第6 議案第57号 平成27年度東御市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、  
日程第7 議案第58号 平成27年度東御市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第8  
議案第59号 平成27年度東御市地域改善地区住宅改修資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定  
について、日程第9 議案第60号 平成27年度東御市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定に  
ついて、以上5議案を一括議題とします。本5議案に対する提案理由の説明を求めます。

副市長。

○副市長(田丸基廣君) 改めましておはようございます。

ただいま上程となりました議案第56号 平成27年度東御市一般会計歳入歳出決算認定についてか  
ら議案第60号 平成27年度東御市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての5議案につ  
きまして、一括提案説明を申し上げます。

決算の概要につきましては、先ほど市長の招集あいさつで申し上げてございますので、直接決算  
書並びに決算附属書及び決算説明資料により説明をさせていただきます。また、提案説明につつま  
しては、決算数値と執行実績の概要のみとさせていただき、細部につきましてはそれぞれ常任委員  
会におきまして、担当部課長より詳しく説明申し上げますので、よろしくお願いを申し上げます。

それでは最初に、平成27年度東御市一般会計決算書をご覧いただきたいと思います。2ページ、  
3ページをお願いいたします。

平成27年度の歳入歳出決算総括表でございまして、一般会計と特別会計の決算状況でございまして。  
各会計につきましては、3ページの歳入決算額、歳出決算額、差引残額の順に申し上げます。

初めに、一般会計でございますが、歳入決算額156億5,783万5,965円、歳出決算額151億1,575万1,  
050円、差引残額5億4,208万4,915円でございます。

次に、国民健康保険特別会計は、歳入決算額39億1,553万7,303円、歳出決算額37億843万4,174円、  
差引残額2億710万3,129円でございます。

介護保険特別会計につきましては、歳入決算額26億8,826万8,038円、歳出決算額26億5,667万7,2  
36円で差引残額3,159万802円でございます。

次に、地域改善地区住宅改修資金等貸付事業特別会計につきましては、歳入決算額365万85円  
(後刻訂正あり)、歳出決算額950万2,524円、差引残額587万2,439円の不足が生じ、翌年度会計の

繰上充用金で対応をいたしました。

後期高齢者医療特別会計につきましては、歳入決算額2億7,993万2,464円、歳出決算額2億7,081万6,654円、差引残額911万5,810円でございます。

下段の合計欄、5会計の合計は歳入決算額225億4,520万3,855円、歳出決算額217億6,118万1,638円、差引残額7億8,402万2,217円の黒字決算となりました。

ただいま地域改善地区住宅改修資金等貸付事業特別会計の歳入決算額363万85円、歳入決算額363万85円でございます。363万85円と申し上げたようでございますが、363万85円でございます。

6ページからは一般会計の款項ごとの決算額、おめくりいただきまして20ページからは事項別明細書となっておりますが、説明は省略させていただきます。なお特別会計も同様に省略させていただきますので、よろしくお願いをいたします。

次に、決算附属書及び決算説明資料をお願いいたします。決算附属書及び決算説明資料の内容について申し上げます。

目次、第1は実質収支に関する調書、第2は財産に関する調書、第3は主要施策の成果及び予算の執行実績報告書でございまして、2が一般会計決算について、3から6が特別会計決算についてでございます。第4は地方財政状況調査による資料となっております。

それでは1ページをお願いいたします。一般会計ほか4会計の実質収支に関する調書でございます。区分1、2、3につきましては、先ほど申し上げました各会計の決算額でございます。区分4は翌年度、28年度へ繰り越すべき財源でありまして、一般会計での繰越明許費繰越額は2,948万円となりました。5の実質収支は3の歳入歳出差引額から4の翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた額でございまして、一般会計では5億1,260万5,000円、それぞれの特別会計につきましては3の歳入歳出差引額と同様の額でございます。

5の実質収支額のうち、地方自治法第233条の2の規定等による基金繰入金は、一般会計で2億5,631万円、国民健康保険特別会計で1億355万2,000円でございます。

6の基金繰入金は、一般会計国民健康保険特別会計では、5の実質収支の2分の1に相当する額の繰り入れ、介護保険特別会計では、年度中の国庫支出金及び支払基金交付金、精算還付金や精算追加交付金の実質差引額である2,818万円を繰り入れるものでございます。

2ページをお願いいたします。第2、財産に関する調書でございまして、27年度中の増減を示したものでございます。

1、公有財産、(1)は土地及び建物でございます。初めに土地の欄の決算年度中増減高で申し上げます。消防の25.62平米の増につきましては、滋野桜井地籍で防火水槽用地の寄附による22平米と、旧西部保育園用地から消防用地に3.62平米の用途変更によるものでございます。

次に、公共用財産、保育所5,494.61平米の減につきましては、旧西部保育園取り壊しに伴う2,275.90平米と、旧東保育園取り壊しに伴う3,218.71平米のそれぞれ用途変更によるものでございます。

下段その他の1万1,569.68平米の減につきましては、用途廃止となりました旧西部保育園跡地の

うち2,237.71平米、旧東保育園跡地のうち2,566.71平米の増のほか、白樺住宅団地29番区画408.65平米、羽毛山工業団地2番区画1万5,965.45平米の売却に伴う減によるものでございます。

次に、建物を申し上げます。公共用財産、公営住宅の木造347.89平米の増につきましては、市営住宅日向が丘団地1棟の新築によるものでございます。非木造319.38平米の減につきましては、市営住宅日向が丘団地の解体による334.08平米の減と、日向が丘団地のトランクルーム14.70平米の増によるものでございます。

同じく公共用財産、保育所の非木造1,031.28平米の減につきましては、旧田中保育園舎の解体によるものでございます。

次に、公共用財産、その他の木造98.54平米の増につきましては、芸術むら公園のコテージ2棟の新築によるもので、非木造83.77平米の減につきましては青年研修センターの耐震改修に伴う一部解体部分252.00平米の減と、アートヴィレッジ明神館168.23平米の増築によるものでございます。

下段その他の木造38平米の減につきましては、田中教員住宅の解体によるものでありまして、非木造16平米の減（後刻訂正あり）につきましては、青年研修センターの物置の新設によるものでございます。

次に3ページをお願いいたします。（2）山林につきましては、アの一般会計、イの滋野財産区分ともに増減がございません。（3）の物件につきましても、年度中の増減はございません。

（4）の出資による権利であります。浅間山麓総合開発株式会社出資金1億8,300万円の増につきましては、市外出資者の持ち株を全株市が取得したものでございます。上田地域広域連合ふるさと基金出資金799万8,000円の減につきましては、上小医療圏地域医療再生計画に係る継続事業でございます。信州大学等との連携による医師確保事業、医師研究資金貸与事業、医師就労支援給付金事業、病院群輪番制病院等救急搬送収容事業、病院群輪番制病院後方支援事業に充当しておるものでございます。

次に、株式会社信州フォーレスト出資金150万円の減額につきましては、会社の解散によるものであります。

4ページをお願いいたします。2、物品でございます。決算年度中の増減高で軽自動車の1台の減につきましては、福祉課車両の廃車によるものであります。次にスチームコンベクションの1台増につきましては、田中小学校に整備したものであります。次に図面用デジタルコピー機の1台増につきましては、建設課に整備したものでございます。最下段にあります蓄電池内蔵型電気自動車急速充電設備1台の増につきましては、中央公民館前に新設したものでございます。

続いて下欄の美術品でございます。絵画のみ8点の増となっております。丸山晚霞の水彩画1点につきましては、購入によるものでございますが、その他の7点につきましては庄司貴和子1点、林倭衛4点、柳瀬正夢1点、山口長男1点でありまして、いずれも寄贈によるものでございました。

5ページをお願いいたします。3の債権でございます。決算年度中の増減高と決算年度末現在高

を区分ごとに申し上げます。

まず地域改善地区住宅改修資金等貸付金でございます。上から5行目の決算年度中増減高の小計の欄をご覧くださいますと、それぞれ貸付金の返済によりまして312万7,000円の減、決算年度末の現在高は4,331万6,000円であります。

次に、一般貸付金であります。浅間山麓総合開発株式会社への貸付金の返済によりまして2億円の減、年度末の現在高は2億円でございます。育英資金貸付金につきましては、年度中に9万6,000円の返済がございまして、年度末現在高は90万円でございます。次に平成21年度から実施しております医学生等奨学金貸付金につきましては720万円の増、年度末現在高は7,920万円でございます。

以上、債権の合計額は決算年度中の増減高1億9,602万3,000円の減となりまして、決算年度末現在高は3億2,341万6,000円でございます。

下欄の会計間の貸付金につきましては、市民病院の貸付金1億2,000万円でございますが、年度中6,000万円の返済があり、決算年度末現在高は6,000万円であります。

6ページをお願いいたします。4の基金であります。初めに(1)積立基金、アの一般会計関連でございますが、12の基金のうち年度中に増減のあった主なものを申し上げます。中ほどの年度中積立金欄の積立金の計は2億3,502万円でありまして、減債基金で500万円、滋野財産区運営基金で154万円、職員退職手当基金2億2,838万4,000円あります。なお人材育成基金の積み立てにつきましては、5ページで申し上げました育英資金貸付金の貸付返済金を積み立てたものでございます。

隣の歳計剰余金処分につきましては、財政調整基金2億4,170万円、利子分では12基金で4,383万8,000円となり、年度中の積立金の合計は5億2,055万8,000円でございます。次の年度中の取崩し額につきましては、総額で8億4,889万円となり、財政調整基金2億6,032万5,000円、減債基金1億3,222万4,000円、公共施設等整備基金3億1,985万8,000円、職員退職手当基金1億2,436万2,000円が主なものでございます。

この結果、年度中の積立金の額から年度中取崩し額を差し引いた年度中増減額の計は3億2,833万2,000円の減となり、一般会計関連の27年度末現在高は64億1,364万3,000円でございます。なお表中下段にあります合併振興基金につきましては、合併特例債を財源として12億1,468万5,000円を基金積立額としており、普通交付税の一本算定に伴う財政運営に備えているものでございます。

次に、イの特別会計関連では2つの基金がございます。国民健康保険財政調整基金の年度中積立金歳計剰余金処分は8,802万9,000円、利子分で163万2,000円となり、年度中積立金の合計は8,966万1,000円でございます。年度中取り崩し額は1億5,000万円でありまして、年度中の積立金の額から年度中取崩し額を差し引いた年度中増減額は6,033万9,000円の減となり、27年度末現在高は1億7,989万1,000円でございます。

次に、介護保険支払準備基金の年度中積立金歳計剰余金処分は680万6,000円、利子分で71万2,000円となり、年度中積立金の合計は751万8,000円でありまして、27年度末現在高は1億1,798万3,000円でございます。

7ページをお願いいたします。ここからは各会計の平成27年度主要施策の成果を及び予算の執行実績報告書であります。1の一般会計、特別会計の決算額表につきましては、それぞれの会計の歳入歳出予算額に対する比較増減と執行率を記載したものでございます。右下の全会計の合計の執行率は、歳入が97.4%、歳出が94%となりました。

次に8ページをお願いいたします。一般会計決算についての総括でございます。朗読して説明にかえさせていただきます。なお文章中の括弧内につきましては、省略をさせていただきます。

平成27年度の一般会計予算は、当初140億3,000万円でスタートしました。その後、教育委員会制度の変更に伴う人件費、農林業体験交流施設建築工事、明神館改修増築工事、浅間山麓総合開発株式会社出資金、豪雨災害による農業施設災害復旧事業補助金、地方債繰上償還金、病院会計繰出金、山岳高原観光推進事業補助金、地方交付税及び地方消費税交付金などを内容として10回の予算の補正を行いました。また経営体育成支援事業補助金、雪害対策でございますけれども、社会資本整備総合交付金事業などの事業に係る繰越明許費7億9,017万円を含め、最終予算額は161億5,677万1,000円となり、前年度最終予算額に対して17億7,286万2,000円、9.9%の減となりました。

主な減額要因としましては、社会資本整備総合交付金事業、海野地区・県地区整備事業や給食センター建替え事業費の減などによるものでございます。

平成27年度一般会計決算額は、歳入総額156億5,783万6,000円、歳出総額151億1,575万1,000円となり、歳入歳出差引額は5億4,208万5,000円で、次年度への繰越明許費の繰越財源2,948万円を差し引いた実質収支は5億1,260万5,000円の黒字決算となりました。これにより地方自治法第233条の2等の規定により、財政調整基金へ2億5,631万円を積み立てることとし、残り2億5,629万5,000円を平成28年度に繰り越しをいたしました。

平成27年度一般会計決算の特徴としましては、合併特例措置である普通交付税の段階的縮小の初年度であることが挙げられます。合併後10年間にわたり合併等算定替により交付されてきた地方交付税が、今後5年間で一本算定の額へと低減されます。新市として算定した一本算定による東御市の基準財政需要額71億3,136万9,000円、基準財政収入額35億4,347万3,000円、交付基準額35億8,789万6,000円に対し、合併による特例措置として算定した額は基準財政需要額75億4,690万4,000円、基準財政収入額35億4,438万円となりましたが、一本算定に向けた縮減額が4,158万9,000円となったことから、交付基準額は39億6,093万5,000円となりました。縮減後の交付基準額は一本算定に比べ3億7,303万9,000円上回っております。

歳入決算額は、対前年度比15億2,520万円の減となりました。これを科目別に見ると市税が前年度対比4,444万4,000円の減、地方交付税は6,448万6,000円の減、市債は公共事業等債などの減によりまして15億1,760万円の減、繰入金は2億1,761万1,000円の減、一方財産収入が羽毛山工業団地の売却により2億1,343万1,000円の増、諸収入が浅間山麓総合開発株式会社からの貸付金回収金により2億1,566万5,000円の増となりました。

次に、歳出決算額は、対前年度比14億5,914万5,000円の減となりました。これを目的別で見ます

と、総務費が2億2,902万1,000円の減、民生費が4億8,297万円の減、土木費が8億9,884万4,000円の減、教育費が6億2,749万9,000円の減となりました。それぞれの減少要因として、総務費では基金積立金の減、民生費では保育園建設事業の減、土木費では社会資本整備県地区・海野地区整備事業費及び市営住宅建設事業費等の減、教育費では給食センター建替え事業費及び武道館耐震補強工事の減が主なものでございます。

一方、農林水産業費は対前年度比2億7,825万1,000円の増、商工費は2億5,937万5,000円の増、公債費は2億4,677万5,000円の増となりました。増加要因としては、農林水産業費では経営体育成支援事業の増、商工費では明神館改修増築工事の増が主な内容でございます。

普通会計ベースの決算統計における主な財政指標は、標準財政規模が90億2,879万6,000円、実質公債費比率が9.5%で対前年度比0.1ポイントの微増となり、将来負担比率は62.9%で、10.8ポイントの減となりました。財政力指数は0.493で対前年度比0.001ポイントの微増となり、経常収支比率は87.7%で、前年度を0.4ポイント下回りました。基金の取り崩し及び積み立てについては、一般財源充当のため財政調整基金から2億6,032万5,000円、起債償還のための減債基金から1億3,222万4,000円、公共施設整備のため公共施設等整備基金から3億1,985万8,000円などの取り崩しを行う一方、財政調整基金へ2億5,103万円、減債基金へ1,344万5,000円、職員退職手当基金へ2億2,899万1,000円などの積み立てを行い、平成27年度の積立金残高は64億1,364万3,000円となりました。

地方債については、公共事業等債、公営住宅建設事業債、緊急防災減災事業債、全国防災事業債、臨時財政対策債など8億9,180万円の借り入れを行い、平成27年度末の地方債現在高は211億7,649万2,000円となりました。

平成27年度は、合併特例措置である合併特例債が終了し、普通交付税上乗せの縮減が始まりました。国は普通交付税の段階的な縮減について、当面特例措置の7割程度を継続して交付するとしていますが、土地価格の下落傾向にあることなど、市税等の税收確保は不透明な状況にあり、財政運営の厳しさは一層増すことが予想されます。このような状況の中において、第3次東御市行政改革実施計画に基づき、市税の収納率の向上や普通財産の処分引き続き取り組み、更に行財政の簡素効率化を図りながら、経費の節減・合理化と財源の重点配分に徹することで、生ごみリサイクル施設建設事業、市営住宅建設事業などをはじめとする重点事業を推進してまいりました。

今後も健全な財政運営が堅持できるよう、活力ある市づくりのために必要とされる施策に予算の重点配分を行うとともに、より一層の経費節減に努めてまいります。

次に11ページをお願いいたします。一般会計目的別決算額でございます。歳入の科目ごとの状況と執行率等を掲載してあります。次の12ページは歳出の科目ごとの状況と執行率等を掲載してございます。内容につきましては、後ほどご覧いただきたいと思っております。

次に13ページは平成24年からの一般会計決算額の推移でございます。14、15ページは一般会計歳入歳出決算額の前年度との科目ごとの対比でございます。内容につきましては、後ほどご覧いただきたいと思っております。

16ページをお願いいたします。16ページは歳入歳出決算額の割合を円グラフにあらわしたものでございます。上段は歳入決算額でございまして、1位は地方交付税28.8%、2位が市税25.8%、3位が国庫支出金9.6%の順となっております。下段の歳出決算額では、1位は民生費の27.0%、2位が土木費の12.9%、3位が公債費の12.4%、4位が総務費の11.6%、5位が衛生費の9.2%の順となっております。

次のページからは市税の状況を記載してございます。17ページは市税の収納実績表でございます。27年度の税全体の収納率は下段右から2行目の95.3%でありました。前年度より0.5ポイント上回っております。

次の18ページをご覧くださいと思います。18ページは市税収入の前年度対比、次の19ページ、20ページは課税の状況、21ページは目的税の充当状況、22ページは収納の状況を記載してございます。後ほどご覧くださいと思います。

次のページをご覧くださいと思います。23ページでございます。27年度末の市債の現在高であります。年度中の異動状況と年度末現在高を申し上げます。一般会計の小計（A）の欄の中ほど、平成27年度中の異動、発行高（b）は8億9,180万円、隣の元金償還額（c）は17億2,015万3,000円でございます。27年度末現在高は211億7,174万4,000円となりました。

特別会計の地域改善地区住宅改修資金等貸付事業では、年度中の発行はありません。元金償還額は91万4,000円で、年度末現在高は474万8,000円でございます。下段一般会計と特別会計の27年度末現在高の合計は211億7,649万2,000円でございます。前年度末より8億2,926万7,000円の減となっております。参考として公営企業会計の状況を下段に申し上げますが、公営企業会計を含めた27年度末起債残高の総計は、下段右の361億1,100万9,000円でありまして、前年度末より19億9,289万7,000円の減となっております。

24ページをお願いいたします。合併特例交付金及び合併特例債の状況でございます。初めに合併特例交付金であります。合併後、総額で5億円の交付金を受けることができることとなっているもので、平成27年度は4事業を実施してございまして、対象事業費は3,337万2,000円、交付額は3,200万円でございます。これにより合併後の交付額の累計は2億8,064万円となりまして、交付率5億円の56.1%となっております。

25ページをお願いいたします。次に合併特例債による事業は、平成26年度の繰越事業として1事業を実施しました。起債対象事業費は2,171万3,000円、起債充当額は2,060万円でございます。

26ページからは科目別歳入決算額、めくっていただきまして、ずっとめくっていただきますと31ページからは歳出予算の執行実績及び成果を記載してございます。これらにつきましては、それぞれの常任委員会におきまして担当課より詳細な説明をいたしますので、省略させていただきます。以下、特別会計につきましても同様をお願いいたします。

それでは飛びまして117ページをお願いいたします。特別会計でございます。初めに国民健康保険特別会計について申し上げます。決算の概要について朗読をさせていただきます。

国民健康保険特別会計決算の概要。平成27年度の決算は、歳入総額39億1,553万7,000円、歳出総額37億843万4,000円で、差引2億710万3,000円の黒字となっております。

歳入決算額は前年度に対して5億3,319万1,000円の増となりました。歳入の主なものは、国民健康保険税6億3,997万7,000円、国庫支出金7億6,622万1,000円、療養給付費交付金2億590万9,000円、前期高齢者交付金8億6,003万4,000円、繰入金4億2,768万2,000円、繰越金8,802万7,000円です。このうち国民健康保険税は前年度に対し2,095万9,000円の減で、収納率は前年課税分で94.9%、前年度と比較して0.1ポイントの減となりました。繰入金は4億2,768万2,000円で、財政調整基金取り崩し1億5,000万円と一般会計からの法定外繰入1億円を繰り入れたいしております。

歳出決算額は、前年度に対し5億214万4,000円の増となりました。歳出の主なものは、保険給付費22億9,751万6,000円、後期高齢者支援金4億3,446万9,000円、介護給付金1億7,440万2,000円、保健事業費3,668万1,000円、諸支出金1,094万5,000円です。このうち保険給付費は前年度に対し1億4,817万円の増で、1人当たりにより要した医療費は34万2,669円、前年度に対し2万3,009円の増となりました。また保健事業費のうち特定健康診査等事業費は3,543万2,000円で、前年度に対し8,000円の減、特定健診受診率は45.3%で、前年度に対し2.2ポイント増となっております。

次に125ページをお願いいたします。介護保険特別会計でございます。決算の概要を朗読させていただきます。

介護保険特別会計決算の概要。平成27年度の決算額は、歳入総額26億8,826万8,000円、歳出総額26億5,667万7,000円で、差引3,159万1,000円となりました。更に翌年度精算となる国庫支出金、県支出金、支払基金交付金の精算還付額341万1,000円を差し引き、精算追加交付額657万7,000円を加えて、実質差引3,475万7,000円でございます。

歳入は、歳出の保険給付費に対する負担基準に基づき保険料負担50%、公費負担50%分が保険料、国庫支出金、県支出金、支払基金交付金及び繰入金としてそれぞれ歳入となっております。

歳出は、総務費5,138万3,000円のうち3,498万6,000円が介護認定審査費でありました。保険給付費のうち居宅介護予防サービス費が12億6,691万7,000円、施設介護サービス費が9億1,552万1,000円、地域密着型介護サービス費が1億8,658万7,000円です。また地域支援事業費のうち介護予防のための運動教室等を実施した介護予防事業費は3,749万5,000円、家族介護支援、権利擁護等を実施した任意事業費は1,721万円、介護予防ケアマネジメント、総合相談、包括的・継続的ケアマネジメント等を実施した包括的支援事業費は1,530万7,000円でありました。諸支出金2,511万8,000円のうち2,488万1,000円は前年度国庫支出金等の精算金でございます。なお平成27年度において、介護保険支払準備基金の取り崩しはございませんでした。

飛んでいただいて135ページをお願いいたします。地域改善地区住宅改修資金等貸付事業特別会計でございます。決算の概要を申し上げます。

地域改善地区住宅改修資金等貸付事業特別会計決算の概要。平成27年度の決算額は、歳入総額363万円、歳出総額950万3,000円で、差引587万3,000円の不足となりましたので、翌年度歳入の充用

金で歳入不足を補てんさせていただきました。

歳入の主なものは、諸収入の347万7,000円で、貸付金元金収入でございます。歳出の主なものは、貸付事業債の償還元利金である公債費が108万8,000円でありました。また諸支出金として826万2,000円を平成26年度への繰上充用いたしました。

平成27年度末現在の貸付金の未納額は4,038万8,000円で、催告や納付相談を行いまして、債権の回収に努めてまいりました。

○議長（櫻井寿彦君） ここで15分間休憩します。

休憩 午前10時25分

---

再開 午前10時41分

○議長（櫻井寿彦君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

副市長。

○副市長（田丸基廣君） では、引き続きお願いをいたします。

先ほど私、申し上げた中で、発言の訂正を1つお願いをしたいんですが、2ページの財産に関する調書の中で、建物の非木造、下段から2欄目、その他の通りでございますけれども、ここに16.00平米の「増」となっております。私の方で「減」と発言をしたようでございますけれども、「増」の誤りでございます。ここに記載のとおりでございますので、訂正をさせていただきます。よろしくお願いいいたします。

それでは、引き続き136ページをお願いいたします。後期高齢者医療特別会計でございます。決算の概要を申し上げます。

平成27年度の決算は、歳入総額2億7,993万2,000円、歳出総額2億7,081万7,000円で、差引911万5,000円は出納整理期間に収入のあった保険料であるため、翌年度へ繰り越しをいたしました。

歳入決算額は、前年度に対して204万6,000円の減となりました。歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料1億9,019万5,000円、繰入金7,896万1,000円でございます。このうち後期高齢者医療保険料は前年度に対し752万5,000円の減、収納率は99.3%で、前年度に対し0.1ポイント増となりました。また一般会計からの繰入金は、前年度に対し367万円の増で、事務費繰入分745万4,000円、保険基盤安定繰入分7,150万7,000円を繰り入れいたしました。

歳出決算額は、前年度に対し140万6,000円の減で、歳出の主なものは後期高齢者医療広域連合への納付金でございます。

平成27年度の被保険者数4,404人、1人あたりに要した医療費は85万5,231円で、前年度に対し5万9,356円の増でございます。

次に139ページ、ここからは地方財政状況調査による資料でございます。地方財政状況調査の規定に基づきまして、算定した内容を資料として添付いたしました。後ほどご覧をいただきたいと思います。

以上、議案第56号から議案第60号までの5議案の決算につきまして、一括提案説明を申し上げます。よろしくご審議をいただき、認定賜りますようお願いを申し上げます。

◎日程第10 議案第61号 平成27年度東御市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

◎日程第11 議案第62号 平成27年度東御市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

(上程、説明)

○議長(櫻井寿彦君) 日程第10 議案第61号 平成27年度東御市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について、日程第11 議案第62号 平成27年度東御市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について、以上2議案を一括議題とします。本2議案に対する提案理由の説明を求めます。

都市整備部長。

○都市整備部長(寺島 尊君) ただいま上程となりました議案第61号、第62号の2議案につきまして、一括提案説明を申し上げます。

議案第61号 平成27年度東御市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について。

別冊の平成27年度東御市公営企業会計決算書の4ページ、5ページをご覧いただきたいと思えます。決算報告について申し上げます。なお数値につきましては、消費税込みの数値となっておりますので、よろしくお願いをいたします。

(1) 収益的収入及び支出ですが、収入につきましては表の右から3列目、決算額欄にありますように第1款水道事業収益で7億3,643万1,159円となりました。内訳でございますけれども、第1項営業収益で6億7,346万372円、第2項営業外収益で6,297万787円であります。

支出につきましては、表の右から4列目、決算額欄にありますように第1款水道事業費用で6億2,562万7,575円となりました。内訳でございますけれども、第1項営業費用で4億9,977万8,581円、第2項営業外費用で1億2,463万1,417円、第3項特別損失で121万7,577円であります。

次に6ページ、7ページをお願いいたします。(2) 資本的収入及び支出ですが、収入につきましては表の右から3列目、決算額欄にありますように第1款資本的収入で2,869万3,424円となりました。内訳でございますけれども、第1項企業債1,300万円、第3項補助金で470万5,000円、第4項負担金及び分担金で1,098万8,424円であります。

支出につきましては、表の右から6列目、決算額欄にありますように第1款資本的支出で3億5,697万1,157円となりました。内訳ですが、第1項建設改良費で7,348万3,851円、第2項企業債償還金で2億8,348万7,306円あります。

なお資本的収入額が資本的支出額に不足する額3億2,827万7,733円につきましては、損益勘定留保資金2億2,568万401円、減債積立金1億円、当年度消費税資本的収支調整額259万7,332円で補てんをいたしました。

次のページをお願いいたします。ここからは財務諸表です。

8ページ、9ページは損益計算書です。なお8ページ以降の数値につきましては消費税抜きの額ですので、よろしくをお願いいたします。

1、営業収益は合計で6億2397万7,634円、2、営業費用は合計で4億8,766万1,564円となり、営業利益は1億3,631万6,070円となりました。3、営業外収益は合計で6,300万2,870円、4、営業外費用は9,160万2,817円で、マイナス2,859万9,947円となり、経常利益は差引1億771万6,123円となりました。5特別損失は合計112万7,380円で、マイナス112万7,380円です。当年度純利益は差引1億658万8,743円となり、前年度繰越利益剰余金4,876万1,861円と、その他の未処分利益剰余金変動額1億円と合わせまして当年度未処分利益剰余金は2億5,535万604円となりました。

10ページ、11ページをお願いいたします。剰余金計算書です。資本剰余金、表の下段右から7列目、当年度末残高で合計1億8,425万358円となります。利益剰余金、表の下段右から2列目、当年度末残高で合計3億4,713万3,065円となり、資本合計では25億2,896万7,696円となりました。

12ページをお願いいたします。剰余金処分計算書（案）でございます。議会の議決をお願いする内容でございます。未処分利益剰余金当年度末残高2億5,535万604円のうち、減債積立金に1億600万円、自己資本組入に1億円、合計2億600万円を議決により処分し、処分後残高4,935万604円を翌年度に繰り越すものでございます。

次に13ページから15ページをお願いいたします。貸借対照表でございます。13ページ、資産の部、1、固定資産は合計で63億48万5,112円となり、2、流動資産は合計で4億4,558万4,626円となりまして、合わせた資産合計は67億4,606万9,738円となりました。

次のページをお願いいたします。負債の部でございます。3、固定負債は合計で27億2,294万6,661円となり、4、流動負債は合計で3億4,417万2,367円となり、5の繰延収益は合計で11億4,998万3,014円となりまして、合わせた負債合計は42億1,710万2,042円となりました。

次のページでございます。次のページをお願いいたします。資本の部でございます。6、資本金は合計で19億9,758万4,273円となり、7、剰余金は合計で5億3,138万3,423円となりまして、合わせた資本合計は25億2,896万7,696円となります。負債と資本の合計は67億4,606万9,738円となりまして、13ページの資産合計と同額となります。

続きまして16ページ、17ページをご覧ください。注記でございます。会計に関する基本的な方針を掲載してございますので、ご覧をいただきたいと思います。

次のページをお願いいたします。ここからは決算附属資料でございます。説明申し上げました決算報告及び財務諸表の内容をお示しした附属資料でございます。

18ページから28ページにおきましては、水道事業報告書でございます。18ページ、1、概況（1）総括事項、営業でございますけれども、総人口につきましては2万7,977人で、前年度に比べ129人減少しました。年間総配水量は366万6,850立方メートル、1日平均配水量は1万21立方メートル、前年度と比較いたしまして年間の総配水量は7万180立方メートル減少となりました。

料金の対象となる有収水量は309万4,481立方メートルで、有収率は84.39%で、前年度に比べましてわずかですが0.03%上昇いたしました。

建設改良につきましては、安全で安定した水の供給を図るため、石綿管の更新として西深井にて284メートルの布設替えを、また老朽化及び落雷による不具合の解消のため大石配水池の計装盤等の更新や湯の丸水源の送水ポンプの交換を行いました。

経理につきましては、地方公営企業の独立採算制の趣旨に沿って予算を編成し、設備の維持補修等の経費節減に努めた結果、決算におきましては消費税抜きで収益的支出では事業収益6億8,698万504円、事業費用5億8,039万1,761円で、差引1億658万8,743円の当年度純利益となりました。

また、資本的収支の収入は、補助金、負担金及び分担金を合わせ収入総額は2,793万8,224円でした。支出は、建設改良費7,013万1,319円、企業債償還金2億8,348万7,306円で、支出総額は3億5,361万8,625円となり、差引3億2,568万401円の不足額を生じました。その不足額につきましては、損益勘定留保資金、減債積立金等で補てんをいたしました。

工事内容、業務内容、会計、附帯事項を20ページ以降に掲載してございます。こちらにつきましては後ほどご覧をいただきたいと思っております。

29ページをお願いいたします。キャッシュ・フロー計算書です。30ページから41ページにつきましては、収益費用及び資本的収支の明細書になります。前段でご説明申し上げました決算の明細ですので、後ほどご覧をいただきたいと思っております。

次に42ページ、43ページをお願いいたします。固定資産明細書です。

次に44ページから46ページまでは、企業債の明細でございます。47ページからは、その他参考資料でございます。47ページにつきましては、先ほどご説明申し上げました貸借対照表の明細でございます。ご覧をいただければと思っております。

48ページは補てん財源等計算書、49ページは経営分析でございます。後ほどご覧をいただければと思っております。

以上、水道事業会計の利益の処分及び決算をご説明いたしました。

続きまして、議案第62号 平成27年度東御市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について提案説明を申し上げます。

52ページ、53ページをお願いいたします。決算報告について申し上げます。なお数値につきましては、消費税込みの数値となっておりますので、よろしくお願いをいたします。

(1) 収益的収入及び支出ですが、収入につきましては表の右から3列目、決算額欄にありますように、第1款下水道事業収益で15億1,344万7,540円となりました。内訳につきましては、第1項営業収益で4億8,079万321円、第2項営業外収益で10億3,265万7,219円であります。支出につきましては、表の右から4列目の決算額欄にありますように、第1款下水道事業費用で13億7,635万1,890円となりました。内訳は第1項営業費用で10億8,677万1,610円、第2項営業外費用で2億8,897万4,296円、第3項特別損失で60万5,984円であります。

次に54、55ページをお願いいたします。(2)資本的収入及び支出ですが、収入につきましては表の右から3列目の決算額欄にありますように、第1款資本的収入で6億350万180円となりました。内訳ですけれども、第2項出資金で4億7,800万円、第3項補助金で5,940万円、第4項負担金及び分担金で6,610万180円であります。支出につきましては表の右から6列目、決算額欄にありますように、第1款資本的支出で10億4,777万4,566円となりました。内訳ですけれども、第1項建設改良費で1億7,191万5,166円、第2項企業債償還金で8億7,585万9,400円であります。

なお資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額4億4,427万4,386円につきましては、損益勘定留保資金3億1,101万2,842円、減債積立金1億1,926万6,000円、建設改良資金167万1,000円及び当年度消費税、地方消費税資本的収支調整額1,232万4,544円で補てんをいたしました。

次のページをお願いいたします。ここからは財務諸表でございます。56、57ページは損益計算書です。なお56ページ以降の数値につきましては、消費税抜きの額ですので、よろしく願いをいたします。

1、営業収益は合計で4億4,636万7,726円、2、営業費用は合計で10億6,703万170円となり、営業損失は6億2,066万2,444円となりました。

3、営業外収益は合計で10億3,269万177円、4、営業外費用は合計で2億7,755万4,152円で、7億5,513万6,025円となり、経常利益につきましては差引1億3,447万3,581円となりました。

57ページをお願いいたします。5、特別損失は合計で56万1,275円となり、マイナス56万1,275円で、当年度純利益は差引1億3,391万2,306円となり、前年度繰越利益剰余金は250万2,528円で、その他未処分利益剰余金変動額1億2,093万7,000円と合わせまして、当年度未処分利益剰余金は2億5,735万1,834円となりました。

58、59ページをお願いいたします。剰余金計算書になります。資本剰余金、表の下段右から7列目、当年度末残高で合計992万1,944円となります。利益剰余金、表の下段右から2列目、当年度末残高で合計2億7,285万9,834円となり、資本合計につきましては39億1,225万3,560円となります。

60ページをお願いいたします。剰余金処分計算書(案)でございます。議会の議決をお願いする内容でございます。未処分利益剰余金、当年度末残高2億5,735万1,834円のうち減債積立金に1億3,186万4,000円、建設改良積立金に204万9,000円、自己資本組入に1億2,093万7,000円、合計2億5,485万円を議決により処分し、処分後残高250万1,834円を翌年度に繰り越すものです。

次に61ページから63ページをお願いいたします。貸借対照表でございます。資産の部、1、固定資産は合計で249億9,601万5,757円となり、2、流動資産は合計で6億5,063万8,008円となりまして、合わせた資産合計は256億4,665万3,765円となりました。

次のページをお願いいたします。負債の部、3、固定負債、合計で92億5,688万8,965円、4、流動負債、合計で10億7,432万9,871円、5、繰延収益合計で114億318万1,369円となり、負債合計につきましては217億3,440万205円となりました。

次のページをお願いいたします。資本の部、6の資本金合計でございます。36億2,947万1,782円

となり、7、剰余金合計で2億8,278万1,778円となりまして、合わせた資本合計は39億1,225万3,560円となり、負債と資本の合計は256億4,665万3,765円となりまして、前ページの資産合計と同額となります。

続きまして64から66ページをご覧くださいと思います。こちらにつきましては注記でございます。会計に関する基本的な方針を掲載してありますので、また後ほどご覧をいただきたいと思っております。

続きまして67ページをお願いいたします。ここからは決算附属資料でございます。ご説明申し上げました決算報告及び財務諸表の内容をお示しした附属資料でございます。

67ページから81ページまでは事業報告でございます。1の概況の(1)総括事項でございます。営業につきましては、平成20年度より地方公営企業法の適用とし、適正、迅速な執行と管理体制及び事務処理、経費の効率化を図るため各種の下水道事業を1つの会計で処理し、経営の合理化と健全化を図ってまいりました。

市の人口につきましては、3万716人で前年度に比べ125人減少し、処理区域内人口も2万8,392人と前年度に比べ129人減少いたしました。水洗化人口は2万6,425人で、前年度に比べ41人減少し、水洗化率につきましては93.1%で、0.3%向上いたしました。

料金の対象となる有収水量は260万9,233立方メートルで、前年度と比較して1万6,691立方メートルの増加となりました。

建設改良につきましては、公共下水道区域で57.5メートル、農業集落排水区域で38.6メートルの本管延長工事を、61カ所の公共ます設置を行いました。

業務委託としましては、東部浄化管理センター管理棟の耐震改修工事の実設計、公共下水道処理場・管路施設等の長寿命化に係る基本設計、及び計画策定業務を実施いたしました。

また、雨水排水整備、常田排水区の詳細設計業務を実施いたしました。

経理につきましては、地方公営企業の独立採算制の趣旨に沿って予算を編成いたしまして、設備の維持補修等の経費節減に努めた結果、決算においては消費税抜きで収益的収支では事業収益14億7,905万7,903円、事業費用で13億4,514万5,597円で、差引1億3,391万2,306円当年度純利益となりました。

また、資本的収支の収入は、費用負担の軽減を図るための補助金を活用し、支線の延長及び新規公共ますの設置についての費用負担、一般会計からの繰入金を合わせ収入総額は6億350万180円でした。支出は、建設改良費1億5,959万622円、企業債償還金8億7,585万9,400円などで、支出総額は10億3,545万22円となり、差引4億3,194万9,842円の不足を生じました。この不足額は、損益勘定留保資金、減債積立金等で補てんをいたしました。

工事内容、業務内容、会計、附帯事項を70ページ以降に掲載してございますので、後ほどご覧いただきたいと思っております。

82ページ、83ページですけれども、こちらにつきましてはキャッシュ・フロー計算書です。

84ページから95ページまでにつきましては、収益費用及び資本的収支の明細書になります。前段で申し上げました決算の明細でございますので、後ほどご覧をいただきたいと思っております。

次に96、97ページをお願いいたします。固定資産明細書でございます。ご覧ください。

次に98ページから102ページまでは、企業債の明細でございますが、ご覧をいただきたいと思っております。

103ページからにつきましては、その他参考資料となっております。103ページにつきましては、先ほど申し上げました貸借対照表の明細でございます。ご覧をいただければと思っております。104ページは補てん財源等計算書でございます。

次に105ページ、106ページでございますけれども、105ページは経営分析、106ページは他会計補助金等の使途でございます。こちらにつきましてもご覧をいただければと思っております。

以上、下水道事業会計の利益の処分及び決算をご説明いたしました。

議案第61号、第62号を一括して提案説明申し上げましたが、よろしくご審議をいただきまして、利益の処分のご決定及び決算の認定を賜りますようお願い申し上げます。

---

### ◎日程第12 議案第63号 平成27年度東御市病院事業会計資本金の額の減少及び決算の認定について

(上程、説明)

○議長（櫻井寿彦君） 日程第12 議案第63号 平成27年度東御市病院事業会計資本金の額の減少及び決算の認定についてを議題とします。本案に対する提案理由の説明を求めます。

病院事務長。

○病院事務長（武舎和博君） ただいま上程となりました議案第63号 平成27年度東御市病院事業会計資本金の額の減少及び決算の認定についてにつきまして、提案説明を申し上げます。

引き続き東御市公営企業会計決算書の108、109ページをお願いします。

初めに、平成27年度東御市病院事業決算報告書でございます。この報告書につきましては、表の中ほどにございます決算額の数値を消費税込みの金額で申し上げます。

まず収益的収入及び支出の決算報告でございますが、上の表の収入決算額につきましては、第1款病院事業収益が18億5,020万5,987円、内訳といたしまして第1項医業収益が13億8,325万6,218円、第2項医業外収益が4億6,694万9,769円でございます。次に下の表の支出決算額でございますが、第1款病院事業費用が18億8,219万6,837円で、内訳といたしまして第1項医業費用が18億4,410万6,700円、第2項医業外費用が3,805万1,697円、第3項特別損失が3万8,440円でございます。

次のページをお願いいたします。こちらは資本的収入及び支出の決算報告書でございます。まず上の表の収入決算額でございますが、第1款資本的収入が1億8,741万1,000円、内訳といたしまして第1款資本的収入が第1項企業債が1億4,000万円、第2項出資金が4,741万1,000円でございます。また下の表の支出決算額でございますが、第1款資本的支出が3億7,079万2,139円で、内訳と

いたしまして第1項建設改良費が1億5,351万132円、第2項企業債償還金が1億5,728万2,007円、第3項他会計借入金償還金が6,000万円でございます。

次のページをお願いいたします。ここからは財務諸表でございます。初めに平成27年度東御市病院事業全体の損益計算書でございますが、決算額の主な項目につきまして消費税抜きの数値で申し上げますので、金額欄の中ほど、または右側の列をご覧ください。

1の医業収益の合計額は13億7,093万4,981円、2の医業費用の合計額は17億6,885万1,039円となり、差引の医業損益は3億9,791万6,058円の損失でございました。また3の医業外収益の合計額は4億6,552万4,651円、4の医業外費用の合計額は9,956万1,003円となり、差引の医業外損益は3億6,596万3,648円の利益を計上した結果、経常損益は3,195万2,410円の損失でございました。

次に5の特別損失につきましては、3万8,440円を計上しており、先ほどの経常損失と合わせて当年度純損失は3,199万850円でございます。

また、最下段の当年度未処理欠損金でございますが、前年度までの繰越欠損金に当年度純損失を加えまして9億2,329万6,157円の累積欠損となりました。

次に右側のページからは施設ごとの損益計算書を載せてございます。

初めに市民病院でございますが、他会計負担金を繰り入れた後の当年度純損失、また未処理欠損金の額をお示ししてございます。

おめくりいただきまして、温泉診療所でございますが、他会計負担金の繰り入れがない状況での当年度純損失及び未処理欠損金をお示ししてございます。

また次のページにおきましては、右側のページにおきましては助産所でございますが、こちらは他会計負担金を繰り入れた後の当年度純損失及び未処理剰余金等を掲載してございます。後ほどご覧をいただきたいと思っております。

次のページをお願いいたします。平成27年度東御市病院事業剰余金計算書でございます。一番左側の資本金合計の列をご覧ください。前年度末残高は18億162万7,833円ですが、当年度変動額といたしまして表の中段にございます資本的収入の出資金4,741万1,000円を自己資本金に繰り入れますので、最下段の当年度末残高は18億4,903万8,833円となります。

次に118ページをお願いします。平成27年度東御市病院事業欠損金処理計算書の案でございます。1行目の当年度末残高につきましては、資本金が18億4,903万8,833円、未処理欠損金が9億2,329万6,157円という状況でございますが、表の中ほどに記載しましたようにこの未処理欠損金と同一の金額を資本金から振りかえまして、欠損金への補てんを行うことにより、最下段の処分後残高は資本金を9億2,574万2,676円に、また累積欠損金を0にするという内容でございます。

この未処理欠損金の解消対策につきましては、かねてより市の監査委員からもご指摘を受けていたところですが、今般この措置を行うに当たっての財務上の背景を申し上げます。

まず初めに、病院事業会計が始まりました平成5年当時の資本金は6億1,600万円でございます。現在、資本金の残高は18億4,900万円余りとなりますので、この22年間で12億円を上回る資本

金の増額を行ってきたこととなります。

一方、累積欠損金は9億2,300万円余りでございますので、今回の決算処理におきまして資本金を減額して累積欠損金への補てんをいたしましても会計発足当時に比べまして3億円以上の資本金の増強が図られていることとなりますので、開院後20年余り経過いたしましたこの時期に、一旦累積欠損額をリセットさせていただきたいという内容でございます。

また、収支の見通しでございますが、これまで資本金に繰り入れておりました資本的収入の出資金につきましては、収益勘定で処理することが可能となりまして、今後更に収支の改善が見込める状況になったことから、このような形での欠損金の処理をお願いするものでございます。

次に右側の119ページをお願いいたします。平成27年度東御市病院事業貸借対照表でございます。この表も決算額の主な項目につきまして、消費税抜きの数値で申し上げますので、金額欄の一番右側の列をご覧ください。

初めに資産の部でございますが、1の固定資産の合計額が26億9,592万3,882円、2の流動資産の合計額が3億4,505万8,334円で、最下段の資産合計額は30億4,098万2,216円でございます。

次のページをお願いします。負債の部でございますが、3の固定負債の合計額が16億195万9,095円、4の流動負債の合計額が5億1,328万445円で、最下段の負債合計額は21億1,523万9,540円でございます。

右側のページをご覧ください。資本の部でございますが、6の資本金の合計額が18億4,903万8,833円、7の剰余金の合計額がマイナス9億2,329万6,157円ですので、資本の合計額は9億2,574万2,676円となり、負債合計と資産合計合わせた金額は最下段の30億4,098万2,216円で資産の合計額と一致するものでございます。

次に少し飛びまして126ページをお願いします。ここからは決算附属資料でございます。平成27年度東御市病院事業報告書をご載せさせていただきますが、(1)の総括事項につきまして、施設ごとに要旨を説明させていただきます。

初めに、東御市民病院でございますが、当病院を地域に密着した小規模多機能型のプライマリ・ケア病院として位置づけまして、外来、入院、ドック・健診、リハビリ、透析、手術、救急、在宅診療など、できるだけ多くの市民のニーズにこたえられるよう多岐にわたる医療サービスを提供しております。

平成27年度の状況でございますが、医業収入におきましては患者数の減少に伴い対前年比8,920万円、約7%の減収となり、医業費用におきましては人件費や一般経費などの削減により1億3,580万円、約8%の減額となりました。

次に、みまき温泉診療所でございますが、この診療所は保健、医療、介護等の分野におけるセンター的な機能として重要な役割を果たしており、併設している関連施設との連携を図りながら、その特性を生かした医療サービスの提供に努めております。

平成27年度の状況でございますが、医業収入におきましては患者数が増加し、対前年比400万円、

約5%の増収となり、医業費用におきましては人件費などの増加に伴い600万円、約6%の増額となりました。

次に助産所とうみでございますが、安心してお産のできるまちを目指しながら、平成27年度は92件の分娩を取り扱いました。医業収入におきましては、分娩件数の減少に伴い対前年比3,100万円、約33.8%の減収となり、医業費用におきましては人件費や一般経費などの削減により2,100万円、約23%の減額となりました。

以上、平成27年度における施設ごとの概況について申し上げましたが、これ以降の決算附属資料につきましては、これまで説明をいたしました収入や支出にかかわる各種数値の具体的な明細及び固定資産や企業債等の明細を載せてございます。説明につきましては省略をさせていただきますので、後ほどご覧をいただきたいと思っております。

以上、議案第63号につきまして提案説明を申し上げますが、よろしくご審議をいただき、認定賜りますようお願い申し上げます。

**○議長（櫻井寿彦君）** ここで平成27年度決算に伴う健全化判断比率及び資金不足比率について報告をお願いします。

副市長。

**○副市長（田丸基廣君）** 東御市の健全化判断比率及び資金不足比率について報告をさせていただきます。

お手元に市長から議長あてに報告いたしました健全化判断比率及び資金不足比率についての写しを配付いたしましたので、ご覧をいただきたいと思っております。

この報告につきましては、地方公共団体の財政健全化に関する法律に基づいて行うものでございます。その趣旨といたしましては、地方公共団体の財政破綻を未然に防ぐため、定められた指数を用いまして地方公共団体の財政状況を判断し、財政の早期健全化及び財政の再生、並びに公益企業経営の健全化を図るための制度を定めたものでございます。この法律により、地方公共団体の長は毎年前年度の決算に基づいて、この比率を算定し、その数値を議会に報告するとともに、監査委員の審査にも付すことになっており、あわせて市民の皆さんへの公表が義務づけられているものでございます。

それでは報告文書に沿って申し上げます。

初めに、1の健全化判断比率の状況でございます。区分のとおり健全化を判断する4つの比率がございます。まず実質赤字比率は、普通会計を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率であります。普通会計の平成27年度決算は黒字でございましたので、実質赤字比率の該当はございません。

次の連結実質赤字比率は、一般会計、特別会計及び公営企業会計の全会計を対象とした実質赤字額及び資金不足額の合計の標準財政規模に対する比率でございます。こちらにつきましても、当市は赤字及び資金不足がございませんので、この比率についても該当がありません。

次の実質公債費比率につきましては、一般会計等の支出のうち義務的に支出しなければならない経費である公債費や公債費に準じた経費の標準財政規模を基本とした額に対する割合で、過去3年間の平均値でございます。平成27年度のこの比率は、前年度と比較して0.1ポイント増の9.5%で、ほぼ前年並みでございます。なお、この比率は過去3年間の平均値でありまして、平成25年度に公共用地取得事業費として債務負担行為をしておりました土地開発公社が所有する土地の買い戻しをしたことにより、平成25年度の単年数値が12.1%と高率であった影響が残っておりますが、その後の単年数値は平成26年度が9.0%、平成27年度は7.5%となっており、平成28年度は更に減少するものと見込んでおります。

表下段、実質公債費比率の早期健全化基準は25.0%となっております。この数値が18%を超えますと地方債の発行に許可が必要となり、25%を超えますと財政健全化計画の策定とともに、一部地方債の発行が制限されるものでございます。

次に、将来負担比率につきましては、一般会計等が将来的に負担することになっている負債の額から、これら負債の償還に充てることのできる基金等を控除した額が標準財政規模を基本とした額に対して、どの程度の割合にあるかを示すものでございます。将来負担すべき地方債などの実質的な負債が将来の財政をどの程度圧迫するかを示す指数でございます。この比率は、前年度に比較して10.8ポイント減の62.9%でございました。これは公営企業債も含めた地方債現在高が減少したことによるものでございます。早期健全化基準は350%でありまして、基準の範囲内でございます。

以上申し上げました4つの比率が1つでも早期健全化基準を上回った場合は、財政健全化計画の策定を行わなくてはならないということでございますが、いずれの比率も基準を下回っている結果でございました。

次に2の資金不足比率でございます。この比率は各公営企業会計の事業規模に対する資金不足の比率でございまして、経営健全化基準の20.0%を上回った場合は、経営健全化計画を策定しなければならないというものでございます。東御市水道事業会計以下3会計は、資金不足を生じていないため、資金不足比率の該当はございませんでした。

報告させていただきましたそれぞれの比率は、どれも基準を下回っておりますが、昨今の経済情勢や今後の事業の推進などを勘案しますと、今後も経営の改善や経費の節減に努め、さらなる健全化に努める必要があると考えておるところでございます。

以上、ご報告をさせていただきました。

○議長（櫻井寿彦君）　ここで平成27年度各会計の決算について、審査報告を願います。

代表監査委員。

○代表監査委員（北澤昌雄君）　改めてごあいさつを申し上げたいと思います。

去る5月の議会臨時会におきましてご同意を賜り、監査委員に選任されました北澤昌雄でございます。同じく選任されました塩川壽友監査委員、議会選出の柳澤旨賢監査委員とともに、3名体制となりました。よろしくお願ひ申し上げます。

私どもは、監査機能を通じまして本市の財務に関する事務の執行、また事務事業が最小の経費で最大の効果を上げているか、その事務事業が法令、条例に基づき、適正に執行されているか、更に本市の組織運営が合理的であるかなど、また全市民に公平に行政が執行されているか等を念頭に置き、市が行う事務事業の信頼性をより一層高めることができるよう職務を遂行してまいりたいと思っておりますので、皆様のご指導、ご鞭撻をよろしくお願い申し上げます。

それでは平成27年度一般会計、特別会計及び公営企業会計の決算審査等につきまして、地方自治法、地方公営企業法及び財政の健全化に関する法律等、各関係法令の規定に基づき審査をいたしましたので、その審査結果の概要につきまして監査委員を代表してご報告申し上げます。

また、あわせて平成28年度定期監査の結果につきましても、ご報告申し上げます。

この審査等は、東御市監査委員に関する条例及び東御市監査基準に基づきまして、年度当初に策定した東御市監査計画により実施いたしました。各審査や検査、監査、調査の内容につきましては、お手元にお届けしてあります報告書のとおりでございます。後ほどご高覧をいただきたくお願い申し上げます。

それでは、お手元に定期監査、決算審査等報告資料を申し上げます。A4サイズ3枚のものでございます。こちらをご覧いただきたいと思っております。

まず1つ目でございますが、平成27年度一般会計及び特別会計と公営企業会計決算の審査結果でございます。

この審査に当たりましては、市長より提出された歳入歳出決算書及び決算附属書及び決算説明資料を中心に、担当者から説明を受け、それらに対し質問、書類の閲覧、確認等を行い、慎重に審査を実施いたしました。

まず一般会計及び特別会計決算についての審査結果といたしましては、1、直面している厳しい社会情勢や市民ニーズ、行政需要の変化に的確かつ積極的に対応され、重点的、効率的な事務事業の執行に当たられていること。

2、審査に付された書類等は基準に従い適切に作成されており、適確かつ良好であること。

3、財産の管理等財務に関する事務の執行においても、適合かつ適正であることであります。

なお4つ目といたしまして、今回提出いたしました各報告書に記述された改善や留意すべき事項を確認し、今後とも健全な行財政運営のための一層の改善努力を希望するところでございます。

次に、公営企業会計決算審査の結果でございますが、3つの公営企業会計に伴います決算報告書、損益計算書、貸借対照表及びその他附属書類につきましては、いずれも地方公営企業法等関係法令に準拠して、適正に作成されていると認めます。また、関係諸帳簿等を照合しました結果、それぞれの計数につきましても、いずれも正確に表示されていることを認めるとともに、法令に準拠して適正に作成されていることを認めます。

水道事業会計では、独立採算制の趣旨に沿って予算編成がされ、設備の維持・修繕等の経費削減に努められた結果、平成27年度純利益金は前年度より増加をしております。

また、下水道事業会計においては、適正、迅速な執行体制の中、独立採算制の趣旨に沿って予算編成がされており、設備の維持・修繕等の経費節減に努められた結果、平成27年度純利益金は前年度と同水準の経営状況を維持しており、評価いたすものでございます。

病院事業会計は、病床利用率は64.5%で、前年度に比べ11.9ポイント低下し、同床規模の全国公立病院平均を下回っております。また、入院・外来収益の減少などにより、3,199万1,000円の当期純損失となり、当年度末未処理欠損金は9億2,329万6,000円となっております。今後も市からの財政援助が必要であり、抜本的な改革が不可欠でございます。

先ほど議案第63号 平成27年度東御市病院事業会計資本金の額の減少及び決算の認定についてが議案上程され、病院事務長から説明がございました。

この件につきましては、病院の定期監査において私ども監査委員にも累積債務に関して本決算議会において、資本金との相殺による清算処理を行う提案を検討している旨、病院事務長からの説明がございました。多年にわたる懸案事項であり、財務上特段の問題はないものと思料し、説明に対する異論は申し上げませんでした。

ただし、今後も引き続き市からの財政援助は否めるものではなく、抜本的に改革や身を切る覚悟は不可欠でございます。ある意味、再スタートとなるわけですので、今までの負の遺産を払拭し、新たな気概を持って業務にまい進されることを望みます。

3事業会計とも、今後も引き続きコスト意識を徹底し、企業としての経済性の発展に努め、最小の経費で最大の効果を目指す企業体質づくりを更に推進されるよう要望します。

2つ目でございます。基金の運用状況の審査結果についてでございます。

基金の運用につきましては、関連する法令、規則、規定等に基づいて適切に実施されているか、また経済性、有効性、効率性の観点から妥当なものであるかについて検討いたしました。

当基金の繰り入れ状況と取り崩しに関しましては、その基金の設置目的に従って管理されており、特に指摘すべき事項はございませんでした。

3つ目でございます。財政健全化、経営健全化比率審査の結果でございます。

財政健全化判断比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類の提出を受け、去る8月8日審査を実施いたしました。

その結果、4つの財政健全化判断比率のうち、実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては、27年度決算が黒字のために該当数値はございません。

実質公債費比率は、平成25年度より27年度の3カ年の平均で9.5%であり、早期健全化基準25%を下回っております。

また将来負担比率においても、62.9%と、早期健全化基準350%を大きく下回っております。

総括審査意見といたしまして、27年度決算における財政健全化判断比率とその算定基礎を記載した書類は、所定の規定に準拠して作成されており、その比率の算出は的確であります。更にこの法律が定めた4つの財政健全化判断比率は、いずれも早期健全化基準の範囲内であり、東御市の平成

27年度各決算結果に基づく財政状態は、健全であると認めました。

また、公営企業の経営の健全化指標審査の結果でございますが、この審査の対象とされた各公営企業会計の資金不足比率と、その算定基礎を記載した書類は、所定の規定に準拠して作成され、各比率算定の基礎となる計数は正確であると認めました。

また、財政健全化法が定めた公営企業会計資金不足比率は、分子の実質収支が黒字のため、資金不足額は負の値で表示され、資金不足比率は該当しません。よって、特に指摘すべき事項はございません。

最後に、定期監査の結果についてでございます。

定期監査につきましては、7月5日から8月5日までのおおむね1カ月にわたり、各部局、課ごとに実施をいたしました。あわせて指定金融機関等の監査を実施いたしております。

監査の方法といたしましては、あらかじめ提出を求めた予算の執行状況や経営に係る事業の管理についての関係書類に基づき、関係職員から説明を聴取いたしました。

事務事業が関係法令に基づき、適正かつ効率的に執行されているかに主眼を置き、抽出により質問、閲覧、数値の分析、比較、突合、実査、確認、視察、立ち会いの方法で実施し、疑義を生じた事項に関しましては追加の質問を行い、期間中の回答を求めました。更に例月現金出納検査の結果も参考としております。

平成28年度監査におきましては、年度途中における監査委員の改選に伴い、特に基本的な次の事項に重きを置き、実施いたしました。

- 1、事務組織及び職員の配置状況。
- 2、予算の執行状況と補正・流用手続きの対応状況。
- 3、工事請負状況。
- 4、団体に対する市単独補助金の使途。
- 5、各部署における業務遂行手順と各部署の分任出納員による現金収納、公金、通帳等の管理状況。
- 6、前年度指摘事項に対する対応状況。
- 7、その他監査進行上の必要事項でございます。

監査の結果、通常妥当とする監査手続きや監査方法により行った監査において、総合的に判断した結果、おおむね良好であり、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、否とする事項は存在しておりません。

しかしながら今回対象として問いただした事項や通常事務事業において気づき、気配り、気働きの必要な事柄や、慣行・前例踏襲の打破等、改善や検討を要する事項が見受けられており、各部局、課共通事項として幾つかの改善が必要と認められた事項や課題、留意事項を監査委員意見として明示いたしました。その詳細につきましては、別冊の定期監査報告書のとおりでございます。

何点か申し上げますと、ウの予算の執行に関してでございます。各部署において執行率の低いも

のに加え、執行ゼロの項目が散見されました。予算化の際の積算根拠をより明確にするとともに、年度途中における予算管理に関しましては、担当者任せとすることなく、課長、係長の責任で管理が必要であると感じました。

また、オの団体に対する市単独補助金に関しましては、支出された補助金の使途、繰越額の問題等、複数の団体で課題が散見されております。

合併12年が経過した今、いずれの団体に対しましても既得権でなく、一旦すべてをリセットし、抜本的な見直しに着手する時期を迎えていると思われまます。

なお個別事項は、各部局、課、係ごとに整理をし、列挙しておりますので、それぞれのご対応をお願いいたします。

特に、職員は執務上の基本的事項について熟知し、プロ意識を自覚したもとで緊張感を持って日常の執務に当たっていただくことがより重要だと思ひます。今後はこの点を十分認識の上、ご配慮いただきたいことをここに希望いたします。

以上、4項目につきましてご報告を申し上げます。

結びといたしまして、総括意見として申し上げます。

少子高齢化及び人口減少が進む中、地方では過疎化の進行、生産年齢人口の減少による税収の減少、社会インフラの大量更新時期の到来や社会保障経費の増加など、多数の課題を抱えている状況であり、全国的に人口の一極集中解消及び地方創生に関する取り組みが進められております。

本市でも、昨年度「第2次東御市総合計画 とうみ夢・ビジョン2014」に掲げる施策・事務事業を基本に、「東御市まち・ひと・しごと創生総合戦略」及び「東御市人口ビジョン」が策定され、人口減少を克服し、将来にわたって活力ある地域社会を実現するための施策を進めているところであり、効率かつ迅速に取り組むことを期待しているところでございます。

歳入につきましては、普通交付税が合併算定替の適用期間の終了に伴い、平成27年度より段階的な縮減が始まっていることや人口減少や少子高齢化の影響で将来的に市税等の歳入増加は見込めないため、市税等収納率の向上に努め、滞納繰越金の整理に積極的に取り組むとともに、自主財源及び新たな財源確保に努めていただきたいと思います。

一方、歳出面につきましては、今後の財政運営におきまして、学校施設をはじめとして過去に建設された公共施設の老朽化対策が課題となってきます。また社会保障経費の自然増に多額の経費を要することが予想されます。今後も持続可能な健全財政を堅持するとともに、民間能力活用の検討、補助・交付金の改革等、全事務事業の見直しを進め、限られた財源を市民益にかなう施策に最大の効果を上げるよう、更に一歩踏み込んだ検討が必要であると考えます。

以上、決算審査の結果と意見と、あわせて定期監査における所見の一端を申し述べまして、平成27年度東御市各決算に係る審査の報告といたします。

○議長（櫻井寿彦君） 昼食のため、午後1時まで休憩いたします。

休憩 午後 0時02分

---

再開 午後 1時00分

○議長（櫻井寿彦君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

---

◎日程第13 議案第64号 平成28年度東御市一般会計補正予算（第4号）

（上程、説明）

○議長（櫻井寿彦君） 日程第13 議案第64号 平成28年度東御市一般会計補正予算（第4号）を議題とします。本案に対する提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（掛川卓男君） ただいま上程となりました議案第64号 平成28年度東御市一般会計補正予算（第4号）につきまして、提案説明を申し上げます。

お手元の平成28年度東御市一般会計・特別会計補正予算書の1ページをお願いいたします。

補正予算の概要につきましては、市長が招集あいさつの中で申し上げましたので、直接説明に入らせていただきます。

議案第64号 平成28年度東御市一般会計補正予算（第4号）。

平成28年度東御市の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによるものでございます。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,356万円を追加し、歳入歳出予算の総額を153億2,769万5,000円とするもので、第2項補正後の歳入歳出予算の金額は第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。

第2条、地方債の変更につきましては、第2表地方債補正によるものでございます。

2ページ、3ページをお願いいたします。第1表、歳入歳出予算補正につきましては、ご覧のとおりでございます。

4ページをお願いいたします。第2表、地方債補正につきましては、限度額の変更でございます。臨時財政対策債につきまして、28年度の起債額の決定に伴う変更でございます。補正後の限度額を4億7,440万円とするものでございます。

5ページから7ページの歳入歳出予算補正事項別明細書の総括につきましては、省略をさせていただきます。

飛びますが、12ページをお願いいたします。初めに歳出から説明を申し上げます。

款2 総務費項1 総務管理費目2 文書広報費の（4）広報事務諸経費につきまして697万7,000円の増額でございますが、市公式ホームページの維持管理のための保守委託料の増額補正でございます。目6 企画費494万4,000円の増額につきましては、内訳としまして（2）協働のまちづくり事務諸経費で、小学校区単位の地域づくり活動等推進交付金194万4,000円の増額、それと（7）湯の丸高原施設整備推進事業費で湯の丸高原高地トレーニング施設誘致に関連した施設等の基本設計委託料の増額補正でございます。目9 情報化推進費（1）基幹業務用事務諸経費740万円の増額につきまし

ては、社会保障・税番号制度、いわゆるマイナンバー制度の総合運用テストの委託料の補正でございます。

項2 徴税費目2 賦課徴収費400万円の増額につきましては、(2)の徴収事務諸経費でございまして、市税の過年度還付金の増額補正でございます。

款3 民生費項1 社会福祉費目1 社会福祉総務費(5) 障害福祉事務諸経費14万5,000円の増額につきましては、国民健康保険団体連合会、いわゆる国保連とのデータ送信等に係るシステム改修委託料の増額補正でございます。目2 高齢者福祉費の内訳でございしますが、14、15ページをお願いいたします。(1) 高齢者福祉事務諸経費5,000円の増額につきましては、低所得者保険料を軽減するための国庫負担金の精算金でございまして、平成27年度の国庫負担金の精算のための費用でございます。(14) 介護保険特別会計繰出金30万4,000円の増額につきましては、介護保険システムの改修に伴う一般会計繰出金の増額補正でございます。(27) 老人福祉施設等整備事業費1,440万円の増額につきましては、介護施設等施設開設準備経費等支援事業補助金と、地域密着型サービス等整備事業補助金でございまして、この財源につきましては全額県補助金でございます。目7 母子父子福祉費(2) 母子自立支援教育訓練給付事業費182万3,000円の増額につきましては、高等訓練促進事業に要する扶助費の増額補正でございます。

項2 児童福祉費目4 子育て支援費のうち(1) 子育て支援センター運営諸経費43万6,000円の増額につきましては、地域子ども・子育て支援事業国庫補助金精算金でございまして、平成27年度の国庫補助金の精算のための費用でございます。(11) 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえるまちづくり事業費129万円の増額につきましては、(3) 少子化対策結婚支援事業費の結婚支援活動事業委託料と、次の16、17ページをお願いします。(4) の木育事業費の木育事業推進委託料などの増額補正でございます。目5 児童扶養手当費312万4,000円の増額につきましては、(1) の児童扶養手当事務諸経費のシステム改修委託料、及び(2) 児童扶養手当費の増額補正でございまして、いずれも児童扶養手当制度の改正に伴うものでございます。

項3 人権同和対策費目1 人権同和対策総務費の(4) 人権同和政策総務諸経費11万2,000円の増額につきましては、人権擁護委員会東御市会への負担金などの増額補正でございます。

款4 衛生費項1 保健衛生費目3 母子衛生費の(3) 妊婦健診事業費6万1,000円の増額につきましては、妊産婦相談訪問事業に要する旅費の増額補正でございます。

款5 農林水産業費項1 農業費目2 農業総務費につきましては、18、19ページをお願いいたします。内訳でございます。(2) 農業総務事務諸経費につきましては、祢津御堂地区経営体育成県補助金の交付決定に伴う財源補正でございます。(7) 農業振興施設管理運営費30万円の増額につきましては、道の駅雷電くるみの里直売施設に係る修繕費の増額補正でございます。目3 農業振興費のうち(1) 農業振興事業諸経費につきましては、地方創生推進交付金の内示に伴い国庫補助金を減額する財源補正でございます。(5) 農業近代化資金利子補給事業費14万3,000円の増額につきましては、対象者の増加に伴う農業近代化資金利子補給補助金の増額補正でございます。(11) 6次産

業化推進事業費120万円の増額につきましては、麦芽成分分析委託料でございまして、平成27年度に実施いたしました大麦の栽培試験に引き続いて、成分分析を行うものでございます。(12)産業クラスター推進事業費60万円の減額につきましては、地方創生加速化交付金の内示に伴い、交付金の対象外となった費用を減額するものでございます。

目5農地費236万6,000円の増額につきましては、(2)土地改良事業費のうち(2)団体営土地改良事業費では、ため池耐震性調査委託料の増額補正、20ページ、21ページをお願いします。

(3)で県営土地改良事業費では、県営事業負担金の増額補正でございまして。

款6商工費項1商工費目1商工総務費のうち(4)の商工総務事務諸経費610万円の増額につきましては、工業団地管理に要する建物等移転補償金などの増額補正でございまして。(8)企業経営動向調査事業費77万2,000円の減額、及び(9)の多様な働き方普及事業費75万9,000円の減額につきましては、いずれも地方創生推進交付金の内示に伴い、交付金の対象外となる機関に係る報酬等を減額するものでございます。(11)工業地域開発事業特別会計繰出金2,296万7,000円の増額につきましては、工業地域開発事業特別会計への繰出金でございまして。目2商工振興費のうち(1)商工会運営補助事業費262万5,000円の増額につきましては、東御市商工会への商工業振興補助金と、小規模経営改善指導事業補助金の増額補正でございまして。

22、23ページをお願いいたします。(3)商工業振興助成事業費850万円の増額につきましては、東御市商工業振興条例に基づく補助金の増額補正でございまして。目3労政費(1)雇用対策事業費36万円の増額につきましては、IT関連事業等誘致促進補助金でございまして、長野県が実施いたしますIT事業者等誘致事業、いわゆる「おためしナガノ」と連携した補助金でございまして。目4観光費のうち(1)観光事務諸経費は地方創生推進交付金の内示に伴う財源補正でございまして。

(2)湯の丸高原観光対策事業費2,010万円の減額につきましては、地方創生加速化交付金の内示に伴いまして、交付金の対象外となりました工事請負費の減額補正と、県の補助事業でございまして民間との協働による山岳環境保全事業という事業の対象に池の平登山道等整備工事が採択となりましたので、その工事請負費を新たにお願いするものでございます。(4)観光地魅力創造事業費284万2,000円の増額につきましては、滞在型コンテンツの充実強化のための補助金、及び来訪者の利便性向上に要する補助金の増額補正と、外国人の受け入れ環境の整備に要する補助金の減額補正でございまして、地方創生推進交付金の内示に伴いまして、一部事業の組みかえをいたすものでございます。

款7土木費項1土木管理費目1土木総務費(2)土木総務事務諸経費32万4,000円の増額につきましては、土砂災害洪水ハザードマップにため池の表記を追加するための作成委託料の増額補正でございまして。

24、25ページをお願いいたします。款8消防費項1消防費目2非常備消防費の(2)消防団運営費につきましては、地域防災組織育成助成金の交付決定に伴う財源補正でございまして。目5防災対策費の(2)防災情報通信施設費257万7,000円の増額につきましては、コミュニティ放送局の機材

等整備事業補助金の増額補正でございます。

款9教育費項2小学校費目1学校管理費の(4)小学校修繕事業費697万円の増額につきましては、田中小学校及び滋野小学校のトイレ改修のための実施設計委託料と、柵津小学校の地下オイルタンクの改修工事の増額補正でございます。

項3中学校費目2教育振興費(1)校外活動事業費162万円の増額につきましては、中学校生徒の体育大会及び音楽コンクール出場の校外活動のためのバス借り上げ料の増額補正でございます。

項4社会教育費目8海野宿費(2)伝統的建造物群保存事業費11万6,000円の増額につきましては、海野宿の町並み保存事業に要する旅費の増額補正でございます。

26、27ページをお願いいたします。目10文化振興費の(1)文化振興事務諸経費120万円の増額につきましては、平成29年1月に雷電為右衛門の生誕250年を迎えることに伴いまして、その記念事業を行う実行委員会への補助金の補正でございます。

項5保健体育費目1保健体育総務費の(2)保健体育事務諸経費56万円の増額につきましては、東御市体育協会の単位団体の増、水泳協会であります、及び全国スポーツ大会参加者増に伴う補助金の増額補正でございます。

以上、歳出でございます。

恐れ入りますが、8ページ、9ページに戻っていただきまして、歳入について申し上げます。

款10地方交付税項1地方交付税4,353万円の増額につきましては、普通交付税の増額補正でございます。

款14国庫支出金項1国庫負担金目1民生費国庫負担金87万4,000円の増額につきましては、児童扶養手当の負担金でございます。項2国庫補助金のうち目1民生費国庫補助金50万円の増額につきましては、地域少子化対策重点推進交付金でございます。目5総務費国庫補助金1,852万1,000円の減額につきましては、地方創生推進交付金及び地方創生加速化交付金の減額と、社会保障・税番号制度のシステム整備費補助金の増額でございます。

款15県支出金項2県補助金目2民生費県補助金1,576万7,000円の増額につきましては、母子家庭自立支援給付金事業補助金と、地域医療介護総合確保基金事業補助金でございます。目4農林水産業費県補助金118万7,000円の増額につきましては、ため池耐震性調査補助金と柵津御堂地区に係る経営体育成補助金でございます。目9商工費県補助金142万円の増額につきましては、民間との協働による山岳環境保全事業補助金でございます。

款18繰入金項1基金繰入金194万4,000円の増額につきましては、滋野財産区運営基金からの繰入金でございます。

款19繰越金項1繰越金4,145万9,000円の増額につきましては、純繰越金でございます。

款20諸収入項3雑入目2雑入100万円の増額につきましては、地域防災組織育成助成事業助成金でございます。

10、11ページをお願いいたします。款21市債項1市債目2臨時財政対策債560万円の減額につき

ましては、今年度の額の確定によるものでございます。

以上が歳入でございます。

ページが飛びますが、29ページをお願いいたします。給与費明細書でございます。特別職でございますが、この表の下段の比較の欄をご覧ください。その他の特別職の欄に151万9,000円の減額がございます。これは地方創生推進交付金の内示に伴いまして、企業経営動向調査員と多様な働き方普及事業推進員の報酬の減額によるものでございます。

30、31ページをお願いいたします。地方債に関する調書でございます。最下段の合計欄をご覧ください。ただきたいと思えます。前年度末現在高211億7,174万4,000円に、当該年度中の増減の見込みと元金償還見込額、更にこの表の欄外にございますが、繰越明許費に係る地方債を加算減算いたしまして、この表の右側の一番下の欄にございます当該年度末現在高見込額につきましては203億4,238万9,000円となる見込みでございます。

以上、議案第64号 平成28年度東御市一般会計補正予算（第4号）につきまして、提案説明を申し上げます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

---

**◎日程第14 議案第65号 平成28年度東御市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）**

（上程、説明）

○議長（櫻井寿彦君） 日程第14 議案第65号 平成28年度東御市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。本案に対する提案理由の説明を求めます。

市民生活部長。

○市民生活部長（土屋一夫君） ただいま上程となりました議案第65号をご説明申し上げます。

直接補正予算書にてご説明申し上げます。引き続き補正予算書の33ページをお開きください。

議案第65号 平成28年度東御市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）です。

平成28年度東御市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ184万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ37億8,924万4,000円とするもので、第2項補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。

補正の内容は、国民健康保険法の改正に伴う国保広域化準備事業の国庫補助金の内示に伴う歳入の増額と、同事業執行に伴う市国保基幹業務システム改修委託料の増加などによる歳出の増額でございます。

34ページから37ページにつきましては、省略をさせていただきます。38ページをご覧ください。

歳入は、款3国庫支出金項2国庫補助金目2新設で、国保制度関係業務準備事業費補助金184万4,000円の増額で、補助率10分の10の事業でございます。

めくっていただいて、40ページ、41ページをご覧ください。

歳出は款1総務費項1総務管理費目1一般管理費、旅費で8万5,000円と、委託料22万4,000円の増額は、事業増によるものでございます。

次に、款11予備費153万5,000円の増額は、歳入との均衡をとるための財源調整でございます。

以上、議案第65号につきまして提案理由をご説明申し上げました。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

---

**◎日程第15 議案第66号 平成28年度東御市介護保険特別会計補正予算（第1号）**

（上程、説明）

○議長（櫻井寿彦君） 日程第15 議案第66号 平成28年度東御市介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。本案に対する提案理由の説明を求めます。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（山口正彦君） ただいま上程となりました議案第66号につきまして、提案理由をご説明いたします。

補正予算書の43ページをお願いいたします。

議案第66号 平成28年度東御市介護保険特別会計補正予算（第1号）でございます。

平成28年度東御市の介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,028万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27億9,928万8,000円とするもので、第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。

補正の内容でございますが、前年度の介護保険給付費負担金の精算確定等に伴い、増額補正をお願いするものでございます。

44ページから47ページまでは、説明を省略させていただきます、48ページをお願いいたします。歳入でございます。

款4県支出金項1県負担金目1介護給付費負担金189万5,000円の増額。

款5支払基金交付金項1支払基金交付金目1介護給付費交付金467万9,000円の増額は、いずれも前年度の精算に伴う補正でございます。

款7繰入金項1一般会計繰入金目4その他一般会計繰入金30万4,000円の増額は、介護保険システム改修に要する繰入金の補正でございます。

款8繰越金341万円の増額は、前年度決算の確定に伴う補正でございます。

おめくりをいただきまして50ページ、51ページをお願いいたします。歳出でございます。

款1 総務費項1 総務管理費目1 一般管理費30万4,000円の増額は、介護保険システムの改修に伴う補正でございます。

款5 諸支出金項1 償還金及び還付加算金目3 過年度介護保険給付費精算金341万円の増額、款6 予備費657万4,000円の増額は、いずれも前年度分の介護保険給付費負担金の精算に伴う補正でございます。

以上、議案第66号につきまして、提案理由をご説明いたしました。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

---

**◎日程第16 議案第67号 平成28年度東御市工業地域開発事業特別会計補正予算  
(第1号)**

(上程、説明)

○議長(櫻井寿彦君) 日程第16 議案第67号 平成28年度東御市工業地域開発事業特別会計補正予算(第1号)を議題とします。本案に対する提案理由の説明を求めます。

産業経済部長。

○産業経済部長(北沢 達君) ただいま上程となりました議案第67号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

引き続き、補正予算書の53ページをお願いいたします。本議案は新たに大川北工業団地用地を取得し、造成するに当たり、特別会計で経理するための補正予算でございます。

議案第67号 平成28年度東御市工業地域開発事業特別会計補正予算(第1号)でございます。

本会計の歳入歳出予算については、第1条、歳入歳出の総額はそれぞれ4,095万円とするものであります。

54ページからは省略させていただきます、58、59ページをお願いいたします。歳入について申し上げます。

款1 繰入金項1 目1 一般会計繰入金は2,296万7,000円でございます。

款1 諸収入項1 目1 雑入1,798万3,000円については、工業団地用地取得に伴う清算金でございます。これは今回の工業団地予定地は破産手続きの中で土地所有者へ破産管財人から原状復旧費用相当額の清算金が支払われました。所有者と協議した結果、この清算金を市に納入してもらい、市が原状復旧工事を代行することで合意に至ったことによるものでございます。

60、61ページをお願いいたします。歳出について申し上げます。

款1 項1 目1 工業用地取得造成事業費4,095万円につきましては、大川北工業団地用地取得費及び工業団地造成設計委託料等の補正でございます。

以上、議案第67号につきまして、提案説明申し上げましたが、ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。

◎日程第17 議案第69号 東御市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

◎日程第18 議案第70号 東御市資金積立基金条例の一部を改正する条例

(上程、説明)

○議長（櫻井寿彦君） 日程第17 議案第69号 東御市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、日程第18 議案第70号 東御市資金積立基金条例の一部を改正する条例、以上2議案を一括議題とします。本2議案に対する提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（掛川卓男君） ただいま一括上程となりました議案第69号及び第70号につきまして、提案説明を申し上げます。

議案書と条例案に関する資料をお願いいたします。最初に議案書の19ページをお願いいたします。

議案第69号 東御市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例でございます。以下につきましては、改正条文でございます。

この説明につきましては、別冊の条例案に関する資料で行いますので、こちらの資料の5ページをお願いいたします。

東御市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正の概要についてでございます。条例の名称につきましては、東御市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例でございます。関係条例は、東御市特別職の職員の給与に関する条例でございます。

2の改正の理由でございますが、市議会の議員定数及び常任委員会数の削減等によりまして、議員1人当たりの職責が大きくなること等を踏まえ、市議会議員の報酬月額を改正を行うものでございます。

3の改正の概要といたしまして、現行の県内他市との均衡を考慮いたしまして、報酬月額につきまして、まず議長については現行35万6,000円を改定後39万6,000円に、以下副議長につきましては29万8,000円を33万1,000円に、常任委員長及び議会運営委員長につきましては28万2,000円を31,000円4,000円に、議員につきましては27万3,000円を30万4,000円にそれぞれ引き上げまして、改定率といたしましては11.1%から11.4%引き上げるものでございます。

4の施行期日でございますが、交付の日以降最初の一般選挙により選出された市議会議員の任期が開始する日から施行するものでございます。

6ページにつきましては条例の新旧対照表でございますので、説明は省略させていただきます。

続きまして、議案書の21ページをお願いいたします。

議案第70号 東御市資金積立基金条例の一部を改正する条例でございます。以下につきましては、改正条文でございます。

この説明につきましても、別冊の条例案に関する資料で行いますので、こちらの資料の7ページをご覧ください。東御市資金積立基金条例の一部改正の概要についてでございます。

条例の名称は、東御市資金積立基金条例の一部を改正する条例でございます。関係条例は東御市資金積立基金条例でございます。

2の改正の理由でございますが、今後計画をいたします学校施設の整備に要する資金の確保を図るために、学校施設整備基金の新設をします。また旧東部町の発足30周年記念事業で実施いたしましたタイムカプセルが、この9月20日に開扉日を迎えます。本年度中に当該事業が終了するため、タイムカプセル郵便書簡基金を廃止するものでございます。

3の改正の概要といたしましては、学校施設整備基金については別表に加えまして、タイムカプセル郵便書簡基金について、廃止するものでございます。

4の施行期日につきましては、学校施設整備基金を加える規定につきましては、公布の日といたしまして、タイムカプセル郵便書簡基金の廃止する規定につきましては、平成29年4月1日とするものでございます。

8ページについては、条例の新旧対照表でございますので、説明は省略させていただきます。

以上、議案第69号及び第70号につきまして、一括提案説明を申し上げます。よろしくご審議をいただきまして、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

---

#### ◎日程第19 議案第68号 東御市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例

(上程、説明)

○議長（櫻井寿彦君） 日程第19 議案第68号 東御市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例を議題とします。本案に対する提案理由の説明を求めます。

産業経済部長。

○産業経済部長（北沢 達君） ただいま上程となりました議案第68号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

議案書と条例案に関する資料をお願いいたします。最初に議案書の17ページをご覧ください。

議案第68号 東御市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例、これは東御市農業委員会の選挙による委員定数並びに選挙区の設定及び各選挙区において選挙すべき委員の定数に関する条例の全部を改正するものでございます。以下につきましては、条文でございます。

条例概要につきましては、条例案に関する資料で説明させていただきたいと思っております。資料の1ページをお願いいたします。

2の改正の理由は、農業委員会等に関する法律の一部改正により、農業委員会の委員の選挙制と市長の選任制は廃止し、農業委員は市長が議会の同意を得て任命すること、また農地利用の最適化を推進するため農地利用最適化推進委員の設置が義務づけられたことにより、これまでの農業委員のほか、推進委員の定数も条例で定めることとされたため、所要の改正を行うものでございます。

3の改正の概要は、選挙に関する規定は削り、定数については農業委員を18名、推進委員を5名

といたします。施行期日は公布の日とします。

5のその他については、1つ目として、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律附則第29条第2項の規定により、現農業委員が任期満了の日までは、これまでどおり在任することとされているため、必要な経過措置を設けることといたします。

2つ目として、推進委員の報酬を月額4万円とし、附則において東御市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正いたします。

なお次のページからは新旧対照表でございます。ご確認ください。

以上、議案第68号につきまして、提案説明申し上げました。ご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

---

#### ◎日程第20 請願・陳情の報告

○議長（櫻井寿彦君） 日程第20 請願・陳情の報告をいたします。

本定例会において、8月21日までに受理したのは、陳情6件です。写しはお手元に配付したとおりです。本陳情については、後日上程し、所管の委員会に付託します。

以上で本日の日程はすべて終了しました。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（櫻井寿彦君） 本日はこれをもって、散会します。

ご苦労さまでした。

（午後 1時43分）



# 平成28年東御市議会第3回定例会議事日程（第2号）

平成28年9月9日（金） 午前9時 開議

第 1 一般質問

出席議員（19名）

1番	窪田俊介	2番	佐藤千枝
3番	横山好範	5番	蓮見喜昭
6番	山崎康一	7番	若林幹雄
8番	阿部貴代枝	9番	平林千秋
10番	依田俊良	11番	長越修一
12番	井出進一	13番	青木周次
14番	三縄雅枝	15番	町田千秋
16番	依田政雄	17番	柳澤旨賢
18番	堀高明	19番	清水新一
20番	櫻井寿彦		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

市長	花岡利夫	副市長	田丸基廣
教育長	牛山廣司	総務部長	掛川卓男
市民生活部長	土屋一夫	健康福祉部長	山口正彦
産業経済部長	北沢達	都市整備部長	寺島尊
病院事務長	武舎和博	教育次長	清水敏道
総務課長	横関政史	企画財政課長	岩下正浩
生活環境課長	塚田篤	子育て支援課長	坂口光枝
福祉課長	柳澤利幸	農林課長	金井泉
建設課長	土屋親功	教育課長	小林哲三
選挙管理委員長	柳沢廣幸		

議会事務局出席者

議会事務局長	堀内和子	議会事務局次長	野村伸弥
書記	正村宣広		

---

### ◎開会の宣告

○議長（櫻井寿彦君） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

（午前 9時00分）

---

### ◎議事日程の報告

○議長（櫻井寿彦君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

### ◎日程第 1 一般質問

○議長（櫻井寿彦君） 日程第1 一般質問を行います。順番に発言を許可します。

受付番号1 雷電生誕250年記念事業について、受付番号2 少子化対策と子育て支援について、  
佐藤千枝さん。

佐藤千枝さん。

○2番（佐藤千枝さん） おはようございます。今期最後の一般質問となりましたけれども、そして本日1日目のトップバッターということで、しっかりと1日のスタートが切れるように頑張っていきたいというふうに思います。

濟みません、それで日本時間の昨日ですね、早朝にリオでパラリンピックが開幕しました。日本選手団、成田真由美さん、東御市でもおなじみの成田真由美さんをはじめ132名の方が選手団として各種目誇り高く志を持って頑張っていたきたいなというふうに思います。表には出てきませんが、なかなかオリンピック選手と違って、各個人の負担も6割以上の方が100万円以上の個人負担をしての出場ということで、大変だというふうに思いました。また、日ごろの練習もなかなか条件があって、普段思うように練習ができない中での参加ということですので、本当に苦しい練習だったというふうに思いますので、頑張っていたきたいと思います。

特に津久井のやまゆり園で起きた殺人事件に関しては、大変大きな衝撃を全国の家族も当人もそうですけれども、関係者も心を痛めておりますので、そういう中でのスポーツ祭典ですので、本当に心から応援したいというふうに思います。

では、質問を始めます。今回は雷電生誕250年の記念事業についてと、少子化対策と子育て支援についてを質問いたします。

雷電生誕250年記念事業について。天下無双力士の雷電為右衛門が明和4年、1767年1月に滋野大石の地に生を受けてから、来年で250年を迎えます。今年8月6日に行われた恒例の市民祭りも名称を「雷電祭り」と改称し、商工会青年部による雷電コーナーが設けられ、にぎやかに開催されました。この生誕250年という大きな節目の年を迎えるに当たり、記念事業を行う計画があるとお聞きしています。地元地域も大変期待を寄せています。記念事業の取り組みについて、お聞きをし

ます。

最初に、雷電が来年生誕250年を迎えることについて、市としてはどのような思いで受けとめ、どのような体制で推進しようとしているのでしょうか。

次に、記念事業を実施するに当たり、執行委員会を組織して運営されるとのことですが、現段階においてどのようなことをどのように取り組まれる計画なのでしょうか。

次に、雷電の顕彰と伝承を通じて、郷土への誇りや愛情を醸成する絶好の機会であるため、地域の地元の大石区やしげの里づくりの会からも関係団体などどのような連携を図っていくのでしょうか。

次に、少子化対策と子育て支援についてです。2015年の9月3日に公表された厚生労働省の「2014年人口動態統計」によりますと、合計特殊出生率は1.42となっています。第1子を産む平均年齢は30.6歳で、晩産化の傾向が強まっています。全国の出生率は約100万4,000人となっており、2015年は100万人を割り込むと推定されています。

埼玉県の合計特殊出生率は全国40位で1.31、ちなみに1位は沖縄の1.86となっています。この数字を見ても少子高齢化が全国的な課題となっている中で、東御市の平成27年合計特殊出生率は全国平均や県平均より高い1.68であったとお聞きしました。そして東御市も本格的に結婚活動支援事業の取り組みが始まりました。持続可能な東御市を後世に引き継ぎ、今後も存続させていくためには現在、まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、各部署連携で取り組まれておりますが、少子化に伴う人口減少に歯止めをかけるための少子化対策と子育て支援についてお聞きをします。

最初に、実行委員を組織しての結婚活動支援事業の取組について。

次に、東御市の合計特殊出生率が26年1.55に対し27年は0.13増加しています。その要因をどう分析されていますか。また、国の示す数値目標1.8にまた一步近づいた現在、更に出生率を伸ばすための今後の施策についてお聞きをします。

次に、来年度から第3子以降の保育料無料化が始まります。安心して子を産み育て、子どもが心たくましく豊かに育つ環境づくりの施策についてお聞きをします。

以上が1回目の質問といたします。よろしく申し上げます。

○議長（櫻井寿彦君） 教育次長。

○教育次長（清水敏道君） おはようございます。受付番号1、佐藤千枝議員の雷電生誕250年記念事業のご質問につきまして、市長、教育長にかわりお答えを申し上げます。

初めに、雷電生誕250年を市としてどのような思いで受けとめ、どのような体制で推進するのかについてでございます。

雷電為右衛門は、ご存じのとおり東御市に生まれ、江戸時代の大相撲黄金期に大活躍をした、今でも古今無双、天下無双とたたえられる名力士でございまして、また講談や小説にも登場するなど、今なお多くの人に愛され、慕われている人物でございます。

市といたしましては、来年1月の生誕250年の節目に当たりまして、改めて雷電の業績をたたえ、

市内外に東御市とのゆかりを発信、アピールすることが重要であると認識しております。来年1年間を生誕250周年と捉えまして、様々な記念事業を開催してまいりたいと考えております。

関係者、関係団体、また関係部署による実行委員会を組織いたしまして、市民の皆様の声をできるだけ多く反映できる体制で進めていく予定でございます。

次に、2点目の実行委員会を組織して運営することだが、現段階でどのようなことをどのように取り組む計画かについてでございますが、基本的には今月中に開催予定の実行委員会に諮りまして、事業内容を決定してまいります。その事業案といたしましては、パンフレットの作成、生誕250年記念式典や記念講演会などを考えております。また今年改称されました雷電祭りでのさらなるアピールや雷電関連の史跡めぐり、文化会館での雷電の企画展なども想定されますが、実行委員会におきまして十分にご検討、ご論議をいただきまして、市内外の関係者の皆様方のご支援もいただきながら、実行体制を整えてまいります。

3点目、地元大石区やしげの里づくりの会など、関係団体とはどのような連携を図る考えかについてでございます。この記念事業を実施するに当たりましては、雷電の力士としての業績はもとより、文武両道でもあった人柄を明らかにすることにより、改めて郷土の誇りとして顕彰したいと考えておりますので、地元大石区をはじめしげの里づくりの会、また道の駅雷電くるみの里など、関係団体の皆様方にも実行委員会にご参画をいただき、緊密に連携して進めてまいりたいと考えております。

○議長（櫻井寿彦君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（山口正彦君） おはようございます。受付番号2、佐藤千枝議員の少子化対策と子育て支援についてのご質問につきまして、市長にかわりお答えいたします。

1点目の実行委員会を組織しての結婚活動支援事業の取り組みについてのご質問でございます。

結婚活動支援につきましては、昨年度まで社会福祉協議会や商工会が実施する相談事業や婚活イベントに対し、補助を行ってまいりました。今年度は結婚活動支援を強化し、少子化対策につなげるため実行委員会を創設し、効果的な事業を実施してまいります。

事業の内容は、市民の皆様や企業の協力のもと、結婚に対する意識を醸成する目的で講演会の開催と未婚の幅広い年代の方を対象にして、女性向け、男性向けの学習会を開催いたします。また出会いの場の創出ということで、学習会へ参加していただいた方へ優先的に交流イベントをご案内させていただきます。更に個々に相談を希望する方には、結婚相談員による相談事業や長野結婚支援センターのコーディネーターによる相談等を充実していきたいと考えております。

2点目の合計特殊出生率増加の要因について、また、更に出生率を伸ばすための今後の施策についてのご質問でございます。

合計特殊出生率は、15歳から49歳までの各年齢の女性とその年に産んだ子どもの数を女性人口で割った値、特殊出生率を合計したものでありますが、国では前年に比べ上昇しており、厚生労働省では25歳から29歳までの女性の出生率が増加したことや、晩婚化の指向が緩やかになりつつあるこ

などを要因に挙げております。

東御市の場合、出生数は平成26年が218人、27年は233人と15人増加しております。年代別では24歳以下の出産が15人減少しましたが、25歳以上の出産は各年代とも増加しており、また第3子以降の出産が増えたことも出生率上昇の要因となっております。乳幼児健診での質問項目で、育児が楽しい、まあまあ楽しいと回答した親の割合が26年度72%から27年度は91%へと増加しており、出産、育児に前向きな姿勢が第2子以降の出産増加にもつながっていると思われます。

また、不妊治療費補助事業の交付対象者の出産は、事業を開始した18年度から27年度末までの累計で19人ですが、うち26年度が4人、27年度は7人と、この2年間で大きく伸びていることなど、これまでの市の様々な取り組みが出生率の上昇に少なからず寄与しているものと考えております。

なお中期的に見た場合の市の合計特殊出生率は、ここ数年緩やかな上昇にありますが、分母となる女性人口が少なくなった場合も率は上昇いたしますので、出生数自体がほぼ横ばいからわずかに減少傾向にある一方、15歳から49歳までの女性人口が減少していますので、合計特殊出生率が逆に上昇している側面があります。

次に、更に出生率を伸ばすための今後の施策についてのご質問でございます。

市民の皆様の希望がかなえられる母子保健施策や子育て支援施策、教育施策は総合的に推進できていると考えておりますが、ご質問の1点目でお答えしましたように、結婚を希望している方に対し、結婚活動を支援することにより、さらなる出生率の増加も期待できるのではないかと考えております。

次に、3点目の安心して子を産み育て、子どもが心豊かにたくましく育つ環境づくりの施策についてのご質問でございます。

子ども、子育て支援事業計画や東御市まち・ひと・しごと創生総合戦略では、子育ての環境づくりについての取り組みをお示ししており、具体的内容としては子育て応援ポータルサイト「すくすくぼけっと」による情報発信や育児サークルの活動支援、子育て支援サポーターの養成、子育てボランティアの活動支援、親子の自然活動体験、信州型自然保育、ファミリーサポート支援等の事業を実施しております。これらを推進することにより、子育ての環境づくりを更に充実していきたいと考えております。

○議長（櫻井寿彦君） 佐藤千枝さん。

○2番（佐藤千枝さん） それでは、ここからは一問一答方式で質問をさせていただきます。

最初に、雷電生誕250年記念事業についてです。

雷電の生家のある大石区では、8月に雷電生誕250年の記念大石準備委員会を発足しました。そして9月下旬までには区内で設立総会を予定しています。雷電というかけがえのないすばらしい地域ブランドは、最大限に生かされ、地域活性化、発展に資するようにと準備委員会で検討した事業について、しげの里づくりの会としても地域を挙げて市主催の記念事業を推進していただきたいと考えているところです。ただいま少しお話はありましたけれども、その点についてももう少し市のお

考えをお聞きしたいと思います。

○議長（櫻井寿彦君） 教育次長。

○教育次長（清水敏道君） 再質問にお答えをいたします。

雷電、言うまでもなく滋野村大石の生まれでありまして、後継の関家を中心にいろいろな史跡がある、いわば出生の中心地でございますし、しげの里づくりの会におきましても、この期を注目して様々な事業を計画しているとお聞きをしております。

大石区につきましては、ただいまご紹介がありましたように8月に準備会を開催なさって、そろそろ実行態勢を整えてまいるというふうにもお聞きをしております、市といたしましてももちろん大石、滋野の誇りではございますけれども、雷電というお相撲さんは日本全国版のネームでございますので、この機会に地域だけでなく東御市とのゆかりといったものも全国に発信をしてみたいというふうにご考えておきまして、そのような中で地域の皆さんの一番のお気持ち、あるいは計画といったものも実行委員会の中でご披露いただきまして、十分検討して、できるだけ意の沿うように連携をしてみたいというふうにご考えております。

○議長（櫻井寿彦君） 佐藤千枝さん。

○2番（佐藤千枝さん） 実行委員を組織していくということですので、本当に地元の盛り上がりがある、あります。その思いが実行委員会を通して具体的な計画につながるように、十分実行委員会の方で議論をしていただいてやっていただきたいなというふうに思います。

今回、雷電のパンフレットを作成されるということです。書籍は多々ありますが、パンフレットはどのようにつくられるのでしょうか。そしてこの機会に学校教育の中でも雷電についての学習を深めるべく教材として活用したらどうでしょうか、お聞かせください。

○議長（櫻井寿彦君） 教育次長。

○教育次長（清水敏道君） 今回、作成予定のパンフレット並びに雷電につきまして、学校教育でパンフレットを活用して教育に生かしたらどうかというご質問であります。

東御市内5つの小学校がございますけれども、近年ある意味では相撲に対する関心、あるいは大会等が徐々にではありますけれども、盛り上がりつつあるように感じております。滋野小学校では、校内相撲大会があるようですし、しばらく前に土俵が手づくりで新設された祢津小学校でも相撲大会、また、ほかの学校でも相撲大会は開かれているようでございます。

パンフレットにつきましては、基本的には観光に利用できるようなものを想定しておりますが、学校教育に用いるのであれば子どもたちによりわかりやすい、場合によれば漫画等も利用したものでもできればいいなというふうにご考えております。

漫画につきましては、今、人気の漫画家も雷電を主人公にかいている、連載している漫画もあるようでございますので、連絡も取り合って、ご協力をいただければというふうに思っております。

雷電、先ほども申し上げましたように、郷土の誇りでありまして、東御市におきましては人物としては過去をさかのぼりましても雷電、晚霞先生等が、あと山浦兄弟ですか、といった皆さんがや

はり中心的な人物だと思いますので、学校教育におきまして郷土の誇り、郷土が生み出した人物像という中ではやはり雷電は欠くべからざる存在であると認識しておりますので、これまで十分な対応はいたしておりませんでした。今回を機に学校教育におきましても郷土出身の偉人、人物として雷電を学んでいただくような機会としたいというふうに考えております。

○議長（櫻井寿彦君） 佐藤千枝さん。

○2番（佐藤千枝さん） 雷電は今でも少年雑誌に頻繁に登場していますね。コミック漫画にもなっていて、大変人気があるというふうにも聞いています。これは学校においてはパンフレットを使つての教材でもいいかと思ひますし、今ありましたコミック的なアニメの教材でもよいかというふうに思ふんですが、学校のみならず家庭とか地域の中でも、先ほどありました全国のスーパーヒーロー、地元のスーパーヒーローの話題性を高めていただきたいというふうに思ひます。

今、少しご紹介があつたんですけれども、9年前から毎年5月には道の駅雷電くるみの里で子供相撲が開催されています。参加する児童も毎回80名から100人ほどになるということです。滋野小学校においては、毎年6月の学校開放日に保護者や家族、また地域の方々の応援を受けて、全学年が授業の中で相撲大会を行っています。また雷電生家のある地元の大石区では、40年ほど前から8月の市民祭り、雷電祭りの翌日に育成会やPTAが協力をし、ほとんどの小学生が参加をし、恒例の相撲大会、子供相撲大会が行われています。

これまでに長野県の大相撲、東関会からのご厚意ということで、田中、滋野、和、祢津の各小学校にまわしが20本ほど寄贈されたというふうにお聞きしています。滋野の取り組みの状況はお伝えしましたけれども、各学校やその地域ではどのような取り組みを行っているのでしょうかをお聞きいたします。

○議長（櫻井寿彦君） 教育次長。

○教育次長（清水敏道君） 地域における子供相撲の取り組みの状況ということでありま。

学校につきましては、先ほども一部申し上げましたけれども、それぞれの学校教育の中で体力向上、あるいは礼儀といったものの教育の一場面として相撲を取り入れて、授業で相撲をしたり、あるいは校内大会のようなものを催しているということで、教育委員会といたしましてはそれぞれの学校、校長先生方、あるいは先生方の考え方の中でどの程度取り組むかはお任せをしたいというふうに思ひます。幸い、おとし、去年とですか、東関会の皆様方からご厚意で各校にまわしが現在20本それぞれ配られておりますので、今年も夏の雷電祭りで子供相撲大会には、そのまわしを締めて子どもたちが学校から選抜されて参加したようでございます。

こういったものにつきましても、例えば雷電杯ですとか、市長杯ではなくて雷電杯といったものを設けたりとか、そういったことも考えられますので、これからの盛り上げの仕方につきましては実行委員会でご提案したり、ご協議をいただければというふうに思ひしております。

学校以外では、それぞれ地域で伝統的な神社へ奉納する子供相撲大会、あるいは近年では子どもが少なくなつておりますので、何区か合同での相撲大会といったものも何カ所かで開かれておりま

す。私も今年海善寺、海善寺北、日向、睦の相撲大会に行かせていただきましたけれども、100人近い子どもが集まりまして、嫌々言いながらも大会になるとやっぱり子どもたちは本気で相撲をとると、そこに子どもらしさの原点もあるし、そこできちんと礼に始まり礼に終わるということで、情操上も大変いい行事であるなというふうに改めて感じたところでございます。

学校、地域等の盛り上げにつきましても、今回の250年の節目をもって、やはり今まで以上に取り組みができればというふうに考えております。

○議長（櫻井寿彦君） 佐藤千枝さん。

○2番（佐藤千枝さん） 東御市の全小・中学校で雷電の顕彰や相撲の文化を今後広げていくような取り組みができるように、今後は時間をかけてでも始められるといいなというふうに考えています。今回の記念事業がよいきっかけになればというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

雷電の命日である2月11日に、佐倉市の妙覚寺で毎年行われている雷電祭は、18年前から東御市でも大勢参加をされて、お世話になっています。関係者からお聞きしましたが、11月には佐倉市からも大勢の方が東御市に訪問されるということもお聞きをしています。雷電が晩年暮らし、雷電一家のお墓のある佐倉市ではありますが、今後はこの18年間の交流の中で、どんなふうに友好関係を結んでいくというふうにお考えなのでしょうか。また、この250年事業に当たりましては、佐倉市と一緒に何かをするというような事業は考えているのでしょうか、お聞きをいたします。

○議長（櫻井寿彦君） 教育次長。

○教育次長（清水敏道君） ご紹介の千葉県佐倉市につきましては、雷電が相撲を引退後、奥さんのおはんさん一八重さんですね、と一緒に晩年まで過ごした地—またお亡くなりになった地—ということで、雷電を法要する雷電祭がお寺で開かれていると。滋野の皆さんにつきましては、もう20年近くそちらへ法要にご参加なさっているとお聞きしておりますし、市長もほぼ毎年参加させていただいて、つながりを深めているということでございます。

出生地は東御市、それから相撲取りとして活躍した時代は島根の松江—当時の雲州ですね、それから晩年佐倉市—ということで、東御、松江、佐倉の3市はとてもやはり雷電についてゆかりの地—ということで、この3市の連携—というのはとても大切なんだろうな—というふうに感じております。

昨年、250年を控えるに当たりまして、佐倉、松江とも連絡はとったんですが、その時点では記念事業の予定はまだなかったということでございますが、これで半年弱に迫ってまいりましたので、改めて連絡をとりまして、記念事業等の有無につきまして、調整をしたいというふうに思っております。

また、佐倉からは11月に議員さんですとか、有志の方、何人かいらっしゃる—ということでありまして、市長との懇談の時間もあるようでありますので、この機会にもし機会があれば、私どもも今回の記念事業についてのお考え等も聞ければというふうに思っております。

いずれにしましてもこの3市、連携しながら雷電を顕彰していく節目が250年の1つの重要な場

面だというふうにも思いますので、連携を深めていきたいと。今後につきましては、先方のお考えもありますので、今後どういう連携をするのかはまた先方と協議をいたしたいと思います。

○議長（櫻井寿彦君） 佐藤千枝さん。

○2番（佐藤千枝さん） 松江市との連携も次にお聞きしようと思いましたが、今、ご答弁いただきましたので、次の質問を致しますけれども、雷電と関係の深い菩提寺がある小諸市、また、この間八朔相撲というのがありまして、土俵が1メートル20ですか、高いところで、すばらしい相撲がありまして、私も見せていただきましたけれども、やっぱりそういう伝統のある小諸市の八朔相撲も雷電もそこで相撲をとったという歴史があるということの中で、いろいろな地域とつながりがあるということですので、そういう関係したところの皆さんとも今後いろいろ交流を深めるような、いいきっかけの年になればというふうに思っています。

雷電は生まれながら強い力士でも、ただ相撲に強いただけの力士ではなかったということです。むしろ努力が相撲の才能を引き出して、天下無双力士、無類力士と言われるようになった、この地に生まれた雷電の人柄や功績をこれからの次世代につなげるためには、来年行われる雷電生誕250年をきっかけに、市を挙げての雷電顕彰元年として市民が活気づけるよう、楽しく、そしてパワフルな事業に取り組んでいただきたいということをお願いをして、この質問は終わります。

次に少子化対策と子育て支援についてです。

少子化の要因の1つである未婚化、晩婚化の進行に歯止めをかけることを目的として、結婚支援を更に強化するための組織が発足しました。結婚成立の目標を13組というふうに上げていますが、ハードルは高いのかなというふうに思いますけれども、結婚を願う男女に出会いの場を提供するための各種事業をすてきに、おしゃれに盛り上げていただきたいと心から願っています。

この件についてですけれども、長野県では結婚と子育てを社会全体の問題として考えて、県を挙げて結婚、子育てを応援していくことを目的に、3年前に「ながの結婚・子育て応援宣言」を公表されています。そこではサポーターの皆さんが縁結び活動を展開しているわけなんですけど、県の次世代サポート課にお聞きをしました。25年から27年の3年間でお見合いイベントに参加された男女は何と981人、そのうち成婚につながったカップルは57組ということでした。成婚につながるのにはなかなか道のりは遠いのかなというふうには思います。

それで結婚には乗り越えなければならない3つの壁がある。収入の壁、出会いの壁、心の壁だそうですね。結婚して子どもを産みたいと思っても、収入が少ない、働きたい場所がない、教育にお金がかかる、住宅が狭いといったように、経済的な収入の壁があります。

また、国の少子化の原因を分析する内閣府の意識調査の結果が発表されていますけれども、その報告によりますと、将来の結婚の意思について230人の未婚者に聞いたところ、いずれは結婚したい52%、2、3年以内に結婚したい10%、すぐにでも結婚したいは9.6%で、7割以上の人が結婚したいという回答はしていたということです。特に性別を見ると2、3年以内に結婚したいが女性は14.6%で、男性6.3%を大きく上回っている。特に20代から39歳の未婚者に対しては、結婚した

いという回答は平均で85.2%ということですが、男性の79%よりやはり女性は91%と、9割を超す女性は結婚の意志を強く持っているということがわかりました。

ただ、おもしろい結果として、男性女性の結婚意向調査の中で、結婚を決心する状況を聞いたところ、やはり経済的に余裕ができること、異性と知り合うこと、仕事が落ちつくことが男性でした。女性は経済的に余裕ができること、希望の状況を満たす相手にめぐり会えること、次いで結婚の必要性を感じるということふうになっています。男性は出会いそのものが、女性では希望の条件を満たす相手の出会いが一番の結婚の理由だということですね。

東御市の初婚年齢というのをお聞きしましたら、女性は28.6歳、男性は30歳とお聞きしました。ちなみに全国の市でいえば、昨年江津市、東翔の会で視察しましたが、江津市は女性が26.6歳で、男性は長崎県の西海市というところ、27.8歳でした。東御市のランキングはわかりませんが、近隣の中でも離婚率は低いということをお聞きになった方もいたかと思いますが、東御市に住んでいただいて、どこの家庭でも幸福感を高めるようにしていただきたいというふうに思っています。

今回の結婚活動支援事業では、これから始まる各種のイベントですね、それをどのように周知をしていかれるのかをお聞きしたいと思います。

○議長（櫻井寿彦君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（山口正彦君） 結婚活動支援の各種イベントの周知につきましては、既存の情報媒体として市報や市のホームページ、子育て応援ポータルサイト「すくすくぼけっと」などを活用して、効果的な情報発信をしております。また実行委員会を組織する団体や事業を委託する事業所の持つSNSを活用して、情報の発信に努めてまいります。

○議長（櫻井寿彦君） 佐藤千枝さん。

○2番（佐藤千枝さん） 移住定住や子育て支援として、東御市ではポータルサイト「とうみぐらし」や子育て支援ポータルサイトを開設しているところもありまして、この機にすてきなパートナーとの出会いを応援する縁結びサイトを開設をして、情報発信を努めていただきたいというふうに思います。

先ほど答弁がありましたけれども、合計特殊出生率についてですけれども、東御市の合計特殊出生率が26年から27年0.13増加している要因について答弁をいただきました。ただいまの答弁によりますと東御市の場合は出生率を高めるには、婚活事業と並行して今、第2子を出産した家庭が第3子、第4子を出産したい、そして楽しく子育てをしたいという親の割合が伸びているということも、これからの明るい未来につながることは大変喜ばしいというふうに考えます。これまで数年にわたって保護者会から同時入園ではなくても第3子無料化への要望が強く出されている中で、財政負担も増えるわけですが、おかげさまで来年度から無料化になるわけです。3人目の出産を計画している方々には朗報だというふうにもお聞きしていました。これからますます出産率が増えることを期待したいというふうに思います。

市が行った先の調査でも、就学前児童家庭と小学校1年生の児童家庭ともに5割から6割が子育てが楽しいと感じている方が多いというふうに回答しています。4割は楽しいとつらいが同じくらいと、そういう回答もありましたけれども、ほとんどの家庭が子育てに対して何らかの充実感を持っているのかなというふうに思います。もちろん結婚することがすべてではありませんし、子どもがいる家庭の方がいない家庭より優れているとは言えませんし、多様な結婚観やスタイルがあるかなというふうには思います。

以前、同僚議員からフィンランドで行っている子育て支援制度のネウボラの東御版の取り組みについてご提言がありました。昨年9月に厚労省では妊娠から子育てまでの切れ目のない支援を行う子育て包括支援センターの整備を図り、保育サービスの拡充、子育てしやすい環境の整備、ワークライフバランスの推進など、様々なニーズに対し、総合的相談支援を提供するワンストップ拠点としての子育て包括支援センターの整備を図り、地域の様々な関係機関とのネットワークを構築し、全国展開をしますとしています。

東御市においては、今、どのような取り組みをされているのでしょうか。この子育て世代包括支援センターは、おおむね平成32年までに設置するというふうに努めなければならないというふうになっています。取り組みの状況をお聞きます。

○議長（櫻井寿彦君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（山口正彦君） ご質問の子育て世代包括支援センターが満たすべき要件としまして、1つとして、妊娠期から子育て期にわたるまで、専門的な知見を生かし、必要な情報を共有して切れ目なく支援すること、2つとしまして、ワンストップ相談窓口において妊産婦、子育て家庭の個別ニーズを把握した上で、情報提供、相談支援、必要なサービスを利用できるようきめ細かく支援すること、3つとして、地域の様々な関係機関とのネットワークを構築し、必要に応じ社会資源の開発を行うこととなっております。

このような要件を満たした上で、行政事務との連携が容易であり、保健師が配置されて、母子保健に関する相談機能を有し、地域子育て支援拠点等、身近な場所で日常的に利用でき、かつ相談機能を有する施設で実施するなど事業例が示されております。

地域ごとに関係機関と情報を共有、連携して妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を確保する仕組みを地域の実情に応じて、各市町村が実施するものであります。

このような機能を持つ子育て世代の支援については、現在、市が行っているものでありまして、妊娠届が出された時点から、担当保健師により一人ひとりの記録帳が作成され、今年新たに始めた妊産婦訪問から、妊婦健診のフォローや妊娠、出産に関する両親教室、産後の全戸訪問などを行っております。特にハイリスクの妊婦には、頻繁な訪問や相談はもちろん、医療や支援機関との情報共有や連携、関係者による支援会議を実施しております。このほか小児科医や言語聴覚士等、専門家による母子相談会を実施、また子育て支援センターでは発育相談から福祉や子育て支援サービスへの連携、保育園の入園相談などを実施しておりますので、市においては子育て世代の切れ目のな

い支援を確保する機能は整っていると考えておりました、今後も更に充実させていきたいと考えております。

○議長（櫻井寿彦君） 佐藤千枝さん。

○2番（佐藤千枝さん） 育児支援のスタートというのは、夫婦が出産をしたいと希望したときから始まるというふうに思います。スムーズな出産にいく方もいますし、そうでない方もいる中では、やはりそういうスタート時期はそのころなのかなというふうにも思っています。結婚や出産は一人ひとりの価値観や人生観に深くかかわりあるものでありまして、社会が強制できるものではありませんが、子どもを持ちたいと願う人のために、少子化の問題に正面から向き合い、福祉や医療、雇用、住宅、教育など、あらゆる分野の施策を総動員して全力で対応を講じていただきたいというふうに思っています。

居場所づくりの関係ですけれども、しげの里づくりの支え合い部会で、JAの滋野の店舗の後利用として、名称「おらちのえんがわ」が8月に開所しました。午前中は大人の方たちが立ち寄ってくださいますが、午後は下校し、一旦自宅に帰られた児童が三々五々集まってきて、地域のおじさんお婆さんと微笑ましい交流をしています。しかし今、全国的に核家族化の増加や地域とのつながりの希薄化などを背景に、育児不安を抱えながら地域から孤立した子育て家庭も増えています。育児不安解消のために地域が持つ子どもを育てる力に大きな期待は寄せられています。社会や家庭の環境の変化により、育て方も育ち方も様々です。そのためにファミリーサポート事業や地域の自主的な子育てサークル活動への支援など、身近な地域での支え合い、助け合いが求められているというふうに思います。今の子育て環境を更に充実するために、必要とされる方たちにファミリーサポート事業への支援をより積極的に進めていただきたいというふうに考えますが、いかがでしょうか、お聞きをします。

○議長（櫻井寿彦君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（山口正彦君） ファミリーサポートセンター事業につきましては、子ども・子育て支援事業の1つに位置づけられておりました、乳幼児や小学生を持つ保護者や子どもの預かりの援助をしたい方が会員となり、子育ての相互援助を行う事業でございます。現在、乳幼児につきましては、保育所の一時預かり事業、児童につきましては放課後児童クラブでの対応によりニーズに対応しております。今後も保護者等のニーズをお聞きするとともに、子育て審議会等において議論いただく中で、検討してまいりたいと考えております。

○議長（櫻井寿彦君） 佐藤千枝さん。

○2番（佐藤千枝さん） ファミリーサポートセンター事業は、地域において育児や介護の援助を受けたい人、あるいは行いたい人が会員となって育児や介護について手助けをする会員組織ということですね。それでこのサポート事業の対象としては、例えば今、いろいろ放課後の居場所の中で、それでも大変だなどというお宅もあろうかと思っておりますけれども、保育園や幼稚園の送迎、学校の放課後や学童保育の終了後子どもを預かるとか、保護者の病気、あるいは急用等の場合の子どもの預か

り、冠婚葬祭や他の子どもの学校事業の預かり、買い物等外出等の子どもの預かりなどなどです。

子育て世代を対象としたアンケート調査が行われましたけれども、3年前に、ファミリーサポートセンターの事業について、どこがやるかは別としまして、その事業を知らない、あるいはサポートをしてほしいというニーズがあるという中で、そういう保護者の皆様に対してもいろいろどんなふうに今、希望しているのか、どういうことが困っているのかを含めたニーズ調査をやっぱりしていただいて、審議会において議していただければというふうに思います。よろしくをお願いします。

次です。少子高齢化が進む中で、日本経済の成長を持続させていくためには、我が国最大の潜在能力である女性の力を最大限発揮して、女性が輝く社会を実現することが重要です。そのために子どもを持ちたい人の希望をかなえるとともに、働きながら安心して子どもを産み育てられる環境を整備することも必要となってきます。昨年子ども・子育てに関する法律の改正によって、子育てしながら働く親への支援も充実してきています。子育てと仕事の両立やワークライフバランスを実現するために、どんな取り組みを東御市ではされているのでしょうか。東御市雇用創造事業協議会やコワーキングスペースえべや等の取り組みについて、お聞きをいたします。

○議長（櫻井寿彦君） 産業経済部長。

○産業経済部長（北沢 達君） まず市雇用創造協議会におけますワークライフバランスを実現するための取り組みについてですが、本協議会では再就職、創業の支援及び雇用拡大を目的とし、その活動の一環として子育てが一段落し、働く意欲を持つ女性から比較的ニーズが高いサービス業や事務職に関する創業に役立つセミナーやICT技術取得セミナーなど、自己のスキルアップにつながる連続講座等を開催することとしています。

更に経営者を対象とする女性力を生かすセミナーとして、女性社員の感性を介した商品開発などを通じて、自社の事業拡大につなげ、雇用の促進を図るための講座の開催など、女性に主眼を置いた取り組みを幾つか計画しております。

次に、商工会によるコワーキングスペースのえべやの取り組みにおきましては、創業や就職意欲のある子育て中の主婦や若年層を中心とする方々が、気楽に集まり、情報交換や就職相談の拠点として利用していただいており、昨年度は2名の方が創業されたとお聞きしています。

市では、本年度国の地方創生推進交付金による多様な働き方の推進事業の中で、ICTを活用した場所や時間にとらわれず子育て中の女性も働きやすい、いわゆるテレワークを推進するため、ICTの知識や技術を習得する連続講座をえべやで開催し、人材の育成に努めることとしています。

今後もハローワーク、商工会等の関係団体と連携し、ワークライフバランス実現のためにも創業、就職に関する支援を継続的に実施しながら、子育てと仕事の両立ができる多様な働き方の研究、確保に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（櫻井寿彦君） 佐藤千枝さん。

○2番（佐藤千枝さん） 東御市の雇用創造事業協議会ですね、主催の雇用創出支援事業として女性を対象にしたセミナーが2、3開催されるんだなというチラシを私は見せていただいているんで

すけれども、また、えべやでも様々な企画や講座を開催し、起業創業支援に努めていただいております。ただ、実際に企画が労力を使って、またお金も使いながら、いい企画がたくさんあるかなというふうに思うんですが、その宣伝もいろいろ工夫していただいて、あ、こういうことをやっているんだ東御市はと、雇用創造事業が何なのかということもわからない方もたくさんいるそうです。そういう方たちに対しても宣伝を工夫していただきたいなというふうに思います。

この前も見ましたら、長野県の女性の就業支援事業として女性就業支援員が配置され、子育てママの就労相談も始まっているということです。子育て支援センターへ、あるいは個人の自宅へママたちの集まる場所に出向くお出かけ相談も行うようになったということです。せっかく企画するので、一つ一つ大事な事業として、やってよかった、行ってよかったというような形にしていだきたいなというふうに思いました。いろいろな情報やセミナー、講演会、相談会等、広く市民に上手に宣伝広報していただいて、にぎわいのある東御市、活気がある東御市になるよう取り組んでいただきたいなというふうに思います。

以上で質問を終わります。

○議長（櫻井寿彦君） 受付番号3 市の保育行政について、受付番号4 臨時職員などの非正規職員について、受付番号5 観光施策について。若林幹雄君。

若林幹雄君。

○7番（若林幹雄君） おはようございます。議員番号7番、太陽と風の会の若林幹雄でございます。

ちょうど昨日、パラリンピックが始まったものですから、一言と思いましたが、先ほど同僚議員に言われてしまいました。

ちょっと私は農家なものですから、特産の巨峰のことについてちょっとお話をさせていただきたいと思っています。いよいよ巨峰も出荷時期を迎えています。この17、18日には恒例の巨峰の王国まつりが開催される予定です。先日はワインフェスティバルが盛大に開かれました。去年は9月の長雨にたたられましたけれども、今年は天候には恵まれました。お米や野菜についても良好であるとお聞きしています。今年の秋こそは豊かな収穫を期待していきたいと思っています。

それでは、今回の私の質問は3つでございます。1つ目は市の保育行政についてです。2つ目は臨時職員などの非正規職員の在り方についてです。3つ目は市の観光施策についてお尋ねいたします。

まず最初の市の保育行政についてでございます。

6月議会におきまして市長は、この4月にさかのぼりまして第3子以降の保育料の無料化を実施するとともに、来年度からは保育料無料化に対する所得制限を撤廃するという方針を示されました。子育て世代にとっては朗報だと思います。市の英断に敬意を表します。

昨年12月の一般質問におきまして、私は第3子以降の無料化を提言した際、市は財源の問題を挙げて無料化には慎重な姿勢を崩しませんでした。しかしその後、この問題は6月の市長選挙の争点

にもなりましたし、多くの市民の方の中で話題になりました。そして国も少子化対策の一環として無料化に踏み切ることになりまして、市としても無料化に取り組むことになりました。

東御市は、これまで市内5地区の保育園の建替えを実施し、園庭も芝生化するなど、手厚い支援体制をとってこれられました。そこで市の保育行政についてお尋ねいたします。

第1に、東御市における保育園の状況、保育園児の動向、保育サービスの現状についてお尋ねします。

第2に、現在、ちまたでは希望する保育園に入れず待機児童問題が話題になっています。国会での論争におきましても、「保育園落ちた、日本死ね」というインターネットの書き込みについて取り上げられ、注目を集めたことは記憶に新しいところでございます。そこでお尋ねいたします。東御市の場合、待機児童はどうなっているのでしょうか。希望した保育園に全員が入園できているのでしょうか。

第3に、保育料の第3子以降の無料化が導入された場合でございます。財政負担も含めまして必要な対策をどのように考えておられるのでしょうか。

以上、3点にわたってお尋ねします。

次の質問項目でございます。臨時職員などの非正規職員の在り方についてでございます。

現在、市の様々な部署に臨時職員をはじめとした多くの非正規職員の方が働いています。こうした皆様のご努力がなければ市の業務は1日も前に進むことはできません。こうした背景には、昨今の市民ニーズの多様化と、それに伴う行政サービスの多様化があります。また一方で、現在の財政状況の中で職員の定数管理があります。そこで3点にわたってお尋ねいたします。

第1に、臨時職員など非正規職員の種類と人員数、職場、担当している仕事の内容についてお尋ねいたします。

第2に、臨時職員など非正規職員の給与、賞与、諸手当、有給休暇、社会保険の加入などの待遇はどのようになっているのでしょうか。

第3に、臨時職員が正規職員と同じような責任ある職種についているという話も耳にするところでございます。このような状況について、どのように考えておられるのか、お尋ねいたします。

最後の質問は、東御市における観光施策についてであります。

この夏はNHKの大河ドラマ「真田丸」効果により、上田市周辺は日常的に交通渋滞するなど、入り込み客が増えています。ドラマの方は、先週は真田昌幸と信繁・信幸親子の犬伏の別れが放映されました。多くの方がご覧になったのではないのでしょうか。そしてこの日曜日には、関ヶ原に向かう徳川軍と戦う、いわゆる第2次上田合戦が放映されるようでございます。このため上田城をはじめ上田周辺の真田ゆかりの地には、多くの観光客の皆さんが訪れています。

一方、東御市においては、湯の丸・池の平に観光ガイドを配置するなど、おもてなし観光へ一歩踏み出しました。そこでこの間の状況についてお尋ねいたします。

まず第1に、大河ドラマ「真田丸」による市内観光への経済効果はどうなっているのでしょうか。

また今後の課題について、どのように考えておられるのでしょうか。

第2に、この春からスタートした湯の丸・池の平への観光ガイド設置に伴う効果をどのように把握しておられるのでしょうか。

第3に、現在、民間活力を導入した日本版DMOが注目されています。ドメスティック・マネジメント・オーガニゼーション、あるいはドメスティック・マーケティング・オーガニゼーションを略したものでございます。すなわち地域の観光のマネジメントとマーケティングを一体的に担う組織のことです。こうしたDMOの仕組みと、東御市における取り組みについて、お尋ねいたします。

以上が最初の質問でございます。よろしくご回答ください。

○議長（櫻井寿彦君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（山口正彦君） 受付番号3、若林幹雄議員の市の保育行政についてのご質問につきまして、市長にかわりお答えいたします。

1点目の保育園の状況、保育園児の動向、保育サービスの現状のご質問でございます。公立保育園5園の状況と、園児の動向につきましては、園児数を昨年と比較すると4月1日時点の5園の合計入園児数は734人で、7人増加しております。そのうち3歳児未満児については、11人増加の154人、3歳以上児は4人減少の580人となっており、未満児の入園が増えている状況でございます。また保育サービスにつきましては、保育時間11時間の標準時間保育を利用している園児が235人、同じく8時間の短時間保育が499人となっております。

2点目の希望する保育園へ入園できているのかのご質問でございます。都市部で確認されている待機児童につきましては、東御市においては今のところございません。また、お住まいの地域や保護者の通勤などの理由により、希望される保育園への入園状況については、年度当初からの入園につきましては今のところ希望どおりに入園されております。しかし年度途中から入園される一部の方につきましては、入園時の年齢や保育士の配置状況などの事情により希望どおりの入園ができず、3世帯6人が兄弟姉妹、別々の保育園に入所している状況であります。希望の保育園にあきが出たところで改めてご案内をしたいと考えております。

3点目の第3子以降が無料化された場合の財政負担、必要な対策についてのご質問でございます。子ども・子育て支援法の改正により、今年度の保育料から年収約360万円未満相当の世帯に属する第3子以降の保育料が無料となり、市では保育料金表の18階層のうち8階層以下の世帯に適用し、年額で約200万円の保護者負担が軽減されております。更に来年度からは、所得による制限を撤廃して、第3子以降の保育料の無料化に取り組みことにより約2,200万円の保育料が軽減され、県の多子世帯保育料減免事業補助金を差し引いた市の実質負担額は約1,800万円増と推計しております。

また、第3子以降の保育料の無料化により、現在の入園状況から来年度は未満児が15人ほど増えると推測しておりますが、未満児に対しては3歳以上児より手厚い保育が必要なことから、保育士の新たな雇用が必要になり、職員増に応じた相当額が必要になると考えております。

なお未満児の入園増に対しましては、現状の施設で受け入れが可能であり、公立保育園の増改築

等は必要ないと考えております。

○議長（櫻井寿彦君） 総務部長。

○総務部長（掛川卓男君） おはようございます。受付番号4、若林幹雄議員の臨時職員などの非正規職員についてのご質問につきまして、市長にかわりお答えをいたします。

1点目の臨時職員など非正規職員の種類と人員数、職場、仕事の内容についてでございます。市の非正規職員の種類につきましては、一般職で申し上げますと大きく分けて臨時職員と嘱託職員に分類しております。

臨時職員につきましては、市役所、保育園、小・中学校、市民病院等に約340名が勤務しております。事務の補助や保育士、給食調理員、看護師、看護助手など、幅広い分野において年々増大する事務の補助や多忙な職場における人員の不足等を補うために臨時的に任用しております。

また、嘱託職員は現在9名おりまして、市民病院の医療従事者やサンファームの技術指導員等、特定の資格や学識経験に基づいて任用し、専門的な業務に従事しております。

なお短時間勤務の非正規職員としましては、雇用契約により長時間保育の保育士やバスの運転手、給食調理員の代替職員等、約70名が勤務しております。

次に、2点目の非正規職員の待遇状況についてのご質問でございますが、報酬や賃金につきましては職種区分や勤務時間に応じて定めておりまして、7時間45分勤務の一般事務補助の例で申し上げますと、月額6,882円でございますが、保育士、看護師等につきましては、その資格や業務内容に加えまして、勤務年数や経験を考慮して賃金を定めております。賞与はなく、諸手当としましては通勤手当と業務に応じた時間外勤務手当等を支給しております。また有給休暇、社会保険については関係法令に基づいて、付与、または加入をしているところでございます。

3点目の臨時職員が正規職員と同様の責任のある職種についているという声を聞くが、どのように考えるかというご質問でございます。職員の定員管理等の都合上、正規職員の配置が困難であり、また臨時職員等の負担が増えている職場があるということについては、課題として認識をいたしております。市の事務事業の執行に当たりましては、経費節減を踏まえるとともに、市民サービスの低下にならないよう配慮しながら、臨時的な業務や専門的技術的な常務について、臨時職員や嘱託職員の活用を図っているところでございます。引き続き適正な人員配置に努める中で対応してまいりたいと考えております。

○議長（櫻井寿彦君） 産業経済部長。

○産業経済部長（北沢 達君） 受付番号5、若林幹雄議員の観光施策についてのご質問につきまして、市長にかわりお答えいたします。

初めに、「真田丸」による市内観光への経済効果の現状はどうか、今後の課題は何かでありますが、市内観光への経済効果については「真田丸」に関する市内業者の影響額は把握していませんが、観光入り込み客数に関して申し上げますと、湯の丸高原、海野宿、芸術むら公園といった主要観光地の本年1月から7月末までの入り込み数は全体で52万9,000人、対前年比2.9%増となっております。

このうち真田氏ゆかりの里である海野宿においては、真田氏のルーツを訪ねる歴史志向も伴って、観光ガイドを利用するツアー来訪者が多くなっている傾向があり、12万4,400人と大きく伸びております。今後の課題としましては、来訪者数が増加傾向にある海野宿に限らず、地域全体でいかにして来訪者数を持続的に拡大させていくか、そしていかにして来訪者の滞在時間を延長させ、観光消費動向に結びつけていくかが重要と考えております。

次に、湯の丸・池の平への観光ガイド設置に伴う効果をどう把握しているかですが、湯の丸地域観光ガイドは、来訪者に対して湯の丸高原の魅力を広くガイダンスすることを目的に、山歩きや自然体験をサポートするネイチャーマイスターとして、本年6月から活動を始めたところでございます。この活動開始以降、市内外から多くの問い合わせをいただいております。6月には埼玉県内の小・中学校6校をはじめとする7団体451名の利用のほか、7月にはグループ旅行など5団体131名、8月には個人旅行も含めた4団体62名の利用がありました。このような短期間で多くの利用があったことは、来訪者に湯の丸高原の持つ魅力に触れていただく上でガイドつきトレッキングは効果的な誘客手法であったものと捉えております。

次に、DMOの仕組みと本市での取り組みはどうかですが、近年急速に拡大している個人嗜好に合った観光に対応するには、観光産業だけでなく農林水産物、工芸品、自然、文化、芸術、スポーツなどの地域資源を活用する多様な団体等が参画、連携したプラットフォーム的な窓口の設置が必要不可欠であるとされています。この窓口が地域と来訪者をつなぎ、双方の満足度を高めるための取り組みを一元的にマネジメントしていく、いわば司令塔の役割を果たしていく組織がDMOという仕組みでございます。

本市においても、市観光協会を母体として将来的に東御市版DMOを形成していくこととして、昨年度より地方創生加速化交付金を活用し、DMO構築による山岳高原観光推進事業に取り組んでいるところでございます。

今後地域の多様な関係者との合意形成を図りながら、地域資源を生かす戦略を立案し、この戦略のもとで地域内の人や組織のコーディネートなど、地域が自らの手でマーケティングやPRできる体制づくりのほか、地域と来訪者をつなげる体験滞在プログラム、旅行商品の造成などをマネジメントできる組織の形成を進めてまいりたいと考えております。

○議長（櫻井寿彦君） 若林幹雄君。

○7番（若林幹雄君） それぞれご回答いただきました。それでは、これからは一問一答でお尋ねしたいと思います。

まず市の保育行政についてでありますけれども、ご回答によりますと園児数は昨年と比較して7増の734人というお話でございました。内訳は3歳児未満児については11人増加する一方、3歳児以上については4人減少ということでございました。3歳未満児に対する保育ニーズが高い状況にあります。

それでは現在の保育園の定員数と、それぞれの保育園の定員充足率はどうなっているのでしょうか

か。どの地域で定員が余っているのでしょうか。また私立保育園の状況はどうなっているのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（櫻井寿彦君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（山口正彦君） 公立保育園の定員数でございますが、田中170人、滋野120人、祢津140人、和170人、北御牧120人の合計で720人となっております。

本年9月1日現在の入園状況は、田中200人、滋野133人、祢津153人、和173人、北御牧110人の合計769人で、定員の6.8%増となっており、北御牧保育園以外は定員を超えている状況でございます。特に田中保育園では、定員の17.6%増となっており、入園希望者が多い状況でございます。

また私立の海野保育園の定員は90人で、9月1日現在では定員の27.7%増の115人となっております。

なお厚生労働省児童家庭局長通知による保育所への入所の円滑化対策としまして、本来は定員の範囲内で行うこととされておりますが、年間平均で定員の2割増の受け入れが可能であり、海野保育園においては今後も恒常的に定員2割を超えるような場合には、定員の見直しを検討されているようでございます。

○議長（櫻井寿彦君） 若林幹雄君。

○7番（若林幹雄君） 北御牧保育園を除きまして、いずれも定員を上回っていること、中でも田中保育園は入園希望が多く、定員を17.6%上回っていることが報告されました。地域によって保育をめぐる環境が大きく異なっているということがうかがわれます。先ほど定員の実数が定員の2割増しの受け入れが可能だということで、海野保育園さんについては定員の見直しが検討されているようだというお話がありました。それでは田中保育園の場合も、定員の17.6%増しということで、2割までもうちょっとでございますね。そういう中で希望者が多い田中保育園については、どのような対策を講じられているのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（櫻井寿彦君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（山口正彦君） 入園希望は11月に取りまとめるわけでございますけれども、その際にやはり田中の希望が多い場合であって、田中が満杯になっちゃうというような状況のときには、やはりご相談いただきながら、できるだけ例えば滋野ですとか、海野保育園ですとか、いろいろ市内全体の保育園をご紹介します中で、それぞれの待機児童とならないような形で対応しております。

○議長（櫻井寿彦君） 若林幹雄君。

○7番（若林幹雄君） 田中保育園が定員まであとわずかということの中で、定員を上回っているということの中で、ほかの保育園さんをご紹介いただいているというお話でございました。そうしなければ対応できないだろうというのは十分認識できるところでございます。

それで待機児童にならないようにというお話がございましたけれども、次に実は待機児童についてお尋ねしようと思っておりました。これは最近の「信濃毎日新聞」ですが、「待機児童県内でも」という新聞記事が掲載されました。それから「潜在的な待機児童、県内4市町村で79人」という記

事が紹介されています。この79人の中には、東御市の1名が入っているわけですね。実質的に保育園に入れなかったということはないかもしれませんが、この実質的な、潜在的な待機児童という問題があるかというふうに思っています。

先ほどのお話の中でも、年度の途中での入園については、希望する保育園に入れなくてお子さんがいらっしやったというお話がございました。ほかの保育園を紹介するという話がありましたけれども、お聞きしている中では上のお子さんは例えば田中保育園にいたと。ただ田中保育園が満杯なもので、下のお子さんは滋野保育園を紹介したという事例もあるようなんですね。そうするとお子さんが別々の保育園に通うとなれば、保護者の方の負担は非常に、送迎の負担は大変になってまいります。やはり希望する保育園に入れるような取り組みが求められているのではないかなというふうに思っています。

それから先ほど言った潜在的な待機児童数については、何か明確に把握していないというお話があったようでございます。先ほども言いましたように、「信毎」の記事によれば、県内の潜在的、県内においては待機児童はいないけれども、潜在的な待機児童はいるというお話の中で、大きな問題になっているようでございます。保護者の皆さんのご要望に耳を傾けて、こういった事例がどうなっているのかということ把握して、どのようにそれを解決していくのかという、そういったことについて対応する必要があるのかなと思っています。ご所見をお伺いしたいと思います。

○議長（櫻井寿彦君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（山口正彦君） 市といたしましてもごきょうだいと同じ保育園に通っていただくのが本当に望ましい形と思いますが、やはり限られた施設の中で、保護者の皆さんにご協力というか、ご理解をいただきながら入園に取り組んでいるところでございます。

今年の当初におきましては、全園児が希望の保育園へ入園しております。年度途中において希望の保育園に入園ができず、育児休暇を延長された方など、潜在的待機児童数については若干いると思われませんが、正確な人数は把握しておりません。

なお対策でございますが、年度当初の入園につきましては先ほども申し上げましたとおり前年の11月に入園の受付を開始いたしますので、各保育園の入園希望児数に応じた保育士を配置するとともに、途中入園の園児数の増に応じた保育士体制をとってまいりたいと考えております。

○議長（櫻井寿彦君） 若林幹雄君。

○7番（若林幹雄君） お話をお伺いした中で、希望する保育園がなかなか入れなかったということで、ご自分の育休ですか、育休を延長して4月の受付まで待つというような事例もあるやに聞いております。こうした潜在的な待機児童をなくすために、保護者の皆さんに寄り添ったきめ細かな対策をぜひお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

次に、第3子無料化に伴う対策についてお尋ねいたします。今回の第3子保育料無料化に伴い、来年度は未満児が15人増えるとのことでございました。今年が11人でしたから4人ほど上回るようになります。現在の設備で受け入れ可能とのことでしたが、新たに保育士さんが必要となってまい

ります。3歳未満児は3人に1人という基準がございました。保育士の確保につきましては、これまでご努力されていたと思いますけれども、なかなか実績が上がらないという話も聞いております。何か特段の方策などありましたら、教えてもらえればと思います。

○議長（櫻井寿彦君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（山口正彦君） 保育士の確保に関しましては、東御市に限らず多くの市町村で苦慮している状況でございます。特段の方策はなかなか見つからないわけでございますが、引き続き市の広報やホームページ、更にはハローワークを介して広域的に募集を行い、保育士の確保に努めてまいります。

○議長（櫻井寿彦君） ここで15分間休憩します。

休憩 午前10時24分

---

再開 午前10時40分

○議長（櫻井寿彦君） 会議再開に先立ちましてお知らせをいたします。井出進一君が急用のため、ただいまから午前中の会議を欠席する旨の届出がありましたので、お知らせをいたします。

休憩前に引き続き、会議を開きます。一般質問を続けます。

若林幹雄君。

○7番（若林幹雄君） それでは引き続き一般質問させていただきます。

次に、臨時職員などの非正規職員についてお尋ねしたいと思います。

先ほどのご回答によりますと、臨時職員は340名ということでございました。私も正職員の方は何人かわかりませんが、正職員に匹敵する数ではないでしょうか。例えば保育園などでは、お聞きするところではいいですと保育士さん115名中72名の方が臨時職員となっているようでございます。臨時職員の比率は62%にまで達しています。まさに臨時職員がいなければ行政は回っていかないという状況でございます。それだけ重要な仕事を任されている中で、臨時職員さんの給与実態についてお尋ねします。

正規職員と臨時職員では勤務時間も異なるため、なかなか比較はできにくいとは思いますが、例えばフルタイムの勤務の場合、フルタイム勤務の非正規職員の場合、正職員との給与格差はどのくらいあるのでしょうか。それは同一労働同一賃金という視点から考えて、どのようにお考えでしょうか。

○議長（櫻井寿彦君） 総務部長。

○総務部長（掛川卓男君） ただいまの再質問にお答えをいたします。

最初の答弁で申し上げましたとおり、非正規職員につきましては給与がございませんので、年収で見ますと職種区分にもよりますが、若手正規職員と比べまして100万円程度の差がございます。ただし月収で見ますと実際のところは若手正規職員の方が低いケースもございます。また臨時職員については、基本的に職場において臨時的、または補助的立場の業務に当たっておりますので、正

規職員との責任の度合い等が違うため、同一労働であるとは考えてはおりません。

○議長（櫻井寿彦君） 若林幹雄君。

○7番（若林幹雄君） 正規職員と臨時職員さんの賃金格差、年収で100万円程度というお話がございました。正職員の方が300万円とすると200万円という形になるのでしょうかね。

それでは次、今、部長が臨時職員の方は働き方が違うというお話がございました。確かに臨時職員の方は東御市の一般職の非常勤職員に関する要綱で運用しているようでございます。非常勤職員の任用は、臨時的業務に限定されているというふうに書いてございます。しかしながら実際には臨時的とはいいながら、通常業務を担当されている場合も多く見られるようでございます。本来であれば正規職員で行わなくてはならないところを臨時職員で対応しているというのが実態、そういった実態もあるのではないのでしょうか。

例えばフルタイムで働く保育士さんの場合、臨時職員でありながらクラスを担当していらっしゃる例があるということもお聞きしました。本来であれば担任は正規職員の方のようでございますけれども、勤務の都合で臨時職員の方が担当するを得ないようでございます。こうした場合においては、それなりの処遇が必要ではないのでしょうか。仕事は正職員と変わらないのに賃金だけは100万円の格差があるというのは、臨時職員の方も納得できないし、やはりそれによってやる気もそがれてしまうのではないかなというふうに思っています。そういった意味において、待遇改善ということも考える、そういったことはお考えはないのでしょうか。

○議長（櫻井寿彦君） 総務部長。

○総務部長（掛川卓男君） ただいまの再質問にお答えをいたします。

職員の定員管理を行う場合、職員が配置できない場合ですとか、育児休業、退職、療養休暇等によりまして正規職員の欠員が出た場合に、正規職員のかわりに臨時職員を配置するケースもありますが、勤務の実態といたしまして主に正規職員の補助的な業務に当たることを基本として任用しているところであります。

待遇改善につきましては、賃金自体は近隣の実態と比べても同程度ということでございまして、勤務実態のみでなく経済情勢ですとか、国、他市の動向等も踏まえまして今後総合的に判断していくべきものというふうに考えております。

また、保育士についてのお話でしたが、保育士につきましては未満児保育の増加ですとか、正職員の育児休業等によりまして正規職員だけではクラス担任を担えないため、できるだけ負担の少ない形で業務に当たることができるよう配慮する中で、臨時職員がクラス担任をしているケースもございます。臨時職員の保育士につきましては、経験年数に応じまして段階的に賃金を上乘せするなどの一定の配慮をしております、事前に賃金をはじめとする勤務条件等につきましては、本人も納得した形で勤務をいただいているというふうに考えております。引き続き定員管理ですとか、財政状況等を踏まえまして、適正な人員配置や採用に努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（櫻井寿彦君） 若林幹雄君。

○7番（若林幹雄君） 保育士さんの場合、先ほど私も申し上げましたけれども、職員の62%、6割が非正規職員になっているわけですね。そうすると正職員で対応しようと思ってもなかなか難しいという実態はよくわかりますね。ただ、そういった意味でやはり何らかの、臨時職員に対する対応も今後考えていかなければならないかなと思っています。臨時職員の中には正規職員と何ら変わらない業務をこなしつつも、臨時ということで給与にも待遇にも大きな格差がつけられているわけですね。市の財政だとか定員管理の問題もありまして、解決は容易ではないことは十分理解できます。しかしながらそれでも頑張っている臨時職員の皆さんに報いるような取り組みが、それがやる気を引き出しまして、更によりよい仕事を進めていく、進めていただくことにつながるものと思っています。そういった意味におきまして、今後の課題としてぜひ取り組んでいただきますよう要望いたします。

それでは、次に観光施策について再質問に移りたいと思います。

東御市における「真田丸」効果については、海野宿で前年比45%という大きな伸びを示したとのごさございました。これからドラマは関ヶ原の戦い、大坂冬の陣、夏の陣と、物語もクライマックスが迫ってまいります。今後さらなる誘客を期待したいと思います。

それでお尋ねしたいと思います。「真田丸」効果の今後の課題について、ご回答では来訪者数を継続拡大する、あるいは来訪者の滞在時間を延長させるというご指摘がございました。いずれも非常に大切な視点だと思います。何か具体的な施策をお考えなのでしょうか、お尋ねします。

○議長（櫻井寿彦君） 産業経済部長。

○産業経済部長（北沢 達君） 課題解決の具体的な施策ということでございますが、来訪者数の継続的拡大及び滞在時間を延長させていくに当たりましては、地域内の各観光資源において来訪者の受け入れ環境を整えていくことが重要であると考えております。具体的には、海野宿では来訪者が腰をおろして休息できる場所が限られていることから、空き家を活用した中で観光インフォメーションと農産物など、地域産品の販売機能を備えた無料の休憩所の整備を進めているところでございます。また湯の丸高原におきましては、湯の丸高原施設整備基本構想に基づくエントランス拠点として、学習センターを山岳観光の情報拠点となるビジターセンターとしていくための機能強化を進めているところでございます。更に今後の取り組みといたしましては、来年度4月に開設予定のしなの鉄道田中駅舎の貸付スペースでは、将来的には観光情報インフォメーションセンターとして、来訪者への情報窓口の機能を整備するなどにより、来訪者数の継続的拡大及び来訪者の滞在時間の延長につなげてまいりたいと考えております。

○議長（櫻井寿彦君） 若林幹雄君。

○7番（若林幹雄君） 市内各地にそういった観光の拠点をつくっていくという、非常に賛成でございます。今、道の駅がそうした意味で大きな役割を果たしているわけですね。同じようなことを海野宿、それから先日も全協でご提案がありましたけれども、田中駅の活用、田中駅に観光拠点を

開設するという事は、非常に時宜にあったこと、問題なのかなと思っておりまして、ぜひ期待したいと思っています。

次に観光ガイドについて再質問いたします。この6月から本格稼働しました観光ガイドは、大きな成果をおさめており、これからの活動に期待したいと思います。私も個人的なちょうど経験がございました。先日しげの里づくりの会の皆さんと籠ノ登山に登って、池の平、三方ヶ峰を回ってまいりました。これは滋野の小学校130周年事業として10年ほど前に区長会主導で始まった事業でございます。毎回100人程度のお子さん、あるいはご父兄の方等がお見えになられます。しかしながらこのところ雨にたたられてまいりまして、毎年雨でございました、これまで。しかし今年は雲の間から下界が見渡せまして、参加された皆さんは大満足でございました。

そのとき籠ノ登山に登っておりてきて、池の平で昼食をとって、それから今度三方ヶ峰へ行こうといったときに、観光ガイドの方から適切なアドバイスをいただきました。当初池の平の駐車場から西側の山沿いに三方ヶ峰を目指すという計画でございました。ガイドの方がおっしゃるには、午後になると天候が急変するので、池の平湿原を経由するルートに変えた方がいいのではないかというご提案がありました。池の平湿原までは山頂まで40分程度ですけれども、山沿いのルートでは1時間半まではかかりませんが、以上かかります。もし雷雨になった場合、山沿いのルートでは身動きがとれなくなります。現にその前日にも山沿いのルートを通ったため、雷雨に遭ったパーティがいたそうでございます。三方ヶ峰山頂ではすばらしい展望を楽しむことができ、天候ももちそうだったので、帰りは山沿いのルートをとりました。

こうして観光ガイドの方が登山者に気軽に声をかけ、池の平の魅力を伝えていくことに対して敬意を表したいと思います。

そこで1つ質問したいんですが、この観光ガイドの方のガイド料のことについてちょっとお尋ねしたいと思うんですね。今、ガイドさんを頼んで1日観光案内といいますか、案内していただくと1万3,000円ということでしたんですね。私なんか一般の市民の感覚からするとちょっと高いのではないかなという感じがしています。小学校や中学校の利用の場合には、これを割引しているというふうにお聞きしました。例えば公民館などを利用する場合もそうしたことも、割引も拡大していただけないでしょうか。地元の住民がそうした地元のそういうものを見に行くときに、そういう観光ガイドも利用できるような、そういった対応もやっていただくと非常にありがたいと思いますが、いかがでしょうか、お考えに対し、ご回答いただきたいと思います。

○議長（櫻井寿彦君） 産業経済部長。

○産業経済部長（北沢 達君） 湯の丸の観光ガイド料についてのご質問でございますが、湯の丸高原地域観光ガイドである湯の丸ネイチャーマイスター制度は、観光協会で取り組みを進めているものであり、利用料金の収受によって賃金やガイド雇用に係る諸経費を賄っていくことを原則としております。このため市内の学校が利用した場合などは教育委員会が利用料を負担し、実質的に各学校側に負担が生じないように取り扱っているところでございます。

議員からご提案のございます公民館活動等における減免の適用については、観光協会と十分協議させていただき中で、その取り扱いを方向づけてまいりたいと考えております。

○議長（櫻井寿彦君） 若林幹雄君。

○7番（若林幹雄君） ぜひご検討いただきまして、市民にとっても湯の丸・池の平が本当に身近な自然ということで、そこに行って楽しむ、そういった状況が出てくればいいかなと思っています。そんなふうな形で、観光ガイドの方にとっても、観光ガイドの方も身近な存在として運営していくことができればと思っていますので、ぜひご検討いただければと思います。

次に、日本版DMOについて再質問させていただきます。DMOに対しまして積極的な姿勢がうかがわれて非常に心強いものがございます。ただ、ちょっとお尋ねしたいのは、現在、DMOが目ざされている背景には、従来型の観光戦略というものに限界があったから、その反省の上でこうしたDMOが検討されているというふうにお聞きしています。

そこでお尋ねしたいと思います。これまでの市の観光施策のどこに問題があり、DMOを導入することによって、それがどのように解決されていくのか、その辺についてお尋ねしたいと思います。

それからお聞きしますと、お隣の小諸市でもDMOを進めているとのことでございます。周辺市町村との連携は極めて重要でございます。今後どのように連携を図られるのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（櫻井寿彦君） 産業経済部長。

○産業経済部長（北沢 達君） まず従来の観光施策の問題点でございますが、今までの観光振興は総じて観光地への集客を図ることを目的とした情報発信が中心でございました。誘客への仕掛け方、地域へ誘うという視点が少し浅かったのかなというふうに考えております。近年、地域に來訪する人々の志向が、観光地を見て回る観光から、地域の生活や文化を味わうパターンに変化してきている中であっては、今までのような手法だけでは必ずしも誘客に結びつかない実態が生じております。このため地域づくりのプラットフォームであるDMOが、地域資源を活用する様々な団体をまとめ上げ、地域が主体に集客する着地型観光を一元的なプロモーションをしていくことにより、地域と來訪者をつなぎ、双方の満足度を高め、交流人口を創出していくことが解決の糸口になるものと考えているところでございます。

次に、周辺市町村との連携でございますが、小諸市の場合は同じ上信越高原国立公園内に位置し、山岳観光の振興を図る上では密接なつながりがございます。具体的には、同市を含む県内4市町村及び群馬県2町村によって、浅間山山ろく観光振興推進協議会を組織し、情報交換をしながら、観光振興を推進していますので、まずはそれぞれの地域レベルのDMOを立ち上げた上で、今後の広域連携の在り方を検討してまいりたいと考えております。

○議長（櫻井寿彦君） 若林幹雄君。

○7番（若林幹雄君） 日本型DMOというと、ほかの型もあるのかなというふうにも思うんですけども、従来は何かこれはヨーロッパの方で行われてきた手法だというふうにも、もの

本に書いてございました。それを日本に応用しようということで、日本型DMOというふうに言っているようでございます。

これは従来の観光施策、今、部長にお話しいただきましたけれども、反省の中で成り立っているというふうに聞いています。

例えば観光振興というのは、行政主導で今までございました。その縦割行政の弊害から取り組みもちぐはぐでございまして、例えば駐車場は商工観光、高山植物保護は教育委員会、道路は建設課といった具合でございます。取り組み方針もお客様主導というよりは、受け入れ型主導でございました。あるべき観光地づくりとは何かということが不鮮明だったように思います。おもてなし観光のソフトも欠けていました。

私は今回のDMOの取り組みの中で、これまでとは一味も違う、一味も二味も違う、新しい観光戦略ができることを期待したいと思います。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（櫻井寿彦君） 受付番号6 政治への関心について、受付番号7 デマンド交通について、受付番号8 各区等にある青少年広場などの遊具について。阿部貴代枝さん。

阿部貴代枝さん。

○8番（阿部貴代枝さん） 皆様、こんにちは。8番、太陽と風の会、阿部貴代枝でございます。

北海道や東北地方の大雨などで、大きな被害が起きました。お亡くなりになられた皆様のご冥福を心からお祈り申し上げ、被害に遭われた皆様の生活が一日も早く安心した日々になられることをお祈り申し上げます。

先のリオのオリンピックが日本中にとっても多くの感動を与えてくれました。また昨日から始まったパラリンピックに、多くの感動がいただけるものと思っております。

一方、このごろのいろいろな報道に心痛めることばかりが多く、地球の気象状況の変化と同じで、何か世の中、社会はどうなっているのかなと考えさせられてしまいます。

8月22日の「信濃毎日新聞」の「私の声」に、「障がいのある娘 世間の視線は」と20歳過ぎの発達障害を持つ娘さんについての投稿がありました。娘さんを育てていた最中は今ほど発達障害に対する社会の理解が進んでおらず、仲間外れやいじめなど、いろいろ切ない思いをたくさんされたことが書かれておりました。終わりの部分をちょっと読ませてください。

「先日、相模原市で痛ましい事件がありましたが、誰しも命の重さは同じ、障がい者も立派に生きているといった報道がありました。でも私は聞いてみたい。日常生活の中で障がい者を差別したことはないですか。国の政治のトップが、一億総活躍を掲げる社会全体の目が厳しい気がするのは私だけでしょうか。いろいろな人がいて、助け合い、共存し合える、そんな人の心にゆとりのある社会を望んでいます」と、匿名希望、50代、松本市の母娘二人三脚で乗り越えてこられたお母さんの投稿です。

では、3つの質問をいたします。初めに政治への関心についてです。

本年7月の参議院の選挙から、選挙年齢が18歳以上に引き下げられて実施されました。18歳選挙権元年など、実施された後に選挙結果がいろいろな角度から報じられました。長野県区では、改選定数が2から1に減り、選挙戦が非常に活発になり、盛り上がった。全国で投票率は1位の62.86%と報道されました。

県教委では、県内11市が発表した高校3年生相当の投票率が60から70%台だったことを挙げて、各高校が実施した主権者教育に一定の成果があったという見解を示しました。そこで原山教育長は、自分たちが社会を変えられるという意識を持てるような、深みのある主権者教育を進めたいと述べております。

長野県区の10代の投票率は、県内19市は44.71%、先ほども述べましたが、県内11市の高校3年生相当の投票率は69.35%、東御は72.5%、ただ、県の10代の投票率は全国平均を下回り、少し下回ったということです。東御市の10代の投票率は47.10%ですが、高校を卒業して県外に進学、就職する率が長野県は高い。選挙権のある出身地から離れて暮らす若者が、より投票しやすい制度にすることや、主権者教育を受けていない若者に、どう政治参加を促せばよいかなどの課題が考察されていまして。そこで参議院選挙の東御市の実施状況はいかがでしたでしょうか。

①として、参議院選挙の投票結果と、その周辺市町村の状況と比較して、東御市としてはどのように考察されているか、お聞きいたします。

②今回の実施に当たって、いろいろな対策、工夫などが行われたと考えますが、どのようなことが行われたか、お聞きいたします。

③投票された後の18歳、19歳の皆さんのご感想をお聞きになられたと考えますが、初めての選挙に対してはどのような感想を持たれたでしょうか、お聞かせください。

次に、デマンド交通についてお聞きいたします。

年を重ねて、歩行が大変になった方、車を運転しなくなった方、障がいがあり、車を運転できない方など、使い方によってはとても便利で、ありがたいデマンド交通、レッツ号です。ただ、いろいろな場面での課題もあることは事実です。

①として、デマンド交通が開始されて10年になります。10年の中で利用状況の変化はどのようにでしょうか。

②利用の中で、利用者の使い方などに対する課題などはどのように解決され、利用の促進を図っておりますか。

③乗車率の変化の中で、土曜、日曜の運行を検討できないでしょうか。

次に、各区等にある青少年広場などの遊具についてお聞きいたします。

各区にある青少年広場や、それらに類する遊び場などにいろいろな遊具が置かれています。これらの遊具の点検が本年の予算に計上され、今年の7月までに点検をし、不備な遊具を撤去するというのですが、状況はいかがでしょうか。

①今までに必要な点検がなされてきたことをお聞きしましたが、どのような点検や箇所があり、

どのような対策が講じられてきたのですか。

②今年の特検状況はいかがですか。

③新しい遊具の設置は、各区の責任において設置されるということですが、そのことで子どもの遊び道具が地域から消えてしまわないかと危惧されますが、対策が検討されたことはありますか。

以上が初めの質問です。

○議長（櫻井寿彦君） 選挙管理委員長。

○選挙管理委員長（柳沢廣幸君） 皆様、こんにちは。東御市選挙管理委員会委員長の柳沢廣幸でございます。よろしくお願いいたします。

受付番号6、阿部貴代枝議員の政治への関心についてのご質問につきまして、お答えいたします。

まず1点目の参議院選挙の投票結果とその考察についてでございます。7月の参議院議員通常選挙では、東御市全体の投票率は63.47%で、平成25年の前回選挙と比較しますと4.36ポイント上回っているという状況でございます。これにつきましては今回の選挙から選挙権年齢が18歳に引き下げられ、更に長野県選挙区の定数が2人から1人に削減されたことが、選挙に対する有権者の関心が高かった主な要因と考えております。

今回の投票率を県内19市の状況と比較しますと、平均を1.92ポイント上回り、隣接する上田市、小諸市の投票率より高い数値となりました。また新に有権者となった18歳、19歳の投票率は47.10%で、決して高いとはいえませんが、県内19市の平均を2.39ポイント上回りましたので、このうち高校生相当年齢の投票率は72.53%という結果でしたので、今回の選挙に対して高校生の関心が高かったことがうかがえます。

続きまして、2点目の今回の実施に当たっての対策、工夫についてのご質問でございますが、今回は選挙権年齢引き下げ後、初めての選挙ということでもあり、新有権者に対して重点的に啓発活動を行ったところでございます。広報紙やホームページによる通常の啓発活動に加えて、新有権者一人ひとりに対して東御市選挙管理委員会から、はがきでメッセージを送付しまして、投票による政治参加を呼びかけたほか、今回の選挙前に近隣の高校生がエフエムとうみに文化祭のPRで出演した際には、選挙や投票に関するインタビューを盛り込んでいただき、ラジオ番組を通じた啓発活動も行ったところでございます。

3点目の18歳、19歳の皆さんの投票された後の感想についてのご質問でございますが、何人かにお聞きしましたところ、「初めての投票で緊張した」とか、「家族と行ったので安心して投票ができた」など、実際の投票に関する感想や「初めての選挙で政治について考えるよいきっかけになった」、「最初でよくわからなかったが、次の選挙では自分たちの意見がとても重要ということを考えて投票したい」など、政治参加に対する前向きな感想も聞かれたところでございます。

今後、投票の機会を重ねるにつれて政治参加に対する意識はもちろん、自分が社会の一員であるという主権者意識が一層向上していくことを期待するところであります。よろしくお願いいたします。

○議長（櫻井寿彦君） 産業経済部長。

○産業経済部長（北沢 達君） 受付番号7、阿部貴代枝議員のデマンド交通についてのご質問につきまして、市長にかわりお答えいたします。

デマンド交通は、主に高齢者の通院、買い物などの交通手段の確保のため、廃止された路線バス等の代替として平成18年10月に運行を開始しました。今年で10年を迎える中で、多くの方にご利用いただいております。

初めに、1つ目の利用状況の変化についてであります。運行を開始してから最も利用が多かった20年度では、年間4万3,000人ほどでしたが、近年は減少傾向にあり、27年度は3万4,000人を下回り、これを比較すると2割以上減少しております。この原因としましては、高齢に伴う身体機能低下等で利用できなくなった方や高齢者の方の免許保有率の増加により、デマンド交通を利用しなくてもご自身で運転して買い物や通院ができる方が増えたことが大きな要因であると捉えております。

次に、2つ目の利用者の使い方などに対する課題解決と利用促進についてであります。利用者の皆さんが気持ちよく快適に利用してもらうためのマナーの徹底については、まずは運行する側の関係者の意思統一と情報共有が必要であります。このため本年度から毎月1回、市と商工会、運行ドライバー、受付オペレーターなどのすべての関係者が集まり、乗車時間に遅れた人や大きな荷物を持った方など、実際にあった個別事例を題材に、利用上において生じる問題への取り扱い方針を明確にしています。また、利用者の皆さんへは、この取り扱い方針の内容について機会を捉え、ご案内しているところでございます。

利用促進につきましては、例年行っています広報等によるデマンド交通のPRのほか、今年4月から商工会と連携し、東御市高齢者クラブ連合会の紹介や民生児童委員の会議などにおいて、より多くの方にデマンドの利便性や使い方について理解を深めてもらうための広報活動に取り組んでおります。

3つ目のデマンド交通の土日の運行につきましては、以前からご案内しているとおり交通弱者の生活を支えるための地域の公共交通として、平日でなければ利用できない病院、金融機関等への運行を最優先に考えていることに加え、現在の交通システムを採用する以前から巡回バスや市営バスは土日に運行していなかったこと、更にタクシー事業者の経営等、総合的に判断した結果として土日は運行しないこととしています。しかしながら運行開始から10年という1つの区切りを迎える中で、近年急速に高齢者世帯が増加するなど、社会状況も変わってきていることから、土日の運行拡大に限らず、システム全体を改めて基本から再評価するなど、運行方針の見直しに着手してまいりたいと考えております。

○議長（櫻井寿彦君） 総務部長。

○総務部長（掛川卓男君） 受付番号8、阿部貴代枝議員の各区等にある青少年広場などの遊具についてのご質問につきまして、市長にかわりお答えをいたします。

市が管理する公園や青少年広場等に設置されている遊具については、良好な維持管理と利用者の安全性確保を目的に、昨年度公園、広場等の遊具管理に関する覚書を区と市で締結いたしまして、区及び市がそれぞれの責任において行う遊具の管理及び費用負担等につきまして、必要な事項を定め、運用しているところでございます。

1点目のご質問の今までに必要な点検がなされてきましたが、どのような点検や箇所があり、どのような対策が講じられてきたかについてでございます。遊具の日常点検及び補修等の管理は、市が実施する日常点検講習を区の関係者に受講していただいた上で、遊具の設置者である地元区が行うことになっております。区においては事故防止のための点検や啓発等に努めていただいております。

なお安全に関する基準に基づき行います年1回の定期点検につきましては、市内の統一的な安全確保の観点から、全施設を対象に市が専門業者へ委託して行っております。その点検内容は、主要部材や接続金具等の破損、摩耗、変形、腐食等の有無について目視、触診、打診、検査器具等によりまして実施をしております。

点検の結果、昨年度は8カ所9基におきましてふさわしくない遊具、または早急に撤去すべき遊具と判定されました。その遊具の撤去につきましては、緊急避難的な措置といたしまして区の同意を得て市が行ったところであります。

なお早急な撤去までは要しないものの、現状のまま使用することが危険、または好ましくないと判断された遊具につきましては、設置者であり、管理者である地元区により修繕するなど、遊具の良好な維持管理のための対策をお願いしております。

次に、2点目の今年の点検状況についてのご質問ですが、今年度におきましても5月中旬から7月末までの間で50カ所、142基を対象に定期点検を行い、8月には定期点検結果報告書が提出されました。その結果につきましては、今後精査の後に遊具を管理している区へ報告する予定であります。撤去の対象となるふさわしくない遊具と判定されたものはありませんでした。全体的には老朽化が進んでおきまして、修繕等の管理が必要であるものも見受けられたところであります。

3点目の新しい遊具の設置を各区の責任において行うことで、子どもの遊び道具が地域から消えてしまわないか危惧されるが、対策を検討したことはあるかのご質問についてですが、各地域にあります青少年広場は、青少年の健やかな成長を願って、各区により整備された施設であります。設置された遊具も安全性を備えた上で利用できる状態にする必要があります。市では、青少年の健全育成及び区民の身体の発達や体力、運動能力の向上を図るため、各区で管理しております青少年広場及び遊具等の整備に要する経費に対しまして、対象経費の2分1以内に補助を行い、その整備の促進も図っているところでございます。

○議長（櫻井寿彦君） 阿部貴代枝さん。

○8番（阿部貴代枝さん） それでは再質問いたします。一問一答でお願いいたします。

初めに、選挙についてですが、「参議院選挙の後、継続して政治への関心を」という、そんな記

事が多くのところ記載されています。市内の投票された18歳、19歳の皆様の感想も前向きな声があり、とてもうれしく感じました。

新聞の中で、信州大学の学生の意識調査の結果が紹介されていました。投票したら結果が気になった、投票したら票の行方に関心を示し、投票をきっかけに政治や選挙への関心が一定程度底上げされたということがわかったとありました。市内の感想もそんなような感じだと思います。

若者が関心を示した政策は、具体化は政策は、具体化は実感として得られたわけではないが、投票することで前よりもニュースを見るようになったという、そういう話もあります。今回の結果を見て、いろいろな課題がある中ですが、市民の皆さんが国や市の政治に関心をもち、選挙にどのように反映されていくかの対策が必要と考えますが、若い皆さんの投票率がアップすれば、年長者へもよい影響を与えるとも考えられます。ですからどのように関心をもち、反映されているか、そんな対策が必要と考えておりますが、選挙管理委員長はどのようにお考えでいらっしゃいますか。

○議長（櫻井寿彦君） 選挙管理委員長。

○選挙管理委員長（柳沢廣幸君） 阿部議員の再質問は、市民の皆さんが政治に関心をもち、選挙にどのように反映させていくか、そのために必要な対策という再質問と存じます。

選挙にどのように反映させていくかという点で考えますと、選挙管理委員会としましてはやはり低下傾向にあります投票率をどのようにして向上させていくかということに尽きるかと思えます。投票率に関しましては、今のところ若年層の投票率が低いことが最大の課題であります。選挙権年齢の引き下げにより世間から若者の選挙に対する動向が注目され、阿部議員がおっしゃいましたとおり、今回の選挙をきっかけに若者の政治や選挙への関心が一定程度底上げされたという状況があるかと思えます。若い力を政治参加という形で世の中にアピールすることは、投票という形で選挙権を行使することが大変重要になってくると考えております。この機会を捉え、今後の若年層の投票率向上に向けて関係機関と連携しながら、工夫した啓発活動に努めてまいりたいと考えております。よろしく願いいたします。

○議長（櫻井寿彦君） 阿部貴代枝さん。

○8番（阿部貴代枝さん） 委員長の考え方が何かとてもうれしかったんですけど、東御市の10代の投票率は47.10%で、全体を16.37ポイント下回ったということです。今、関心を示さない傾向が、これから年を重ねていくうちに選挙に対する関心が更になくなってはしないかと懸念されます。若いうちから日常生活の中でも常に政治に関心をもち、土壌が培われることが大事ではないでしょうか。

そこで若い人の意見が反映できる場づくりが重要であると考えますが、市では先ほど都市計画マスタープランの中の間見直しに向けて、長野大学の学生さんから意見を聞くワークショップを行いました。多くの意見が出たと考えますが、今回のワークショップの提案を受け入れて、あのとき自分が出した意見が実現されたとなれば、次のことへのつながりになり、市行政へも関心を示してくれるのではないかと考えます。

そこで市に設置されている委員会や審議会などに若者枠を設けたらいかがでしょうか。いろいろな審議会や委員会にちょっと若者の姿が何か少ないように感じております。東御市は女性の審議会等へ委員占める女性委員の割合の目標値を決め、推進しております。その結果、女性の参画が少しずつ増えてきております。東御市内には地域を元気にしたいと活動されている若い皆さんがたくさんおります。行政の意思決定の過程に若い皆さんが参画できれば、自分たちの地域での活動が政治や市の行政に直接関係していることや、関係してくるのだということを知ってもらえるのではないのでしょうか。そのことをグループの中で発信すれば、理解者は更に増えてきます。これから地域を動かすのは若い皆さんです。国への政治に関する関心は、身近な地域のことを議していくことから始まります。ご回答に主権者意識が一層向上していくことを期待するということがありました。この意識が自ら育つということはなかなか難しいと考えるので、選挙管理委員会としてぜひ若い皆さんが政治に関心を持つ深い啓発活動を取り入れていただき、実践的なことは市が行う施策にたくさんあると思いますので、例えば小・中学生の主権者教育の充実など、いろいろなことを市へ積極的に働きかけていただきたいと思います。委員長のお考えはいかがでしょうか。

○議長（櫻井寿彦君） 選挙管理委員長。

○選挙管理委員長（柳沢廣幸君） 阿部議員の再質問は、政治に関して興味を持ってもらえるような啓発活動と、市民が幅広く市政に参加できるように市へ働きかけをしたらどうかというご質問かと存じます。

若者をはじめ市民の皆さんが幅広く市政に参画することは、大変重要なことと存じますが、市政やその他の政治に関しての興味を持ってもらうため、選挙管理委員会ができることとしましては、有権者の皆さんが投じる1票の大切さを訴えていくことになるかと考えております。市への働きかけというよりは、有権者に対して選挙における主役は主権者である私たち国民であり、また1票の権利を行使することが自分や地域の未来につながっていくことなどを訴えていくことが、選挙管理委員会の役割であると考えます。

引き続き主権者としての意識が向上し、投票による政治参加をしていただけるよう啓発活動に努めてまいりたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（櫻井寿彦君） 市長。

○市長（花岡利夫君） 阿部議員の再質問の中で、委員会における若者枠をつくったらどうかというご提案でございます。

若者の定義ということが若干難しいかなというふうに思いますけれども、いろんな多世代から委員に出ていただくように、これまでも努力してまいりましたし、これからも努力していく必要があるというふうに思います。

なお18歳に投票年齢が引き下げられたということによって、極めて18歳、19歳の投票行動ということが社会の関心事であるわけでありますけれども、むしろ重要なのは政治がこの世代の人たちに対してどのような政治をなすかということを考える大きな契機とすることが大切であるというふう

に考えておるところでございます。

○議長（櫻井寿彦君） 阿部貴代枝さん。

○8番（阿部貴代枝さん） 今回、回答をいただく方を選挙管理委員長と限定してしまったので、市に対する質問がちょっとできにくくて、ちょっと変な質問な部分もありましたが、本当に市長にそんなふうにご答えていただいております。今までもやっていたらとは思いますが、更にまた進んでやっていただければと思います。

選挙を促す方法はいろいろあるかと思いますが、上田市の選挙管理委員会によりますと今回初めてアリオ上田に期日前投票所を開設、8日間設置して1日平均740人などということで、市内8カ所にある期日前投票所の2番目に多かったそうです。いろんな取り組みがそれぞれのところでなされています。政治に関心を示し、投票をしていただくために、今回それに私は限定していますが、いろいろなところで日常的に深みのある啓発活動をしていただくことを要望いたします。

次に、デマンド交通についてお聞きいたします。初めに、利用者の減についてですが、私は実は特別養護老人ホームへボランティアに行っている会員20名、最高は92歳、最少が70歳で、平均年齢84歳のグループの影の取り締まりというか、そういう感じをやっていますが、車を運転する人はその中で約4割です。80、90歳の皆さんですから、運転のほどはちょっとご想像にお任せしたいと思います。私もちょっと何人かに乗せてもらったことがあるので。ただ、会員の皆さんが乗せてもらったことで事故に遭うと困るので、交通手段はレッツ号を利用してくださいと必ず通知の末尾に添えるようにしています。また会があるときも必ずそういうふうに言っていますが、あまり身内すぎるせいか、ほとんど無視されます。先ほど何か広報活動の中に、民生委員さん、高齢者クラブに行ってそのお話をしてくださっているという、そういう話なんです。私たちが年齢を重ねればもう必ずレッツ号の利用をするようになると思いますので、ぜひ高齢者があれている会に行って説明していただくのを細かくやっていただきたい。大きなあれではなくて、いろんな会に行って、主催者がその都度交通手段としてレッツ号を利用するようにと、そういうふうに呼びかけを細かく行っていったらいかがかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（櫻井寿彦君） 産業経済部長。

○産業経済部長（北沢 達君） 高齢者の会などに説明する際は、細かく説明するようということでございます。先ほども申し上げましたが、いろんな団体に機会を捉えて説明をさせていただきます。理解が足りないような部分があるようでしたら、その点については是正しながら、皆さんに十分理解できるような形の中で、説明をしてまいりたいというふうに考えていますので、よろしく願いいたします。

○議長（櫻井寿彦君） 阿部貴代枝さん。

○8番（阿部貴代枝さん） わかりました。私がレッツ号を利用してと言ってもなかなか聞いてもらえないので、ぜひ今度担当者の方に来ていただいて、お話ししていただきます。その方が効果があるかと思っております。

ただ、日常生活に多くの利用をして、その会員の中も別の機会ではとても多く利用しています。その中での意見は、田中駅の乗りかえが大変、帰りの利用に待つ時間が多い、現在8時半から午後4時10分が最終ですが、夕方6時10分までの延長をしてほしい、また土曜日曜の運行をしてほしいという意見を多く聞きます。私の知る利用者は、多くが足の悪い方が多く、乗り降りが厳しい方もたくさんおられます。また駅の乗りかえは一定時期なかったように思うんですが、また再開されたんですよね。どのような課題があって乗りかえをする、そういう前に戻ったのか、その辺がわかればお聞かせください。

それからもう1つ、市民病院でない病院への利用は、診察の後、お昼にかかって、その時間帯1時間から1時間半ぐらい待っているという、そういうことを3人の方にお聞きしました。この待ち時間がなければ、すごいレッツ号って200円だし、いいんだけどという、そういう話もあるんです。たしか市民病院はお昼の時間には、前質問したときに運行していただいたという、そういう経過があるんですが、市内にもそのほかの病院にいる皆さんは、どういう状況でいらっしゃるのか、その辺お聞かせください。

それから午後の時間が4時10分最終でなければ、午後お医者さんに行って、すいている時間帯に利用できるんだけどという、そういうこともあるので、時間の延長ができないかどうか、その辺もお聞かせください。

○議長（櫻井寿彦君） 産業経済部長。

○産業経済部長（北沢 達君） まず共通エリアでの乗りかえに戻した理由でございますが、デマンドのシステムでの基本は、他のエリアへ行く場合は一旦田中駅など共通エリアで乗りかえることとなっております。しかし利用者が減少する中で、利便性を高めるために利用者が少ない場合は乗りかえをしないで直接目的地に送迎することを試行した経過が過去にございます。ところが乗りかえしない方式をご希望されても、予約が多く、お断りするケースがどうしても生じてしまい、常に同一のサービスを提供することができず、また希望者にお断りする際にも、運行状況がこみ合っていることにご理解していただかず、これらの苦情が本来の業務に支障を来すことが多々生じてしまったことから、基本である共通エリアでの乗りかえに戻したところでございます。

次に、デマンド交通時間の延長についてでございますが、新交通システムを開始する際、朝夕の通勤通学者のための定時定路線バスと、昼の高齢者等の交通弱者のためのデマンド交通とを区分しました。これは小・中学生の通学のデマンド利用に一定の制限をかけ、混雑を避けること、及びタクシー等の運送事業者にも配慮した中で、現行の運行時間を決定したものでございます。ご理解のほどをよろしくお願いたします。

○議長（櫻井寿彦君） 阿部貴代枝さん。

○8番（阿部貴代枝さん） はい、乗りかえのことはわかりました。病院は市民病院ではなくてほかの病院でも、例えばお昼の時間帯にレッツ号をお願いできるのかどうか、ちょっとほかの病院でもいいのかどうか、ちょっとその辺をお願いいたします。

それから時間の延長にも、お聞きすれば本当に多くの課題があるんですね。視覚障がいのある方のゆるりの会の皆様のご意見では、最近上田タクシーがなく、上田交通タクシーですか、なくなり、すぐに来てもらえないことも増えてきたそうです。また土曜日曜の運行は以前から要望しているところですが、特に会員の皆さんは平日に仕事をしたり、就労支援の施設などに通っています。土曜日曜日はせっかくの休みでもどこへも行けないととても残念がっております。例えにこんなことを話してくれました。「車に乗る皆さんも週末のたびに東御市中の道路で交通どめをしていて、どこへも行かれないとなったら、どんなにか不自由ではありませんか。きつものすごい苦情が来ますよね。目の見えない私たちをはじめ車に乗れない人たちにとっては、デマンド交通が走っていない日や、走っていない時間はそれと同じ状態なのです」と言われ、私は、あ、なるほどとよくわかりました。皆さんわかりました。市長、そうですか、済みません。では、もう一回言いますか。でも時間がないので、ちょっとそれはあれしますけれども、多分わかってくださった方も多いかと思います。

この不自由さは、高齢者にも当てはまり、今、運転できている我々にもそのうち該当していくことだと考えさせられました。以前に土曜の運行をお願いしましたが、家族がいるから、家族に頼んでという、そんな回答でした。しかしひとり暮らしが多くなり、また高齢な方の2人暮らしが多くなっていく現状では、家族には頼れません。運行日時の増加や時間の延長は、財政的にも本当に負担がかかることはよくわかりますが、本当に便利に活用している皆さんもおり、ありがたく考えていることもよくわかります。それは本当に確かです。でも10年たった今、生活環境も変わりました。それを更に使いやすく、障がいのある方や高齢の方の生活の充実のためにも、改善をお願いしたいのですが、いかがでしょうか。

○議長（櫻井寿彦君） 産業経済部長。

○産業経済部長（北沢 達君） まず昼の時間帯のほかの病院でのデマンド交通の利用ということでございますが、基本的には利用できるというふうになっております。

次に、土日の運行についてでございますが、今までも何度もお答えしている中では現行では難しいというふうに考えております。しかし先ほども答弁したとおり、今後運行方針の見直しに着手してまいりますので、これまでいただいたご意見、ご要望にも留意しながら研究してまいりたいと考えております。

○議長（櫻井寿彦君） 阿部貴代枝さん。

○8番（阿部貴代枝さん） わかりました。ほかの病院でもということなので、また何人かにお知らせしたいと思います。

10年経過後の今後、運営方針を見直していただくという、そういうご回答がありました。本当にデマンド交通に関してはたくさんのお話があって、使い方いろいろ、生活や身体的なこともいろいろあり、また一人ひとりの考え方、感じ方もいろいろです。全部質問しませんが、この前、約束の時間に行ったら5分前に来いと言われたそうです。だけれどその車が、車だから5分は遅れるかと

と思いますが、5分以上遅れて来ても何も言わないと、そういう何ていうの、利用者にとっては、もう自分が利用させていただけるという、そういう思いがあるので、5分前に来いなんて言われれば、では皆さんも来てくれるのかなんて、そういうように思うのか何か、本当にこの場であまり話すのも好ましくないような苦情もありますので、またぜひ後で話しにいきたいと思います。

毎月話し合って、話し合いを行っておられるということをお聞きしましたが、そういうことで次第により環境づくりがされるものと私たちは期待しております。

また、土日の運行になど、難しい課題がたくさんあるわけですが、一つ一つ、例えば土日の運行なども期間限定で試行するという、そういうことはいかがでしょうかと提案させていただきます。

また、お答えにもありましたが、全体の中で福祉的な対応も含め、しっかりいろんなご検討をいただくことを要望いたします。

次に、遊具についてお聞きいたします。以前に箱形のブランコで死亡事故があり、そのとき日本中の箱形のブランコが撤去され、それ以後ほとんどがなくなったということがありました。確かに遊具は危険な一面もたくさんあると考えます。遊具の老朽化で地域や各区にある遊び場の遊具が次第に少なくなっていくようでは、子どもたちの集まる場所としての機能がかなり失われていきます。かつては学校から帰宅した児童は、地域や地元の公園が遊びの場となっていました。しかしこのごろの子どもたちは数の減少もありますが、子どもたちが群れて遊ぶ姿、子どもたちの楽しそうな声が次第に聞かれなくなっています。皆さんのご近所はいかがですか。では、何をしているかといえ、家庭内でテレビゲームや室内遊びが多くなっているという、そんな報告や現状をお聞きいたします。

子どもたちは遊びを通じて、自らの限界を知り、身体的に、精神的に成長し、そこには社会性も出てくるのではないのでしょうか。外での遊びはすべての子どもの成長にとって必要不可欠なものです。運動能力などを高め、感覚などもそこから養われ、更にはその中でリスクなどの経験から、少しずつ危険を学んでいくと考えます。そんなところが子どもです。

小さい子どもを持つお母さんからは、「歩いて遊びにいける遊び場がもっとあったらいいね」、「多くなくても小さな遊具が幾つかあったらいいね」と何人かの方からお聞きします。子どもを遊ばせながら地区のことや子育ての話が交わせる遊び場があればいいねということをお聞きいたします。子どもたち同士で遊び合える近所にある遊び場の遊具を含めた整備の必要性については、どのようにお考えですか、お聞かせください。

○議長（櫻井寿彦君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（山口正彦君） 子どもたち同士が遊び合える場所ということでございますが、小学校のグラウンドですとか、区の公民館、青少年広場、神社、里山など、様々な場所があるのではないかと思います。

市では、毎年「東御市子育てガイドブック」を作成しており、4カ月児健診や転入者の児童手当申請の際等に、保護者にお渡ししておりますが、このガイドブックには地区ごとの遊び場をマップ

にとじ込んでおります。身近な遊び場をたくさん掲載しておりますので、子育て世代の保護者の皆様や子どもたちにこのマップをご活用いただければと考えております。

○議長（櫻井寿彦君） 阿部貴代枝さん。

○8番（阿部貴代枝さん） 子どもたちが本当に遊び場を利用していただきたいと考えています。

今回の撤去の予算が計上されたことで、市では年1回全施設を対象に専門業者に委託して全施設の点検を行っていること、安全対策を実施していることがしっかりわかりました。とてもありがたいことです。ただ、点検結果で撤去、それに近い、そんなようなことが出たとき、その後、設置しようとする遊具はかなりの高額で、小さい区にあってはなかなか新しいものを設置することが難しい状況です。そして事故の責任はどこがとるかとなれば、更に設置にしりごみをしてしまいます。お聞きした区では、予算もなかなか厳しいし、事故があったときには各区の責任だと言われているので、区としての責任は持てないのではないかと思われ、設置の厳しさを訴えております。遊具設置に要する対象経費の半額の補助があります。また点検が年1回、市内全体で行われています。それと合わせた考え方で、事故対策も市内全体の共通の課題として対応できないでしょうか。日常の定期点検はもちろん区の責任となるのですが、賠償責任の保険加入も一括して加入などをしていただき、区の方、責任を逃れるというわけではありませんが、区だけの責任というところがかなり重いという、そんな考え方がありまして、全体でそういう対策をしていただければ、子育て対策の1つとして何かいいかなと考えておりますが、その検討はいかがでしょうか。

○議長（櫻井寿彦君） 総務部長。

○総務部長（掛川卓男君） ただいまの再質問、2点あったかと思いますが、お答えをいたします。

まず事故対策も市内全体の共通の課題として対応できないかについてでございますが、現在も事故対策はもとより、市内の遊具の良好な維持管理及び統一的な安全管理の観点から、市におきましては全施設を対象に専門業者による年1回の遊具の定期点検を実施しております。

また、点検結果につきましては、設置者であり、管理者である地元区へ報告をいたしまして、良好な管理に努めていただいているとともに、昨年度につきましては区の方々を対象とした日常点検講習を7回実施しております。

続いて2点目の賠償責任の保険の一括加入についてでございますが、市は各区に対しまして市民活動保障制度に基づくいわゆる自治会活動保険の加入を推進しております。この保険につきましては、区が所有している、あるいは使用、管理する施設に起因した事故の賠償等が対象となりまして、遊具における事故も対象となるものでございます。

市民協働のまちづくりを展開するに当たりまして、区民が安心して自治会活動へ参加できることの支援をいたしまして、区の保険加入に当たりまして、その保険料について市から区へ一定の補助金を交付しております。現在、ほとんどの区が加入していただいておりますが、引き続き未加入の区へ加入の促進をしてまいりたいと考えております。

○議長（櫻井寿彦君） 阿部貴代枝さん。

○8番（阿部貴代枝さん） 保険のこと、よくわかりました。ただ、市がその保険料を半分負担しているとか、そういうようなことは知らない皆さんも多いかと思います。私が聞いた区も、保険には入っていないという、そういう話がちょっとありました。市でそういうふうに勧めていただいているのにもかかわらず、まだ未加入のところがあるということは、もうちょっとPRしていただいてもいいのかなと、それは各区のやることの自制的なものですけれど、ちょっとPRもしていただいてもいいかなと思ひまして、今回お聞きしたところに私はちょっと2、3話をしたいと思ひます。

本当に県内外から入ってきた皆さんは、ちょっと遊ぶところが少ない、遊び道具も少ないんじゃないかなんて、もっと欲しいなというご意見もありました。市の一斉点検と各区の点検をしっかりと実施していただき、引き続き遊具の設置を希望するところには補助等をお願いし、将来を託す子どもたちの健全な遊び場、そこに豊かに遊び合える、安心・安全な遊具の設置の存続の取り組みをお願いいたします。

以上で質問を終わります。

○議長（櫻井寿彦君） 昼食のため、午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時58分

---

再開 午後 1時00分

○議長（櫻井寿彦君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。一般質問を続けます。

受付番号9 安心・安全の被災者台帳「被害者支援システム」の導入・運用について、受付番号10 緊急時の非常用発電機について、受付番号11 夜間中学の設置について。依田政雄君。

依田政雄君。

○16番（依田政雄君） 16番、依田政雄です。議長の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

私の方からは、今回3項目について質問をさせていただきます。

まず安心・安全の被災者台帳の「被災者支援システム」の導入・運用についての質問をさせていただきます。

この質問については、私は過去何回となく質問をさせていただきました。それなりの質問に答弁をいただいたわけでありすけれども、改めて丁寧にまた質問をさせていただきます。よろしく答弁をお願いいたします。

熊本震災から5カ月が過ぎようとしております。被災された皆様や被災地の復興は厳しい状況が続いておりますが、被災者の皆様に心よりお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復興を願うものであります。

また、今年も様々な観測史上初と言われるようなゲリラ豪雨など、今、自治体として打つべき対策は山積みであると思ひます。

災害が起きるたびに、市民の皆様の安心・安全に対する住民の関心が高まり、もしも大規模な自

然災害に見舞われたとき、直ちに被災者を救護・支援し、迅速かつ的確な復旧・復興作業を行っていくことは可能なのでしょうか。このような状況の中で、市民の方から災害時に要援護者が地域にどのくらいいるのかと把握できないのが現状であるという相談も私は受けました。

また、被災者台帳とは、災害が発生した場合、被災者の救護を総合的かつ効果的に実施するための基礎となる台帳であり、災害対策基本法第90条において、市町村の長が作成することとされております。被災者台帳を導入することによって、被災者の状況を的確に把握し、迅速な対応が可能になるほか、被災者が何度も申請を行わずに済む等、被災者の負担軽減が期待されております。

このため近年、東日本大震災や広島土砂災害、熊本地震等大規模災害のみならず、災害が多発する中、被災者台帳の作成への認識が今、高まりつつあります。その作成は、必ずしも進んでいないのが現状であると言われております。

こうした実態を踏まえ、内閣府は防災担当においては平成26年度被災者台帳調査業務報告書を取りまとめました。地方自治体に対して先進事例集、導入支援実証報告及びチェックリストを提示しております。この内閣府の報告書において、被災者台帳の先進事例の1つとして取り上げられている被災者支援システムは、1995年の阪神・淡路大震災で壊滅的な被害を受けた兵庫県西宮市が独自に開発したシステムで、現在、地方公共団体情報システム機構の被災者支援システム全国サポートセンターにおいて、全国の地方公共団体に無償で公開、提供されております。このことについては既に当自治体においても来ているかと思っております。

このシステムの最大の特徴は、家屋被害だけではなく被災者を中心に据えている点であります。住民基本台帳のデータをベースに、被災者台帳を作成し、これをもとに罹災証明書の発行、支援金や義援金の交付、救援物資の管理、仮設住宅の入退居など、被災者支援に必要な情報を一元的に管理しております。これによって被災者支援策の支援業務の効率化はもとより、被災者支援業務の正確性及び公平性を図ることができるようになってきているところでございます。

システム導入に当たっては、厳しい財政事情の中、システム経費まで捻出できない、また、いつ起こるかわからないことに金も労力もかけられない、またSE、いわゆるシステムエンジニアのようなコンピュータに精通した職員がいない等々、消極的な意見が聞かれるわけですが、しかし被災者支援システムは阪神・淡路大地震の最中に、職員が被災住民のために開発したものであって、必ずしも高いIT能力のある職員がいなければできないわけではありません。当市においてもそのことは同じであるかと思っております。

また、導入に当たっては、地方自治体からの求めに応じて被災者支援システム全国サポートセンターから講師派遣することも可能であるわけでありまして。仮に民間企業に導入支援を委託したとしても、20万円から50万円弱程度しかかかりません。新たな設備は特に必要なく、既存のパソコンがあれば十分対応できることであります。このことについても私は何度も当市においても訴えてきた、導入について訴えてきた経緯があるわけでございます。

このシステム導入自治体の1つである、私、調査いたしましたけれども奈良県の平群町では、世

界銀行がそのシステムについて訪れております。世界からも注目されている取り組みとなっているわけでございます。

東御市もこのシステムを導入すべきと私は考えますが、このことについてお伺いをいたします。

次に、緊急時の非常用発電機について、お伺いをいたします。

県内を震撼させた東日本大震災が発生して5年以上が経過いたしました。自然の猛威は今をもって忘れることはできません。この経験から、本市においても地域防災計画の見直しをはじめとして危機管理やBCP、いわゆる事業継続計画の策定等、災害対策をしてきております。

そのような背景から、今後災害に対する安全対策として、この電力なくして最低限の事業継続能力も、また従事者の安全確保もあり得ないと私は考えるわけでございます。

そこで本市施設の緊急時の非常用発電機について、1つとして設置状況、2点、今後の設置計画と、3点、危機内容について次の3点についてお伺いをいたします。

次に、夜間中学の設置についてお伺いをいたします。

夜間中学という、こういうことについて、聞き慣れない言葉であるかと思えますけれども、今、現実にこのことについては全国でも取り組んできているところでもありますので、このことについて質問したいと思います。

この夜間中学については、このたび国会において義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律案が提出されております。この法律案を見ますと、条文に「地方公共団体の役割として、夜間その他特別な時間において授業を行う学校における就学の機会の提供、その他の必要な措置を講ずるものとする」と、このように地方公共団体に対する責務がうたわれているわけでございます。夜間中学の設置など、未就学者の就学機会の確保のための措置を行うことをいわゆるすべての自治体に義務づける内容が盛り込まれているわけでございます。

また、この法案が提出される以前、文部科学大臣は国会答弁においても、各都道府県に少なくとも1つの夜間中学の設置を目指すとの方針も述べております。

様々な理由により、義務教育未修了のまま学歴を超過した方々の修学機会の確保に重要な役割を担っていくのが、私は夜間中学であると認識をいたしているところでございます。夜間中学の設置状況を調査してみますと、現状は8都府県、25市区、31校の設置にとどまっているわけでございます。一方、未就学者は全国で12万8,000人がいると言われております。すべての都道府県にそれは存在しているわけであります。そのことから夜間中学は少なくとも各都道府県に1校ずつ設置されるよう推進することが重要であると考えておるところでございます。

本市においても、未就学者が存在していると言われます。今回の義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律案の動向等を踏まえた、夜間中学の設置について市の考えをお伺いいたします。

以上、3項目の質問といたします。よろしく答弁を求め、第1回の質問を終わります。

○議長（櫻井寿彦君） 総務部長。

○総務部長（掛川卓男君） 受付番号9、依田政雄議員の安心・安全の被災者台帳「被災者支援システム」の導入、運用についてのご質問につきまして、市長にかわりお答えをいたします。

被災者支援システムの導入についてでございますが、被災者支援システムにつきましては、阪神・淡路大震災を体験した中で開発されたシステムでございます。内容は、大規模な災害が起こった際、住民基本台帳から被災者支援システムにデータを取り込み、被災者台帳を作成するものでございます。このシステムに被災者の把握や安否確認、家屋の倒壊状況などを入力し、情報を一元管理することによりまして、罹災証明の発行や義援金、支援金の交付、生活再建に必要な手続きなど、有事の際の管理や手続きが有効に機能するシステムの1つであると認識しております。

このシステムの件については、議員からも数回にわたり一般質問でご提案をいただき、当市におきましても平成23年に、そのシステムを管理する被災者支援全国サポートセンターから利用許可を得ております。しかしながら被災者支援システム自体は無償で提供されておりますが、このシステムを稼働させるためにはシステム専用のパソコン、サーバー、また、それらを各部署につなげるネットワーク構成が必要であるほか、住民情報や家屋状況をシステムに取り込める形に加工して定期的にデータ更新を図るなどのメンテナンス作業にかかる費用も必要になっております。

更に運用に当たりましては、個人情報の保護、セキュリティ保護、市の住民記録や税情報などとの連動について、クリアすべき課題も少なくございません。

また、これまで導入している自治体へ照会をするなどして、費用対効果も含め検討は行っておりますが、この被災者支援システムの一部でもある災害時安否情報システムについては、別のシステムを既に取り入れてる事例もあるほか、東日本大震災後に通信会社や大手電機メーカー、他の自治体などが同様の被災者支援システムを構築し、既に運用している状況も承知しております。

市といたしましても、このような災害時に活用する当該システムは有事の際には有効であるとの認識に変わりはありませんので、今回の熊本地震における自治体での成果などを検討する中で、より効果的な方法を選択してまいりたいと考えております。

あと災害時に要支援者が地域にどのくらいいるか、把握できていないのが現状であるという件について、各区における要支援、要援護者を把握する台帳等の整備状況について、ご説明を申し上げたいと思いますが、要支援、要援護者を登録する災害時の支え合い台帳の整備につきましては、東御市総合計画の重点施策でありまして、平成31年度までに市のすべての区に作成いただくように推進しているところでございます。平成28年7月、今年の7月末までに東御市の67区中23区で作成が終了しておりまして、更に現在18区で作成中であります。大規模な自然災害が各地で発生しておりまして、高齢者や障がい者が災害に巻き込まれるという事例が多数発生していることから、市内全区で作成いただくように推進を図ってまいります。

続きまして、受付番号10、依田政雄議員の緊急時の非常用発電機についてのご質問につきまして、市長にかわりお答えをいたします。

災害時に電力の供給が途絶えた場合、災害対策本部を設置し、非常時の業務を行うこととなる市

役所庁舎や避難所となる施設のほか、上下水道等のインフラ機能が当面維持できるよう非常用発電機を設置しておくことは重要であると考えております。

1 点目のご質問の本市の施設における設置状況、それと 3 点目の機器内容等につきまして、設置場所と初動段階での使用可能時間の順に申し上げますと、災害対策本部となる市役所本館が約72時間、北御牧庁舎が約 3 時間、総合福祉センターが約360時間、東御市民病院が約 3 時間、文化会館が約 2 時間使用可能な非常用の発電機を設置しております。

また、上下水道施設につきましては、まず上水道施設では西入浄水場と八重原配水池に約10時間使用可能な非常用発電機を設置しており、下水道施設では東御浄化センターに約15時間、川久保浄化センターに約25時間、また農業集落排水処理場の 9 施設には約 2 時間の非常用発電機を配備しております。

2 点目の配置計画等につきましては、現在、新屋配水池に非常用発電機を設置中で、この年度内に完成の予定でございます。なお使用可能時間は約30時間でございます。

これらの非常用発電機、いずれも燃料の供給により更に連続運転が可能となっております。

そのほかポータブルの自家用発電機を14台備蓄しておりますので、災害時にはこれらを活用し、業務継続と避難所運営に当たってまいりたいと考えております。

○議長（櫻井寿彦君） 教育次長。

○教育次長（清水敏道君） 受付番号11、依田政雄議員の夜間中学設置のご質問につきまして、教育長にかわりお答えをいたします。

いわゆる夜間中学とは、市町村の設置する中学校における夜間学級のことをいい、様々な事情で義務教育を十分に修了できなかった方が学び直すことができる場所でございます。

国の平成26年度の実態調査によりますと、ご紹介ございましたが、全国で 8 都府県、31 の中学校に夜間学級が設置されておまして、あわせて1,849 名の方が通っているようでございます。この生徒の内訳でございますが、戦後の混乱期に家庭の事情等で不就学や長期欠席せざるを得なかったご高齢の方、母国での義務教育を修了せずに日本で生活している外国籍の方、また最近では中学校を形式的には卒業していても不登校などの理由で十分に学ぶことができなかった方がいるようでございます。

このような背景のもと、学齢期を過ぎても教育を受ける機会を確保するためとして、国では各都道府県に少なくとも 1 校以上の夜間学級の設置を目指すとしているところであります。これを受けまして、現在、夜間中学のない長野県におきましても、今年 7 月に中学校夜間学級設置における課題検討会が立ち上がりまして、夜間学級設置の必要性、可能性、また課題の研究を始めたところとお聞きをしております。東御市といたしましては、県の検討会の動向を当面注視してまいりたいと思っております。

○議長（櫻井寿彦君） 依田政雄君。

○16番（依田政雄君） それぞれ第 1 回の質問に対してご丁寧な答弁をいただきました。これが

ら一問一答で行いたいと思います。1項目ごとにやっていきます。まとめて質問することもありますので、その辺のところをよろしくお願ひしたいと思います。

まず安心・安全の被災者台帳、支援システムの導入についてであります。答弁をいただきました。私、冒頭でも申し上げましたけれども、また検討をしていきますと、こういう答弁をいただいたんですけれども、過去においてもこういう答弁をいただきました。有事の際には有効であるとの認識は変わりありません、そのように答弁をいただいておりますので、その辺のところは少し気持ち的には認められるかなというふうに思います。

当市においても、大規模災害等の危機管理における人命最優先の被災者支援、及び安全対策を基調とする実践的な体制づくりをまずもって行うとともに、システムの稼働に不可欠な市民の情報を守らないための対策を講じながら、万が一の災害に対し、より理解しやすい的確な対応ができるシステム構築について、あわせて調査研究すると、これは過去の答弁、そういう答弁、私、これ議事録の中で確認して申し上げているわけです。また、もう1つの件、当市においても今のところ導入に至っていないわけでありまして、このシステムの稼働環境を整備するには多額な費用がかかるわけでありまして。今後の危機管理体制を強化する手段の1つといたしまして、検討してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひいたします。ただいまの答弁と全く過去の答弁と同じわけなんです。この点についても、私は本当にわからないのかなと、先ほどの冒頭において、るる丁寧に説明をし、訴えたわけでありまして、また同じような答弁でございます。様々な検討をした上においての理由はあろうかと思っておりますけれども、今、まさに様々な災害が起きている上においては、私はやはりこれは取り入れるべきではないか。ましてや最前線で取り組んでいく皆さん方は職員の皆様でありますので、やはりその辺のところ、皆さん方がやりやすい、そして間違いなく住民のためにやっていけるためには、やっぱりこのシステムというのは私は導入すべきだというふうに思うわけでございます。

調査している上においても、先ほども何回も申し上げておりますけれども、被災者支援システム導入にはそんなにお金がかけても、かけなくても導入ができると私は改めていろんなところで今回のこのことについて調査し、研究をし、調べた中で、そんなにお金をかけなくても導入できるということで私は認識をいたしたところでございます。これにつきまして、2点にわたって再質問をさせていただきます。

まず1点目でございます。先ほども冒頭申し上げましたけれども、奈良県の平群町や、また調査していく上においては佐久市、佐久穂町などは比較的安価で導入をしたという例もございます。東御市では、このシステム導入にかかる費用をいくらで見積もっているのか、そのことについて質問をいたします。

それから2点目でございます。2点目で私、質問しました各区における要支援、要援護者を把握する台帳等の整備状況についての質問に関連をいたしますけれども、市長の招集あいさつにもありましたけれども、9月4日の東御市の防災訓練における要援護者の確認状況は、私はこれ、区に

よってばらつきがあるのではないかなというふうに思ったわけでございます。その辺のところについてお聞きをいたします。

以上2点について再質問いたします。答弁を求めます。

○議長（櫻井寿彦君） 総務部長。

○総務部長（掛川卓男君） 2点再質問いただきました。

1点目の被災者支援システムの導入にかかる費用について、どのくらい見積もっているのかという点でございます。まず佐久穂町の状況を確認いたしました。佐久穂町では、株式会社電算に導入委託をいたしまして、平成23年度の導入時に機器及びシステム環境構築費として合計145万円がかかったほか、毎年保守料が4万8,000円かかっていると聞いております。

東御市において見込まれる概算費用としましては、導入時においてサーバー機などのハードウェア及びシステムの環境構築や、被災者支援システムデータ連係するオプション機能等で合計で220万円程度かかるほか、機器及びデータの保守料として年間10万円程度の維持費がかかる見込みであります。更にその後、5年から7年に一度は機器等の更新費用が見込まれます。

県内33団体において、この被災者支援システムの利用許可を受けているとお聞きしておりますが、検討中で導入に至っていない団体が少なくないという状況であります。

しかしながら災害時の被災者支援は、混乱の真ただ中、自治体が行わなければならない業務でありまして、特に震災支援業務としては避難所、仮設住宅、緊急物資管理、犠牲者や遺族への対策、倒壊家屋管理等、相当な事務事業が想定されるところであります。これらを効率的に進めるためには、日ごろよりマニュアル化した準備が大切であると認識しておりますので、今後、他市町村や関係部署とも連携をとりながら、より効果的な方法を研究、検討してまいりたいと考えております。

2点目のご質問の9月4日の防災訓練における要援護者の確認状況はどうかというご質問でございますが、災害時には隣近所が助け合って地域の安全を守る共助が重要でございます。防災訓練におきましても隣組を基本とした安否確認訓練を行っていただくようお願いをしているところであります。

各区における実施状況につきましては、現在、取りまとめ中でございますが、この7日現在で報告のありました47区のうち、28区におきまして安否確認訓練を行ったということであります。区によっては本年度支え合い台帳を作成中でありまして、来年度において要援護者の避難支援訓練を取り入れたいとの報告も出ております。今後も災害弱者に対する共助を更に進めていただきますよう、市としても啓発を図ってまいりたいと考えております。

○議長（櫻井寿彦君） 依田政雄君。

○16番（依田政雄君） それぞれ再質問2点について答弁をいただきました。また、ここでまた聞いても導入するという答弁はなかったわけでありましてけれども、過去の答弁と全く同じであります。私、市長にちょっと質問しますけれども、市長もこの招集あいさつの中で、いわゆる東御市防災訓練を実施したということについて、市民の訓練や市の情報発信、伝達、収集訓練などを通じて

市民一人ひとりの防災意識の高揚を図るとともに、市の防災体制について万全を期してまいりますと、このように招集あいさつが。これは大切なことだと私は思う。私はそのこともあったからこそ、今回この質問に至ったわけであります。どの質問をしても検討していくという答弁であります。市長、その辺について、私は市長の英断ですから、それは市民を守る、そのことについて質問いたします。

○議長（櫻井寿彦君） 市長。

○市長（花岡利夫君） 依田政雄議員の再質問としてお答えするに当たって、当市が3.11の後、気仙沼に職員が赴きまして、従事させていただいたということで、一定程度主要な任務として被災者状況を把握し、罹災証明を出すためのシステムを構築して、それを入力していくというNECだったと思うんですけども、10台のコンピュータをNECから借り受けて、そして1台をホストコンピュータにして、急ぎょプログラムを東京都の職員とうちの職員とNECの職員とで立ち上げて、それを必要なデータベースをつかって、それに打ち込んでいくという作業をずっと半年間続けたという経験がありまして、そういう中で鬼怒川の決壊、そして熊本を中心とする地震等で負の想定外ということが再び起こっているという状態であります。

特に熊本に関しましては、被災ということに関しては市内に流れる河川の氾濫という形の中で想定して、Aという川が氾濫したときは、ほかの地域が支援していく、Bの川の氾濫のときにはほかの地域が支援していくという支援体制を構築しておいて、市内全域が被災するということを想定していなかったというふうに率直に市長が反省されていると同時に、また2度にわたる震度7近い地震が繰り返すことで、震度7に耐える建物も耐えれないという状態が生まれたという状態の中で、今、そういう被災状況をどういうことを東御市的に想定し、そしてそれが想定外ということではなくて、起こり得る何百年に一度の災害に対して、それが対応するためには、また必要な情報入力ということに関して、何が必要で、何をやっていかなければいけないのかということに関して、しっかりと精査して、どのデータベースを活用していくことが最も重要か、検討すべきというふうに考えています。

1つの有効なシステムであるということに関しては、異議を唱える気はないわけでありますけれども、東御市で一体どういう災害を想定して、それに対する被害状況の打ち込みがどのようなことが必要なのかということに関して、まずしっかりと、それが瑕疵のないようにしていかないとだめであるというふうに思っていますし、それから県からの情報が基本的には塩名田での千曲川の水位が一番大きな情報、それから降雨量の何百メートルかのメッシュで、被害を受けそうな地域が特定されて、それに関して避難勧告を出すかどうかということを経と相談しながらやっていくという形になるわけでありますけれども、遅れがあってはならないということで、ある意味では誤報であってはならないわけでありますけれども、避難勧告をある程度早めに判断して発表できる、そのようなことをしっかりと私自身を先頭に、行政そのものが恐れず出せることが重要ではなからうかというふうに考えておきまして、そういう避難、そして避難所の開設時期によって必要な備品、また支

援を受けるべきルートでありますとか、そして災害がおさまった後の対応というような形の中で優先順位を決めさせていただいて、まず人命を最優先に、被災者の利便性も考慮しながら、災害に備えてまいる。そして強い地域として構築していく。絶えざる訓練を繰り返す中で、職員の習熟を図っていくという形の中で、またそういったデータベースのことに关しましても、検討を重ねているという状態でありますので、ご理解いただいて、何らかの形で結論はなるべく早い時期に出していかなければいけないとは考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（櫻井寿彦君） 依田政雄君。

○16番（依田政雄君） それぞれ市長の答弁を聞きました。ある面できて、防災に対する取り組みという市長の気持ち、そして決意というのは理解をいたしたところでございます。

様々なことがありますけれども、災害というものはいつ起こるかかわからないわけであります。であるがゆえに、私は日ごろからの防災計画を、また、その対策を怠りなく進めていくことは私は重要なことであるかと思ひます。答弁をいただいたことの、その取り組みはシステムも含めて、何らかの結論を出すという答弁でございますので、取り組みは東御市民の安心・安全のための実効性のあるものとなることを強く要望し、次の質問をさせていただきます。

続きまして、2点目の緊急時の非常用発電機でございます。3点について答弁をいただきました。上下水道等のインフラ機能が当面維持できるような非常用電源を設置しておくことは重要であるという、このような認識の答弁がございました。私はそのことは大事な視点であろうかと思うわけでございます。

このインフラの発電機については、かつて高志会の町田千秋議員が平成26年の3月3日の代表質問の中で質問をし、私はそのことについて今度調べさせていただいて、重要な質問であった、また市の取り組みだったなというふうに理解をいたして、今回このことについても質問をいたした経緯があるわけでございます。

そこで1点目の再質問をいたします。災害発生から72時間は電力の確保が必要であると考え、初動段階での使用可能時間が72時間以下である施設、答弁にございましたけれども、ありましたけれども、その施設に対する対応はどのようにされているかをお聞きしたいと思います。

続けて質問させていただきます。3点まとめて質問いたしますので、よろしく答弁をお願いいたします。

次に2点目でございます。第1点目の質問であります。これはどういうことかという、やっぱり72時間というのが1つの大きなキーポイントになるわけですね。いわゆる自助、共助をやっていく上において自分たちでいかに確保していくかというのが、72時間の3日間というのは過去の災害を振り返ってみても大事なことでありまして、72時間以下の施設のことについてはどのように対応していくか、お聞きいたします。

2点目に移ります。上水道施設において現在、西入と八重原に計2基の発電機が設置されているとの答弁であります、この2基、これで災害が起きたときに市内全域に対しての飲料水の対応が

できるのか、そのことについて2点目について質問させていただきます。

それから3点目でございますが、答弁にございましたけれども、現在、建設中の新屋配水池について非常用発電機を含めて、どのような施設が対応され、どのような設備になっていくのか、そのことについて質問させていただきます。

以上3点の質問とさせていただきます。答弁をお願いいたします。

○議長（櫻井寿彦君） 総務部長。

○総務部長（掛川卓男君） 私からは1点目の再質問につきまして答弁させていただきます。

初動段階での使用可能時間が72時間以下の施設への対応はどうかというご質問でございます。災害発生時から72時間が経過いたしますと、脱水症状ですとか、低体温症などが原因で生存率が低下するため、特に人命救助が優先される時間でございます。災害により電力の供給がとまってしまった際にも、災害対策本部となる市役所本館において、災害救援業務が行えるように非常用発電機の使用可能時間を72時間確保しているところであります。

また、市役所本館に被害があつて使用できない場合については、代替施設における業務継続を行うこととなりますが、総合福祉センターにおいては十分な稼働時間を確保しているため、業務継続は可能と考えております。

先ほど答弁いたしましたとおり、初動段階で使用可能時間が72時間以下の施設につきましても、燃料の供給により連続運転が可能となっております。避難所となる施設におきましても、停電時の電力確保は重要であると考えております。災害時において燃料の供給を継続して受けられるように、長野県の石油商業組合とも災害時における燃料等の供給に関する協定を締結しておりますので、ポータブルの非常用発電機等も活用しながら、運営に当たってまいりたいと考えております。

○議長（櫻井寿彦君） 都市整備部長。

○都市整備部長（寺島 尊君） 依田政雄議員の再質問の2点目及び3点目のご質問につきましてお答えをいたします。

2点目のご質問でございますが、現在、設置されている2基の発電機で市内全域に対し対応できるのかというご質問でございます。上下水道施設では既に設置されている2基に加えまして、答弁で申し上げたとおり現在、新屋配水池に非常用発電機を設置中でありまして、合計3基が設置されることとなります。これら3基の非常用発電機は、すべて移動が可能なタイプでございますが、市内各所にある水道施設へ運搬することで、災害時、緊急時の対応ができるものと考えております。

続きまして、再質問の3点目でございます。現在、設置中の新屋配水池の施設についてお答えをいたします。新屋配水池は、災害時の緊急避難場所ともなります。東御中央公園に隣接していることから、昼夜を問わず水道水を提供できる応急給水の拠点として整備をしております。移動可能な非常用発電機のほかに、市民が利用できる応急給水設備、給水袋等を保管する備品庫、給水車への補給設備等を配備してございます。

○議長（櫻井寿彦君） 依田政雄君。

○16番（依田政雄君） それぞれ答弁をいただきました。今、私、答弁をいただいて、再質問を含めて答弁をいただいて、ある面でいくと少し安心した思いがあります。東御市が非常に防災について、また飲料水の確保についてもしっかりとした取り組みをされているなどということについては安心したものがあります。このことをまずもって申し上げたいと思います。

この災害時におけるインフラというのは、非常に生活していく上においても大事なことであり、そして被災者の皆さんが被災されたその中から、72時間というその中をどう守っていくかというのは、まずこれは地元の自治体の大きな取り組みであろうかと思うわけであります。それぞれの答弁をいただきましたので、それぞれの災害時におけるインフラ機能が当面維持できるような格段のご努力をお願いいたしまして、次の質問にいきたいと思えます。

それでは最後に3項目めの夜間中学の設置でございます。市としては県の動向を見て、県の検討会の方向を注視していきたいとの答弁です。私、今回この質問に当たって、長野県では夜間中学は設置してないわけでありますが、検討会が設置されたかどうかという、その動向を調べてみると確かに長野県のホームページの中に7月に検討委員会を設置したということが載っております。ある面でおけば、この辺については進んできているなどというふうに思ったわけでございます。

冒頭申し上げましたけれども、子どもの貧困対策に関する大綱、これは26年8月29日に閣議決定、抜粋でありますけれども、このようにあります。義務教育未修了の学歴超過等の修学機会の確保に重要な役割を果たしているのが夜間中学であります。その設置を促進するというふうに載っております。私が冒頭申し上げましたように、繰り返します、義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律案に、未就学者の就学機会の確保のための措置を行う、これを、繰り返しますが、すべての自治体に義務づける内容が盛り込まれてあるわけでございます。様々な事情により義務教育を修了できなかった方々の中には、戦後の混乱期の中で教育を受けるにも受けられなかった方、あるいは親の事情から学校に通えなかった方々、また無戸籍などの特別な事情で学校に進学させてもらえなかった方々も含まれていると言われております。こうした方々がもう一度学びたい、希望する場合の教育を受ける機会の確保について、答弁がありましたけれども、改めて市の義務としてどのように考えているか、再質問いたします。よろしく願いいたします。

○議長（櫻井寿彦君） 教育長。

○教育長（牛山廣司君） 依田政雄議員の中学校の夜間学級設置についての再質問にお答えいたします。

議員のお話にございましたように、様々な事情があつて義務教育を十分修了していないという状況、この中身をしっかりと精査していく必要があるかなと思えます。おっしゃった以外に、障がいがあつて教育を受けられなかった、そういう方もおられるわけで、昭和54年に義務教育完全実施、施行されましたけれども、その後、国を挙げて訪問教育等を実施し、家庭、あるいは病院に訪問して義務教育を実施してまいりました。そういう成果もあつて、昭和の後期、平成に至っては先ほどのように平成22年では12万8,000人余り、これは国勢調査に基づく数値でありますけれども、かなり義

務教育が実施されてきたという数値であるかなと思います。現在の28年に至っては、ここから数万人減じてもいいかなと思いますけれども、その学級の活用方法については、現在、設置されているところではおっしゃるとおり変質、質的に変わってきているところがございます。未就学のものだけでなく、外国籍の方も利用するという状況にもなってきております。したがって繰り返すようでありまして、県で行います検討委員会で、そのニーズ、その内容、質的なことも踏まえて、検討していく必要があるかなと思います。

学級を1つ設置したから、そこにみんなが来てくれるかということにはなかなか得ないこともありますので、県の検討会の方向を受けて考えていくことかと思っております。

○議長（櫻井寿彦君） 依田政雄君。

○16番（依田政雄君） 答弁をいただきました。この未就学の通えなかった児童・生徒、生徒です。ね、事業等の皆さんの中では、いろいろ精査していく、これはやっぱり私は大事だと、様々な原因があります。私も調べていく上において、調べていったら様々な原因で中学に就学できなかった子どもたちが含まれていることは理解をしたところでございます。そういうことはありますけれども、でもやはり学びたい、やっぱりそういうふうに意欲をもっている子どもさんもいるわけでありまして、その辺のところについては対応はよろしくお願いをしたいと思っております。

ちょうど私、今回この質問のいろいろ調査をしながら、研究しながら、この質問原稿を書きながらしたときに、ちょうどたまたま平成28年9月6日付の「信濃毎日新聞」にこういう大阪の自身の半生をもとに物語を出版ということで、60歳で中学校に通ったというこのことが、まさに私、今回この質問のときを得ていた、ちょうど出たかなというふうに思ったわけでございます。やはり戦後の混乱期の中で、自分が12歳で、戦後ですよ、戦後であっても混乱期に12歳で働きに出たと。そういう方の紹介であります。やはり60歳で中学に通って、70歳で大学を卒業したんだと、もちろん高校も卒業して。そういう方のことについて、9月6日付の「信濃毎日新聞」に特集が載っておりますけれども、やはりこの方、学びたい、そういう人たちがやっぱり現にいるんだということの中に踏まえて、その人たちのために教育の夜間中学に対して、やっぱり学ばせていくという取り組みは、これから市としてもその辺ところは忘れずにやっていくことが大切ではないかというふうに思うわけでありまして。その辺のことについて強く要望をいたしまして、私の質問を終わりとします。ありがとうございました。

○議長（櫻井寿彦君） 受付番号12 R i oからT O K Y Oに向けた日の丸増産施策の推進を、受付番号13 学校施設の改修計画について、受付番号14 観光施策の充実を、受付番号15 3期目の花岡市政について。長越修一君。

長越修一君。

○11番（長越修一君） 皆さん、こんにちは。議席ナンバー11番、さわやかな風の会、長越修一でございます。

一般質問の初日も最後を迎えまして、朝から熱のこもったやりとりに議場もヒートアップしてい

ます。私自身、久しぶりの質問席で緊張しております。会派の名に恥じぬよう、さわやかな質問をいたしますので、よろしくお願いします。

光陰矢のごとしと申しますが、早いもので私もこの場に立たせていただいてから12年がたちます。先ほど亡くなりました永六輔さん、私、大好きなんですけれども、この方の言葉に「生きていくということは誰かに借りをつくること」という言葉がございます。私も今までずっと借りをつくりっぱなしでございます。少しでも返せるように生きていきたいと思っております。

今回、任期最後の議会定例会ですので、市の将来につながる夢のある話に関し、自らや同僚議員の過去の質問、そして私の人生経験を踏まえながら自分なりに改めて市政の重要課題を問いたいと思います。議場には、足を運べないけれども、CATVやエフエムとうみの向こうで見て、聞いてくださっている方、地域の大勢の皆様にも私も思いが届きますよう、精一杯質問させていただきます。

まずRioからTOKYOに向けた日の丸増産施策の推進をでございますが、昨日からパラリンピックが始まり、リオのまちは再び世界中から脚光を浴びております。特に当市にゆかりの深い競泳界のレジェンド、成田真由美さんの活躍に期待するところでもあります。そしてもし当市でトレーニングをした選手が、東京オリンピックで活躍することになれば、考えただけでも胸が高鳴ります。4年に一度の一大イベント、ちょうど選挙の年に重なることもあり、特別な思い入れがございます。私なりにオリンピックの総括をしてみました。

地球の裏側で開催され、時差が12時間、シャワーやトイレなど数々の不備が指摘された選手村、治安やジカ熱に対する懸念、リオ五輪の日本代表はかつてない高い、高ストレス状態にあったはずです。それでも終わってみれば金メダル12、銀メダル8、銅メダル21、日本オリンピック委員会が掲げた目標は金が12年ロンドン五輪から倍増の14、メダル総数は30以上でした。金メダルの数こそ目標にわずかに届きませんでした。メダル総数41は史上最多を更新しました。

日本代表は、想像以上にタフであり、そして逆転に次ぐ逆転と、想像以上に勝負強かったと言えます。3位決定戦があった種目では、11勝2敗、不戦勝だったバドミントン女子の奥原希望さんを除きますが、決勝では8勝4敗、表彰台に登れるか否か、メダルの輝きが金となるか銀となるかの一番で、日本代表は高い勝率を残しました。一方で、チームジャパンの勢いの結果と見ることもできます。初日に金メダル候補だった競泳の萩野選手がきっちり金メダルを獲得、これがその後のメダルラッシュの呼び水になったことは間違いございません。だからこそトップバッターの水泳は大事です。

個々の能力では、強豪外国勢に劣っても、技術でその差を埋め、そして凌駕する、象徴的だったのが陸上男子400メートルリレーの銀メダルでした。日本に100メートル9秒台は1人もいないにもかかわらず、磨いてきたアンダーハンドパスで、ボルトを擁するジャマイカに迫り、米国には勝ちました。昨年のラグビーW杯で見たようなジャパンウェイがリレーにはありました。

団体、個人を問わず常に指摘される海外勢とのフィジカルの差は容易には埋まりません。そして

4年後の東京へ、地の利を最大限に発揮し、日本独自の戦術、技術の確立こそが表彰台への道しるべになると考えます。とりわけリオから2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催まで4年を受け、地域活性化の起爆剤としてもってこいのものと考えております。

この件に関しては、以前にも私と同僚議員が市の考えについて質問した経緯がございますが、今回は当時と比べても世間をにぎわす度合いが数段と大きくなっておりますので、改めて視点を変えてこの質問席に立たせていただいております。そこで今や決して遠い存在ではないオリンピックに関する質問を幾つかいたしますので、ぜひとも市民目線による答弁をお願いします。

まず、先ほど私なりに独自でリオ五輪を総括しましたが、リオ五輪の成果を市はどう捉えているのか。

次に、今定例会の招集あいさつで市長が触れた新規に組織された高地トレーニング拠点プール施設整備推進プロジェクト発足の意義と果たす役割は何でしょうか。

ここに「湯の丸からセンターポールに日の丸を！」のキャッチフレーズの大きく書かれたファイルがございます。東御市湯の丸高原トレーニング施設誘致推進市民会議の作成されたものです。この運動が市民レベルで推進されるシンボルだと思いますし、対外的に人気がございます。チャレンジデーで1つになって取り組んだスポーツに対する盛り上がりをも更に強くすることも大事だと思いますが、市民や議員連盟のかかわりはどうでしょうか。

また、この時期に来て、今まで湯の丸について東御市としての未来予想図に変更はあるのでしょうか。

スポーツの持つ有形無形の影響力、更にはいち早く高地トレーニングの必要性と可能性に着目した当市の立場から、東京オリンピック・パラリンピックに向け、国家的プロジェクトの推進に市は積極的にかかわり、貢献すべきではないかと思いますが、市のお考えはいかがでしょうか。

続いて、学校施設の改修計画についてでございます。将来の東御市を担ってくれる子どもたちに対する学習環境の整備は何よりも増して優先させるべきであり、総務文教委員会の中でも今まで根気よく主張してきました。学校施設の改修に関しましては、春に行われた市長選挙の公約の中でも、特に大事な項目として扱われとも聞いておりますし、就任早々に行動に移されたことに敬意を表します。そこでこの件に関する質問を幾つかいたします。

最初に、1つ目としまして公共施設の長寿命化における学校施設改修の位置づけはどうされるのでしょうか。

次に、2つ目として今回、この9月という時期で補正予算、田中小、滋野小のトイレ改修の意味は何だったのでしょうか。

また、3つ目として今後の急を要する改修予定はあるのでしょうか。

そして今議会に関連した条例改正案が上程されました。市長の並々ならぬ意気込みと取り組む姿勢、本気度を感じたところでございますが、4つ目としまして基金新設に当たって、必要な積立額の見込みはどのくらいを予定しているのでしょうか。

続いて、観光施策の充実を。

市では、昨年観光ビジョンを作成し、市の大事な産業の1つとして観光を位置づけました。海野宿、湯の丸高原での新たな挑戦、芸術むら・明神館のリニューアルと観光拠点の整備を立て続けに進めております。スポーツやワイン産業との連携を図りつつ、地方創生を追い風に多くの人を誘う仕組みづくりに今こそ大きくかじを切るチャンスであると思わざるを得ません。

先週の土曜日、9月3日に東御ワインフェスタ2016が開催されました。私も実行委員の1人として協力しましたが、12時のオープン前にラヴェリテ前の駐車場は満杯になりました。東御市産ワインの人気、ポテンシャルの高さを改めて感じました。市内外から2,300人を超す来訪者がございました。協力共催された皆様に私の立場からも改めて感謝申し上げます。

そこでこの件に関して質問いたします。まずNHK大河ドラマもいよいよ佳境を迎え、秋の観光シーズンともなればますますの盛り上がりを見せます。そこで1つ目、「真田丸」効果、市内3大観光拠点の実態と、来年以降の見通しについてどう捉え、対応していくのでしょうか。

次に、観光を考えるに当たり避けては通れない課題として、市内に点在する観光資源を見つけるために急がれる2次交通対策は今までどの程度まで進んでいるのでしょうか。

次に、景観を考える会を中心に取組みました東御十景から、観光分野への波及効果も期待されるところではございますが、当市の持つ有形無形の観光資源は無限大に存在します。また、市独自の魅力にも移住者によって光が当てられつつあります。そこで時代の要請する市ならではの観光施策をどう考え、どんな形で具現化するのでしょうか。

次に、ワイン産業と関連して、新たにグランピングの取組みをしたらどうか提案します。行楽シーズン、キャンプも楽しみの1つであります。キャンプといえばテントやコテージに泊まるのが通常ですが、真夏の蒸し暑い中、シャワーも浴びずに外に泊まったり、普段は目にしないような虫に出くわしたりと、少し苦手意識を感じる人もいるかもしれません。そこで登場したのが、自然の中でより快適にキャンプを楽しめるぜいたくキャンプ、グランピングでございます。今、世界でも日本でも急激に広まっております。グランピングとは、グラマラスとキャンプをかけ合わせた造語になりますが、簡単にいいますとキャンプならではの自然環境の中で、高級ホテル並みの快適さやサービスを体験するというぜいたくなキャンピングスタイルのことです。自分でテントやキャンプ道具を用意することなく、設備の整った施設で快適にキャンプを楽しむことができます。寝袋でなく、エアコン付きのベッドで寝たり、バスルームや食事も完備されている全く新しい形のキャンピングスタイルでございます。

従来のキャンプには、自然の中で不自由さを楽しむというイメージがありました。もちろんそれはそれで魅力的なものですが、もっと優雅に自然を楽しむスタイルがあってもいい、それをかなえてくれるのがちょっとぜいたくなグランピングです。任期中温めてきた提案です。芸術むらや湯の丸に限定せず、ワインとのマッチングをぜひとも検討いただくようお願いし、次に移ります。

最後に、3期目の花岡市政についてでございます。

合併12年が過ぎ、東御市は今や長野県のみならず日本の、そして世界のTOMIーとうみを目指して変ぼうを遂げる分岐点に差しかかっております。この間、先導役を務め、アイデアと人脈をフル活用され、諸施策を推進された花岡市長のリーダーシップと、それを後押しした市民の皆様改めて拍手を送りたいと思います。更に3期目も半年が過ぎようとしていますが、一部市民の声を代弁する形で、あえて何点かご質問いたします。

まず6月定例会の代表質問と重複しますが、今議会が決算議会ということでご容赦願うとして、1つ目、花岡市政2期の実績と成果、未実施、やり残しの公約と課題を3期目にどう取り組みますか。

あわせて、この間、2期8年間を通じて花岡色を出して市はどう変わったと自己評価されますか。

また、ただでさえ休みなく動き回る市長ですが、公務であるなしを問わず、不休不眠の毎日かと推察します。そこで3期目となれば、市長以外の兼職が増えるが、どれくらいあり、それが市政にどう生かされているのでしょうか、お聞きします。

最後に、何から何まですべてを市長が取り仕切るのは組織としても物理的にも無理が生じます。市長がいつもおっしゃっている一人の百歩でなく百人の一步かと思われまふ。合併当初毎年部長が猫の目のようにかわる時期と比べ、役所の中も落ちついた感がございませふ。同じ部課長が長く務めたことで秩序と継続とが保たれ、市長の意とすることが組織内に適切に伝わったかと思ひませふ。

さて、議場も含め来春めでたく卒業される部課長が多数いると聞き及んでおります。そこで4つ目として、花岡市政3期目を支える人材について、来年4月に予定される大幅な部課長人事をどう考えませふか。

以上、最初の質問とします。

○議長（櫻井寿彦君） 市長。

○市長（花岡利夫君） 受付番号12、長越修一議員のR i oからT O K Y Oに向けた日の丸増産施策の推進をのご質問につきまして、お答えさせていただきます。

1点目のリオ五輪の結果を市ではどう捉えているかについてでございます。4年に一度開催される世界のスポーツの祭典において、出場している選手の力強さ、そして最後まで全力で戦う選手の姿を見たとき、多くの方が感動を覚えたことと思ひませふ。リオオリンピックの結果として、日本は金メダル12個を含むメダル総数41個を獲得し、史上最多を更新しました。

中でも大会初日に、金メダル候補の競泳の萩野公介選手が、プレッシャーの中、きっちり金メダルを獲得したことが、日本選手団のメダルラッシュに弾みをつけたことは間違いありません。

一方、オリンピック閉会後の8月19日にスポーツ庁は、トップアスリーの強化活動拠点の在り方についての調査研究に関する有識者会議の検討状況報告を公表しました。報告書では、高地トレーニングの効果を認めた上で、年間を通じて競技横断的に利用促進を図るための施設の充実が求められると総括してあります。

萩野選手が高地トレーニングを取り入れていること、また今後高地トレーニングに取り組むアス

リートが増えてくることを踏まえ、4年後の東京オリンピックでのメダル獲得数を更新させるためには、本市が誘致を目指している国内唯一の高地トレーニング用プール施設の必要性が更に高まっていると感じた次第であります。

次に、2点目の高地トレーニング拠点プール施設整備推進プロジェクト発足の意義と果たす役割はについてお答えします。

まず市内プロジェクトの意義ですが、高地トレーニング用プール施設の誘致が実現すれば、湯の丸高原のみならず東御市全体の知名度向上や観光振興、産業振興にもつながりますので、市内の連携体制を強化したものであります。

プロジェクトの役割については、1つ目に日本水泳連盟の高地トレーニング拠点プール施設整備推進委員会が行う建設推進活動をバックアップすることで、早期の誘致実現を目指すこと、2つ目に本市がプール施設の誘致を進める上で優位となるよう、周辺環境の整備を進めることを目的に、関係課が連携するものであります。加えて、スポーツツーリズム関係の環境の整備をする任務を持たせております。

3点目の市民や議員連盟のかかわりはどうなるのかについてですが、地方創生関連事業が加速する中、本市一番の観光地である湯の丸高原の活性化が求められています。スポーツと周辺観光を融合させたスポーツツーリズムや、スポーツ合宿の誘致などの交流人口増加策の検討に関しましても、皆様方に協働の一翼を担っていただき、ともに研究していただきたく存じます。

また、現在、行われているリオパラリンピックには、本市ともご縁が深い成田真由美さんも出場されていますので、関心を深め、応援をしていただきたいと存じます。そして今回のオリンピック・パラリンピックの感動と成果を高地トレーニング施設誘致のさらなる推進力として市民の皆様、推進議員連盟各位におかれましては、引き続きご理解とご協力をお願いするものでございます。

4点目の今までの湯の丸について、東御市としての未来予想図に変更はあるかについてお答えします。

湯の丸高原の将来構想は、平成27年3月に作成した観光誘客の拡大を目的とした湯の丸高原施設整備基本構想があり、これに基づいて整備を進めております。ただしご案内のとおり、湯の丸高原は国立公園内に位置しており、施設を整備するまでに相当の時間を要することも予想され、この場合、比較的開発が容易なエリアでの施設整備の検討も必要かと考えます。

また、この8月に設置した東御市スポーツツーリズム推進連絡会議において、スポーツ合宿の誘致を進めるに当たって新たな施設整備等の要望が出されていることを踏まえ、関係省庁や市民の皆様からのご意見をいただきながら、整備する施設の追加など、構想の見直しも視野に入れながら、できることから施設整備に着手していきたいと考えます。

5点目の東京オリパラに向け、国家的なプロジェクトの推進に市は積極的にかかわり、貢献すべきではないかについてですが、2020年の東京大会においてはスポーツの振興、経済の活性化にとどまらず、国際交流の推進、障がい者の社会参加促進など、様々な効果が期待されます。これらの効

果を首都圏にとどめることなく、広く地方へも波及させることが重要と考えております。

東御市として、でき得ることは限られてはおりますが、アスリート育成のための高トレ施設の誘致活動のほか、推進に当たっての環境整備など、国、県、関係等と連携を図りながら、前向きに取り組んでまいります。

そして2020年、東京オリンピック・パラリンピックを大きな通過点として、東御市に東京オリンピック・パラリンピックのレガシーを育ててまいりたいと考えております。

続きまして、質問番号15番の3期目の花岡市政についてのご質問につきまして、お答えさせていただきます。

1点目の2期の実績と成果、未実施の公約と課題を3期にどう取り組むかについてですが、実績と成果につきましては、先の定例会の方でも述べさせていただきましたとおり、私のこれまでの2期8年間の市政をお預かりするに当たっての基本方針といたしまして、T、互いに支え合うまち、O、お産ができて子育てしやすいまち、M、魅力あふれるまち、I、移住者を誘うまちを掲げ、その実現に向けた様々な施策の展開を図り、ふるさと東御市の将来を見据えて種をまき、育ててまいったところでございます。

主なものとしたしましては、公立保育園の1地区1園化と、それに合わせた保育園の改築、助産所とうみの開所、防災拠点としての舞台が丘公共施設整備や海野バイパスの整備、宿泊施設でありますうんのわの整備や明神館の改修にも取り組みました。

また、裾野の広い産業と言われますワイン産業振興の一環としまして、広域ワイン特区の取得や国内唯一となります高地トレーニング用プールの誘致にも取り組むとともに、地方創生のための人口減少の克服、地域の活性化のための総合戦略にも着手させていただいております。

引き続き、第2次総合計画の確実な推進はもとより、子どもたちの明るい未来につなげるため、新たな雇用創出策や子育て支援策を更に充実させるとともに、時代に合った地域づくりに取り組み、「人と自然が織りなす しあわせ交流都市 とうみ」の実現を目指してまいります。

2点目の市はどう変わったと自己評価するかとのご質問であります。私は常々、「一人の百歩より百人の一步」が重要であると考えております。まちづくり、人づくりにも通じるものとして捉えておるわけですが、1人だけが頑張ることよりも、大勢の人々が少しずつでも地域づくりに参画する、そのような人づくり、地域づくりを推進してきたつもりでございます。

また、市の職員に対しましては、私ではなく市民の方を向いて仕事をしてほしい、市民とともに考えて仕事をしてほしいと常に指示しております。それらのことが保育園の改築にあつては、地域から多くの方々にご参画いただきながら推進してきたこと、小学校区単位の地位づくりにあつては、まさに地域の皆様自らがこうありたいとの思いから、各地域ビジョンの策定につながり、滋野、北御牧、祢津に続いて4つ目の田中地区地域づくりの会の発足となつていったものと考えております。

3点目の3期となれば市長以外の兼職が増えるが、どのくらいあり、それが市政にどう生かされ

ているかについてですが、県市長会における経済部会部会長、自治体病院開設者協議会副会長やしなの鉄道沿線観光協議会会長など、現在46の職を兼ねております。これらの兼職が市政にどう生かされているかにつきましては、様々な組織の役職を兼ねることにより、その組織の状況が把握できることはもとより、人脈も広がっております。それらを東御市の財産として市政運営、各種事業推進などの様々な場面でプラスに働いているものと理解しております。

4点目の来年4月に予定される大幅な部課長人事をどう考えるかについてですが、来年3月には多数の幹部職員の定年退職を迎えるに当たり、職が人をつくるともいいますが、管理職としてふさわしい人材の人選を進めているところであり、地方創生の重要な局面に当たり、残された者で力を合わせて頑張りたいと考えております。個人プレーよりもチームプレーを重んじる人材登用に努め、多数の幹部職員の退職というピンチをチャンスにかえる、そういう機会であると考えております。

○議長（櫻井寿彦君） 教育次長。

○教育次長（清水敏道君） 受付番号13、長越修一議員の学校施設の改修計画のご質問につきまして、市長、教育長にかりお答えをいたします。

最初に、公共施設の長寿命化における学校施設改修の位置づけについてでございますが、総務省より示されている「公共施設等総合管理計画の策定に当たっての指針」の中で、長寿命化については修繕または予防的修繕等の方針について記載することとされております。したがって学校長寿命化計画は、市の公共施設等総合管理計画の基本方針に準じまして、施設の維持管理、更新等を着実に推進するための中長期的な行動計画であり、総合管理計画における施設ごとの個別計画の1つと位置づけられております。

学校長寿命化計画は、学校施設を計画的に改修することで、その長寿命化を図り、未来ある子どもたちの学習環境を維持・改善するための指針であり、本年度中に作成する予定でございます。

次に、今回この時期で田中小学校、滋野小学校のトイレ改修について予算を補正する意味は何かありますが、老朽化した小学校施設の中でも、特にトイレは緊急かつ最重要課題であることから、学校長寿命化改修の一環として計画策定前ではありますが、早期の事業着手に備えまして、あらかじめ実施設計業務を委託する予算補正をお願いするものでございます。事業実施に当たりましては、市の財政負担軽減のためにも国の補助事業の採択を目指してまいります。

3点目、今後急を要する改修予定はあるのかであります。両校以外の各小学校におきましてもトイレ改修が最優先課題であると認識しておりまして、そのほかにも小規模な改修箇所は多々あることから、学校施設の安全性や機能維持の観点から、順次改修できるよう努めてまいりたいと考えております。

最後に、4点目の基金新設に当たって必要な積立額の見込みはについてお答えいたします。今議会におきまして条例改正をお願いしている学校施設整備基金の設置目的は、中長期的な長寿命化改修事業の財源を確保することございまして、現在の公共施設等整備基金のうち学校施設分の約2

億2,000万円を元手といたしまして、今後必要額を積み立てていくものでございます。

長寿命化計画による改修事業費の総額が見込めていない現時点におきましては、基金の必要額は申し上げられる段階にはまだございません。

○議長（櫻井寿彦君） 産業経済部長。

○産業経済部長（北沢 達君） 受付番号14、長越修一議員の観光施策の充実をの質問につきまして、市長にかわりお答えいたします。

初めに、「真田丸」効果の実態と来年度以降の見通しをどう捉え、対応していくのかであります。また、「真田丸」効果の実態として、現段階で把握している観光入り込み客数の動向につきましては、NHK大河ドラマ「真田丸」の放映が開始された本年1月から7月末までの期間において、湯の丸高原が3万1,900人（後刻訂正あり）、対前年比0.8%の増、海野宿が12万4,400人、対前年比44.7%の増となっています。芸術むら公園については、明神館の改修工事の影響などから2万2,700人、対前年比54.1%の減という状況であります。再開後はきめ細やかなサービスや大学生による地域との交流といった新たな取り組みなどにより巻き返しを図っているところでございます。

市内の主要観光地全体としては52万9,000人、対前年比2.9%増となっています。これまでに「真田丸」を絡めて海野宿をはじめワインや雷電など、地域の魅力も効果的にPRしてきたことが地域内の周遊に結びつき、真田氏ゆかりの里である海野宿においては、来訪者が大きく伸びたほか、先ごろ開催された9月3日のワインフェスタが過去最高のにぎわいを記録するとともに、道の駅雷電くるみの里においては、レジ通過者数が昨年に比べ6.3%増加したとお聞きしています。

このほかにも数値にはあらわれていませんが、昨今各界の多くの著名人が訪れていただいていることなどを考慮すると、市の観光の底上げが確実に進んでいるものと捉えております。

今後の観光振興の方向としましては、大河ドラマを絡めた集客PRを継続するよりは、むしろワインや雷電のほか、高地トレーニングを絡めたスポーツツーリズムなどの地域資源に一層磨きをかけ、更には来訪者の広がりにつながるような新たな施策を効果的に情報発信しながら、持続可能な観光誘客に取り組んでいくことが重要であると考えております。

次に、急がれる2次交通対策は進んでいるかですが、地域内に点在する観光資源を有効的に結びつける2次交通の整備については、施設ごとの集客力の強化や市全体の誘客力向上につながることから、滞在型観光を支える極めて重要な取り組みであると考えています。このため昨年からは観光まちづくり会議において、観光2次交通に関し識見を有する大学の准教授を座長に、交通事業者、観光関連事業者、ワイン事業者など6名によって組織する2次交通検討部会を設置し、具体的なルート検討協議を進めているところでございます。本年度内には部会内の意見をまとめ、観光まちづくり会議で協議いただいた上、市に最終的な報告書を提出していただく予定となっています。

なお、このほかにも近隣8市町村で組織する千曲川ワインバレー特区連絡協議会で、今年度特区内のワイナリー等をめぐる巡回バスの運行実証事業を行うことになっていることから、この実証結果も参考としながら、2次交通の整備について検討してまいりたいと考えております。

次に、市の観光施策をどう考え、どう具現化していくかであります。市の観光施策につきましては、昨年度策定した第2次観光ビジョンに沿って、市の皆さんが愛着と誇りを持つ自然環境や景観、地域産品、地域が大切にしてきた伝統や文化など、来訪者に触れていただき、感動や共感を抱いていただけるような東御市ならではの観光による地域振興を地域の皆さんと一緒に作り出し、交流人口の拡大につなげてまいりたいと考えております。

これらを具現化するため、観光地としての一体的なブランドづくりに向け、観光産業だけでなく、農林水産物、工芸品、自然、文化、スポーツなどの地域資源を活用する様々な団体等の参画と連携を図りつつ、更には観光地と来訪者をつなぎながら、双方の満足度を高められるような取り組みを持続的にマネジメントするDMO機能を形成してまいりたいと考えています。

次に、ワイン産業と関連して、新たにグランピングの取り組みをしたらどうかであります。ご提案でありますグラマラス・キャンピングという従来のキャンプから煩わしさを取り除き、快適さを追求した新しいスタイルのキャンプにつきましては、世界各地で注目されておりますので、今後広がっていく可能性があるものと認識しているところであります。豊かな自然環境を有する本市にあつては、観光誘客を進める上で、新たな魅力となり得る可能性を秘めておりますので、観光協会をはじめ信州東御市振興公社など、関係する事業者の皆様と十分研究させていただきたいと考えています。

○議長（櫻井寿彦君） 長越修一君。

○11番（長越修一君） 再質問で一問一答を用意しましたが、それぞれの質問に対しまして大変わかりやすく、そして的を射た答弁をいただきました。質問なくなりましたが、今回私の4つのテーマはいずれも東御市の将来を占う意味で、そして市の誇れる魅力を醸成するとともに、市民に元気と勇気を喚起するものと考え、質問いたしました。市長自ら答弁いただきましたが、もしまだ言い残したことがあれば、時間がございますので、よろしく願います。再質問とします。

○議長（櫻井寿彦君） 市長。

○市長（花岡利夫君） 長越議員の再質問にお答えする形で、湯の丸高原における高地トレーニング用プールのその実現性に関して少しお話をさせていただきたいというふうに思います。

6月10日に日本水泳連盟が坂元専務を先頭とする高トレ、湯の丸におけるトレーニング用プールの建設促進の委員会を設置されまして、それを受ける形で8月19日にスポーツ庁から、日本におけるトップアスリートの施設整備という形で、あくまでも東京の北区にあります第1トレセン、味の素トレーニングセンターと、そして建設がほぼ決まっております第2トレセンと、そしてその間にできましたスポーツ科学センターを有効に活用する中で、日本の拠点の中で海洋や野外といったスポーツ施設と、そして高地というトレーニング施設、これを一体化することを通して、日本のトップアスリートのための練習施設という形でつくっていくと。アメリカには、その4つを合わせたものが4カ所あるというふうに言われていまして、このごろ阿部守一長野県知事がコロラドで見られた練習施設が、それらを一体とした病院も含む巨大な練習施設であります。

そのコロラドの巨大な施設が、たまたまコロラドが1,500メートル以上の高地にありますので、2,000メートル級の高地トレーニングにも活用されるということでもありますので、そのコロラドの施設の中の高地トレーニングに資する施設を湯の丸に誘致したいというふうに考えているわけでありまして、コロラド全体の施設は東京とその他の地方に計画されているという形でもありますけれども、その一部を切り取る形で位置づけにしていくと。高地トレーニングというのは1,500メートル以上の高地で3週間以上滞在して高地に順応した血液の循環性を高めていくということで、逆にいうと試合の直前まで高地にとどまっているということが有効だと言われておりまして、そのような理解を指導者全体が理解して、高地トレーニングの有効性を競技に生かされる、そのことが必要であるというスポーツ庁の見解がなされ、中長期的に高地トレーニングの施設を整備していかなければいけないという内容のものになっております。

当然これが東京オリンピック・パラリンピックに、2020年に間に合うか間に合わないかということが今後最大の課題になってくるわけでもありますけれども、オリンピックにとってのメダルの量産ということが御四家と言われておりまして、体操と柔道とレスリングと水泳ということがメダルを大量に獲得できる可能性を秘めた、そういうスポーツであるというふうに言われておりまして、高地トレーニングで特にこの御四家の1つであります競泳が極めて期待されているということでもありますので、時差を気にすることなく練習ができる湯の丸に高地トレーニング用の施設が国によって整備される可能性は極めて高くなったというふうに認識いたしております。

繰り返しますが、建設時期に関してはこれからのいろんな政治的判断が働いてくるものというふうに考えておりますけれども、市民の皆様方と協力して、一日も早い建設を国にお願いしてまいりたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（櫻井寿彦君） 産業経済部長。

○産業経済部長（北沢 達君） ただいま答弁させていただいた中で、「真田丸」効果の実態と来年度以降の見通しを捉え、対応していくのかの答弁の中で、湯の丸高原の入り込み客数38万1,900人、38万1,900人と申し上げるべきところ、誤って3万1,900人と申し上げてしまいました。大変申しわけありませんでした。訂正のほど、よろしく願いいたします。

○11番（長越修一君） 終わります。

○議長（櫻井寿彦君） 本日の一般質問はここまでとし、通告に基づく残りの一般質問は12日の午前9時から行います。

---

### ◎散会の宣告

○議長（櫻井寿彦君） 本日はこれをもって、散会します。

ご苦労さまでした。

（午後 2時39分）

## 平成28年東御市議会第3回定例会議事日程（第3号）

平成28年9月12日（月） 午前9時 開議

第 1 一般質問

出席議員（19名）

1番	窪田俊介	2番	佐藤千枝
3番	横山好範	5番	蓮見喜昭
6番	山崎康一	7番	若林幹雄
8番	阿部貴代枝	9番	平林千秋
10番	依田俊良	11番	長越修一
12番	井出進一	13番	青木周次
14番	三縄雅枝	15番	町田千秋
16番	依田政雄	17番	柳澤旨賢
18番	堀高明	19番	清水新一

欠席議員（1名）

20番 櫻井寿彦

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

市長	花岡利夫	副市長	田丸基廣
教育長	牛山廣司	総務部長	掛川卓男
市民生活部長	土屋一夫	健康福祉部長	山口正彦
産業経済部長	北沢達	都市整備部長	寺島尊
病院事務長	武舎和博	教育次長	清水敏道
総務課長	横関政史	企画財政課長	岩下正浩
生活環境課長	塚田篤	子育て支援課長	坂口光枝
福祉課長	柳澤利幸	農林課長	金井泉
建設課長	土屋親功	教育課長	小林哲三

議会事務局出席者

議会事務局長	堀内和子	議会事務局次長	野村伸弥
書記	正村宣広		

---

### ◎開会の宣告

○副議長（清水新一君） おはようございます。

開会に先立ち、お知らせします。櫻井議長が急用のため本日の会議を欠席する旨の届出がありました。副議長の清水が本日の議長を務めさせていただきます。ご協力をよろしくお願いいたします。これから本日の会議を開きます。

（午前 9時00分）

---

### ◎議事日程の報告

○副議長（清水新一君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

### ◎日程第 1 一般質問

○副議長（清水新一君） 日程第1、9日金曜日に引き続き、一般質問を行います。順番に発言を許可します。

受付番号16 御堂再開発について、受付番号17 認知症予防対策について、受付番号18 介護保険料について、受付番号19 平和と人権を守る都市宣言について。平林千秋君。なお平林千秋君から受付番号19に関し、事前に資料配付の申し出がありました。これを許可し、お手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

平林千秋君。

○9番（平林千秋君） おはようございます。日本共産党の平林でございます。

今回はただいま議長から紹介がありました4項目について質問いたします。第1は、御堂再開発についてでございます。

東御市及び祢津地区の発展のかなめの事業となる御堂再開発は、この秋から工事が予定され、開発がいよいよ本格化します。最初に、次の3点について伺います。

1、地権者の同意及び契約の進捗状況はどうか。また予定される入植者の状況及び支援策をどのように考えているか。

2点目として、同地はブドウ栽培及びワインの生産の一大拠点となるとともに、新たな観光拠点ともなる開発であります。共有地、施設を予定する場所ですが、その予定地も場所もこの視点から選定すべきではありませんか。

3点目、開発地は人口密集である東町、西宮のいわば頭上にあり、万全の安全対策が求められます。先の議会で私は設計改良段階での問題点を指摘しましたが、実施設計に当たってどう配慮し、具体化していくんでしょうか。

2つ目の課題は、認知症予防対策についてであります。

厚生労働省の調査では、65歳以上の方で認知症及びその予備群は4人に1人となっています。つ

まり今日において認知症は誰でもがなり得る状況であり、その予防対策は喫緊の社会問題ともなっています。そこでまず2点について。

1、東御市の認知症及び予備群の状況はどうか。現在、どのような対策をとっているのでしょうか。

2点目、介護予防及び健康づくりなどで新たな対応をどう考えていますか。

3つ目の課題は、介護保険料についてです。

介護保険制度をめぐっては、要支援1及び2の認定者を介護保険サービスから切り離し、市町村の責任による総合事業に移行するのをはじめ、被保険者の負担増が進む中で、政府は次期介護保険事業計画で、さらなる制度改定を予定し、国民、高齢者の不安が広がっております。今日、被保険者の所得は低迷する中で、介護保険料負担は限界にきています。来年度には第7期事業計画の策定に向けて検討が行われますが、国民、利用者の負担軽減へ国の負担割合を高めるとともに、東御市でもできることとして、介護保険特別会計への一般会計からの繰り出しを検討する時期にきていると思います。ちょうど1年前、私、この問題を取り上げて検討を求めました。その際に部長の答弁で、繰り入れに法的障害はないということを確認していますが、改めて伺います。

最後の課題は平和と人権を守る都市宣言についてです。

市長が先の6月議会の所信表明で取り上げましたが、その後、東御市人権平和都市を考える懇話会の2回の審議を経て、現在、素案がパブリックコメントにかけられています。端的に2点伺います。

1つ目、この宣言の策定意図は何か。

2番目に、市民的盛り上がりということがよく言われます。そういう宣言とするなら、検討委員会を公募するなど、市民参加で論議を深め、市議会の議を経て策定するべきだと私は思っておりますが、いかがでしょうか。

以上、最初の質問とします。

○副議長（清水新一君） 産業経済部長。

○産業経済部長（北沢 達君） おはようございます。受付番号16、平林千秋議員の御堂の再開発についてのご質問につきまして、市長にかわりお答えいたします。

1点目のまず地権者の同意及び契約の進捗状況ですが、土地改良法に基づく事業同意は145人のすべての地権者または地権者の代表の方から得ており、そのうち農地中間管理機構への貸し付けは全体の87.6%となっています。

次に、入植者、耕作希望者の状況については、市内でワイン用ブドウを生産している18の農家及び経営体で組織する東御ワインぶどう協議会の中では、数人の方が耕作を希望しています。このほかに新規就農者の窓口となっている農業農村支援センターやワインぶどう協議会を通じ、現在35人の方が新規に参入したいとの意向を示しております。現在、土地の配分については地元推進委員会、東御ワインぶどう協議会、農地中間管理機構などの関係機関と調整しているところでございます。

この調整に当たっては、区画整理された農地の85%以上を担い手農家に位置づけること、及び新規就農者用の圃場を確保することに留意しつつ、換地業務の進行に合わせて参加者の絞り込みを行ってまいります。

次に、参入者への必要な支援でございますが、JAの信州うえだファームが借り入れる農地において、農の雇用事業を活用しながら、新規就農者が栽培技術を習得するシステムや現行のブドウの苗木、棚等の費用に対する助成制度をもとにした支援策を検討しているところでございます。

2点目の共有地、施設用地の場所についてですが、この施設用地は土地の地権者の申し出、または同意に基づき、従前の土地の一部の地積を減ずる、いわゆる特別減歩による非農用地として地権者の皆様のご協力のもとで生み出されるものであることから、市の主導ではなく、地元推進委員会、旧津地区活性化委員会などの皆様と協議を重ねる中で、整備後の有効活用を見据えながら、地域住民の利便性、上水道等のライフラインの整備状況、農業への影響などを多角的に検討した結果、地区の南に位置づけました。

3点目の先の議会で計画概要段階での指摘した問題点に関する配慮具体化についてですが、先の議会でのご意見については、事業主体である県へはお伝えしてございます。いずれにいたしましてもいただいたご意見や過去の災害の発生状況を踏まえながら、それぞれの設計基準に基づき、県において実施設計を進めていただいているところでありますので、その実施設計が完了次第、排水対策を含めた事業計画について、地域の皆様にご理解いただけるよう県と連携しながら説明してまいりたいと考えております。

○副議長（清水新一君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（山口正彦君） おはようございます。受付番号17、平林千秋議員の認知症予防対策についてのご質問につきまして、市長にかわりお答えいたします。

1点目の認知症及び予備群の状況はどうか、どのような対策をとっているかのご質問でございます。

認知症及び予備群の状況につきましては、全市的な数値については把握しておりませんが、介護保険認定申請の際の資料に基づき集計しますと、認定者1,600名のうち何らかの認知症状を有する方は1,000人程度となっております。

認知症に対する対策としましては、脳相談日を毎週水曜日に開設し、予約により実施しておりますが、相談実績については平成27年度は18名となっております。市報お知らせ版等に脳相談日の掲載を行うなど、広報に努めておりますが、ご自身のことでありながらご相談に見える方が少ないという状況でございます。

また、家族支援としまして、この5月から自由参加による家族会を立ち上げ、月1回開催しておりますが、毎回新しく介護者になられた方が参加しております。この家族会のコーディネーターとしては認知症地域支援推進員が対応しております。

2点目の介護予防及び健康づくりの上で新たな対応をどう考えているかのご質問でございます。

今年4月、東御市民病院にもの忘れ外来が新設されたことにより、認知症の早期発見ができる体制が整備されました。今後サービスにつながっていない方や認知症でお困りの方など、それぞれの方の状況を検討しながら、医療と介護が一緒になって活動を行う認知症初期集中支援チームを中心に支援に努めてまいります。

また、認知症の発症には食事、睡眠、運動、人とのかかわりなど生活習慣が影響しますが、健康的な生活を送るための健康づくりについては、昨年度策定した東御市第2次健康づくり計画「健康とうみ21」において、健康課題に対する施策として健康診査、がん検診の受診、運動の推進、適塩の推進、ソーシャルキャピタルの醸成等、9つの施策を掲げております。この健康づくりを推進することにより、結果的に認知症予防につながるものと考えております。

続きまして、受付番号18、介護保険料についてのご質問につきまして、市長にかわりお答えいたします。

介護保険特別会計への一般会計からの繰り入れについては検討すべきではないかのご質問でございます。市におきましては一般会計から保険料軽減のための繰り入れを行った場合に、常態化すると財政を圧迫し、他の福祉施策等にも支障を来す可能性があること、また保険料の免除は適当ではない、保険料の一律減免は適当ではない、一般財源による保険料減免分の補てんが適当でないとした、いわゆる保険料減免の3原則の重視を求める通知があることから、法定分以上の繰り入れは行っていない状況でございます。

平成27年度の介護保険法の改正においては、予防事業の充実や利用者の適正負担に向けた改正が行われており、介護給付費の増加を根本的に抑制するための方策がとられております。30年度から32年度までの第7期介護保険事業計画を策定に当たっては、新しい事業への移行準備を進めているところでありまして、予防事業の効果や第6期事業計画の状況等を勘案する中で、適切に対処してまいりたいと考えております。

○副議長（清水新一君） 市民生活部長。

○市民生活部長（土屋一夫君） おはようございます。受付番号19、平林千秋議員の平和と人権を守る都市宣言についてのご質問に、市長にかわりお答えを申し上げます。

最初の質問の、この宣言の策定意図は何かですが、原爆投下から71年を経た今日、今年広島・長崎の心を全世界に語り継ぐ活動がオバマアメリカ大統領広島訪問を実現させ、核兵器の悲惨さとその廃絶に向けた力強いメッセージが全世界へと発信されました。

しかし今なお世界各地で戦火が絶えず、核兵器廃絶へ向けての具体的な行程さえ明確にされておられません。

また人権とは、誰もが生まれながらに持っている人間が人間らしく生きるための権利であり、人類の歴史の中で獲得された最も重要な財産であります。しかし現実的には命の尊厳を踏みにじるような事件が絶えず起こっております。更に東日本大震災をはじめとした多くの自然災害や交通死亡事故、自殺など、守り切れない多くの命がこの瞬間もその輝きを消し去っております。痛恨のきわ

みでございます。

市として、人権をしっかり守り抜くこと、とりわけ命の大切さを通して平和な地域社会をつくっていくべきであること、世界人権宣言で言う人権は世界における自由、正義及び平和の基礎であることを平和と人権を守る都市宣言で発信したいと考えております。

なお、この宣言については市長の公約に掲げられたものでもあります。

2番目のご質問、市民的な盛り上がりの中で宣言するというなら、検討委員会を公募するなど、市民参加で議論を深め、市議会の議を経て策定すべきではないかですが、人権と平和を守る都市宣言を策定するに当たり、市民の幅広い意見を案文づくりに反映させるため、市内の女性団体連絡協議会、高齢者クラブ連合会等、関係団体の代表11名で人権平和都市を考える懇話会を組織し、宣言文の案を検討し、パブリックコメントを実施しておるところでございます。

○副議長（清水新一君） 平林千秋君。

○9番（平林千秋君） それでは、ここから一問一答でお願いいたします。

まず御堂再開発についてです。今、ご答弁のように、地権者の同意については現在、対象145人について100%の同意を得たということです。かねて地域住民の皆さんが賛同と同意のもとにこの事業を進めることが大事であり、間違っても強権的な対応をしないように私は求めてまいりました。一部で話し合いが難航したとも聞いています。今後、賃貸借契約に入っていくわけでありますが、引き続き丁寧、誠実な話し合いで合意に至るように再度お願いしておきたいと思っております。

そこで伺いますが、今回の使用貸借契約においては、地代条項は含まれておりません。県の機構に貸したのに土地代が、地代がないということでもあります。今後地代についてはどのような扱いになるのか、また地代水準がどのようになるのか、お伺いします。

○副議長（清水新一君） 産業経済部長。

○産業経済部長（北沢 達君） 今後の賃貸借についてですが、農地中間管理機構は農地中間管理事業の推進に関する法律に基づき設立される法人で、農地を貸したい方と借りたい方の橋渡しを主な業務としております。御堂地区の農地の賃貸は、この農地中間管理機構を介して補助金を活用しながら行いますが、圃場整備の工事が終了するまでは当然に耕作ができない状況ですので、これらの農地はまだ借り手があられないう位置づけのため、現在は無償となっております。

圃場整備終了後に耕作が可能となった段階で、再度貸付人及び借地人のそれぞれ双方との間で取り交わす有償での賃貸借の手続きを経て、地権者に賃借料が支払われることとなります。

賃借の単価につきましては、今後近隣の取引事例等を踏まえつつ、地元推進委員会、東御ワインぶどう協議会や耕作者との協議のもと、最終的には中間管理機構が決定していくこととなります。

○副議長（清水新一君） 平林千秋君。

○9番（平林千秋君） 交渉に当たっては丁寧な対応をお願いしたいと思います。

2番目に共有地の場所についてですが、この開発地は烏帽子、湯の丸の南ろく、標高700メートルから850メートルに立地し、横堰も同様なんですけれども、開発地からは富士山、八ヶ岳、美ヶ

原、北アルプスを一望に見渡せるすばらしい眺望が開ける、またとない環境にあります。共有地の場所の選定に当たってはワインブドウの生産圃場という要素とともに、まれに見るこうした観光的要素といますか、自然の恵みですね、その要素を組み込んで今後の東御市の観光拠点としても最も適切な場所の選定が必要ではないかと思われま。現在、考えられている大日堂の上では、今、いろいろ理由を挙げられましたが、眺望という点では非常に難点が多いところ。これからの観光拠点になるこの地をどう活用していくか、今後を展望した場所にすべきではないかと思。一旦決めてしまとなかなか場所を移すというのは難しいという状況がありますので、圃場区画を決定する前に、いま一度再検討してはどうかと思。うでしょうか。

○副議長（清水新一君） 産業経済部長。

○産業経済部長（北沢 達君） まず施設用地の具体的な活用方法についてですが、現時点では確定しておらず、今後推進委員会及び関係機関、団体等と調整してまいります。活用方法としては観光関連施設だけでなく、共同の農機具置き場等の農業的利用など、様々なことを想定する必要があると認識しております。

次に、施設用地の位置についてでございますが、最初の答弁で申し上げましたとおり、地元推進委員会で既に承認された事項でありますので、変更するのは難しいと考えております。

○副議長（清水新一君） 平林千秋君。

○9番（平林千秋君） 県ともよく相談して、地権者のご意向もあると思。うのですが、よく検討していただきたいと思。います。

そこで次の点ですが、御堂開発については、この地を単独の資源として考えるのではなく、東御市全体の関連で考える必要があると思。います。7月の柵津地域でのまちづくり懇談会で、御堂開発と湯の丸高原施設整備計画を核とした柵津地域の観光振興についてのテーマが設定され、柵津住民側から数年後には共同醸造所、物産直売所、それらを有機的に結ぶアクセス道路等の対策が求められると予想。これらを核とした柵津地域の観光振興を検討する協議会、これは市、JA、地元組織団体という例示があります。立ち上げが事前に必要と考えるという問題提起がありました。これに対して重ねての住民側からの質問に、市側は市として考えがあるわけではない。地元の皆さんからいろいろ意見を出していただきたいと、かなりそっけない回答だったように記憶して。います。

私は柵津地域の皆さんの問題意識は非常に大事だと思。います。御堂開発は東御市の観光、農業振興にとっても大きな閾値を秘めています。同時に私は御堂だけでなく、烏帽子、湯の丸南ろく一帯を見渡した検討も必要ではないかと考えて。います。つまりこの南ろくに位置する田沢、御堂地区、横堰、湯の丸地区などのすばらしい景観と自然環境、農業資源を横に結んだ一体的な開発を公表してはどうかという。こと。であります。

柵津からの協議会設置の提案は、この地の開発を東御市の英知を集めて進めようではないかという積極的なものであります。市としてもイニシアチブを発揮すべきです。同時に私が今、提起した湯の丸、烏帽子南ろく全体を結んだ構想についても、そうした協議の中に位置づけてや。って。いた。だ。

くようにしたらどうかと思いますが、どうでしょうか。これは市長、どういうお考えになりますか、お伺いします。

○副議長（清水新一君） 産業経済部長。

○産業経済部長（北沢 達君） まず7月の柵津地区のまちづくり懇談会で出た観光振興など、地域づくりについてでございますが、懇談会での回答のとおり、市が主導して決めるものではなく、地域の皆さんの英知を集めて進めていくのが協働のまちづくりの原点と考えております。

例えば今回の柵津御堂地区でのこれまでににおいても、まずは活性化懇談会で荒廃地化の課題として取り上げられ、地権者をはじめ地域の皆様が中心、かつ主体的に議論され、最終的には農地の復旧事業として取り組むことの合意形成がなされ、現在も地元推進委員会が主体となり事業を押し進めています。これがまさに地域住民の皆様による協働のまちづくりのありようでございます。

現在、柵津地区では地域ビジョンが作成されるとともに、柵津地域づくりの会が発足するなど、議論の環境はそろっていますので、ぜひこの中で御堂地区の地域振興をご検討いただきたいと考えております。市としては、この検討に際して要請いただければ当然お手伝いしてまいります。

次に、市における御堂地区の構想、展望についてですが、まずは先ほどの柵津地区の皆さんでまとめていただいた提案は、当然尊重すべきものであると同時に、その波及効果は柵津地区のみにとどまるものではありませんので、検討経緯に十分配慮しながら、関係する地域の皆様のご意見を十分酌み取ってまいります。そしてこの提案が点から線となり、更には線が面となるようなまちづくりにつなげてまいりたいと考えています。

○副議長（清水新一君） 平林千秋君。

○9番（平林千秋君） 柵津地域側の提案というのは当然今、答弁にあったように地域づくりの会が発足して、具体的に動き出して、地域ビジョンをつられた。その上に立って、もう一步進めるために市とも協働してやっていきたいという意向表明だと思うんですよ。だから地域の皆さんが自発的にいろいろ研究をして、これをやるというのはこれから具体化されると思いますけれども、それも含めながら市もイニシアチブをとって、全体をまとめていくというふうにぜひ推進すべきだというふうに思いますので、これはお願いしておきます。

さて、安全問題に入ります。いよいよ工事に入ろうとしている時期だけに、安全対策は住民の皆さんの大きな関心事であります。実施設計が大分遅れているように聞いています。私は昨年12月議会において、設計概要の段階で問題点を幾つか指摘しました。ご答弁では、事業主体の県に伝えたということであります。幾つか反映されるとも聞いています。詳細は実施設計を見なければわかりませんが、今回この質問では私がさきにした問題点について、どういう考えで実施設計に当たってきたのかをまとめて伺います。4点あります。

1、設計の最も基本となる最大降雨量について、上田市染谷にある上田測候所のデータを使っていますが、御堂のより近いところである横堰の東御測候所のデータを基礎にすべきではないかという点でありました。

第2は、基礎となるデータは排水路で10年確率降雨量、調整池で30年確率降雨量を用いていますが、この40年間で最大降雨量はそれを大幅に上回る事例がたくさんあり、この設計基準は現実にそぐわないのではないかということでもあります。

3点目、2つつくるといふ調整池の容量はそれぞれ30年確率降雨で設計していますが、設計値ぎりぎりの容量になっており、30年確率を超えた現実の事例がある中で見直しが必要ではないかという点でありました。

第4点、排水計画、排水路計画では、10年確率雨量で設計して、そのまま下流の河川に流すことにしておりました。例えば定津院、東側排水路には最大毎秒1立方メートル、約1トンを流すことにしていますが、同排水路は45センチ掛ける45センチのU字溝が長い距離あり、これは現実的でないなど、排水計画の下流域との改修計画を一体的に整合的に提起する必要があるのではないかという点でありました。

以上の点について、実際の実施設計においてはどうか考慮して、どういう考え方で実施設計に当たったのか、お伺いしたいと思います。

○副議長（清水新一君） 産業経済部長。

○産業経済部長（北沢 達君） 幾つかご質問をいただきましたが、設計に関することは事業主体である県が決定することですので、現段階でお聞きしている情報としてお願いいたします。

1点目の雨量データの観測地点については、標準的な上田測候所から安全性を考慮して横堰の測候所を採用することとなったそうでございます。

2点目の確率雨量については、水路については変更はありませんが、調整池については設計基準の変更により30年から50年確率に変更となっております。

3点目の調整池については、設計基準の変更により容量が変更となり、当初2カ所設置予定が3カ所に変更となりました。

4点目については、下流への影響が生じないように、計画排水量を現行排水量以下となるように調整池を設けるため、下流域の水路改修の必要はないところでございますが、以前から改修要望のある地元の皆さんが不安視されている箇所を地元推進委員会と現地調査をさせていただき、今回の事業の関連ということで区及び推進委員会等と調整の上、緊急性の高い箇所から順次改修してまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても御堂地区の計画をまとめるに当たっての考え方は、国の設計基準に基づき作業を行っております。この基準は、国の専門家が長い期間研究、検討し、必要に応じ改正を加えながら定められており、その安全性はこれまでに十分確保、確認されているものであることから、現在の県でまとめている計画に何ら問題はないと考えております。

○副議長（清水新一君） 平林千秋君。

○9番（平林千秋君） 今、お示しいただいたように、設計基準の変更があるようであります。実施設計が具体的にどうなるかということのを改めて私は検証する必要があるかなというふうに思っ

います。今、部長は県が設計したから間違いないだろうという趣旨の認識でご答弁いただいたようですが、県は県の認識、そして市が実際に住民と接する事業の当事者でもあるわけですから、独自に住民の安全がどの程度担保されているかということも独自に検証して、必要なら問題提起もするという対応が必要でありますし、また住民は、自分の地域の安全の問題として、そのデータに基づいてちゃんと検証して、必要なことを問題提起すること、そういう手続きが必要だと思います。万が一が許されないという言葉があるんですね。私は先ほど設計基準に照らしているというふうに部長のご答弁でしたけれども、設計基準という問題と現実に御堂が抱えている問題、最近の雨の降り方なんかも非常に異質な問題があるわけですから、そういうリスクも見込んで安全設計にする、それが住民の安心・安全につながっていくんだという観点で事に当たる必要があると思います。

近く住民説明会が開かれるというふうに聞いています。私は設計基準が変わっている中で、今まで示したデータと異なる事態が今、起きるわけですから、それも含めて住民側が十分検討する時間的余裕を確保する必要があるのではないかと。ですから今度の説明会で実施設計、こうなりますよという実態を具体的なデータをわかりやすく示した上で、住民の皆さんのご意見をきちんと伺う、そういう機会をつくるべきだというふうに思います。ですから1回の今回の説明、次回の説明会で終わりということではなくて、そういう余裕を持ったスケジュールというのを描いていただきたいと思いますが、どうですか。

○副議長（清水新一君） 産業経済部長。

○産業経済部長（北沢 達君） 今後の住民との合意手続きについてでございますが、事業が具体化してきた平成26年6月から住民との事業同意を得るため区民、あるいは地権者全員を対象とした全体説明会を6回、推進委員会等を20回、計26回にも及ぶ会議を開催してまいりました。これらの会議では、必要に応じ県にも同席していただき、その都度排水対策などを含めた要望、ご意見をいただき、場合によっては地元推進委員会と現地調査をしたり、ご相談させていただいたり住民の皆さんとの話し合いは十分重ねてきたと認識しております。

県では、これらの経過を踏まえ、事業計画を含めた排水計画をまとめ、7月1日に地権者全員を対象とした説明会において計画案を発表しております。県では、今月21日に最終事業計画を地権者全員を対象とした地元説明会で発表し、事業の理解を得たいとのことでございます。

今後進捗に合わせ推進委員会と協議しながら、必要な説明を加えさせていただきながら、地元説明会を開催してまいりたいと考えております。

○副議長（清水新一君） 平林千秋君。

○9番（平林千秋君） 安全問題というのは、地権者だけの問題でなくて、祢津、東町、西町、約400戸、大きな部落です。その地域住民全体の問題なんですね。その皆さんに今度の計画が非常に大事だし、安全も十分担保されていますよということをよくご理解いただく、そういうことが必要なんです。先ほど推進委員会を中心に二十何回かですか、会合を重ねてきたというふうに言っていますけれども、地域住民全体に対して実施計画がまとまった段階で、こういうのが概要ですよと、

ご意見があったらお寄せくださいという全戸にそういう情報をお伝えして、住民説明会も並行して開くというような丁寧な措置が必要だと思います。

7月の住民説明会のことが今、言及されましたが、そこで示された図面や説明を見ても、非常にざくっとした説明で、よくわからないなというのが参加者の感想でした。数値も示されていないんです。今度は実施設計で、多分説明会では数値も示されると思いますが、そういう詳しい中身を具体的に明らかにして、住民の皆さんがこれで安心だとできるようなふうにする特別の措置というのは必要なんですよ。だから9月21日ですか、開かれると聞いていますが、それを踏まえて一段と周知が進むような措置をとるように強く求めておきたいと思います。

では、次の課題に移ります。認知症対策です。

ご答弁のように、認知症の東御市の現状では介護認定者だけの調査で約1,000人ということでした。厚生労働省の推定に基づきますと4人に1人ぐらいというふうになっていますから、東御市では65歳以上の高齢者はおよそ8,700人おられます。つまりこの厚生労働省の推定、横並びでやりますと約2,000人が認知症か予備群ということになります。認知症は誰でもなり得る非常に身近な存在になってきているということでもあります。特に予備群に相当する軽度認知障害の人は、認知症ではない方、認知機能に障がいがあるが、認知症ではないと。日常生活に支障はないという方々をいいますが、放置すると認知機能の低下が続き、5年間で50%が認知症に至るといふふうに言われています。これに対応すると、認知症になった方々への周りからの支援体制、家族も含めた支援体制が充実するということが必要になりますが、軽度認知障害の段階、MC I の段階での早期発見、早期対応が非常に重要な課題に今日なっております。東御市として、根本的な、抜本的な対応の強化が必要ではないでしょうか。

答弁で示された対策の現状では、例えば脳いきいき相談、年間相談数が18人、かなり少ないなというふうには先ほど答弁でおっしゃいましたけれども、とても細かいのが現状であります。そして新たな対応については、東御市民病院でもの忘れ外来が発足したというのは非常に心強いことありますし、今、全国のオレンジプランに基づいて認知症初期集中支援チームの編成も進みつつあります。これは非常に大事な取り組みだと思います。

他方、対策ということについてご答弁では、運動づくりというのをもう少し強化していくという趣旨のご答弁でございましたけれども、それはそれとして一般的に効用があるということも言えなくもありませんが、今後の健康づくりにおいても認知症予備群が増大するという中で、特に認知障害に着目した早期発見、早期対応の取り組みが必要になっていると思います。この点で先ごろ社会福祉委員会で愛知県尾張旭市の「あたまの元気まる」という取り組みを視察いたしました。これは「あたまの元気まる」という名称に見られますように、認知症をマイナス面と捉えるのではなくて、非常に明るく捉えて、これに打ち勝っていこうと、みんな元気で頭の健康をつくっていきましょうよという取り組みなんです。その中で特に留意しているのが、軽度認知障害、MC I の段階でどうやって早期発見して、市民の皆さんが自分の問題としてそれに気づいて、積極的に自ら認知障害

を克服する、そういう取り組みにしていこうということでありました。

私もその中で認知障害、MC I のチェックテストというのを受けさせてもらったんです。なかなか難しいテスト、難しいって何か、10の単語を最初に復唱させられて、その後にもまた違うテストがあって、最初に言った10の単語を思い出して答えてくださいというテストでした。これは認知障害の程度をはかる上で97%の確率があるんだというテストなんだそうです。私は大丈夫ですというのと、ボーダーラインと、それから危険予備群という3つのランクがあるんだそうですが、私は、いずれでも大丈夫ですという判こを押してもらったんです。そういう体験も通じて、やっぱり自らそういうことに加わって、認識していくという過程が非常に大事だし、この取り組み自身が気づき、そして自ら主体的に取り組むということ 키워ワードにしたところが非常に特徴でした。

それで私はこの「あたまの元気まる」の取り組みは、高齢者市民が認知障害について自分の問題として向き合い、自らの体、自らの頭のことをチェックテストで客観的に知り、その結果や症状に応じて事後教室、脳トレや健康づくり運動など、認知症予防運動につなげているということでありました。その尾張旭市は人口8万人のまちであります。年間受験者1,000人を目指そうということで、かなり大規模に取り組もうという意気込みでやっております。この取り組みも介護予防担当ではなくて、健康診断のように健康課が所管している。そして介護部門と連携しているというのも特徴的でした。

この視察には、健康福祉部長及び病院事務長も同行されましたが、当市でもこうした事例もよく研究し、誰でもなるかもしれない認知症に当事者自身が積極的に向き合っていく、そして早期対応ができる、そういう取り組みを検討してはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

○副議長（清水新一君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（山口正彦君） 市民の皆さんに健康診断のように自らの頭のことを客観的に知ってもらい、その結果や症状に応じて認知症予防運動につなげる取り組みを研究してはどうかということでございます。

当市におきましては、平成17年度から2段階方式によるスクリーニングを採用して、認知症の早期発見に取り組んでまいりました。この方式の利点としては、テスト方式で聞き取りにより脳の働き状態をチェックしながら、生活状況を聞き取ることにより、個々の実情に合わせた指導を迅速に行うことができるところでございます。反面、一対一の面談によるスクリーニングになりますので、多くの皆さんに対して対応できないという欠点も有しております。

議員ご指摘のとおり、認知症に対する意識の向上や認知症対策への普及啓発のため、多くの方にご自身の脳の働きの現状を知ってもらうための方策について検討していかなければならないと考えております。認知症の啓発、早期発見の視点に立って、尾張旭市の事例等も参考にさせていただき、スクリーニングの在り方等も研究してまいりたいと考えております。

○副議長（清水新一君） 平林千秋君。

○9番（平林千秋君） 認知症テストというのは形に見える、いろんなやり方があるんですけど、

そのテストによってはかなり確度が高くで発見できるというのは、かなりいろいろなプログラムが用意されていますので、せっかく検討するということでもありますので、ぜひいろんな事例を研究しながら、東御市に合ったやり方をぜひ取り入れて、市民的な広い取り組みにしていくようにしていただきたいと思います。

それでは次に、3番目の介護保険料についてであります。ご答弁がありましたけれども、私が最初触れたように、被保険者の負担軽減のために一般会計からの繰り入れには法的規制は、禁止規定はないということをお尋ねしたんですが、まずその点を確認しておきます。

○副議長（清水新一君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（山口正彦君） 昨年9月議会において答弁いたしましたとおり、介護保険給付費に充てる市町村の負担割合は政令で定めるところにより12.5%と規定されており、これを超える繰り入れは適切でないとされておりますが、法定分以上の繰り入れを禁じる法令上の規定はございません。

○副議長（清水新一君） 平林千秋君。

○9番（平林千秋君） ご答弁のように法的な禁止規定はございません。しかし厚生労働省がいわゆる保険料減免の3原則を盾に、政令で定めた市町村の今、答弁で触れられましたが、負担割合12.5%を超える繰り入れは適切でないというふうに言ってきたことは事実であります。しかしその3原則なるものは、厚生労働省の事務連絡にすぎず、その性格は技術的助言ということであって、法的に拘束するものではないことは国会でも再三確認されているところであります。

しかもこれは平成12年、15年以上も前の事務連絡でありまして、この間に厚生労働省自身、国25%の枠を超えて低所得者対策に一般会計から国費を繰り入れる制度を取り入れております。ですから国が一般会計からの繰り入れは適正でないということは法的にも、実際の運用からも破綻しているというふうに私は思っています。

今、問題になっているのは、高齢者の介護負担がもう限界に近づいているということです。介護保険料は介護保険制度が始まったときに年3万4,900円、それが今日の第6期では1.9倍の6万6,000円、このまま過ぎると2025年には2.8倍の9万8,000円を超えると厚生労働省自身が推定しています。

東御市でも、今の基準額は6万6,600円です。この層の年収はおよそ80万円前後ですから、介護保険料と合わせると10万円を超えるという負担になります。しかもこれもわずかな年金から天引きにされるというわけです。

今、私たちは市民アンケートをお願いして、市政への要望をお尋ねしておりますが、7割近い方々が生活が大変だというふうに答えています。その要因も伺っていますが、その1番に国保、介護の負担が重いというふうに回答しています。これが生活実感です。今、加えて国は介護保険の分野では要支援1、2の方を介護保険給付から切り離し、市町村の総合事業に移していますが、更に要介護1、2の方の通所や生活支援、援助サービスを保険から切り離して自己負担や総合事業

に移すということを検討しています。実に介護認定621万人であります、その6割以上が介護保険給付から切り離されるというふうになっています。

更に福祉用具貸与サービスを原則自己負担にするということも検討されています。大幅な負担増が国民の高齢者の皆さんの不安を広げています。高い保険料を納めながら、いざ必要となったときにサービスが受けられない、低水準になるという事態が起きておまして、国家的詐欺だというような言葉も聞かれています。こういうときに何が必要かということでもあります。もちろん国の制度改悪を押しとどめるために、地方からも声を上げていくということが必要です。地方6団体が介護保険会計における国の負担率をもっと引き上げろということをかねて要望をしております。同時に自治体が市民生活の実情に照らしてできること、法的な規制はないわけですから、市民の負担軽減のために一般会計から繰り入れることも選択肢ではないでしょうか。

厚生労働省の調査では、低所得者への減免を実施している自治体保険者が全体の30%を超える49.8になります。このうち40自治体が3原則にかかわらず実施しています。これによる制裁もないことを厚生労働省が確認しています。

昨年度青森県の弘前市では、一般会計を原資とする地域福祉基金から7億円を繰り入れて介護保険料を据え置きました。これについて当時葛西憲之市長は、国に抜本的な見直しを迫っていくことが重要としながら、「国がと言う前に私どもとしてまずやることがある。安心して老後を過ごせるまちにしていかなければならないという決意を込めて緊急避難として拠出を決めた」というふうに述べております。市長のこうした決意が今、非常に大事になっていると思います。

東御市の介護保険会計の動向を見ながらも、市民の負担がこれ以上重くならないよう、次期7期の保険料設定に当たっては、一般会計からの繰り入れも視野に入れて検討するように重ねて求めたいと思いますが、いかがでしょうか。

○副議長（清水新一君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（山口正彦君） 第6期介護保険事業計画において、介護報酬や利用者負担の適正化などの改定が実施されていることや、次期計画における制度改正等が示されていないことから、次期計画における保険料の設定については、予測が難しい状況でございますが、議員ご指摘の点も視野に入れて、適切に対処してまいりたいと考えております。

○副議長（清水新一君） 平林千秋君。

○9番（平林千秋君） ぜひ積極的に、適切に検討していただきたいと思います。道があるということが非常に大事なところで、これは市長の決断にもかかわってくるというふうに思いますので、ぜひよく検討していただきたいと思います。

それでは最後に、平和と人権を守る都市宣言に移ります。

最初に、ご答弁の中で、この都市宣言は市長の公約に掲げたものという言及がございましたけれども、市長に伺います。公約というからには市長選挙のことだと思いますが、いつ、どのような形で言われたものでしょうか。

○副議長（清水新一君） 市長。

○市長（花岡利夫君） 4月に執行されました東御市長選挙の私の選挙公約の選挙パンフレットの中に平和人権都市宣言をやるということで、市民にお約束したものでございます。

○副議長（清水新一君） 平林千秋君。

○9番（平林千秋君） 今日、平和あるいは人権を希求する市民の意図というのは非常に広がっていると思います。ですから新たな段階でこの市民の意図を受けて、平和都市宣言をするというのは、時宜を得た大事な課題だというふうに私も思っています。

議会への説明があったんですけども、このチャート図ですね、チャート図の中では、社会環境の変化、オバマ大統領の広島訪問、東日本大震災などを例示し、その中で市民意識の高まりということも挙げて、宣言の必要性を強調しています。戦後71周年でありまして、来年は憲法発効70周年になります。核兵器をめぐってはオバマ大統領の広島訪問があり、国際社会では国連を舞台に核兵器禁止条約締結交渉を2017年中に開始する方向が公式に検討され始めているという画期的な局面も生まれています。

平和をめぐっては、チャート図では社会環境の変化というしか抽象的に触れられておりませんが、ここ数年安全保障法制、あるいは安倍首相による改憲の動きの中で、国民的論議が広がり、現行憲法の平和原則、九条を擁護し、戦争のない世界を求める世論の高まりもかつてないものがあります。東御市においても、一昨年著名な女優さんたちによる「夏の雲は忘れない」リーディング公演はサンテラスホール満員の参加、昨年の満蒙開拓団の悲劇を描いた映画「望郷の鐘」の上映会もやはりサンテラスを満員にするなど、市民の意識の高まりを象徴しております。

今回の宣言は、醸成の発展とこうした市民意識、そして東御市がこれまで進めてきた到達点に立つことが望ましいと考えます。平和でいえば資料でお示ししていますが、東部町時代の非核平和都市宣言があります。とても格調高く具体的であります。ぜひご覧いただきたいと思います。人権をめぐっては、東御市には人権尊重のまちづくり条例があり、これに基づいて東御市人権施策の基本方針も策定され、毎年人権尊重のまちづくり市民の集いも開かれております。

そこで伺いますが、今回示された素案は、こうした市の取り組んできた到達点をどのように踏まえていますか。そうした検討はなされたのでしょうか。

○副議長（清水新一君） 市民生活部長。

○市民生活部長（土屋一夫君） 今回示された素案に市の今までの取り組みや社会変化等、どのように捉え、どのようなことを踏まえているのかの再質問にお答えをいたします。宣言案文作成プロセスに係るご意見、ご質問とも存じます。

第1回懇話会で、この宣言の集約方針を旧東部町の核兵器廃絶と平和を願う町の宣言をもとに、現代社会に合った東御市らしい、しかも誰にもわかりやすい宣言をつくらんと決定いただきました。会議の具体的な進め方は、先ほどもご質問にありましたように、まず市長のあいさつの際に、市長からその思いと決意をお伝えさせていただきました。続きまして先のまちの宣言、原文等をご説明

し、宣言文案の検討方針をご確認していただき、宣言文の決定までの懇話会と市の位置づけや役割分担をご説明した上で議論を始めていただきました。

以降、前後して県内の宣言制定状況や宣言文、宣言都市の年間の平和行政の具体的な内容等を資料提供させていただいたり、また、ご質問にお答えする形で、あるいは委員さん自らの資料提供やご提案をいただきながら、文案の一言一言を検討し、このたびパブリックコメントにかけさせていただいた素案を決定いたしました。

出席委員それぞれのお立場から、平和や人権に関するご意見も出していただき、活発な意見交換がされておるところでございます。

また、安全・安心平和な市民生活の中で、核兵器の脅威はもちろんのことでございますが、先ほども申し上げましたように東日本大震災や熊本地震に代表される自然災害や、相模原障がい者施設大量殺人事件などの命の尊厳を踏みにじる事故や事件が多く発生しております。非核都市宣言を基本としながらも、こうした時代の課題を捉え、東御市らしい都市宣言としたいとの共通認識で市も考えておるところでございます。

○副議長（清水新一君） 平林千秋君。

○9番（平林千秋君） ちょっと残り時間が少ないので、はしょってやりますけれども、私も懇話会の論議の中身の詳しいことを聞いております。残念ながら今、部長が申されたようなことについては意見交換の中で突っ込んで行われたというふうにも私は思えないような感じがするんですよ。実際、でき上がったものでは平和をめぐっては「核兵器の廃絶と争いごとのない世界の恒久平和は人類共通の願い」という一文があるだけです。そこには今日的な問題意識というのはどうも読み取れないんですよ。それは人権についてもかなり一般的な規定で、今、何を人権で論ずるのかということも今、このパブリックコメントに示された案の中では浮かんでこないという、難点があると思うんです。

それから審議経過にもあらわれていまして、もうちょっとこの懇話会の中で今日的な意義という問題、東御市的な課題という問題をよく論議していただきたいなというふうに思います。

それで宣言作成に当たって懇話会の委員の皆さんから、読み込むべきキーワードというのを募集されたそうではありますが、その中では非常に中身が具体的なんですよ。世界の恒久平和、広島・長崎の悲劇を繰り返さない、日本国憲法を遵守し、戦争を放棄を希望する、非核三原則を遵守することが世界の恒久平和に寄与することにつながる、平和こそが我々の生活にとって基本的人権の最たるものである、非核三原則、原発禁止、子どもを孫を戦場に行かせない、大自然と共有する私たち、まちづくりを私たちは目指す等々、ごく一部ですが、皆さんが検討の中でぜひこういうキーワードを盛り込みたいという提案は非常に具体的に積極的なんですよ。そういうものがこのパブリックコメントの素案の中に示されてはどうもないというふうに私は思います。

ですからぜひ懇話会で議論を深めていただきたい。私は冒頭述べましたように、この宣言を非常に大事な宣言、東御市民の意志を体現する宣言ですから、公募による意見集約、そして市議会の議

決を経てやるべきだというふうに考えています。

今、パブリックコメント、9日まででしたか、意見が寄せられているというふうに聞いています。それもよく踏まえながらですけども、懇話会でもっと検討を深めてもらいたい。聞くところによるともう一回審議して、市長に提案すると。そして10月3日の東御の日に発表しようという段取りだったというふうに聞いていますが、これはちょっと拙速ではないかというふうに思います、今の検討段階では。ですからもう一月置いて、本当に市民が自分たちのまちの新しい宣言として共有できるような、そういうものにぜひしていただきたいと思います。

これは市長、発議者ですから、ぜひそういう段取りをとって10月3日にかかわらず、検討すると、いいものにしていくということでぜひお願いしたいと思いますが、市長の見解を伺います。

○副議長（清水新一君） 市長。

○市長（花岡利夫君） 平林議員の再質問にお答えいたします。

発表のめどとして1つは東御の日ということで、10月3日ということが1つのめどとしては考えられるということですので、それに固執する必要はあるとはそうは思っておりません。ただ、今回パブリックコメントをいただいておりますので、これからパブリックコメントに関して検討をさせていただくということですので、最終日時が決まって検討するということではありませんけれども、十分にパブリックコメントを反映させながら、最終的な案をつくっていただきたいというふうに希望しております。

○副議長（清水新一君） 平林千秋君。

○9番（平林千秋君） ぜひきちんとした検討を経て、市民統合の象徴となるようなものにしていただきたいと思います。だから10月3日ということコンプリートしないで、懇話会の皆さんにもせっかく懇話会では外部の意見もお聞きしながらやりましようとか、あるいは懇話会自身が部会をつくって検討を深めましようという規定も運用規定の中にあるんですね。そういう規定も十分活用して、いいものを時期にこだわらず市民全体が喜べる、そういうものにぜひしていただきたい願っております。

以上です。終わります。

○副議長（清水新一君） 受付番号20 生活相談について、受付番号21 教育費の負担軽減について、受付番号22 ことばの教室について、受付番号23 子どもの医療費支援について。窪田俊介君。  
窪田俊介君。

○1番（窪田俊介君） 日本共産党の窪田俊介です。通告に従い、質問に入ります。

初めに、生活相談についてであります。

日常ふだんに市内を困りごととごさいませんかと聞いて回っているわけではありませんけれども、ひよんなきっかけで、また、様々なつてをたどって生活相談が寄せられます。リーマンショック直後のような住まいがない、明日食べるものがないといった緊急事態の相談は減ってきた気がしますが、困難が幾重にもなってから初めて相談される方々、そうした方がたびたびいらっしゃいます。

私は専門家ではありませんので、相談者を市の福祉につなげる、そうした程度にしか私にはできません。でもそういった大変な事案を行政や社協に対応していただいているわけです。また、こうしたケースが解決するには非常に時間がかかっていることと思います。

そこでそうした相談に触れるたびに、私が思うのは、もう少し早い段階で支援を受けられたのではないか、そうしたケースも幾つか見られるわけです。今日は相談窓口や制度の紹介も含めて、生活相談についてといった質問をしていきたいと思います。またタイトルは広範囲なものになっておりますけれども、引きこもりや高齢化に伴う課題に若干傾けて質問をしていきたいと思います。

1つ目に、生活困窮者自立支援法に基づくマイサポがスタートして2年目になります。困りごとの総合窓口のような役割をしているんですが、その相談状況、相談内容はどうか、質問いたします。

2つ目に、マイサポでは就労準備支援事業など出口支援も行っております。どのような取り組みを行っているか、質問します。

3つ目は、成年後見制度に係る日常生活自立支援の相談状況、それについてお聞きします。

もう一つ、成年後見制度についてですが、その制度の利用状況と東御市の相談体制はどうなっているのか、質問いたします。

次に、教育費の負担軽減についての質問であります。

私は3月議会の一般質問で、学校納入金について取り上げました。小学生、中学生の保護者が学校に納入している学校徴収金などの実態を長野県が調査、公表しているデータをもとにして質問をしたものであります。平成26年度までに公表された平成25年度実績までの結果を調べたところ、県内19市の中で東御市は高い位置にある、つまり保護者が納める金額の合計が高い方だという結果だったため、その原因は何なのかを3月の議会では質問したわけでありました。ただしこのデータは当時調べていくうちに、県内の地域ごとに集計方法が統一されていなかったり、なかなか正確な比較ができないデータだということがわかりました。集計方法の問題は平成27年度の公表資料、つまり平成26年度の実績データでは若干改善されたようではありますが、3月議会の時点ではこうした根本的な問題もあつたりで、詳しい解明を持ち越す形で質問を行いました。

一方で、正確な比較はできないものの、合計金額の増加傾向や徴集金の多くの割合を占めている教育費が似たような大きさの自治体に比べて高いことについて質問を行ったわけです。合計金額の増加傾向は、修学旅行先の入場料の値上げなど、様々な物価の上昇の影響、給食費については実食数が多かったことと、東御市は自校給食で食育を大切にしているので、センター方式をとっているところとの比較ではスケールメリットがあり、そこで出てくるわずかな差が年間で数千円の差になる、そのことが明らかにされたわけです。東御市が様々な努力で行っている自校式給食の魅力が、比較調査の中で明らかになったと思います。

一方で、義務教育の無償化という原点に照らせば、こうした保護者の負担を軽減していく、その方向が本来の道筋と私、考え、また子育ての支援の視点から現在、徴収金の多くを占める給食費について補助していくべきではないかと質問したわけです。ちょっと今、3月議会での学校納入金に

ついでに質問を振り返りましたが、ただ、若干ちまたでは単純化された捉え方がされたようで、給食費が高いから下げろみたいな受けとめ方をされたようでもあります。議事録を読んでも自分ではそう感じないんですけども、私の力不足だとは感じております。

3月議会では、調査途中ということもあり、私は市長へこの質問を振りませんでした。前回の6月議会の時点には教育委員会の方でも、ほかの自治体と東御市の違いを詳しく把握されたようですので、改めて3月議会で取り上げた内容について質問したいと思います。

最初に、3月議会の一般質問において、学校徴収金についての質問を行ったが、市長はどう捉えたのか、質問いたします。

次に、3月議会では就学援助についても取り上げました。これも比較を行って、幾つか指摘をし、検討が必要、そういった答弁になっておりました。2つ目の質問であります。3月議会では就学援助の支給時期の改善について事例紹介にとどめておりますが、答弁において検討に値すると感じたとされました。これらの検討はされたのかどうか、質問いたします。

そして3つ目は、就学援助の給食費の算入割合が低いことについての見直しの検討はされたか、質問いたします。

次のテーマに参ります。ことばの教室についてであります。

6月定例会で採択されたことばの教室に関する陳情を受け、市教育委員会は県教育委員会へ教員配置を要望する準備に着手したと新聞報道がありました。私自身議員になってすぐの時期に取り上げたのが、このことばの教室を市内に設置してほしい、そういう内容でありました。もっといえば亡くなった前任の山崎美喜子前議員から保護者の要望をもとに取り上げていたテーマであり、関心のある内容であります。取り組みの内容はどうなっているのか、お聞きします。

次のテーマは、子ども医療費支援についてです。

子どもの医療費支援、これは何度となく何人もの同僚議員が取り上げてきた内容でございます。子どもの医療費への支援、ここでは窓口無料化について、少子化、子どもの貧困の問題とあわせて、より一層社会全体でその要請が強くなってきています。全国の自治体でこうした支援を独自に行い、子育て支援として、また子どもの受診抑制によって心身の発達を保障されない、そういう状況をなくそう、そうする取り組みが行われているわけです。

多くの自治体がそれでも試みようとしながら実現しない理由には、現物給付を行っている市町村国保に対する国庫補助の削減があるからです。政府は国庫補助の削減の理由をこう述べています。昨年の9月に開催された第1回子どもの医療費、医療制度の在り方に関する検討会で、保健局総務課の課長の発言であります、「一部負担金が法定割合より軽減される場合、一般的に医療費が増加するが、この波及増分については、その性格上当該自治体が負担するものとされ、国庫の公平な配分という観点から減額調整をしている」ということです。国庫負担の減額調整は2割負担の未就学児を無料にした場合は0.8611に減額、3割負担の子どもを無料にした場合は0.8427に減額するそうです。この数字の拠り所は長瀬指数というものでありますが、そもそもこの指数自体医療が無料の

場合を1として、患者の負担割合が増えると医療費がどれだけ低減するかを示した数字であります。指数であります。受診抑制がなくなると波及増とか言っていますが、必要のない受診を誘発しているとするのは、き弁にはほかなりません。

償還払いをしている自治体は、市町村国保に対する国庫補助の削減がないので、長野県も県内でもそれを適用している自治体が多いんですが、裏を返せばこれは受診抑制が発生することを認めていることになります。長野県の保険医協会では、学校を対象に学校歯科健診後の受診実態調査を2012年に実施しております。歯科受診が必要とされた小学生の約57%、中学生の約38%しか、その後受診をしてないことがわかりました。貧困と格差が拡大する中で、子どもの健康が危機にさらされ、その原因の1つが医療費の窓口負担であることが指摘されています。早急に元凶となっている国庫負担削減のペナルティ廃止が求められております。

1つ目の質問として、今、全国知事会、議長会を含め自治体の子どもの医療費無料化に対する国のペナルティをなくすべきという要望が上がっています。同時に国の制度として無料化を進めるべきとの要望も上げられている中で、東御市独自でも積極的に国に要望していくべきではないか、質問いたします。

次に、こうした全国の流れと呼応して、6月議会では市議会の多数の会派からも子どもの医療費支援の拡充が取り上げられました。18歳までの医療費支援を検討すべきではないか、質問をいたします。

以上で最初の一括質問といたします。

○副議長（清水新一君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（山口正彦君） 受付番号20、窪田俊介議員の生活相談についてのご質問につきまして、市長にかわりお答えいたします。

1点目の生活困窮者自立支援法に基づくマイサポの相談状況についてのご質問でございます。生活困窮者自立支援法が生活保護に至る前の段階で早期支援を行う第2のセーフティネットとして、平成27年4月に施行されたことに伴い、必須事業である自立相談支援事業を開始しました。業務については、東御市社会福祉協議会に委託し、県下統一の愛称「マイサポ東御」として始動しました。本年度からは、新たに任意事業の家計相談事業を開始しております。

27年度の実績は、自立相談支援事業の相談実人員数は111人、相談延べ数は1,587件となっており、本年度は7月末現在で相談実人員数72人、相談延べ数832件となっております。相談内容は多い順に、病気や障がい、就労相談、家計相談についてであり、その他には引きこもり、住居相談など多岐にわたっております。

様々な課題を抱える対象者が1カ所で包括的に相談が受けられることで、これまで相談先がわからなかった方や何から手をつけてよいかわからなかった方の掘り起こしにつながっております。

2点目の就労準備支援事業などの出口支援の取り組みについてのご質問でございます。就労準備支援事業は、一般就労に向けた手厚い支援が必要な生活困窮者と生活保護受給者に対して、就労の

前段階の生活習慣の形成や就職活動のための技法を習得、就労体験等の基礎的な能力を身につけることで、安定した職につくことを目的としております。

家計相談支援事業では、生活困窮者のほとんどが経済的な問題を抱えていることから、家計の状況を明らかにした上で、専門的な助言・指導を行うことによって、家計の管理する力を高め、早期の生活再建を目的としております。出口支援として大きな効果が期待できると考えており、今後は生活困窮者に向けてさらなる周知を図ってまいります。

3点目の成年後見制度にかかわる日常生活自立支援事業の相談状況についてのご質問でございます。日常生活自立支援事業は、病気や障がい、高齢等により日常生活上の判断に不安がある方が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理等を行う制度であります。成年後見制度は病気や障がい、高齢等により判断能力が不十分な方が不利益を被らないように、家庭裁判所に申し立てを行い、援助者を選任し、本人のかわりに契約行為や金銭管理等を行うことができるようにする制度であります。社会福祉協議会で日常生活自立支援事業を利用され、その中で成年後見制度の申し立てをされた方は25年度は4名、26年度は2名、27年度は0名でございました。

今後、制度のより一層の周知を図り、制度が必要な方に適切に利用していただける環境を整えてまいります。

4点目の成年後見制度の利用状況及び相談体制についてのご質問でございます。成年後見制度につきましては、市を通さずとも申し立てが可能なことから、市と社会福祉協議会がかかわったケースとして、26年度は高齢者1件、障がい者1件、日常生活自立支援事業利用者2件の計4件でありました。27年度は高齢者0件、障がい者2件、日常生活自立支援事業利用者0件でありました。相談体制につきましては、社会福祉協議会と福祉課で社会福祉士等の資格を持った職員が対応しております。更には東御市、上田市、長和町、青木村の4市町村で委託しております上小圏域成年後見支援センターにて、包括的な相談から申し立ての方法に対するの支援や法人後見人の受任まで対応しております。

続きまして、受付番号23 子どもの医療費支援についてのご質問につきまして、市長にかわりお答えいたします。

1点目の子どもの医療費無料化に対する国のペナルティをなくすべきという要望、また国の制度として無料化を進めるべきという要望を市独自で積極的に国に要望していくべきではないかのご質問でございます。子どもの医療費助成にかかわる国民健康保険の国庫負担減額調整措置、いわゆる波及増カットの廃止につきましては、昨年11月に全国市長会、全国知事会、全国町村会の地方3団体が厚生労働大臣及び内閣府特命少子化対策担当大臣に面会し、要請しております。また本年3月には、同じく地方3団体が波及増カット廃止を盛り込んだ子どもの医療にかかわる制度に関する要望を厚生労働省に提出しておりますが、この要望の中で国の責任において子どもの医療にかかわる全国一律の制度を構築すべきであるとしております。

こうした状況の中、厚生労働省の社会保障審議会医療保険部会において、波及増カットの廃止について議論がされているということでありまして、年末までに一定の結論を出す方針ということでもあります。

このように既に地方3団体において、国へ要望が出されており、国において検討がなされている状況でありますので、市といたしましては現段階で独自の要望を行う必要はないと考えております。

次に、2点目の18歳までの医療費支援を検討すべきではないかのご質問でございます。現在、県の福祉医療費の乳幼児、児童の対象年齢は通院が就学前まで、入院については中学3年生までが福祉医療費の対象となっております。市においては、児童に対する給付の拡大施策として市単独で対象年齢の拡大を実施し、平成19年度から段階的に対象年齢を引き上げ、24年度に現在の通院、入院ともに中学3年生まで拡大しております。28年4月の調査では、県内19市中1市が福祉医療費の対象年齢を18歳まで拡大しております。当市においては、当時対象年齢の拡大を検討する際に、義務教育期間にある子どもへの公的な医療費支援が適当であるということで中学3年生までとなった経過がありますが、ご提案の18歳までの医療費支援につきましては、今後財政状況等を勘案する中で検討してまいりたいと考えております。

○副議長（清水新一君） 市長。

○市長（花岡利夫君） 受付番号21、窪田俊介議員の教育費の負担軽減についてのご質問につきまして、市長の考え方をということでございますので、私の方からお答えいたします。

まず3月議会における窪田議員の学校徴収金の質問について、どう捉えたかでございますが、義務教育において修学旅行費用や給食費などの実費について、保護者にご負担いただいているいわゆる学校徴収金につきましては、相当額となっており、保護者に負担感があることは憂慮すべき状況であると考えています。必要に応じて額を決定し、能力に応じて負担していただくシステムを充実させる議論をしていく必要を感じております。

2点目の就学援助費の支給時期の改善につきましては、入学前に必要な資金の貸し付けを行っている自治体があることのご紹介をいただき、実施の可能性について検討いたしました。基準に基づく認定前に貸付金という形で支給している事例は少なく、また貸し付けを受けた世帯が認定されなかった場合には、貸付金を返還いただくこととなり、不具合が生ずることから、もう少し研究することが必要であると思っております。

3点目の就学援助費における給食費算入割合であります。現行の東御市の算入割合は50%であります。子どもの貧困対策として就学援助費における給食費の算入割合を100%に近づけることが必要であるというふうに考えております。

○副議長（清水新一君） 教育長。

○教育長（牛山廣司君） 受付番号22、窪田俊介議員のことばの教室についてのご質問について、私の方からお答えいたします。

6月定例会におきまして、信州言友会東御支部より、ことば・きこえの通級指導教室設置の陳情

がなされ、採択となったところであります。東御市においては、市民病院にことばの外来があり、きつ音などの治療については、早期対応が効果的であることから、就学前からの治療を大切にしてまいりました。しかし対象者の増加もあり、学校現場においてもLDと通級指導教室とは別に、ことばの教室を設けることは二重の対策として有効であることから、現状把握に努めながら、県の窓口である東信教育事務所と、その進め方などについて相談しているところであります。

設置に当たっての基本的な考え方としましては、教室の確保などの施設環境整備は市教育委員会が行った上で、専門性を要する教諭の配置可否を県教育委員会が判断することとなります。設置場所につきましては、対象児童数が多い学校を中心に検討をしているところであります。

また東御市内でことばの教室での指導が必要と思われる児童数につきましては、おおむね20名であります。

○副議長（清水新一君） ここで15分間休憩いたします。

休憩 午前10時31分

---

再開 午前10時46分

○副議長（清水新一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。一般質問を続けます。

窪田俊介君。

○1番（窪田俊介君） これからは一問一答をさせていただきます。

まず生活相談についての再質問であります。1問目の相談実績という点では、マイサポができたことで、これまで相談先がわからない、何から手をつけてよいかかわかなかった方の掘り起こしにつながっているとのことでした。単なる相談窓口ではなくて、地域課題の掘り起こしにつながっている、そういう役目を担っている機関になっているのかなと私は聞いていて感想を持ちました。相談件数も27年度で1,500、1,600近い件数となって、今年、今年度も半年で恐らく今年度の相談件数もそれを超えるのではないかなというペースで、なかなか地域に出てつながらない、そうした課題も掘り起こしているのかなと実感しました。今後のそうした役割にも期待していきたいと思います。

再質問は、2つ目の質問の出口支援についてから再質問をしていきたいと思います。答弁では一般就労に向けた手厚い支援として内容が挙げられました。例に挙げられていた就職活動の技法習得、就労体験等の基礎的な能力を身につける、こうした何か訓練というのか、そうしたものは一般的にはよく私がイメージするのはハローワークとかの求職者支援訓練、よくポリテクセンターで技能習得をしたりするんですけれども、そういうコースがあると思います。一方で、何らかの理由で長期にわたって就労できなかつた、もしくは就労しても長続きせずに生活困窮に陥っている、そうしたケースではハローワークを活用しての技能習得というのは非常に敷居が高いのではないかと思います。引きこもりになっている青年などがこうしたケースだと思うんですが、先ほど挙げられた就労訓練、就労準備のそうした取り組みというのは、こうした方々が取り組める内容になっているのかどうか、お聞きしたいと思います。

○副議長（清水新一君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（山口正彦君） 就労準備支援事業で対応している就労に向けた支援の内容についてのご質問でございます。就職活動の技法習得及び就労体験等の基礎的な能力を身につけるための支援内容としては、適性検査や面接体験、コミュニケーション講座、ビジネスマナー講座等があり、専門機関に委託して行っております。ハローワークでの支援は、一般的な日常生活を送っている方に対しての技能習得による支援が主であるのに対し、就労準備支援事業は一般的な日常生活を送るための支援をはじめとした就労の前段階に焦点を当てた支援を中心に行っており、その後、必要に応じてハローワークで行っている技能取得訓練を行っていただき、最終的には安定した職につくことを目指すものであります。

引きこもりの青年等への支援については、ただいま申し上げた支援のほか、昼夜逆転の生活状態になってしまっている方やコミュニケーションが十分にとれない方に対して、生活のリズムを整えて、人と交流することに慣れてもらう内容となっております。

○副議長（清水新一君） 窪田俊介君。

○1番（窪田俊介君） 就労の前段階、準備のためのそうした訓練であるということでした。私も相談を受けて、一緒に生活相談なんかやっていると、そうした本当になかなか就労するのに苦労するなというのが実際にあります。こうした取り組みに対して、できれば市内の企業で就労準備の取り組みに協力していただけないかと考えております。それはそうしたことを広げることで社会全体の働き方の認識を変える1つの契機になると考えています。市内企業の協力の現状はどうか、質問したいと思います。

○副議長（清水新一君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（山口正彦君） 市内の企業に対しては、現在、就労準備支援事業の一環としての職場見学、就労体験の場の提供への協力について、働きかけを行っており、協力いただける企業には受け入れ企業としての登録をいただいております。市内の企業の登録については、現在のところございませんが、引き続き協力を求めていきたいと考えております。

○副議長（清水新一君） 窪田俊介君。

○1番（窪田俊介君） まだ市内の登録はないということですが、ぜひ広報なんかで広げていただきたい、私はそう思います。

社会的に単身者、単身低所得者層の高齢化という問題があります。引きこもりの青年たちもその枠にあるわけですが、殊この引きこもりの課題に対して、マイサポの事業で役割を發揮できないかと考えております。支援には様々なネットワークで対応が必要であって、そうした体制づくりもマイサポに期待したいのですが、これらの取り組みについてはどうでしょうか。

○副議長（清水新一君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（山口正彦君） マイサポにおいては、生活困窮者支援という視点に立って相談を受け付けておりますので、相談者の中には引きこもりに関する相談もございます。平成27年度は引

きこもりに関する相談は10件、本年は8月末現在で7件の相談があり、対応しております。

今後についても、状況に合わせた相談支援をマイサポの事業の中で対応しながら、引きこもりの課題に取り組んでまいります。

○副議長（清水新一君） 窪田俊介君。

○1番（窪田俊介君） ぜひ取り組んでほしいと思います。

それでは次に成年後見制度についての再質問になります。項目4の方になりますが、現在、上小圏域で行っている成年後見支援センターの利用状況について、市町村ごとの相談件数はどうなっているか、お聞きしたいと思います。

○副議長（清水新一君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（山口正彦君） 平成27年度の上小圏域成年後見支援センターで受け付けた市町村ごとの相談件数については、上田市が221件、東御市が18件、長和町が16件、青木村が19件となっております。また法人後見についてもセンターで受け付けており、東御市の案件についても1件ございました。

○副議長（清水新一君） 窪田俊介君。

○1番（窪田俊介君） 上小圏域で上田に成年後見支援センターがあるんですけども、自治体ごとで上田市の221件という数字は、単に人口が多いからということだけではないと思うんですね。それは先ほどの答弁にありましたように、東御、長和、青木の相談件数がほぼ同じぐらいになっている。このそういう点から見ると、やっぱり成年後見制度の拠点が身近にあることと、それに伴う制度の住民の認知の度合いが違うのではないかなと私は考えております。

ちょっとさっきの答弁で、用語の確認をしたいんですが、法人後見ってあったんですが、私も聞いている方も、勉強したばかりで私自身もよくわからないところもありますし、聞いている方もわかるようにちょっと説明をお願いしたいと思います。

○副議長（清水新一君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（山口正彦君） 法人後見人とは、裁判所から成年後見人として選任された法人ということでございますが、これまで裁判所で法人後見人に選任された例としましては、司法書士で組織された社団法人や社会福祉協議会等がございます。親族や弁護士、司法書士が個人で成年後見人に就任した場合と同様に支援を行うことができるということでございます。

○副議長（清水新一君） 窪田俊介君。

○1番（窪田俊介君） 法人後見、上田の社協が法人後見をやっているらしいんですけども、そうしたところで法人後見人、要するに後見人、例えば障がいのあるお子さん、親が亡くなったらその後どうするのかと考えたときに、成年後見制度の中で先を、将来の保障というか、暮らしを見ていただくことになるんですが、なかなかその人が生きていた間、その後見人も生きていたかどうか分からないということで、それを法人に委託して、その中で継続してその人の後見人をやっていくという、そういうシステムなようです。

こうした制度、高齢化する社会でやはり今、介護もそうですけれども、車の両輪のように自立した生活を送るためのツールとして、この成年後見制度の役割は今後高まると私、考えております。活性化の意味からも成年後見支援のこの拠点を市内に設けてはどうかと考えますが、いかがでしょうか。

○副議長（清水新一君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（山口正彦君） 成年後見支援の拠点を市内に設けてはどうかということでございますが、上小圏域成年後見支援センターは、専門的な相談について一元的に対応するため、定住自立圏構想の取り組み項目として設置されております。今後更に高齢化社会が進行し、成年後見制度を利用される方の増加が予想されるところでございますが、市社会福祉協議会と福祉課に相談窓口を設置しておりますので、市と上小圏域成年後見支援センターの連携を強化して対応してまいりたいと考えております。

○副議長（清水新一君） 窪田俊介君。

○1番（窪田俊介君） この成年後見制度の対象となるのは、先ほども申しましたけれども、主として認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者の皆さんであります。任意後見という意味では現在、私自体も後見人をお願いすることもできる制度ではありますがけれども、その人が住み慣れた地域でその人らしく尊厳が確保される生活に欠かせない制度だと認識しております。

先ほども例に挙げましたけれども、障がいのあるお子さんのご家族であれば、親亡き後を考えるときの重要な制度であります。今は上小圏域でそうした制度、また社会福祉士がいるので、そうした対応は可能ですけれども、やはり地域にそうした拠点がある、また法人後見など受けるような、そうした受け皿があることで、いわゆる市民後見人のそういう育成というのも実際には法人後見を受けた社協とかがやっていく、そうした現実があります。ですから今後この制度の認知を含めて、今回は制度自体なかなか知られていないですし、実態どうなのかということで、また、どこに相談に行けばいいのかということで質問をして、明らかにしたということでもあります。ぜひともまず認知というところから広げていった方がいいのかなと私は思います。

生活相談についての質問は以上で終わりとしたいと思います。

教育費の負担軽減についての再質問に入ります。

先ほどちょっと余りにも前向きというか、100%、そうですね、就学援助費の給食費への算入割合について、市長が100%に近づけると答弁いただきました。ちょっとびっくりしたので、確認なんですけど、100%に近づけるということは10割ということではよろしいでしょうか。

○副議長（清水新一君） 市長。

○市長（花岡利夫君） 数学上は100%は10割だというふうに私も認識していたしております。

○副議長（清水新一君） 窪田俊介君。

○1番（窪田俊介君） そうですね、10割、100%は10割で、10割にするということではよろしいという認識をいたしました。ありがとうございます。

ただ、この100%にする、給食費への就学援助を100%にするという方針が出たと考えるんですが、実際にこの費用、予算的にはいくらぐらいかかるのか、わかりましたら答弁をお願いしたいと思います。

○副議長（清水新一君） 教育次長。

○教育次長（清水敏道君） 就学援助費におきます給食費の算入割合、ただいま10割というお答えに対しまして、経費、必要となる予算はどのくらいかかるかというご質問につきまして、実務的な話でございますので、私の方でお答えをいたします。

現状の給食費の額、それから対象人員で試算をいたしますと、小学校で約430万円、中学校で約370万円、合計いたしますと1年間に800万円の予算が新たに必要となります。

就学援助費につきましては、市長の表明もございましたが、就学援助の認定、支給事務は教育委員会の事務、実務でございますので、早速教育委員会に諮りまして、その制度改正等につきまして検討をいたしたいと思えます。

○副議長（清水新一君） 窪田俊介君。

○1番（窪田俊介君） ぜひ検討を進めて、実際に実現することで本当に子どもたちが喜ぶと思えますし、こうしたことを実現できたのはやはり市長を含め教育委員会、職員、また住民の皆さんの声があって実現できるのかなと思えますので、ぜひ実現をしていただきたいと思えます。

それでは、あともう1点、教育費の負担軽減についてなんですけれども、就学援助の支給時期の改善、これも検討が必要という答弁でありました。やはり私が前回紹介したのは、前倒しの支給ということを紹介しました。ですが最近になって改めて就学援助については新聞報道なんかでもありましたけれども、「朝日新聞」ですね、この就学援助のまとめ支給、これを学校集金、借金でしのぐ、こうした記事が出ていました。やはり東御市でも年2回、9月と3月でしたか、の支給という形になっているんですが、本当に日々の生活、やりくりしていく上でその必要な時期に就学援助がちゃんと来る、自転車操業しているような家庭の中でやはりその改善、支給の回数を増やしてあげることにはかなり有効な手段になると思うんです、支援として。ですからぜひその点についても検討をしていっていただきたい、そのことを要望しておきたいと思えます。

続きまして、ことばの教室についての質問に参ります。再質問です。

先ほど新聞報道のとおり設置に向けて進めていく、教員の配置、場所の確保、環境整備は市教育委員会が行うという話でありましたが、ちょっと先ほどの答弁の中で、LDの通級指導教室というのがあったんですが、そのことばの教室とそのLD教室ですか、その用語の説明と、違いというのをちょっとお聞きしたいと思えます。

○副議長（清水新一君） 教育長。

○教育長（牛山廣司君） ことばの教室とLD等の通級指導教室ですね、この違いについてでありますけれども、もともと言葉の教室の設置の方がLD等の通級指導教室よりも早い時期に対応できております。近年、LD等、いわゆる発達障害等の対応のためにLD等という名称をつけて通級

指導教室を設置してきているところであります。

ことばの教室は、言語に課題がある、言語障害に対応するものでありまして、構音の改善、あるいは話し言葉の流暢性、言語機能の基礎的な事項、話すことへの意欲等が学びの内容になってまいります。学習内容ということでもあります。

一方、LD等、発達障害についての対応は、大きく3つの障害がこれまで分類されておりますので、自閉症群、それからこれはASDというふうに略称、呼んでおりますけれども、それと学習障害、LDを中心とした特異的発達障害に対応すること、それからADHD、不注意、欠陥というか不注意とか多動ですね、そういうことへの対応する内容であります、一部ことばの教室と重なるところはLDの分類の中にコミュニケーション障害というのがございますけれども、重なるところはあるにしても、このことばの教室との住み分けはしっかりできているかなということ。将来的にはここはどんなふうにするかということであるかと思っておりますけれども、その方向性についてはまだ全く考えられておりません。

○副議長（清水新一君） 窪田俊介君。

○1番（窪田俊介君） LDとことばの教室、一部重なるけれども、住み分けはできるということでした。その方向性、方向というか、どうなるかはまだ未定だというお話だったんですが、やはりそもそもの6月の陳情では、ことばの外来、もともとある医療との連携、また学校の先生たちとの連携を陳情の中で求めていると思います。

そうしたことが求められていることについては、今後どうなっていくのか、その連携の相談はもう既に行っているのかどうか、お聞きしたいと思います。

○副議長（清水新一君） 教育長。

○教育長（牛山廣司君） ことばの教室、新たに設置する方向で準備をしているわけではありますが、さきに答弁申し上げたように即、では29年度設置がかなうかということについても未定でありますので、このところについては含みがあるということでもあります。

それで仮に設置できたとして、現場、医療、どういうふうに連携していくかということについては、当初ことばの外来が設置されたときに、STさん、言語聴覚士さんと話し合いをしてありますけれども、十分な現場との連携はしていきたいと、それが実に大事なところだというふうに、重点としても置いてありますので、そういう連携できる組織、現在、発達障害等に関係した組織がございまして、そういったところを活用しながら、連携していきたいなということを思っております。

昨日はことばの外来が主催とあっていいでしょうね、保護者を交えたり、言語聴覚士との交流、座談会ということで行われておりましたけれども、そこには現場の先生も来て研修をしておりました。こういったことが今後必要になってくるかなということも思っております。

○副議長（清水新一君） 窪田俊介君。

○1番（窪田俊介君） ことばの教室設置の要望にしても、教育委員会で取り組んでこられたLD等通級教室の設置、東御市民病院でやっていることばの外来、どれもやはり何よりも子どもたちの

発達を中心に考えたその取り組みであります。ですからいろいろな現場の混乱とか、また医療との連携をどうするんだという話も出てくるかと思いますが、やはり子どもたち中心に、その発達する環境を整えていっていただくことをしっかりと求めていきたいと思います。

さて、子どもの医療費について、その支援について、最初、要望して東御市としてのペナルティの削減、これをなくしていく要望をしていったらどうかという質問に対して、現段階で独自の要望を行う必要はないという、考えておりますという答弁でありました。ですが今の状況を見ますと、今年3月に発表された子どもの医療費制度在り方等に関する検討会の議論の取りまとめ段階では、取りまとめの内容では一億総活躍社会に向けて政府全体として少子化対策を推進する中で、地方自治体の取り組みを支援すべきとの意見が大勢を占めた、こうした記述が盛り込まれたわけです。ところが安倍内閣の一億総活躍プランでは、ペナルティの廃止について見直しを含め検討し、年末までに結論を出す、先ほど答弁の中にもありましたけれども、年末までに結論を出すということは同じなんですが、若干先ほどの検討会の議論の取りまとめにあったような地方自治体の取り組みを支援すべきという意見が大勢を占めたといったような表現に対して、若干この一億総活躍プランでは弱含みの表現にとどまっています。その背景には、財界や財務省による社会保障削減の姿勢が根本的にあります。政策の見直しによって、負担能力のある世帯などを含め、一律に幅広く無料にするような形が広がるのは望ましくない、必要のない受診まで誘発すると、こうした意見を述べているわけです。

ですがこれはもう先ほどの、冒頭の質問でも言いましたけれども、繰り返されてきたき弁がまだ振り回されている、この改善の道をふさごうとしている、そういうことも今、逆流する流れも起こり始めています。ですから改めてこのペナルティ、削減ペナルティの廃止、これを求める声は私は上げていくことが重要であると考えております。

全体として今日は生活相談、また子どもの支援、そうした内容です。成年後見制度に至っては高齢者の課題もありますけれども、市民の生活、そうしたところを本当にこの地域でどうやって生まれて亡くなるまでの本当に自分らしく生きていけるか、その支えとなる制度に係るものを取り上げたつもりであります。一つ一つ、なかなか実現ができなかったものも実現しそうなものもあります。ぜひこの議論の中で出てきた前向きな答弁、また、まだ課題があつて検討すると答弁された内容も、市民の暮らし、充実させるために実現していくことを求めて、私の質問を終わりといたします。

○副議長（清水新一君） 受付番号24 公共施設等の総合管理計画について、受付番号25 遊休農地の解消について。横山好範君。

横山好範君。

○3番（横山好範君） 東翔の会の横山好範でございます。早速ですが、通告に従いまして2点、質問をさせていただきます。

第1点目ですが、公共施設等の総合管理計画についてであります。

東御市は、発足12年を経まして、市庁舎の整備とか保育園の統合・改築等、施設の整備が進めら

れてきたところであります。これからは各小学校をはじめ橋梁など、建築後長年を経過し、老朽化している多くの施設の補修整備が必要となってくるわけであり、そのためには多額の費用も必要となります。それぞれの施設等の状況を踏まえた整備計画を作成し、市民の理解と協力を得て、計画的な整備を進めていくことが求められているところでございます。

国においては、平成25年にインフラ長寿命化基本計画を策定し、地方公共団体に対し、この基本計画を参考に公共施設等総合管理計画を策定するよう指針が示されています。

市では、平成28年度中に策定をしております。このことについては、定例会においても過去何回か取り上げられてきましたし、昨日も学校施設の改修計画について議論があったところでございます。今後の市政の最重要課題の1つであると思っております。

また、先日は全協でも概要の説明がありましたが、改めて取り組みの現状について、お聞きをします。

- 1 点目ですが、本計画策定の目的は何でしょうか。
- 2 点目、計画の策定の手法及び進捗状況はどうなっているでしょうか。
- 3 点目ですが、計画の対象となる市の公共施設はどんなものが、どのくらいあるでしょうか。
- 4 点目、計画の基本的な方針はどのように考えているか。
- 5 点目、今後スケジュールはどうかであります。

次に、遊休農地の解消についてお伺いをします。

農業の現状は、農家戸数の減少、あるいは従事者の高齢化、耕作放棄地の増加など、厳しい状況にあるわけであり、地域農業縮小の結果としてあらわれる耕作放棄地は、農業生産を減少させるだけでなく、農村環境の悪化を招き、農村の活力、集落機能を低下させることにもつながってまいります。

このことは優良農地を維持していくことは、農村地帯においては大変重要なことであり、農業者の都合で遊休化していく農地をいち早く把握し、荒廃する前に次の耕作者にあっせんをしていく取り組みが大切であります。そこでお聞きをいたします。

- 1 点目、東御市の農家数、従事者の年齢構成、耕作放棄地の推移と現状はどうでしょうか。
- 2 点目、遊休化していく農地は1年にどのくらいあると見込まれるでしょうか。
- 3 点目ですが、遊休化農地の解消のため、どのような取り組みが行われ、どんな成果が今まであるでしょうか。

以上、1回目の質問といたします。

○副議長（清水新一君） 総務部長。

○総務部長（掛川卓男君） 受付番号24、横山好範議員の公共施設等の総合管理計画についての質問につきまして、市長にかわりお答えをいたします。

東御市において、今年度中の策定に向けて取り組んでおります公共施設等総合管理計画は、国が策定したインフラ長寿命化基本計画の行動計画としての位置づけでありまして、施設ごとに策定す

る個別計画の指針となるものであります。

1点目の本計画策定の目的は何かについてですが、本市においても公共施設等の老朽化が進み、改修や建替えが必要な時期を多くの公共施設等が迎えようとしております。また財政面においては、全国的な傾向と同様に、税収の伸び悩みと歳出の増加に伴い、将来的にすべての公共施設等をこのまま維持していくことは困難なことが想定されます。

このような背景を本計画は本市における公共施設等の実態を把握するとともに、公共施設等を取り巻く現状や将来にわたる課題等を客観的に整理し、長期的な視点を持って公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進することを目的として策定するものであります。

次に、2点目の策定の手法及び進捗状況はどうかのご質問についてですが、計画の策定に当たってはコンサルタント業者の支援をいただきながら、保有施設等の洗い出しや施設類型の整理から始まり、現状把握に係るデータの作成及び収集まで職員が中心となって行ってまいりました。特に施設における利用状況や財務情報の収集には、労力を費やしておりますが、庁内の横断的な取り組みにより今年度中の策定に向けて、スケジュールどおり進んでおります。

3点目の計画の対象となる市公共施設はどんなものが、どのくらいあるかのご質問についてですが、今後精査の結果により数値等が変動することもございますが、現時点の現状把握で申し上げます。本市の公共施設保有数は全体で129施設ありまして、その延べ床面積は合計で16万1,451平米となっております。主な内訳でございますが、延べ床面積の多い順に申し上げますと、小・中学校等の学校教育施設が9施設5万1,017平米で、全体の31.6%を占め、次いで体育館、温泉施設等のスポーツ・レクリエーション施設が26施設2万8,961平米で、全体の17.9%、市営住宅等の公営住宅が26施設で2万1,082平米で、全体の13.1%となっております。

なおインフラ資産につきましては、道路の総延長が663キロメートル、橋梁の総面積が1万5,541平米、上水道の管路延長は354キロメートルとなっております。

4点目の計画の基本的な方針をどのように考えているかのご質問についてですが、現時点ではすべての施設等について、現状把握及び将来見通しができておりませんので、今後庁内での調整を図った上で、市民の皆さん、議会の意見をお聞きしながら、計画策定時にはまちづくりの視点、施設の総量の適正化、施設の長寿命化、必要な機能の確保等の観点から、最終的な方針をお示ししてまいりたいと考えております。

5点目の今後のスケジュールはどうかのご質問でございますが、現在、各施設所管課から聴取したヒアリングシートをもとに、保有施設等のデータ収集と整理の最終作業を行っております。また現状や課題に対する基本認識の整理と、施設の管理に関する基本的な考え方の検討も並行して行っておりますので、まとまった時点で一旦精査を行い、9月末には基本方針の骨子を作成し、10月に市民アンケートを実施するとともに、ホームページ及び市報でも公表する予定でございます。

その後、アンケート結果を分析するとともに、既存の個別計画等との精査、調整の上、施設類型ごとの管理に関する基本的な方針の作成を行いまして、年明けの1月中にはパブリックコメントを

行う予定であります。そして3月中には、計画書概要版を取りまとめて、議会へご報告を申し上げるとともに、ホームページ、市報等で公表していく予定でございます。

○副議長（清水新一君） 産業経済部長。

○産業経済部長（北沢 達君） 受付番号25、横山好範議員の遊休農地の解消についてのご質問につきまして、市長にかわりお答えいたします。

まず1点目の東御市の農家数、従事者の年齢構成、耕作放棄農地の推移と現状はどうかについてですが、国では5年に一度農林業センサス調査を実施しております。この調査結果によると、平成27年の市の農家数は1,270戸であり、22年の調査時より207戸減少しています。27年の販売農家の従事者の年齢構成については、60歳以上の農業就業人口が全体の79.4%と最も高く、次いで30歳から59歳までが15.2%、29歳以下が5.4%であり、22年の調査時と比較して60歳以上の農業就業人口が3.1%減少した一方で、30歳から59歳まではほぼ横ばいであり、29歳以下では3.5%増加している状況にあります。また27年の耕作放棄地面積は442ヘクタールであり、22年と比べ7ヘクタールの耕作放棄地が減少しています。

2点目の遊休化していく農地は1年にどのくらい見込まれるかについてですが、農業委員会では毎年農地利用状況調査を実施しており、休耕地や不作付地といった遊休農地は平成25年度が128ヘクタール、そのうち19ヘクタールが新たに確認されたものであり、26年度は117ヘクタールのうち16ヘクタール、また27年度は107ヘクタールのうち13ヘクタールが新たに確認されていることから、遊休農地は年々減少傾向にあるものと捉えています。

3点目の遊休化解消のため、どのような取り組みが行われ、どんな成果があるかについてですが、まず農地の遊休化の解消策については、国の耕作放棄地再生利用緊急対策交付金に加えて、市の単独事業である荒廃農地復旧事業及び小規模土地改良事業の補助金を組み合わせて、ワイン用ブドウやクルミ、その他永年作物等を作付けていただくことで、荒廃農地の復旧にかかる費用を大幅に軽減する取り組みを行っているところであり、今後もこれらの対策を継続し、農地の有効利用を図ってまいりたいと考えております。

次に、農地の遊休化の防止策については、平成27年度中に中山間地域農業直接支払交付金により26集落、約495ヘクタール、多面的機能支払金により21団体、998ヘクタールに対する地域の皆様による農地の保全への取り組みについて、市で支援しているところでございます。

また、農地中間管理事業、農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定等を活用した担い手への農地利用集積の推進の一環として、関係機関が連携して実施している個々の農地所有者向けの農地相談会において、27年度には230筆、約25ヘクタールの貸付申し込みに対し、213筆、約24ヘクタールの農地の貸し付けを取りまとめることができました。このほかにも人農地プランの推進の一環として、近年農業従事者の高齢化や担い手不足、施設の老朽化等が特に懸念される市内のブドウ栽培地域において、農地の遊休化を防ぐための地域での話し合いに向けた取り組みも始めたところでございます。

これまでもこれらの取り組みにより、農地の遊休化に一定の歯止めをかけてきたところでございますが、農業従事者の高齢化、担い手不足等はますます懸念されることから、今後とも地域の皆様や農業関係機関ともさらなる連携を図りながら、これらの施策を推進してまいりたいと考えております。

○副議長（清水新一君） 横山好範君。

○3番（横山好範君） それでは、これから再質問でございますが、一問一答ということでお願いをしたいと思います。

まず公共施設等の関係でございますが、老朽化が進んだ公共施設等の実態、かなりを把握をしていると、こういうことであります。基本的な状況を捉えておくことは、将来に備えて財政上の試算をする上からも大変重要なことであるわけでありまして。

非常に多くの施設があるわけでございますが、現状の把握の整理は職員が中心になって行っているということであります。課題を整理していく、それぞれの施設のこれからの課題を整理していく上での視点とか、要素というようなものをどのように考えているのでしょうか、お伺いをいたします。

○副議長（清水新一君） 総務部長。

○総務部長（掛川卓男君） 再質問でございますが、現状把握の整理等について、その際に課題を整理する上での視点、要素について、どのように考えているかというご質問でございますが、この計画策定に当たりましては庁内におきまして横断的なワーキンググループを中心に、施設ごとの施設状況調査票を作成しまして、施設等の老朽化の現状や利用状況、維持管理に要した費用等の洗い出しを行ってまいりました。

現在、これらの集計及び整理の作業に取り組んでおりまして、その後に課題を洗い出していくこととなりますが、その過程において以下3点ほど視点を持って考えていきたいというふうに考えておりますが、まず1点目としますと、人口構造等の今後の見通しや需要変化への対応という点、2点目として財政状況への対応としまして、施設の維持管理・運営にかかる費用の全体的な抑制と財源の確保という点、3点目として将来を見据えた適正な公共施設等の規模や配置についてといったことを視点として考えていきたいと考えております。

○副議長（清水新一君） 横山好範君。

○3番（横山好範君） また内容については、随時お伺いしてまいりますが、各計画対象となる施設の何ていいますか、総計といいますか、数量があったんですが、インフラの中で下水道とか農道とか林道というようなものもあるかと思うんですが、その辺の数値というものはおわかりでしたらお聞きをしたいと思います。

○副議長（清水新一君） 総務部長。

○総務部長（掛川卓男君） インフラについての先ほど申し上げた以外の数値についてのご質問でございます。現時点で把握している状況ということでございますが、下水道に関しましては管路延

長が302キロメートル、附帯施設として17施設で、これについては面積で4,483平米ございます。また農道につきましては、延長で10キロメートルで、面積6万936平米、林道につきましては14キロメートルで面積5万2,733平米という状況でございます。

○副議長（清水新一君） 横山好範君。

○3番（横山好範君） 計画策定の基本的な方針については、先ほどまちづくりの視点、総量の適正化、機能の確保というような視点から考えていくという答弁がありました。

先ほど施設ごとの課題洗い出しの視点としても取り上げられていました人口減少による需要の動向については、非常に重要な視点でもあるかと思えます。また当初申し上げました市政の発足以来12年を経過いたしまして、市内にある施設の重複施設というような部分もあるかと思えますが、その統廃合なども含めて、市内施設の適正配置を検討していくことも避けて通れない部分だと思いますが、その点はいかがお考えでしょうか。

○副議長（清水新一君） 総務部長。

○総務部長（掛川卓男君） 施設の適正配置等についてどう考えるかというご質問でございますが、この計画の方針につきましては市民生活に必要なサービス水準を維持することを第一に考えまして、今後も必要となる公共施設につきましては予防・保全型の維持管理により、施設の長寿命化と機能の維持を推進し、既存施設の長期利用を目指したいと考えておるところであります。

その中で、将来の人口動向、施設の利用状況及び財政状況等を踏まえまして、施設の総量の適正化を図るために施設の統合、複合化、廃止等も選択肢に含め、検討してまいりたいと考えております。

○副議長（清水新一君） 横山好範君。

○3番（横山好範君） ただいまありましたような適正配置というものも十分基本的な考え方の中で考慮していく必要があるのかなど、こんなふうに思っているわけでありまして。今、答弁がありましたように、各施設については基本的にはできる限り長寿命化を図り、大切に使うと、こういった基本的な認識が必要であるかと思えますし、また民間に任せられる施設等については、できるだけ民間の力を活用するということが必要だろうと思えますが、その点についても計画を策定するに当たってどのようにお考えでしょうか。

○副議長（清水新一君） 総務部長。

○総務部長（掛川卓男君） 繰り返しになりますが、市としてはまず第一に市民生活に必要なサービス水準を維持しつつ、必要な公共施設の長寿命化と機能の維持を図って、既存施設の長期利用を目指していきたいということでございます。

また、市民サービス水準の維持・向上を前提といたしまして、民間活用も視野に入れた運営方法等、効率的な施設の管理・運営も検討してまいりたいと考えております。

○副議長（清水新一君） 横山好範君。

○3番（横山好範君） まず総合的な計画でありますので、総体的な部分になるかと思えますが、

それで次に住民アンケートを実施していくという、こういうお話がございましたが、前定例会の質疑の中でもアンケートを実施するというので、その内容については施設類型ごとの利用の有無や利用頻度なり、あるいは年齢構成の確認なり、施設等の在り方を見直すというようなことについての考え方、また将来的に維持すべき施設はどういうものがあるかというようなことも含めて、アンケートをとっていくという、こういうお話がございました。

住民の利用実態が性格に把握できるよう、調査項目、内容を十分検討して、実施をしていってほしいと思います。そこでアンケートの規模とか対象というものほどの程度を考えていらっしゃるのか、お聞きをいたします。

○副議長（清水新一君） 総務部長。

○総務部長（掛川卓男君） アンケートの規模や対象についてのご質問でございます。アンケートにつきましては、お住まいの地区や年齢等による隔たりが生じないように、また住民全体の公共施設等に対する利用状況や在り方に対する考え方の傾向を把握できる手段として、市民の皆さんの中から無作為抽出によりまして、18歳以上の3,000名を対象としたものを考えております。

○副議長（清水新一君） 横山好範君。

○3番（横山好範君） できるだけ総合的な情報といいますか、市民の意見が集約できるようなアンケートの内容で実施をしていただきたいと、こういうふうに思います。

最後ですが、市民と情報を共有し、市民の理解を得て計画策定を進めていくと、こういうことが大変重要な部分であるかと思いますが、作業途中であっても施設の現状等、整理できた段階など、随時公表できる部分については公表しながら、幅広く意見をいただきながら進めていくと、こういう考え方が大切だと思いますが、この点についてはいかがお考えでしょうか。

○副議長（清水新一君） 総務部長。

○総務部長（掛川卓男君） 議員がおっしゃるとおり、施設利用者である市民と行政が施設に関する情報を共有し、計画策定に際しましては市民との共通認識や理解が重要であると考えております。したがって施設の現状分析と将来推計等が整理できた時点で、それらの情報をホームページ及び市報により公表し、あわせて市民アンケートの実施を行う予定でございます。

○副議長（清水新一君） 横山好範君。

○3番（横山好範君） 今まで膨大な年月をかけ、経費をかけて整備をされてきた公共施設等に係る総合的な管理計画であります。また施設の中には既に役割を終えたものとか、あるいは新たに必要となる施設など、検討内容も多岐にわたるものであるというふうに考えます。ただいまお話がありましたように、市民と情報の共有を図りながら、市各局横断的に市職員全員の英知を結集した取り組みによりまして、将来の確かな指針となるよう計画策定に向け努力されることをお願いをいたしまして、この質問を終わります。

遊休農地に係る再質問でございますが、遊休化する農地は従事者が高齢化し、労働不足によりリタイアすることにより発生することが多いわけですが、ただいま農業就業人口の状況が示さ

れましたが、それとともに農業に従事する者として、就業人口の中の基幹的農業従事者という何ていいますか、区分があるかと思うんですが、この人は農業経営の責任者というような考え方に立ってもいいかと思うんですが、この人の意向というものが非常に農業経営を継続するか否か、非常に大きくかかわってくるわけであるかと思えます。この動向についても把握をしておく必要があると思えますが、そのところはどうか、お伺いをいたします。

○副議長（清水新一君） 産業経済部長。

○産業経済部長（北沢 達君） ただいまの議員のご指摘のとおり、遊休化する農地の発生を防止するためには、販売農家の就農人口のうち、基幹的農業従事者、いわゆる主に農業に従事している方の年齢構成もあわせて把握しておくことは必要でございます。「農林業センサス」では、平成27年の基幹的農業従事者の年齢構成は60歳以上が全体の85.4%、30歳から59歳までが13.9%、29歳以下では0.7%であり、22年の調査と比較して60歳以上では1.8%増加した一方で、30歳から59歳では1.9%減少し、29歳まではほぼ横ばいであります。

このような状況から、基幹的農業従事者においては高齢化が進んでおり、今後の遊休農地化の増加に結びついていくことが懸念されているところでありますので、引き続き地域の皆様や農業関係機関とともに連携を図りつつ、さらなる担い手農家の育成及び農地の利用集積を進めながら、農地の遊休化の防止に取り組んでまいりたいと考えております。

○副議長（清水新一君） 横山好範君。

○3番（横山好範君） 次に、耕作放棄地についてでございますが、先ほど年々耕作放棄地は減少していますよというような数字が示されたわけでございますが、耕地面積そのものが総量として減少しているという状況があるわけございまして、そういう中における耕作放棄地というものの比率ということ考えた場合には、ちょっと増加してきている状況があるのではないかなど、そんな感じがするわけでございますが、その辺のところはどう推移をしているのでしょうか。

○副議長（清水新一君） 産業経済部長。

○産業経済部長（北沢 達君） 27年度の耕作放棄地の率につきましては、耕作面積2,390ヘクタール、耕作放棄地面積442ヘクタールでございますので、全体面積における耕作放棄地率は15.6%となります。22年は耕作面積2,440ヘクタール、耕作放棄地面積449ヘクタールでございますので、耕作放棄地率は15.5%となることから、耕作放棄地率はわずかに上昇している傾向にございます。

○副議長（清水新一君） 横山好範君。

○3番（横山好範君） ただいまご紹介いただきましたけれども、先ほどの農業経営を主体的に担う基幹的農業従事者は27年度ですか、79.4%のものが80.4%、違いました、農業従事者の60歳以上の年齢ですね、年齢構成60%以上の人が農業従事者全体では79.4%ですが、基幹的農業従事者の60歳以上は80.4%というようなことで、非常にそういった意味では経営者、責任を持つ経営者の高齢化が進行してきている。農業をもう、やめていく方向というふうにご考え、だんだん縮小する形に

なってくるということが心配をされるわけであります。

また、農地の改廃もありまして、耕地面積は減少しているという中で、耕作されない圃場の比率が15.6%、これは少しずつ増加をしていく傾向にある、こういうふうな統計の状況であります。

こういう中でありますが、一方で新たに参入をする人とか、あるいは経営規模を拡大する農家も当然いるわけであります。こうした皆さんが農地を必要とする、そういう意思につきまして、農家へ農地をあっせんをしていく、そういう積極的な取り組みというものが大変大切であるわけであります。

そこで農地利用状況調査というのを毎年やっているということでございますが、具体的にどのように実施をされているのでしょうか、お聞きをいたします。

○副議長（清水新一君） 産業経済部長。

○産業経済部長（北沢 達君） 農地利用状況調査についてでございますが、農業委員会が市内のすべての農地を対象に、毎年1回利用状況の確認を実施しており、その具体的な方法は農業委員の皆さんが担当する区域の農地を1筆ごと現地確認の上、農地の再生が可能な荒廃農地、いわゆる遊休農地と再生利用が困難と見込まれる荒廃農地とに地図上で分類し、この地図を事務局において整理した上で、面積等を取りまとめているところでございます。

○副議長（清水新一君） 横山好範君。

○3番（横山好範君） 各1戸1戸を回りながら、農家の耕地の状況を見ながら、その状況を確認してきているということで、大変な作業であるのではないかなと、こんなふうに思います。1人当たり担当する地域の規模とか、そういったものもあるのではないかなと思いますし、また利用状況を確認する際に、農地を持っている農家の意向というようなものを、これからの意向というようなものも聞き取りを行っているかどうかというようなこともちょっとお聞きをしたいと思います。

また、調査結果を踏まえて、農地の利用あっせんは具体的にどのようにされているのか、あるいは調整がつかない農地については、どんな対応をされているのか、最後にお聞きをしたいと思えます。

○副議長（清水新一君） 産業経済部長。

○産業経済部長（北沢 達君） まず、それぞれの農業委員が担当する区域についてでございますが、原則区を単位としておおむね同規模になるよう配分していますが、どうしても委員一人ひとりが担当する農地面積には違いが生じております。区及び担当ごとの農地面積の集計資料はございませんが、平成27年度における農業委員会が把握している市全体の農地面積3,226ヘクタールを単純に農業委員21人で割りますと、1人当たり担当している面積は平均150ヘクタールほどになります。

次に、農家からの聞き取りに関してですが、農地利用状況調査実施要領では、目視で確認することとされていることから、特に農家から聞き取りするようなことは行っておりません。

次に、農地利用状況調査結果による遊休農地の利用あっせんについてでございますが、調査の結果、遊休農地とされたものについては、土地所有者等に対して今後の農地利用に関しての意向アン

ケート調査を行っています。この意向調査における回答の中で、農地中間管理機構が行う農地中間管理事業やJAの行う貸付事業による貸し付けを希望された方については、農地中間管理機構及びJAに対して情報を提供するとともに、農業農村支援センターとともに連携しながら農地の借り入れを希望する担い手農家や新規就農者等へも紹介しているところでございます。その中で、農地のあっせんがつかない農地の現状につきましては、荒廃化が著しく復旧が容易でないものや、小区画、不整形や進入道路が狭いなどの耕作条件が不利な場所がほとんどでございます。農地に限らず、土地の貸し借りはあくまで貸し手と借り手の双方合意に基づくものでありますので、地主においても借りていただくための条件整備が必要なことをご説明しながら、農地の保全、復旧方法や農道等の修繕、整備に関してのご相談をいただながら、課題の解決をご案内しているところでございます。

○副議長（清水新一君） 横山好範君。

○3番（横山好範君） 遊休農地の利用あっせんは、非常に農家の財産を取り扱うという意味では非常に難しい問題もあるかと思えます。農業委員会が主体となってやっている、あるいは支援センターと協力をしながらあっせんをしていくわけでございますが、ぜひまた農業委員会の何か仕組みも若干変わるということもございますが、一番の、農地の利用あっせんというのは最大の業務であるかと思えますので、その辺を十分考慮しながら、遊休農地の増加についてはぜひ最大の努力を払っていただいて、利用あっせんをしていっていただきたいと、こんなふうをお願いをいたしまして、質問を終わります。

○副議長（清水新一君） 昼食のため、午後1時まで休憩といたします。

休憩 午後 0時02分

---

再開 午後 1時00分

○副議長（清水新一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。一般質問を続けます。

受付番号26 安全で安心して暮らすために。三縄雅枝さん。

三縄雅枝さん。

○14番（三縄雅枝さん） 公明党、三縄雅枝でございます。今議会、そして今期議会最後の質問者でございます。私にとりましても、議員最後の質問となりますので、しっかりと臨みたいと思えます。

このところ少し落ちついてはおりますけれども、少し前まで短い時間に台風が幾つも発生し、東北、北海道等に上陸し、各地に大きな被害をもたらしました。亡くなられた方々、被害に遭われた方々に心よりお悔やみを申しますとともに、お見舞いを申し上げたいと思えます。一日も早い日常が戻りますことを心よりお祈りをいたします。

また、最近では、人の命を軽々に奪うという少年等の事件が相次いでおり、自然界でも人の世界でも何でこんなことがということが起こり、大変心痛む思いでございます。本当の意味での豊かな社会の実現、皆で力を合わせてつくらなければというふうにお思っております。

それでは通告に従って質問をいたします。今回、最後の質問のテーマは、貧困対策についてでございます。最後になぜこの問題にしたかということでもあります。

私が議員に立たせていただくときに、「1人を大切に、母と子の笑顔が輝く、そんな社会に」ということを掲げさせていただきました。その背景には、私自身、小さいときから一人親家庭で育ちました。母は朝から晩まで働いていましたが、家にかばんを置き、母が帰るまで近所の家にといたという記憶があります。どちらかというと貧しい家庭だったと思います。そんな状況を思うとき、いつのときも母と子が笑顔でいられる、そんな社会を目指したいというふうに思いました。最後の質問は原点に戻り、母と子の笑顔を輝かせるために、貧困対策といたしました。

この問題は、現代社会の大きな課題であると思っております。このことについては過去何回か、角度を変えて質問をさせていただいております。最近では、本年度第1回定例会に質問をしております。残念ながら時を経るごとにこの問題が深刻をしている現状にあります。この貧困問題については、その都度申し上げておりますので、細かくは申しませんが、このことの最大の問題は、親の経済状況によってあらゆる場面で子どもに大きな影響を与えるということでございます。特に教育に与える影響は大きく、教育格差が固定化することで、貧困の連鎖が生ずることになります。国においても連鎖を断ち切る施策を講じておりますが、市としても具体的に目標を立て、解決に向け行動すべきというふうに考えますが、市としてこのことについてのお考えをお聞きして、1回目の質問といたします。

○副議長（清水新一君） 市長。

○市長（花岡利夫君） 受付番号26、三縄雅枝議員の安全で安心して暮らすためにのご質問につきまして、私の方からお答えさせていただきます。

子どもの貧困対策を喫緊の課題として対策を講ずべきと考えるが、市としての考えはというご質問でございます。

議員のご指摘のとおり、平成24年度国民生活基礎調査では、国の子どもの相対的貧困率は16.3%と、過去最悪の調査結果でありました。国の定義とは異なりますが、就学援助費の認定割合も子ども貧困を考える上では有効な指標であります。

市における平成27年度の就学援助費を受けている小学校児童の認定者割合は9.3%、中学校生徒は13.2%を示していることから、暫定的な数字でございますが、市における子どもの相対的貧困率はおおよそ10%程度と推定しております。

これまでも市の子どもの貧困対策としては、就学援助費の支給、一人親家庭や生活困窮家庭に対する支援などに取り組んできておりますが、今後も就学援助費の充実や母子父子家庭支援など、さらなる推進を図るとともに、県との共同による貧困対策に取り組み、国の支援事業を研究・精査し、市に合う施策について検討してまいりたいと考えております。

なお県においては、平成28年3月に長野県子ども貧困対策推進計画を策定し、この計画に基づき6月に子ども・子育て応援県民会議を立ち上げ、未来を担う子どもたちが夢と希望を持って自立し

ていく運動が展開されております。

子どもの貧困問題は、市においても喫緊の課題であり、今後も効果的な支援を行うため、国、県の動向を注視するとともに、庁内連携を図り、子どもたちが貧困という負のスパイラルに陥らず、何ごとにおいても笑顔でチャレンジしながら成長できるような施策を推進していかなければならないと考えております。

私は戦後日本の民主主義は、自由主義、平和主義とともに発展してきたと思っております。アメリカに追いつき追い越す努力の中で、幸せを感じることができる時代でありました。日本は本人が望み努力すれば大学にも行け、希望する職にもつける、そういった社会に向かっていると思ってきました。しかしながら子どもの貧困は生まれながらに格差を固定化する自由主義の形骸化であり、格差社会の階層的固定化と言わざるを得ません。出発点において平等にスタートラインにつくことができる社会が実現されなければなりません。戦後71年を経て、子どもの貧困は日本の政治が解決すべき重大な課題であると考えております。

○副議長（清水新一君） 三縄雅枝さん。

○14番（三縄雅枝さん） 市長から答弁をいただきました。東御市の貧困率、暫定的ではということでもありますけれども、示していただきました。また貧困問題は市として喫緊の課題であり、政治が解決すべき問題、重大な問題であるとの認識をしていただき、施策を推進するという答弁をいただきました。本当に心強く思います。

当初の予定ですと、もう本当に最後の最後なので市長に答弁をいただいて、よろしくお願ひしますというふうにと終わろうというふうに分の中では予定をしておりましたけれども、原稿を書き進めていくうちに、熱くなりまして、スイッチが入りまして、これだけでとめておくのはままならぬと、質問を続けさせていただきます。よろしくお願ひします。

8月27日、内閣府が国民生活に関する世論調査の結果を発表いたしました。現在の生活に満足、まあ満足との回答が71.1%に上り、住生活は81.4%、食生活88.0%と満足度の高い水準でありました。また現在の所得・収入に満足しているとの回答は48.1%で、2年連続で改善したというふうにありました。見方によれば日本は豊かな社会と言えるかもしれませんが、見方を変えればその陰で15%から30%、3分の1から4分の1の人たちは満足しておらず、その中に貧困にあえいでいる人たちがいるのも現実でございます。

この現実の一端を知ろうと図書館から新刊本として紹介された「貧困 子どものSOS」、この新しい本ですけれども、これを読みました。やはり貧困家庭の多くを占めるのは母子家庭でした。この本は、第三者が客観的に見てということではなく、読売新聞社から発刊されておりますので、記者たちが、記者の皆さんが直接子ども本人から声を聞くことを主眼にしております。食事がとれない子ども、DV、親から見放された社会で孤立する子ども、貧困が子どもたちの将来に影を落とし続ける現実等々、それは想像をはかるかに超え、衝撃的なものでありました。

印象的だったのは、普通が欲しいという子ども、その普通とは家に温かいご飯が用意され、帰る

と家族に「ただいま」と言える環境だそうでございます。どの例をとっても胸が詰まる思いのするものばかりでございました。これらの解決のためには、前に進みたい、抜け出したいという本人の強い意志も必要だが、助けてくれる大人がいなければ、周囲の支えがなければ、そこから抜け出すことは難しい。支える大人がいれば子どもは可能性を引き出すことができるとありました。

また、相談相手がいないということの声も多くありました。相談相手のことについては、長野県の調査の中でも高い数字でありました。様々な状況がある中で、この貧困問題を解決するための第一歩として、市としては実態はどうかということ把握すべきだというふうに思っております。

県は既に実態といいますか、アンケート調査の結果を公表し、基本目標、あるべき姿を示しております。表面に出ている数字ではなく、この家庭はどうなんだ、この子は大丈夫かというように適切な支援ニーズにつながる調査でなくては意味がないというふうに思っております。調査に当たっては、サーチライトで照らし出すような丁寧な方法で行っていただきたいというふうに思っていますが、このことについての市の考えをお聞きいたします。

○副議長（清水新一君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（山口正彦君） 三縄雅枝議員の再質問にお答えいたします。市として実態調査、支援の必要な人に支援が行き届くような調査を行うべきではないかというご質問でございます。

アンケート調査という手法とは異なりますが、現在、市では様々な部署で子どもに対する相談を受け付けており、個々のケースにおいて職員や関係機関の担当者も含めて、ケース会議や支援会議を開催し、かかわりを持っております。

これらの会議の中で、子どもの貧困の視点に立って、個々のケースに向かい合い、深く掘り下げた協議を行うことにより、本当に困っている家庭の状況がわかるような分析をしていきたいと考えております。行政としてできることは限られるわけですが、支援の必要な人に支援が行き届く効果の高い施策を導き出すために、福祉課はもとより教育委員会や子育て支援課など、関係する課でさらなる横の連携を図り、検討してまいります。

○副議長（清水新一君） 三縄雅枝さん。

○14番（三縄雅枝さん） 答弁をいただきました。大変に意を酌んでいただいた答弁だなとうれしく思っております。また、ぜひ答弁をしていただいたような調査をしていただきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

いつも議論になることですがけれども、答弁にありましたけれども行政としてできることは限られているんだ、いつもいつもその言葉をお聞きするんですね。全くそのとおりだというふうに思っております。今回のようなデリケートな問題、貧困問題、これに限らず、福祉的な支援、そのための調査というのはどれも本当にデリケートな問題だということは承知をしておりますが、行政ができることは限られているとか、個人情報だとか、また、いろいろ、行っても何しに来たんだと言われるとか、いろんなことのお話を聞くわけですがけれども、その個々の本当の状況を誰が把握するので

すか。地域でそれができますか。行政がするしかないじゃないですかということがいつも議論になっております。本当の意味で支援をするための調査、それはやはり勇気を持って担当の皆さんがやっていただくしか、その実態の解明はできない、そして何が必要なのかという支援についても、それは行政の皆さんがやっていただかなければできないというふうにいつも思っております。

市長の言われるブレイクスルー、一人の百歩より百人の一步、このことが大変に大事になるというふうに思っております。それぞれ目の前の状況を解決するために、担当者の無理かなという内なる壁、また、その状況を変えなければいけない状況のそこにある壁、それをできない、無理だということにするのではなくて、何とかしよう、何とかならないか、そういうふうに一歩踏み込んで考えていただく、そのことがブレイクスルーなのではないかなというふうに思っていますし、そしてその壁を除くためには一人でいくら百の力を出してもできなければ、それは百人の知恵を使ってみんなで力を出して押すことによって、壁は動き、状況は変わるというふうにはいつも思っています。それが一人の百歩より百人の一步ではないかというふうに思っているところであります。市長もそんな思いでいつもおっしゃっているのかな、違いますかね。

この貧困問題も答弁にありますように、きめ細かな調査、分析をしていただき、横の連携を図りながら、一人ひとりの笑顔に向けてご尽力をお願いすることを強くお願いをいたしております。

質問は以上とさせていただきますが、私、本当に最後でございますので、一言、二言、三言かもしれませぬけれども、ちょっと申し上げたいと思います。

16年前の3月、初めて質問に立ったときのこと、今、思い出そうとしても何も思い出せずにおります。緊張し、頭の中は真っ白で、必死で質問したのではないかなというふうに想像をしております。今、この場に立って、16年間すべての定例会の一般質問に立たせていただきましたというふうに言いたいところですが、長い人生、アクシデントもあり、議会は1度も休んだことはありませんけれども、1度だけ質問に立つことができませんでした。少し残念な気がしております。

毎回の質問は常に、1人を大切にとの思いから、市民の誰かのお役に立つことを年頭に、タイムリーであること、このことにも気を配り質問をしまいいりました。そうした中で、幾つか制度となったもの、拡充をしていただいたもの、状況を変えていただいたもの、また目的に向けて努力をいただいたものなど、多くあるというふうに思っております。これもひとえに担当課の皆様は何のために質問をするのかという思いを酌んでいただいた結果であるというふうに思っています。心から感謝を申し上げたいと思います。

一般質問の前になりますと、担当課へ行っては理想論、机上論と思われることを言ったり、厳しいことを言ったり、その中でヒントをいただいたり、アドバイスをいただいたり、いつのときも忍耐強くかかわっていただきました。本当にありがとうございました。

この16年間、大きな質問項目だけでも170項目以上になりました。再質問、再々質問の項目を入れますと数え切れません。どれほど市民の皆様にお役に立てたかわかりませんが、よく頑張ったと金と同じと書く銅メダルを上げてもいいかなと思っております。

そんな中で、幾つか深く記憶に残っていることがあります。1つは議員になって2回目の質問で、学校等の屋外運動場の芝生化を提案いたしました。答弁は芝生の中にガラスの破片があって、けがをしたらどうするというような趣旨で、一刀両断のごとく却下をされました。16年たった今、各保育園の園庭が芝生化され、子どもたちが元気に走り回っている姿、大変うれしく思っております。また平成15年、健康増進法が施行された際、受動喫煙を防止するために喫煙場所を設置するための質問をさせていただきました。この質問の後に、ある方から、あの質問をきっかけにたばこをやめることができたとお話をいただき、これもうれしい思いをいたしました。一人のためにとの思いでやり続けることは、必ずやどこかで役に立つことができるというふうにも思っております。

本当にこれも最後の最後、老婆心ながら申し上げさせていただきます。議員の皆様には、誰かのことを思って、たとえ1項目でもこの場に立って質問、提案をしていただければ、支持者の方は姿が見えたこと、声が聞こえたことで頑張っているなどエールを送ってくださるでしょう。多くの市民の皆様の議会への信頼を得ることができるのではないかとこのふうにも思っております。ぜひ頑張ってくださいと思います。

また、職員の皆様、市長を先頭に、市長の思いのブレイクスルー、百人の一步、このことを日々の中で具現化し、日本一の職員軍団、日本一の市民サービス軍団になられ、小さくともキラリと光る東御市になることを心から願い、最後の一般質問を終わらせていただきます。長い間ご支援やご協力をいただいた皆様方に、心より御礼を申し上げます。本当にありがとうございました。終わります。

○副議長（清水新一君） 以上で、通告に基づく一般質問はすべて終了しました。

---

### ◎散会の宣告

○副議長（清水新一君） 本日はこれをもって、散会します。

ご苦労さまでした。

（午後 1時25分）

## 平成28年東御市議会第3回定例会議事日程（第4号）

平成28年9月14日（水） 午前9時 開議

- 第 1 議案第64号 平成28年度東御市一般会計補正予算（第4号）
- 第 2 議案第65号 平成28年度東御市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 第 3 議案第66号 平成28年度東御市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 第 4 議案第67号 平成28年度東御市工業地域開発事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 5 議案第71号 平成28年度東御市一般会計補正予算（第5号）
- 第 6 議案第68号 東御市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例
- 第 7 議案第69号 東御市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第 8 議案第70号 東御市資金積立基金条例の一部を改正する条例
- 第 9 議案第56号 平成27年度東御市一般会計歳入歳出決算認定について
- 第10 議案第57号 平成27年度東御市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第11 議案第58号 平成27年度東御市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第12 議案第59号 平成27年度東御市地域改善地区住宅改修資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第13 議案第60号 平成27年度東御市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 第14 議案第61号 平成27年度東御市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
- 第15 議案第62号 平成27年度東御市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
- 第16 議案第63号 平成27年度東御市病院事業会計資本金の額の減少及び決算の認定について
- 第17 請願、陳情の上程

出席議員（19名）

1番	窪田俊介	2番	佐藤千枝
3番	横山好範	5番	蓮見喜昭
6番	山崎康一	7番	若林幹雄
8番	阿部貴代枝	9番	平林千秋
10番	依田俊良	11番	長越修一
12番	井出進一	13番	青木周次
14番	三縄雅枝	15番	町田千秋
16番	依田政雄	17番	柳澤旨賢
18番	堀高明	19番	清水新一
20番	櫻井寿彦		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

市長	花岡利夫	副市長	田丸基廣
教育長	牛山廣司	総務部長	掛川卓男
市民生活部長	土屋一夫	健康福祉部長	山口正彦
産業経済部長	北沢達	都市整備部長	寺島尊
病院事務長	武舎和博	教育次長	清水敏道
総務課長	横関政史	企画財政課長	岩下正浩
生活環境課長	塚田篤	子育て支援課長	坂口光枝
福祉課長	柳澤利幸	農林課長	金井泉
建設課長	土屋親功	教育課長	小林哲三

議会事務局出席者

議会事務局長	堀内和子	議会事務局次長	野村伸弥
書記	正村宣広		

---

◎開会の宣告

○議長（櫻井寿彦君） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

（午前 9時00分）

---

◎議事日程の報告

○議長（櫻井寿彦君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

◎日程第 1 議案第64号 平成28年度東御市一般会計補正予算（第4号）

（質疑、討論、採決）

○議長（櫻井寿彦君） 日程第1 議案第64号 平成28年度東御市一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

これから質疑を行います。

阿部貴代枝さん。

○8番（阿部貴代枝さん） 2点だけお聞かせください。

15ページ、これ補正なので所管のところも質問していいかと思しますので、質問させていただきます。15ページの民生費7番、母子父子福祉金のところで、20の扶助費ですが、182万3,000円の補正です。母子家庭自立支援の高等訓練促進事業の扶助費の増額補正だということなんですが、これは平成16年度からたしか始まった事業ですけれど、今まで何名の皆さんが利用されているか、また仕事を始められてから何らかの理由で途中でやめられた方はおりますかということで質問します。

それからその下のところですが、一番下、子育て支援の一番下の（3）少子化対策結婚支援事業費、委託料の100万円、結婚支援活動事業委託料ですが、この前、新聞に出ていました。そこでは13組のカップル成立目指すということで、カップルというのが結婚までいかない部分でもまだあれなのかとか、ちょっとその辺で13組のカップルというのは非常に難しいなと思いながら、この成立というのは何ていうのかな、何か特色ある、ここにはいろんなことが、どんなセミナーと書いてあるけれど、このような何かありふれたのではなくて、そういう言い方は失礼なんですけれど、このような事業で13組のカップルが成立というのはちょっと難しいと思うので、何か特色あることをなさるかどうか。それからこの100万円の事業はどのような委託料で、中身はどんなことで使われるのか、その2点、お願いいたします。

○議長（櫻井寿彦君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（山口正彦君） 阿部議員のご質問でございますが、14ページ、15ページの中段の母子自立支援教育訓練給付事業費につきましては福祉課長から、14、15ページ、最下段の少子化対策結婚支援事業につきましては、子育て支援課長からそれぞれお答え申し上げます。

○議長（櫻井寿彦君） 福祉課長。

○福祉課長（柳澤利幸君） 私の方からは、高等職業訓練促進給付事業費についてのご質問についてお答えをいたします。

平成16年から始まりました本事業、卒業をされた方については7名の方が卒業されております。また現在、就業という形で就業されている方が3名ございます。なお途中で就業をやめたという方はいらっしゃいません。

以上でございます。

○議長（櫻井寿彦君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（坂口光枝さん） 次に、14、15ページ、結婚支援活動事業委託料について申し上げます。

この事業については、国の地域少子化対策重点推進交付金50万円、事業費の10分の1を財源として実施予定でございます。これまで当市の結婚支援事業として社会福祉協議会や商工会主催による結婚相談事業や婚活イベントが行われており、市は団体への事業補助を行ってまいりました。しかし双方の事業に事実上の連携はなく、イベントにおいては継続的な支援の実施も難しい状況でした。数年の実績といたしまして、社会福祉協議会ではお見合い後のカップルは年2、3組程度、商工会主催のイベントでは50人ほどの参加者で5組から7組ほどのカップルが成立しているようです。

13組のカップル成立につきましては、この交付金の業績評価指標、いわゆるKPIが参加者の25%を目安としており、事業の総参加者をおおむね私ども100人と見込みましたので、カップル数にいたしますと13組で26人となります。

次に、委託料100万円の内訳でございますが、先の6月の議会定例会でお認めいただきました結婚支援に係る委員会を先月8月に開催いたしまして、内容について委員の皆様におおむね了解をいただきましたので、概要について申し上げます。なお詳細については、今月2回目の委員会を開催し、決定の予定でございます。

10月には、市民皆様を対象といたしまして、「市民みんなで取り組む結婚支援」、副題としまして「婚活は明るく前向きに」の講演会を予定しております。そのほかとしまして、対象者としての男性と女性を対象にした「レディースライフセミナー」、「男前セミナー」の開催、出会いの創出の場としてイベントを3回ほど、結婚相談、その後のイベントなどのフォロー相談事業などを計画しております。この100万円につきましては、すべて実行委員会への委託事業となります。

以上でございます。

○議長（櫻井寿彦君） 阿部議員。

○8番（阿部貴代枝さん） 婚活支援、よくわかりました。カップルからぜひ婚姻にと発展していく、そんな婚活支援ができていけばありがたいかなと思って、この新聞記事を読ませていただきました。

次に、高等職業訓練の関係ですが、市の方では訓練を受けられた皆さんが資格を取りながら、就

労されていることをきちんと把握されているかということをお聞きします。事業が始まって今、10年ちょっと経過していますが、7名の受講者、今、3名、今年は3名とさっきおっしゃいましたね。ということは10名になるんですが、ちょっと10名、少ないかなと、そんな感じがちょっとしたんですね。この事業は希望すれば誰でも受けられることができるか、また、この受けることに対してちょっとネックになるような、そんな課題みたいなことがあるかどうか、その辺だけお聞かせください。

○議長（櫻井寿彦君） 福祉課長。

○福祉課長（柳澤利幸君） 訓練を受けられた皆さんが資格を生かして就職をされていることを確認されているかということをございますけれども、卒業された7名の方、主に看護師、准看護師の資格を取得した方ですけれども、これらの方につきましては自己申告によりまして、就労をしましたよということで報告を受けております。また、その確認もしております。

あとそれと誰でもが希望すれば受けられるのか、また10年以上たっている中で7名という形の中で、卒業生が少ないんじゃないか、利用者が少ないのではないかという話でございますけれども、この事業に関しましては県の事業でございまして、うちの方でというか、市の行政の方からは月額10万円、あるいは7万5,000円というような形で給付金を給付する事業となっております。当然これらの事業を利用される方については、お子さんをお持ちで、なおかつ生活をしていかなければいけないと、そういった方になりますので、果たしてこのお金、給付金で足りるか足りないかというところもございます。これらの事業を受け入れを希望される方については、相談員が実情に、相談を受けながら、説明をしながら、それでは頑張りましょうということで事業を受けていただいております。したがって若干少ないような形にはなっておりますけれども、就業から3年間という長い期間にもなりますので、そんな形の中で受けている事業ということでございます。

また、本事業については途中で、途中でリタイアすることなく、最後までお受けをいただき、なおかつ就業に結びついていくという点では有効な事業かと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（櫻井寿彦君） 阿部貴代枝さん。

○8番（阿部貴代枝さん） よくわかりました。この高等職業訓練のこの事業が特に母子家庭の貧困を少しでも防止していける、そんな事業となるよう活用していかれることをお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（櫻井寿彦君） 横山好範君。

○3番（横山好範君） 1点、ご質問をいたします。

24、25ページなんですけど、学校管理費の委託料と工事請負費、小学校の修繕事業費の関係で、田中・滋野小学校のトイレ改修、ようやく手をつけていただくということで、大変ありがたいと思います。それでこれ、ほかの小学校も状況は全く同じだと思うんですね。それでこの田中・滋野小学

校にしか今回できないのか、ほかのところはどういうふうな形になるのか、どういう順番でやっていくのか、その辺の考え方をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（櫻井寿彦君） 教育次長。

○教育次長（清水敏道君） 24、25ページ、小学校修繕事業費の中の田中小学校、滋野小学校のトイレ改修の設計委託でございます。

先日の一般質問でもお答えをいたしました。緊急性の高いところ2校を今回設計委託すると。それで実際には事業の採択になりませんと工事ができませんので、あらかじめ設計をして、できるだけ早めに事業化できるように備えておくということで今回ワン、ツリーの2校を選ばせていただいたということでありまして、残る3校につきましても順次実施したいわけでございますけれども、一遍にというわけにはなかなかいきませんし、現実には事業を5校一遍にできるわけではありませんので、1つか、よくても2つできれば万歳という状況でございますので、今回は長寿命化計画のでき上がる前に、この2校については設計をさせていただくという状況でございます。

○議長（櫻井寿彦君） 横山好範君。

○3番（横山好範君） 緊急性の高いところからというようなお話なんです。具体的にどうなのかなということ、そこのいろいろ話を聞くと、どこでも同じ状況だと、どういうふうなところでそういう順番をつけられたのかということ、非常に不審に思っている、現場では、そういうような状況があるので、設計の段階なので、まだ工事の実施にはならないということなんです。そういったところを踏まえて、これはやっぱり市内の各小学校の状況をしっかりと見極めてもらって、設計は同時に進めるくらいの、そういった考え方をぜひ持っていただきたいと、こういうふうに思いますが、どうですか。

○議長（櫻井寿彦君） 教育次長。

○教育次長（清水敏道君） 今回、田中小学校、滋野小学校が緊急性が高いと判断いたしましたのは、現実には全部現場確認をいたしまして、においですとか、汚れ具合、老朽化の度合いを確認した中で、結果的には一番古い田中小学校、滋野小学校がやはり1番、2番の優先順位であったということございまして、過去8年間に5校できておりますので、ほかの3小学校についても緊急性は高いというふうに考えておりまして、次年度以降できるだけ早めに設計はする中で、事業化に備えたいと思っております。

○議長（櫻井寿彦君） 横山好範君。

○3番（横山好範君） 現地をよく見ていただいて、そういった判断をされたということであればあれなんです。建設した年度も若干違うようでもありますので、その辺のところは一部了解をいたしますけれども、各小学校とか学校ではそれぞれ手入れの仕方もまちまちで、違う部分もありますし、そういった意味での努力もあるということをちょっと踏まえながら、ぜひ公正な形で各小学校で不満のないように、対応していただきたいと、こういうふうをお願いをしておきたいと思っております。

○議長（櫻井寿彦君） 平林千秋君。

○9番（平林千秋君） それでは何点か願います。

1つ目は、12ページ、13ページの湯の丸高原施設整備推進事業のうちの施設等基本設計委託料300万円に関連してですが、これは下に説明があったように、湯の丸高原施設整備計画の中の集会施設、コンベンションホール兼体育館、これに着手するということではありますが、初めに4点伺います。

基本設計ということではありますが、基本設計の発注仕様として、施設の規模、施設の内容、施設の用途、どのようなものか。それで基本計画の来年度の中では、集会用の可動施設540席という例もごさいますが、今度の発注の中ではそういうことも含めた構想というふうになんでしょうか。

1点目。

2番目、公表している施設の建設の時期及び想定される建設予算の規模をどの程度に見込んでいるかと。

それから3番目、この施設の利用にちょっと関連してですが、全協のご説明では現在、下の方の大体育館の需要がかなりあって、大学が利用していると、満杯状態であるから、そういう方面にも使いたいという趣旨の言及がありましたけれども、施設の利用形態、そして利用見込みをどのように展望するか。そのための市場リサーチといたしますか、需要調査ですね、そういうことをやっていますか。やっていたらどんな結果だったのでしょうか。

最後に4点目、体育館の立地するところは高地トレーニングに有効だと言われているプール施設、すぐ隣接するところでありまして、約1,700メートル、1,800メートルに立地することになります。それでスポーツ施設というふうにご利用すれば、かなり激しい運動も想定されているんですが、高地でのそういう運動形態については、医学管理が必要だということも言われていますが、そういう点も考慮した対応というは考えているのでしょうか。

以上、施設に関連してです。

それから2点目は、14、15ページにこれは福祉ですね、老人福祉施設等整備事業で、介護施設開設準備経費支援と、それから地域密着型サービス事業の補助金が計上されていますが、この具体的な内容をお示しいただきたいと思います。

それから20ページ、21ページの商工費の（11）工業地域開発事業特別会計繰出金に関連してです。これは大川北工業団地用地の取得にかかわるものですが、最初に3点お聞きします。

改めて、この工業団地取得に至った経緯をお伺いします。

2番目、取得用地の規模、取得する土地の価格及び単価、どうなっていますでしょうか。

3番目、同地はかなり荒れており、かつかなりの傾斜地になっています。このままでは工業団地としては転売できなくて、造成工事も予定されていると聞いていますが、この造成方法、造成費用はどの程度を見込んでいますか。

それからあと2点です、3点か。22ページ、23ページの湯の丸高原観光対策事業で、池の平登山道補修工事ですね。この計画の概要を教えてください。

それから最後に、前段で質疑がありましたけれど、田中小学校と滋野小学校のトイレの改修についてですが、これは長寿命化計画を先取りして、緊急性が高いトイレに着手するというのですが、私も現場を見ていますけれど、かなり両方とも狭い場所に建っていて、新しいトイレとなると少しゆとりのあるスペースをとっていくというふうになると思いますが、現在の場所に対応するのか、それともちょっと別な対応を考えているのか、その辺、設計に当たってどういう構想で改修に当たるかという具体的内容を少しお知らせいただきたいと思います。

あわせて洋式化をこの際、比率を高めるということも課題になると思いますが、その辺はどういうふうに考えてますか。

以上、第1回目の質問です。

○議長（櫻井寿彦君） 総務部長。

○総務部長（掛川卓男君） 12ページ、13ページの中ほどにあります湯の丸高原施設整備推進事業費の内容につきまして、企画財政課長からお答え申し上げます。

○議長（櫻井寿彦君） 企画財政課長。

○企画財政課長（岩下正浩君） 施設等基本設計委託料300万円ということで、湯の丸高原施設整備構想の中の地蔵峠を登り切った場所、湯の丸高原のエントランスエリアにおけます体育館、コンベンションホール、構想の中では集会施設ということでいっておりますけれども、この施設の基本設計、基本的な設計部分に関してお願いをするということでありまして、この基本設計に当たりまして規模、内容、仕様につきましては現在のところバスケットボール1面を有するもの、1,500平米程度のものということで構想の中では示させていただいておるところでございまして、今年、平成28年6月の2号補正で地方創生加速化交付金の2次の補正をさせていただきましたスポーツツーリズム調査企画等委託ということで1,362万円ほどの補正をさせていただいたところでありますけれども、そのツーリズム調査の中でどのような大学が利用希望があるのか、またどのような設備が必要であるのか、そして何回ぐらいの利用があるのか、そういう仕様についても、その中で結果を待ちながら今回のものについては設計に、基本設計の材料としていきたいというふうに考えているところであります。

建設の時期、予算につきましては、時期につきましては未定でございます。この湯の丸高原の施設整備構想の施設の整備に当たってであります。構想の中で国、県の補助制度等の積極的活用を検討するという方針で取り組んでおるところでございまして、この8月24日に閣議決定されました平成28年度の国の第2次補正予算に盛り込まれました地方創生拠点整備交付金が、未来への投資として施設整備が可能であると言われておりますことから、交付金の対象として国との協議を今後進めるに当たりまして、必要となります図面と工事費の概算を作成しておくものでありまして、今後国との協議を進めるために、この基本設計に入りたいというふうに考えておるものでございます。ですから時期的なものにつきましては未定、予算につきましてもこの基本設計をもってある程度明確になってくるというものでございます。

3つ目の利用形態見込みにつきましては、先ほども申しましたけれども、6月補正の中のツーリズム調査においてどのような形態、利用が見込めるのか、そういうことが明らかになってくるものでありまして、今回のこの設計を委託に出すに当たってはプロポーザル方式をとる予定でございますけれども、そのプロポーザルに当たってそういうツーリズム調査の結果も参考にしながら、基本設計に入っていくという、基本的な考え方をつくっていくというふうに考えているところでございまして、これから煮詰まっていくというふうに考えております。

続きまして4つ目、高地トレーニングの指導との関連ということになるかと思っておりますけれども、国が平成27年度から進めておりますトップアスリートの強化活動拠点の在り方についての調査研究に関する有識者会議、この報告が平成28年8月になされているところでありまして、その報告の中でも今後高地トレーニングの有効性や導入方法等に関する研究知見を現場につないで、リーダーやコーチをかえるためのコミュニケーションが重要になってくるということを言われておりますので、今後過度のトレーニングを積む、トップアスリートが過度とっていいんですかね、単なる練習、遊びというものではなくて、過度のトレーニングを積むために高地でトレーニングをする場合につきましては、そういう今後国が示していきますトップアスリートの強化の在り方に関して、きちんとした指導がなされるものというふうに考えております。ですから現段階で私たちは施設を整えて、体育施設としてはもちろん使えるもの、そして雨のとき、屋外でのスポーツを楽しんでいる方が雨の降った場合でも屋内で活用ができる、そういう施設を見込んでいるものでありまして、特に今後トレーニングを積んでいく上での高地トレーニングの在り方等についてのものについては、国の動向を見て進めていくものであるというふうに考えております。

以上です。

○議長（櫻井寿彦君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（山口正彦君） 14、15ページ、上段の（27）老人福祉施設等整備事業費についてのご質問につきましては、福祉課長からお答えします。

○議長（櫻井寿彦君） 福祉課長。

○福祉課長（柳澤利幸君） 14ページ、15ページの方ですけれども、今回補正でお願いしているのが介護施設等施設開設準備経費等支援事業補助金310万円、それと地域密着型サービス等整備事業補助金1,130万円ということでございます。これについては同一の事業に充てる経費ということでございまして、事業内容につきましては社会福祉法人みまき福祉会の方でケアポートみまきの中に施設内保育施設を開設したいということで、要望が上げられてございます。今回この要望について国の方から内示がございましたので、その経費について予算を上程させていただいたというものでございます。よろしく願いいたします。

○議長（櫻井寿彦君） 産業経済部長。

○産業経済部長（北沢 達君） 21、22ページの工業地域開発事業特別会計繰出金に関しての中で、大川北工業団地の取り組んだまず経過ということでございますが、人口減少に歯止めをかけるには

安定した雇用の場の確保、優良企業の誘致が必要不可欠でございます。このような中で、市の工業団地においては販売可能な区画が羽毛山工業団地の1区画約2万平米、上川原工業団地の1区画約500平米、インター東部流通団地の1区画約1,900平米となっていますが、最大区画の羽毛山団地の区画については、現在、引き合いがあり、また新たに企業誘致するためには現在、紹介物件がほとんどないような状況でございます。

このたび大川地籍内に倒産した会社の工場跡地0.8ヘクタールほどが競売にかかるとの情報があり、周辺用地を含めた1.4ヘクタールほどの用地につきまして、新たな市の工業団地として活用できないか、本年の4月ぐらいから破産管財人、担保権者、地元区等と情報交換を重ねるとともに、現地調査等を行いながら、その取得に研究してまいりました。

また、大川区でも工場跡地の管理が適正に行われないと周辺に悪影響が生じるのではないかと不安視されており、市で何とか活用してもらえないかと要請がございました。

このような中で、検討しました結果として、今後の新たな企業誘致の活動において呼び水になること、取得費用に造成費を加えても販売可能な価格が見込まれること、更に地元区の不安材料を払拭できること等から、地域の環境保全と工業振興を図ることを目的に、今回この工場跡地を取得することといたしました。

次に、今回の工業団地の規模、買収単価についてでございますが、全体では先ほどの工場跡地のほかに区の所有地及び個人有の所有地を合わせまして1万3,745.9平米でございます。買収単価につきましては、不動産鑑定士の価格を参考に平米当たり1,484円としていきたいと考えております。

3点目の大川北工業団地の地形条件が傾斜地というようなことでございますが、いずれにいたしましても現在の工場跡地のなりに基本的に一旦は造成をかけていくというような形の中で、工事の方は計画をしていきたいというふうに考えております。その工事費用につきましては、今後設計等を実際にかけていかないとはっきりしたことは申し上げられませんが、現在、想定として考えていますのは、1億4,000万円を想定しているところでございます。

続いて、補正予算の22、23ページの池の平の関係ですが、湯の丸高原観光対策事業費の中で池の平登山道等整備工事費290万円の概要でございますが、これにつきましては池の平のコマクサ園の柵がございしますが、今までは板柵みたいな形になっていたわけですが、それをロープにかえましたが、いずれにいたしましても柱自体も老朽化しているということで、今回、県の方に整備内容につきまして補助事業で対応していただけないかということでお願いしていましたが、本年度の採択がされましたので、今回計上をお願いするというものでございまして、したがって工事内容といたしましては保護柵の撤去・設置約260メートルほどを実施するものでございます。

以上です。

○議長（櫻井寿彦君） 教育次長。

○教育次長（清水敏道君） 25ページ、教育費のトイレ改修の設計の内容、予定につきましては教育課長からお答えいたします。

○議長（櫻井寿彦君） 教育課長。

○教育課長（小林哲三君） トイレの改修のご質問でございます。改修場所は現在トイレになっているところをリニューアルしたいと考えております。洋式、和式の別なんですけれども、現在、新築校だとか改修校で一般的になっているんですけれども、洋式のトイレを基本として設置をしていきたいと。和式のトイレをどのように設置するかについては、詳細は決まっておられませんけれども、何方所かは設置していきたいと考えております。

○議長（櫻井寿彦君） 平林千秋君。

○9番（平林千秋君） では2点に絞って再質問します。

湯の丸の関連でですが、建設費はどの程度かということをお伺いしましたが、これから検討だということのようであります。施設の規模からして恐らく数億円はくだらない、そういうものになると思います。今後施設がどういうふうになるかというのは、これからということになりますが、維持管理についてですが、今、下の方にある第一体育館、スポーツ関連施設と同じように委託管理で体協に委託するというような格好を想定しているのかどうか、その辺もお伺いします。

それから利用をどうするかについては、全部これからだということでもあります。全協でせっかく説明がありましたので、大学関係者の利用が多いということで実態も現場でお聞きしました。確かに利用は増えているんですけれど、どうも利用形態から見ると大学の場合はかなり規模が大きくて、10人とか15人とかではなくて、60人、70人、80人という規模が多いわけですね。第一体育館の場合はバスケットコート2面、バレーコートが3面、それからバドミントンが10面とれるということで、大きなチームの需要は満たすことで非常に評判がいいんだという趣旨のお話でした。バスケ1面の上の施設というのはかなり使い勝手が悪いよと、大学関係では、そういうご指摘もあったので、今後利用をどうするかということもその辺も考慮しながらやっていく必要がありますし、先ほど課長からも説明がありましたけれども、激しいスポーツ運動を伴うものですから、そういう形で使うのかどうか、その辺もかなり検討が必要なような気がします。

確かに有識者会議で複合的に使えるよという指摘があって、いろんな競技団体とコミュニケーションを図りながら多面的な活用ということが言われているんですけれども、その辺をどう考えているか。それに関連して、説明がありました湯の丸高原整備の推進についての中で、最後の方にこういうくだりがありましたね。スポーツツーリズムの推進連絡会議に触れながら、湯の丸高原には夏期合宿を受け入れるためにグラウンド、体育館などの整備を望むということがあって、体育館は今、課題になっているんですが、グラウンドということもあって、この考え方で施設の追加も視野に入れて今後検討していくというふうになっています。そうしますとあの地へグラウンドということがどういうことになるかですが、グラウンドも今後の整備計画の中に視野に入れて検討していくというふうになるんでしょうか。高地トレーニングの複合的などという考え方がかなり濃厚になっているんですが、もともとの構想はこの湯の丸とか浅間山ろく一帯で、住み分けていこうということがたしかあったはずなんです。小諸の方はなかなか進捗しないというふう聞いてはい

ますけれども、その辺の関係もあって、では東御市でどこまで視野に入れて今後進めていくかということが問題になってくると思うんですが、その辺をどうお考えなのかをお伺いしておきたいと思います。

あわせて隣接地には高地トレーニングプールが想定されているわけですが、その施設の関連でこの体育館の利用というのがどういう考えであるのかということをお伺いしたいと思います。

済みません、ごめん、もう1つ。

○議長（櫻井寿彦君） 平林千秋君。

○9番（平林千秋君） 再質問の続きです、ごめんなさい。大川北の工業団地に関連してです。説明にありましたように、当地は競売にかけられた物件を、よからぬ、悪影響があるものが入っちゃ困るということで、いわば先行取得した形になっています。それで伺いますが、市としてそういう可能性というのをどの程度の確率で情報として得られたのか、独自の確認をしたのかどうか、その辺をお聞かせ願います。

それから2番目に、1億4,000万円かけて造成するわけですがけれども、販売用途、販売見込み、その辺はどう展望しているのでしょうか。

3点目に、今後にかかわってですけど、今後市内で同様といいますか、ある民有地がよからぬことがあり得るということがあった場合、先行取得するというようなことがあるのかどうか、それに対する対応なんかはどんなふうを考えて、今回の事例と同じようなことがあり得るのかどうか、その辺もお伺いしておきます。

○議長（櫻井寿彦君） 企画財政課長。

○企画財政課長（岩下正浩君） それでは想定する体育館施設の管理をどうするかという考え方、現段階のものでありますけれども、今現在、進めておりますスポーツツーリズム推進連絡会議の中において今後スポーツ施設の在り方等がどうなっていくのかということも話題に上っているところでございます。つきましては今後体育館というものをどういうふうにして管理をしていったらいいのか、そしてまた湯の丸高原に来る観光客との関連もございまして、観光客プラススポーツツーリズム、そういう中でその施設がどのように管理をしていったらいいのか、これからの議論になっていくというふうを考えております。

○議長（櫻井寿彦君） 市長。

○市長（花岡利夫君） 私の方から湯の丸における今回の予算に関しまして、若干基本的な考え方を話した方がいいかなというふうに思いますので、少しお時間をいただきたいと思います。

1つは、高地トレーニングとスポーツツーリズムというのが混在しているという形の中で、これに関しては整理整頓してやっていって、利用形態が当然1,500メートル以上の施設でありますので、高地トレーニングにも使えるということはあるかもしれませんが、市で整備すべきものはスポーツツーリズムに対応した施設であるという考え方でございます。

そして基本的に8月19日にホームページ上でスポーツ庁が発表されましたトップアスリートのた

めの施設整備の報告ということで、現在、高地トレーニングで2カ所ナショナルトレーニングセンターというものが基本的には陸上を中心に認定されているということでもあります。そしてそのトップアスリートの利用状況ということに関しては、1週間、延べ114名のトップアスリートが利用されている。それから坊平と飛騨高山ということであると思うんですけども、このことを捉えて基本的に指導者が高地トレーニングということに関して理解されていないのではないかというふうにスポーツ庁は指摘しているということでもあります。つまり1,500メートル以上のところで3週間以上を滞在してトレーニングすることを通して体内の高地順応によって、酸素の輸送能力が体内において高まっていくということが基本的な高地トレーニングのはっきりいってイロハだと言われているわけでありまして、1週間の滞在でばらばらと何人かがやっているということに関しては、夏の暑い時期に涼しい場所で体力が落ちないためにトレーニングをしたということで、高地でトレーニングしたかもしれないけれども、高地トレーニングというふうなものではないというふうにスポーツ庁は考えておられると。

この夏の暑い時期に涼しいところでトレーニングしたいという要望は、冬期のスピードスケートなんか非常に興味を示しておられるということでもありますけれども、これも同じように夏の暑い時期に涼しいところでトレーニングをしたという考え方、もしくは近在の峰の原に大学の駅伝チームが、伊豆大島が被災した関係があって、駅伝チームの半分ぐらいが峰の原で合宿をこの夏はされているというふうに言われていますけれども、これに関しても夏、長期間にわたって峰の原にとどまってトレーニングをされているという点においては高地トレーニングといえる状況にあらうかと思えますけれども、駅伝は基本的には大学駅伝は1月2日の箱根駅伝を目途として動いていきますので、この大会に対して高地トレーニングをしているというふうにはないというふうに、つまり9月から1月までの間に低地順応されちゃうということでもあります。

そして今、我々が今回予定しているのは、こういった菅平に109面あるグラウンド、芝生のグラウンドが109面あるわけでもありますけれども、宿舎機能が足らなくて、湯の丸高原に夏場ラグビーのチームやなんか合宿に来られていて、グラウンドがないから菅平まで行って練習されて、また帰ってこられているというような状態のチームやなんかから、ぜひ湯の丸にも1面でいいからグラウンドが欲しいという要望を地元として受けているというようなことで、かなり切実な要望があるということでもあります。

したがって60人の想定された第一体育館を使っていられるチームが、全体で第一体育館を押さえるという事例もあるかもしれませんが、それによって夏場の市民がなかなか使いたい状況も生まれているということもあるかもしれませんが、少なくとも同じ規模のものをつくって、それを収容して市民の需要に100%供するということは市としての財力として選択肢としてはあるかもしれないけれども、なかなか難しいというふうに考えておりますので、一部でもその中からお引き受けできる施設としてあれば、それが第一体育館の市民利用に供されるというふうに考えておりますし、どう考えてもそういう宿舎に近いところにあるとか、平成6年だったと思

ますけれども、旧東部町議会は全会一致で湯の丸に体育館を建設しなさいという決議をされてから既に24年たっておるわけでありまして、私も就任時に町田議員の一般質問の中でそういう決議があることを新市長は知っているかというふうに平成20年にご指摘を受けておりまして、知識としては知っておりますというふうに平成20年にお答えした事案であります。

そういう経緯の中で、今、スポーツツーリズムと高地トレーニングという形のものが、湯の丸的には混在できる。それからこのごろ長越議員の一般質問の折にお答えさせていただきましたけれども、アメリカに4カ所あるナショナルトレーニングセンター、すばらしいものというふうに知事も感激されておられましたけれども、それを東京にある第一トレセンと、これからつくる第二トレセンとスポーツ科学センターと、そして何カ所かの野外の集約できる施設と集約できない施設と、そして高地トレーニングセンターをつくって、その4カ所と海外拠点を合わせて日本のナショナルトレーニングセンターとして、トップアスリートのための施設整備を今後やっていくんだということがスポーツ庁から述べられているということでもありますので、その一部分の、どうしても1,500メートル以上の高地で東京と連携をとりながらやっていくということが、国が決定した事項ということでございますので、我々はそれと連携をしながらも、湯の丸におけるスポーツツーリズムを今後日本が観光ツーリズム、そしてスポーツツーリズムで立国していく、そして2020東京オリパラのレガシーを全国に波及させていくために、地方創生を含めて、将来にわたる投資のための支援をしていくんだという方針を国が出していることに対して、市としてどういうふうに連携できるかということを探るための予算ということでございます。

それから大川北工業団地、市としてどの程度情報を把握して、そしてある意味では地元が望まない企業の動きをどのくらい把握していたかということに関しては、いろんな方からいろんな情報を寄せられましたし、私のところにも個人的に民間のそういう営業活動を市が阻害するということに関して、かなり強い何人かの苦情が寄せられておりますので、そういう意味ではしっかりと介在させていただいて、平等に地域の理解が得られる、そして地域の将来にいい影響を及ぼす可能性があるところに来ていただけるように努力することが望ましいというふうに現時点では考えておるところでございます。今後もしそのようなケースがあった場合に、市は介在するのかということでございますけれども、ケース・バイ・ケースで対応させていただきながら、議会の理解を得ながら行動していくということに変わりはありませんけれども、現時点でどういう判断をしているかということに関しては全く白紙の状態でございます。

○議長（櫻井寿彦君） 平林千秋君。

○9番（平林千秋君） 湯の丸に関連しては、市長のいう有識者会議のあれは検討まとめですか、私も見ていますけれど、市長のご認識とはかなり重なっております。ただ、あそこの考え方というのは、かなり集約化と、コミュニケーションで共同して利用していくという考え方がかなり強く出ていて、それも1つの考え方かなというふうに思います。あの方向の中で具体的に挙げているのは坊平と飛驒と、こうあって、中心的にという考え方がかなり色濃く文言の中では示されていて、そ

こからでは市長が目指しているプールにどう波及していくかというのは、これはちょっと未知数、全くの未知数だろうと思うんです。そのところ、建設をどこでやるかということも含めてこれから展望していくことになると思うんですけれども、有識者会議ではそこは全然触れられておられませんが、そこは今後の検討の過程になってくると思います。

それはこれからのことですから、事態を見ながら対応してまいりたいというふうに思いますけれども、ただ、体育館施設についていえば全体の位置づけというのはそういう位置づけになると思いますけれども、ただ、市民から見れば財政投下の効果として、市民生活のかかわりで、今どこまでそこに踏み込んでやるべきかどうかというのはかなりご議論があるところだと思うんですよ。構想は構想として見ますが、私は具体的な例えば利用、施設規模がどんな規模で、利用実態がこうなるからかなり有効なんだよというデータをお示ししていただかないと、なかなか市民的理解が広がらないと思うんですよ。私たちが今、市民アンケートってやっていますが、近く公表しますが、かなり市民の皆さんの意見というのは厳しいですね。多分内容がわからないから、この先どうなるんだろうというかなり疑問から、にわかには賛成しがたいという方がたくさんいらっしゃるということがわかったんです。後で結果もお知らせしますが、そういうことも参照しながら、市民合意の中で、どうやってこの考え方を進めていくかということをよく考えてもらいたいし、財政投下をどうするかということもかかわってきますので、ご指摘しておきたいと思います。

それから大川の土地の問題なんですけれども、いろんな情報があったということですが、どこまで確たるものなのか、そこは定かではないと私も議員としても、一緒のところに入ったかもしれないけれども、議会にはご報告がありません。ですからなかなか判断しがたい面もつきまっています。そのことをご指摘します。

それからもう1つの側面で、市が直接介入してこのプロパー業務にどこまで付き合っていくかという新しい問題が起きていると思うんですよ。それは3年前ですか、土地開発公社の累積赤字の処理を行いました。これ三セク債を使ってやむを得ず、そして当時とり得る措置としてやったと思われるんです。結果として31億円の三セク債で新たな負債を抱え、売れ残りの約20億円を市の直接管理に移した。その結果、11億円の債権放棄をせざるを得なくなったという側面も内容としてあるわけですね。

これは今後どういうふうにかような問題に対応していくかということの重要な教訓を私は残しているなというふうに思います。ですから3年前、2号業務をやめようというふうになったのに、また緊急避難的だというふうに言いますが、プロパー業務を市が直接乗り出すかということでもあります。

事の経緯を見ても、現場から見れば工業団地としておおよそふさわしくないような傾斜地をにわかには買収すると。それを後付けで土地があるから工業団地ということを経験して…。

○議長（櫻井寿彦君） 平林議員にお伝えします。質問は端的にお願いいたします。

○9番（平林千秋君） 、そういう中で、今後の土地開発についていえば、必要なものを計画的に

買収して開発するというのはあり得ると思うんです。ただ、市長が答弁の最後で申されましたように、これから起きた事態について対応すると、今は白紙の状態だというふうに言いますが、今後東御市としてそのプロパー業務も行うということにもしあるとすれば、どういう基準で対応していくかというガイドラインを策定して、秩序ある対応ができるようにする必要はあるというふうに思うんですが、市長はどうお考えですか。

○議長（櫻井寿彦君） 市長。

○市長（花岡利夫君） 平林議員のご質問でございます。

土地開発公社の2号業務を廃止させていただきました。非常にご理解いただき、大変感謝申し上げます。

そういう中で、日本全体が土地が下がらないという神話に基づいて、土地開発公社に関して2号事業を認めてきましたし、また、ある意味では請願インターもある種土地の造成と、その販売によって14億円余の利益を生み出すことができるという認識を国も県も当時の町も持ったことを前提とした請願インターというシステムを国がつくって、それに対して町も受けたという形の中で、議会を基本的に経ることなく、公社が借入れを起こし、そして債務負担行為は必要になりますけれども、土地を購入し、そして販売しながら営業をしていくという形態をやめようということでもありますので、したがって行政の責任でしっかりと議会の承認を得て、土地を購入し、予算を計上し、お認めいただいて、東御市のためになるというふうに信じて議会に提案させていただいて、住民の代表としての議会のご承認をいただいて、事業を執行するという、行政の仕事として今後は工業団地やミニ住宅造成等に関しても、必要とあらばやっていくということでもございまして、2号事業としてやらないということをお約束したわけでありまして、それは全く今、議員がご指摘のこととは相異なるというふうに考えております。行政の責任で行政の事業として、この問題に関してはかかわっておるということでもございますので、土地開発公社の2号事業の問題とは混同されることそのものが理解ができなくしてしまうのではないかなというふうに心配しておるところでございます。

いずれにいたしましても今、これから大きな工業団地を造成して、市がそれを大企業を誘致することを通して、有利な企業を誘致することを通して、市が市の運営をしっかりとやっていくという時代ではないというふうに私は思っておりますので、要望によって市が工業団地の造成にかかわるということは、ある意味では地元の要望や取得したい、ここに東御市に工場をつくりたいという要望によって議会とお諮りして動くことはあるかもしれませんが、現時点で大きな市全体のランドスケープの中で工業団地を新たにつくって、市が責任を持って何かをしていくためのそういうマップづくりということに関しては、やる必要を感じていませんし、私は市長としてそうでない道を歩んでいくべきだというふうに思っておりますので、現時点でそういうロードマップを考えるということはありませんというふうに思っています。

○議長（櫻井寿彦君） 三縄雅枝さん。

○14番（三縄雅枝さん） 2点を一括して、簡潔に申し上げます。

16、17ページの児童福祉費（４）木育事業の委託費、それと19、20ページ、農業振興費6次産業化推進事業の委託費、これについて、なぜこの事業をやるようになったのかということと、その目的だけお伺いいたしますので、よろしく申し上げます。

○議長（櫻井寿彦君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（山口正彦君） 16ページ、17ページ、上段でございます（４）木育事業費につきましては子育て支援課長からお答えいたします。

○議長（櫻井寿彦君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（坂口光枝さん） それでは16、17ページ、木育事業について申し上げます。

木育事業につきましては、子どものころから木に親しみ、木のおもちゃに触れ合ったり、東御の自然環境を活用した戸外活動を通じて、子どもの五感を刺激し、情操を育むことを目的としています。

木育事業を通じて、子ども同士のコミュニケーションや世代間交流が深まることが期待されるものです。

また、林野庁の委託を受け、木育活動推進をしています東京おもちゃ美術館は、木育活動「かきくけこ」を定義づけ、か、環境を守る、き、木の文化を伝える、く、暮らしに木を取り入れる、け、経済を活性化させる、こ、子どもの心を豊かにするということで、環境保全、地域産業の振興、子育て、教育等、総合的に推進する方針を示しています。

現在、市としましては、子育て支援センターに木のおもちゃを配置して木に親しむことや、市内の公園や里山へ出かけて親子で遊ぼうという取り組みを実施しています。

また、保育園では信州型自然保育を実施するなど、子どもの成長に合わせてこの事業を組み立て、取り組みを進めているところでございます。

また、来年度、29年度からは新たな事業として、東京おもちゃ美術館監修のもと、お誕生日祝い品として木のおもちゃを贈呈するウッドスタート事業の開始を検討しているところでございます。そのため今年度は木育事業について、市民の皆様にご理解をいただくために講演会を開催しております。今回の委託料につきましてはその費用となっております。

以上でございます。

○議長（櫻井寿彦君） 産業経済部長。

○産業経済部長（北沢 達君） 18、19ページの（11）6次産業化推進事業費につきましては、農林課長の方からお答え申し上げます。

○議長（櫻井寿彦君） 農林課長。

○農林課長（金井 泉君） それでは私の方から、6次産業化推進事業費の委託料、麦芽成分分析等委託料のこの事業の目的と内容について、ご説明申し上げます。

これにつきましては大麦や大豆の二毛作で水稻の生産調整を効果的に推進したいという目的がございまして、平成27年度におきまして市内2軒の農家で面積的には8反歩ほどのビール用大麦を栽

培してございます。栽培の結果、約3トンほどの大麦が収穫できたということで、この大麦を使いましてビールのもとになります麦芽にした場合の成分分析と、この麦芽を使った地ビールの製造を行いたいという形で、振興公社へ委託してこれらの事業を進めるための費用でございます。

以上でございます。

○議長（櫻井寿彦君） 三縄雅枝さん。

○14番（三縄雅枝さん） 今、木育事業ですけれども、ご説明いただいて、計画の委託料ということで、この金額を見たときに本当に何をやるのかといたら少ないなというふうに感じました。来年度から本格的にということなんですが、本当に今の子どもたち、自然に触れる機会が少なくなりましたので、信州型自然保育とあわせて、しっかりとこの事業に取り組んでいただきたいなというふうに思います。

以上です。

○議長（櫻井寿彦君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

平林千秋君、反対ですか、賛成ですか。

○9番（平林千秋君） 反対です。

○議長（櫻井寿彦君） ほかにございませんか。

それでは反対者の発言を許します。登壇の上、討論を願います。

○9番（平林千秋君） 日本共産党の平林千秋でございます。ただいま上程となった平成28年度東御市一般会計補正予算（第4号）についての反対討論を行います。

反対理由は2点でございます。第1、大川北工業団地の取得についてです。この地は、民間事業体の倒産に伴って、競売にかけられた土地を金融機関が仲立ちとなり、市が任意買収するものがあります。市は産廃業者の方に取得されないよう乱開発を防止することですが、それは先ほど市長答弁がありましたけれども、市が独自に確認し、議会が認識してというものではありませんでした。もしその可能性があれば、現行でいえば環境法令と県及び市の行政対応を十全にすること、それから世論がそれを許さないということが既にでき上がっていますので、そうした対処をすべきであります。

買収した土地は荒れており、工業団地とするために答弁にありましたように1億4,000万円程度をかけて造成する、新たな財政負担も生じます。

市は、土地開発公社が開発業務を、いわゆるプロパー業務で膨大な負債を抱えた苦い経験があります。これは3年前三セク債を使って処理しましたが、その際にプロパー業務、2号業務を廃止したという経緯がございます。この経過から見て、今回のような泥縄的な土地買収、開発行為は問題だと私は思います。

今後土地の有効活用で開発するということはありません。先ほど市長が申しましたように、その都度、今の時点では開発公社はないわけですから、議会が承認するという手続きは当然とられ

ます。しかし行政側の対応としてもこういう事態に対してどう対応するかという適切な開発が進むようなガイドライン作成というのを改めて求めておきたいと思います。

第2は、湯の丸開発にかかわって体育館建設の基本設計に関してであります。この計画は、高地トレーニングプール施設に隣接する地に耐火木造2階建て1,500平米の体育館兼集会場を新たに建設するというのが基本的な考えです。建設費用はお示しになりませんでしたけれども、この施設の規模からして数億円をくだらない、そういうものとなると思います。

この利用については、いずれもこれからだということでありまして、投下した資本に見合う収益がどうなるかということは全く不鮮明なものであります。隣の高地トレーニング用プールの関連施設として先行取得した湯の丸高原荘がありますが、プール建設の具体的な展望がないまま、毎年維持管理費だけを拠出していくという問題も起きております。

今、市民の暮らしは大変です。私たちが実施している市民の暮らしアンケートでは、6割の方々がある暮らし向きが苦しい、あるいはとても苦しいという方が6割以上になっています。そして市政への要望として、医療、介護、子育てなど、身近な施策の充実を求めています。今日、市の予算は、まずこうした市民の要望にこたえていくということが肝要だろうと思います。

以上、指摘して反対討論といたします。

○議長（櫻井寿彦君） これで討論を終わります。

これから議案第64号を採決します。本案は挙手により採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

（賛成者挙手）

○議長（櫻井寿彦君） 挙手多数であります。

議案第64号は原案のとおり可決されました。

---

## ◎日程第 2 議案第65号 平成28年度東御市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

（質疑、討論、採決）

○議長（櫻井寿彦君） 日程第2 議案第65号 平成28年度東御市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これから質疑を行います。

（「なし」と言う人あり）

○議長（櫻井寿彦君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「なし」と言う人あり）

○議長（櫻井寿彦君） 討論なしと認めます。

これから議案第65号を採決します。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(櫻井寿彦君) 異議なしと認めます。

議案第65号は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第 3 議案第66号 平成28年度東御市介護保険特別会計補正予算(第1号)

(質疑、討論、採決)

○議長(櫻井寿彦君) 日程第3 議案第66号 平成28年度東御市介護保険特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

これから質疑を行います。

(「なし」と言う人あり)

○議長(櫻井寿彦君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「なし」と言う人あり)

○議長(櫻井寿彦君) 討論なしと認めます。

これから議案第66号を採決します。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(櫻井寿彦君) 異議なしと認めます。

議案第66号は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第 4 議案第67号 平成28年度東御市工業地域開発事業特別会計補正予算(第1号)

(質疑、討論、採決)

○議長(櫻井寿彦君) 日程第4 議案第67号 平成28年度東御市工業地域開発事業特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

これから質疑を行います。

(「なし」と言う人あり)

○議長(櫻井寿彦君) 質疑なしでございます。質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

平林千秋君、反対ですか、賛成ですか。

○9番(平林千秋君) 反対です。

○議長(櫻井寿彦君) ほかにございませんか。

それでは反対者の発言を許可します。登壇の上、討論願います。

○9番（平林千秋君） ただいま議題となりました平成28年度東御市工業地域開発事業特別会計補正予算（第1号）についての反対討論を行います。

反対理由は、先ほど補正予算第4号で述べたとおりであります。

以上。

○議長（櫻井寿彦君） これで討論を終わります。

これから議案第67号を採決します。本案は挙手により採決します。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

（賛成者挙手）

○議長（櫻井寿彦君） 挙手多数であります。

議案第67号は原案のとおり可決されました。

お知らせします。これからの議案につきましては、委員会に、失礼しました。ちょっとお待ちください。

---

#### ◎日程第 5 議案第71号 平成28年度東御市一般会計補正予算（第5号）

（上程、説明）

○議長（櫻井寿彦君） 日程第5 議案第71号 平成28年度東御市一般会計補正予算（第5号）を議題とします。本案に対する提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（掛川卓男君） おはようございます。ただいま上程となりました議案第71号 平成28年度東御市一般会計補正予算（第5号）につきまして、提案説明を申し上げます。

お手元の平成28年度東御市議会第3回定例会議案（第2号）の中にとじ込んでございます補正予算書の1ページをお願いいたします。

議案第71号 平成28年度東御市一般会計補正予算（第5号）。

平成28年度東御市の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによるものでございます。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ20万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を153億2,789万8,000円とするもので、第2項補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。

2ページをお願いいたします。第1表歳入歳出予算補正につきましては、ご覧のとおりでございます。

3ページから5ページの歳入歳出予算補正事項別明細書の1、総括につきましては、説明を省略させていただきます。

飛びますが、8ページをお願いいたします。初めに歳出から説明を申し上げます。

款9教育費項4社会教育費目2公民館費20万3,000円の増額につきましては、（6）分館施設整

備事業費でございまして、湯の丸公民館のトイレ改修に要する補助金の増と、今年度内示いたしました公民館改修等に係る補助金につきまして、区の事情により今年度の実施が困難となったことによる補助金の減でございます。

6 ページ、7 ページに戻っていただきまして、歳入について申し上げます。今回の歳出補正に要する財源である歳入につきましては、款19繰越金項1繰越金目1繰越金、純繰越ございまして、純繰越金20万3,000円でございます。

以上、議案第71号 平成28年度東御市一般会計補正予算（第5号）につきまして、提案説明を申し上げます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（櫻井寿彦君） お知らせします。これからの議案につきましては、委員会に付託される議案であります。よって、自己所属委員会の担当部門に係る議案の質疑については、原則として委員会をお願いすることが例となっておりますので、申し添えます。

---

**◎日程第 6 議案第68号 東御市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例**

（質疑、委員会付託）

○議長（櫻井寿彦君） 日程第6 議案第68号 東御市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

横山好範君。

○3番（横山好範君） ちょっと私、一般質問でも遊休農地の利活用についての質問をしたんですが、その際に若干申し上げました。農業委員会の法律といいますか、それが変わりまして、農業委員会の選出の方法やら、あるいは農業委員会における組織の全体について若干変更があったというようなことでありまして、一番の問題というのはやっぱり国としても各県、全国的に遊休荒廃農地の増加というものを非常に懸念をした結果、農地利用の最適化を何としても図っていかなくちゃいけないというようなことの中で、農業委員会の最重要業務として位置づけられたということになります。

そのために農地利用最適化推進委員が新設をされるということございまして、その趣旨を踏まえての定数の設定になっているかどうか、そのところをお伺いしたいと思います。

○議長（櫻井寿彦君） 産業経済部長。

○産業経済部長（北沢 達君） 今回の改正の中の推進委員等の定数についてのご質問につきましては、農林課長の方から申し上げます。

○議長（櫻井寿彦君） 農林課長。

○農林課長（金井 泉君） それでは今回の農業委員会の定数等の改正に関しまして、国等の趣旨を踏まえた定数になっているかのご質問でございますが、全員協議会の際にもご説明は申し上げま

したが、今般の農業委員会等に関する法律の改正において、農業委員会の業務は農地等の利用の最適化の推進であることを明確化することなどを内容として、今年の4月1日から改正法が施行されております。

この農地等の利用の最適化の推進を図るため、農業委員会の機能を委員会としての決定行為と、各担当区域での活動の2つに業務が分けられることを踏まえまして、それぞれが的確に機能するために、主に合議体として意思決定を行う農業委員とは別に、担当区域における農地等の利用の最適化を推進するため農地利用最適化推進委員を委嘱しなければならないということで規定されておるところでございます。

これまでも市の農業委員におきましては、農地等の権利移動の許可、農地転用許可に当たって具申すべき意見の決定などの農地法等により、その権限に属した事項のほか、農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消策などのいわゆる農地利用の最適化と言われる業務も行ってきているところでございます。今回の法改正に伴いまして、農地利用最適化推進委員を新設するに当たり、現在の農業委員の担当区域を変更しないことを基本に、農業委員と推進委員が連携を図りながら、一体となって農業委員会全体として農地等の利用の最適化を推進することが効率的、かつ適当と判断しまして、農業委員が18名、農地利用最適化推進委員が5名という定数を定めたものでございますので、ご理解をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（櫻井寿彦君） 横山好範君。

○3番（横山好範君） 農業委員と推進委員とが連携を図りながら、同様の仕事をやっていくという、そういうふうな内容のご説明であります。今までは農業委員、東御市としたら農業委員の数が18名に減らされた、いろいろな推進委員を含めると今までとほとんど変わらない数に合計の数になるわけですが、そういう中で今までやってきていて、なかなか進まない農地の利用、活用について推進委員が主体となってやっていってもらうというような、そういった何ですか農業委員会法の改正があったわけでありまして、その辺のところは法的には従来は必須業務となっていなかった農地の利用増進が、今度農業委員会の必須業務として非常に大きな位置づけがされたという中でありますので、今、そういった説明でありまして、今までやっていたから同じようにやっていけるんだよと、こういうお話であります。その辺のところは十分認識をしながら、しっかりと法定の許認可の農地法の関係のそういった業務のほかに、かなり日常的なそういった業務がこまめに行われなければならない業務というふうに私は思っていますので、その辺のところを十分認識をしながら、これからやっていっていただくとともに、また仕事を進める中で場合によったら推進委員と農業委員との役割分担というものも市として考え直しをしながら、柔軟な対応で地域の農地の有効利用と、優良農地の確保というものをぜひ進めていっていただきたいと、こういうふうに思っていますので、ぜひそういったところを含めて、よろしくお願ひしたいと、こういうふうに思います。

○議長（櫻井寿彦君） 要望でよろしいですか。

阿部貴代枝さん。

○8番（阿部貴代枝さん） 全協でもお願いしたことをまたちょっと記録に残るということで、お願いしたいと思います。

今までの農業委員さんは選任制がありまして、議会で特に女性を2名という形で選任していただきました。今回のこの18名と5名の関係は、どういう形で市長が任命されるか、ちょっとわかりませんが、もし各5つの地区に推薦というか、そんなようなことを依頼なさるとしたら、やっぱり意識をして女性もという、数を考えていただかないと、何か女性が任命されなくなってしまうという、そんなことが懸念されますが、その辺のことは市としてはどのように行っていく予定ですか。ちょっとお聞かせください。

○議長（櫻井寿彦君） 産業経済部長。

○産業経済部長（北沢 達君） ただいまの委員への女性の登用ということのご質問でございますが、農林課長の方からお答え申し上げます。

○議長（櫻井寿彦君） 農林課長。

○農林課長（金井 泉君） ただいまの女性の委員の登用に関してのご質問でございますが、いずれにしても女性委員の登用ということは重要なことだと思っておりますので、その辺のことも加味しまして、今後どのように委員の推薦を受けていかなどを今後具体的に詰めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（櫻井寿彦君） 阿部貴代枝さん。

○8番（阿部貴代枝さん） ぜひ安倍首相も一億総活躍、女性の活躍ということをやっていますので、できるだけ大人数の女性がそこに登用されるよう、任命されるようお願いを申し上げたいと思います。

以上です。

○議長（櫻井寿彦君） 窪田俊介君。

○1番（窪田俊介君） 農業委員会の改正法の全体像としての考え方で質問しておきたいんですが、改正農業委員会法ってそもそも農協改革関連法の一環として、その中に盛り込まれたもので、従来の農業委員会法の目的が農業生産力の発展及び農業経営の合理化を図り、農民の地位向上に寄与するという、そのための法律であった目的が、そのまま削除され、そこから今回農地利用の最適化推進というのを強調する、そうした流れになったのが今回の法改正であります。そして農業委員会の公選制の廃止、そして任命制になる、また意見の公表、建議という、そういう事務を削除、事務の内容から削除されています。

全体像として見ると、遊休荒廃地の利用という、目標されていますし、使い方によると思うんですけども、やはり従前農業農地法の、農業委員会法のように、農地法に基づいた農地行政を行う、農民の意見を反映させる機関という役割は弱められている印象があります。それでも今回の法

改正に国会の議論を経て、農家の代表という、そういう機関を担保するための要件が幾つか盛り込まれているはずであります。任命要件について、それらの幾つかの要件があると思いますが、それは何か、お聞きします。また市独自のものがあるか、お聞きします。

農地利用最適化推進委員、先ほど横山議員の方でも質問しておりましたが、農地面積の規模に応じた国の基準、これはどういう内容で、市の状況はどうか。農地集約率もこれ、たしか関係したと思いますが、その辺をお聞きしたいと思います。

○議長（櫻井寿彦君） 産業経済部長。

○産業経済部長（北沢 達君） ただいまの農業委員等の任命要件と、農地の集約化等のご質問につきましては、農林課長の方からお答えいたします。

○議長（櫻井寿彦君） 農林課長。

○農林課長（金井 泉君） それでは農業委員等の今回の法改正等に伴います任命要件に関するご質問でございますが、これにつきましては全協の資料でもお示ししてございますが、農業委員を任命する際の要件ということで、農業委員は農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他農業委員会の所掌に関する事項に関し、その職務を適切に行うことができる者のうちから、市長が任命するというところでございます。

農業委員になることができない者ということで、破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者、禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、または受けることがなくなるまでの者ということでございます。

それで今回特別設けられた要件としまして、農業委員の過半数は認定農業者でなければならないということが決められております。ただ、例外としまして認定農業者の数が少ない場合、認定農業者数が委員定数の8倍を下回る場合は、議会の同意を得た場合には、その認定農業者に準ずる者、これは認定農業者の親族等ですけれども、そういう者を加え、過半または4分の1以上とすることができるといことで、当市におきましてはこの例外規定の適用になるということでございます。

農業委員等に関しましては、以上でございますが、次に最適化推進委員の要件でございます。最適化推進委員の要件に関しましては、おおむね先ほど申し上げた農業委員と同じ内容の規定となっております。それから農地の面積要件等に関する定数等の関係でございますが、まず面積による要件としまして、農地面積が1,300ヘクタール以下、申しわけありません、済みません、農地面積が1,300ヘクタール以上の場合で、6,000ヘクタールを超えない場合は農業委員の定数の上限は19人というふうに定められております。東御市は農地面積が3,226ヘクタールということでございますので、この上限内で18人というふうに農業委員の定数を定めております。

以上でございます。

○議長（櫻井寿彦君） 窪田俊介君。

○1番（窪田俊介君） これも要望にはなりますけれども、やはりいわゆる日本の農業というのは農家、中小、小規模の零細の農家の皆さんや、また規模の様々なところで担っているところがある

と。ともすればやはり国の今のT P Pの推進の中で大規模化、そうしたものでてこになる可能性がある内容が含まれているという点で、やはり農家のための機関である、そのことを要望しておきたいと思います。

以上です。

○議長（櫻井寿彦君） これで質疑を終わります。

お諮りします。本案は産業建設委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（櫻井寿彦君） 異議なしと認めます。

議案第68号は産業建設委員会に付託することに決定いたしました。

ここで15分間休憩いたします。

休憩 午前10時37分

---

再開 午前10時53分

○議長（櫻井寿彦君） 休憩前に引き続き、会期を開きます。

---

◎日程第 7 議案第69号 東御市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

（質疑、委員会付託）

○議長（櫻井寿彦君） 日程第7 議案第69号 東御市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。なお平林千秋君から、本件に関し、事前に資料配付の申し出がありました。これを許可します。資料配付のため、ここで暫時休憩とします。

休憩 午前10時 分

---

再開 午前10時 分

○議長（櫻井寿彦君） 休憩前に引き続き、会議を続けます。

これから質疑を行います。

三縄雅枝さん。

○14番（三縄雅枝さん） 議員報酬については、議員報酬審議会、特別職報酬審議会において議論されるというふうなことは認識をしております。議員自らがうんぬんをすることではないというふうな認識はしておりますけれども、出てまいりましたので、1点、2点、聞かせていただきたいと思います。

なぜこのときのかなというふうに思ったときに、任期が11月で切れますし、新しく議員が選出をされるということと、人数が定数が2減ということで、こういう議論をしていただいたのかなというふうに私個人としては思っておりますけれども、なぜ今のこの時期に議論をしようというふう

に思っていた、その技術論の根拠になること、それは何なのか。また、その上げようといった理由は何なのか。なぜ今なのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（櫻井寿彦君） 総務部長。

○総務部長（掛川卓男君） ただいまの三縄議員のご質問でございますが、なぜこのときかということでございます。市議会議員の定数につきまして、東御市の合併当初は22名ということでありました。その後、19名になり、今般議会の改革に基づきまして17名になるということでございます、このことによりまして、また、更に常任委員会の数も3から2に減ることによりまして、議員1人当たりの職責が大変大きくなるということを踏まえまして、今般議員報酬の改定をお願いしたいということでございます。

以上でございます。

○議長（櫻井寿彦君） 三縄雅枝さん。

○14番（三縄雅枝さん） 反対をするつもりでお話を申し上げているわけではないですけども、任務が重くなるということなんですけれども、やはりこの報酬というのは本当に頑張っているね、少し上げてもいいんじゃないというような市民からの声、何やってんの、ちょっと高すぎない、そういうような、逆にそういう声もあるかと思うんですけども、今、お話によりまして定数が減になるので、任務が重くなるという根拠だけのようなお話を伺いましたけれども、もっと、それで今までずっと議員報酬に関してお話を聞く中で、やっぱり同規模の自治体、平均的というようなお話もたびたびありました。そういうふうに議論をいただいて、上げていただくということに関しては議員といたしましては、そうですかというお話ですが、市民感情にしてみればどうなのかなというふうに思いますし、以前より議論といいますか、意見交換をする中で、本当に若い人が出られるような議員報酬だったらいいねと、若い人に、子育て世代、現役世代に頑張っていただける議員報酬だったらいいねというふうに思っておりましたけれども、ここで3万1,000円の上乗せということですので、現役の子育て世代の皆さんにはちょっと無理なのかなというような気もいたします。議員報酬、報酬審議会の皆さんにご意見をいただいたということですので、その根拠というのもお話しいただきましたので、お話はお聞きをしておきます。

○議長（櫻井寿彦君） 平林千秋君。

○9番（平林千秋君） 済みません、資料配付でお時間をとらせて申しわけありません。

この議員報酬についても、特別職の議員報酬審議会で議を経て、市長の諮問でという仕組みは重々承知しておりますが、私は議員定数及び議員報酬は議会活動の最も基本となる事柄でありまして、議会が自立的に決めるべきものだというふうに私は思っております。せっかく審議会の答申を経たということですから、基本的なことを申しつつ、質問をいたします。

今、部長の答弁がありましたけれども、なぜ改定かということについて、議員定数の削減、それから常任委員会の削減、職責が大きくなったというお話であります。諮問の中身もそういうふうになっております。

ただ、私、議会活動というのは常任委員会の数だとか、議員定数にかかわらず、市政全般にやっ  
て、市民から選ばれた議員として、市政の状況、国政の状況、全体を勘案して研究、調査し、提言  
していくという機能を持っておりますから、何か議員が減ったから職責が大きくなったというふう  
になるのかなというふうに私は思っております。

そこでご答弁のように減ったから職責が大きくなったというのは、何をもって議員報酬を上げな  
ければならないという、そういう相互関係、どういうふうなお考えで提起されたのかと。実際報酬  
を何%上げる、11.4%上げとなりましたけれど、職責の大きさに鑑みて数値化して定義できる  
ということなのかどうか、そのお考えについてお聞きしたいと思います。

それとこの議案の中には入っていませんけれども、報酬審議会の説明の中では、この引き上げの  
根拠について、他の市町村の状況を考慮したということになっておりますが、具体的には他市との  
比較、改定率、どうなっていましたか。まず質問します。

○議長（櫻井寿彦君） 総務部長。

○総務部長（掛川卓男君） ただいまのご質問につきましては、若干詳細ございますので、総務課  
長からお答え申し上げます。

○議長（櫻井寿彦君） 総務課長。

○総務課長（横関政史君） 平林議員のご質問にお答えいたします。

根拠でございますけれども、改正の概要にもございますけれども、現行の県内他市との均衡を考  
慮してということでございますけれども、具体的には東御市の人口は県内19市中、人口は17番目  
でございます。一方、議員の報酬につきましては、月額18番目ということで、そこに相違が生じて  
おりましたので、人口の類似する、具体的には16番目の駒ヶ根市、18番目の大町市さんの議員の報  
酬を参考にいたしまして、その平均等を踏まえた中で改正案を提出したものでございます。

以上です。

○議長（櫻井寿彦君） 平林千秋君。

○9番（平林千秋君） 今のご答弁では前段についての答弁がないんですが。職責が重くなったか  
ら上げましょうというのは、実際の額に反映する、そういう相関関係はどういうふうに考えている  
かということ、いいです、再質問になりますから、続けていきますから。そのところは私は  
さっき申しましたように、議員の職責というのは担務委員会の増減だとか、そういうことにかかわ  
らず、議員という立場からすると市政全般をいつも考慮している。だから増減はあまり関係ないと  
私は思っているんですよ、自分の議会活動体験からして。だから議員が減ったから、担務所掌が増  
えたからというふうに一概に言えないんじゃないかなというふうに思っていますが、一番の理由と  
して挙げたから何なのかということをお聞きしたので、改めてお伺いしておきます。

議員報酬の算定については、いろいろな方法がありまして、議員活動の対価と同時に、今はかな  
り専門職化していますから、生活給という要素も加味しなければならないというのが大体定説に  
なっています。その算定というのは定かなことではありませんで、いろんな試行錯誤があるんです

ね。例えば議員の議会活動の日数を勘案して、市長職、特に市長、同じ被選出の職務として市長職と対比して、市長の50%だとか40%とかというふうに会津若松なんかはやっているようですが、そういうふうにやっているところもあれば、近隣と比較してというやり方もあれば、いろんな指標があるんです。当市は、近隣の比較してと、駒ヶ根市と大町市の現在の給与を足して2で割って、それが妥当な水準だから東御市と比較すると11.4%低いから上げましょうというのが、お示しになっている数字の根拠になっています。

しからは、では大町市と駒ヶ根市の加重平均が東御市の水準にふさわしいのかという、なぜなのかという問題が、です。そこのところはどうしてそういうことが妥当と判断されたのかということをお聞きしたいと思います。

1つの指標として、他市と比較するというのはどこもやっていることです。だから全く排除するわけではありませんけれども、それ1つではないということなんです。それで肝心なのは東御市の報酬水準が今の議会活動に照らして、適正かどうかということ自身を報酬審議会でいろいろ議論になったようですけれども、私は本当は自立的に東御市議会自身、議員が自分たちの活動を点検評価して、那边が妥当なのかというふうに決めるべきではないかなと私は思っております。そういうことも議会改革特別委員会でそう申し上げたこともございます。

ただ、報酬審議会の中でも、こういうご発言がございました、議事録によると。議員報酬に見合った仕事をしているかどうかだという問題提起でありましたけれど、報酬審議会の中ではそういう視点からのご論議はどうだったのでしょうか。

それから税務担当部長にお伺いしたいんですが、東御市の現行の議員報酬、年額で448万円となりますが、東御市の納税義務者、納税義務者というのは年収から勤労者の場合、勤労者控除を引いたものですが、その中央値はどのくらいで、議員の年収というのは東御市の納税義務者、およそ1万3,000人いらっしゃいますが、総報酬、総所得でした場合ですね、1万3,000人近くいらっしゃいますが、その上から何番目に類するのでしょうか。

それで最後の質問で、4番目ですが、今回の介護報酬改定で支払い、年間の支払総額はいくらになりますか。これは現行、削減前の現行の介護報酬と比較して上限はどういうふうになりますか。

○議長（櫻井寿彦君） 総務課長。

○総務課長（横関政史君） 1点目の責任の関係のご質問でございますけれども、市側といたしましては具体的な例でいきますと、一番人口の多い長野市さんの議員報酬が県内では一番高いと、続いて松本、上田等々、基本的にはやはり人口が多い順に議員報酬が順番化されていることを踏まえて、やはり他市との均衡ということが議員の責任問題についても比例するというような考えで改正額を算定したものでございます。

あと2点目の関係でございますけれども、所得の関係でございますけれども、市民の皆様の所得につきましては様々な職業につかれています方の所得の推計というふうにご覧しております。議員や行

政委員などの報酬につきましては、やはり同じ職種の議員の報酬の比較で考慮することが適当であると考えております。

あと審議会の中で、議員は見合った仕事をしているかというようなご質問もございましたけれども、これに対して事務局としてお答えする立場ではなかったもので、ご意見としてはお聞きしてありますけれども、ほかの意見といたしましては議員のモチベーションが上がるような報酬であってほしい、議員は幅広い仕事があるので議員が一生懸命やれるような仕組みづくりもお願いしたいというような前向きなご意見もございました。

以上でございます。

○議長（櫻井寿彦君） 市民生活部長。

○市民生活部長（土屋一夫君） ご質問の3番目になりますかね、平均、市内の課税所得者の中の順位づけについてということでございます。適切なそれ用の数値を税務課として持ち合わせてございませんけれども、せっかく議員のところで配付をいただきました資料をちょっともとに、類推をさせていただきたいなというふうに思っています。

実はこの資料のもとになりましたものが総務省のホームページで年度別の課税状況調べということで、毎年7月1日付の基準で3月末に発表されるというものがございまして、各市町村から第31表、総所得金額等の段階別家族別年度納税義務者数等に関する調べ（1）納税義務者数という名称で定められた様式にて、長野県でいきますと県の企画振興部市町村課を通じて毎年総務省に報告しているというものが、ここにも、資料の中にも少し見え隠れしておりますけれども、ございます。市の担当から言わせていただきますと、統計調査の調査表の一部という捉え方でさせていただいています。ご覧のようにこの表につきましては、50万円、あるいは10万円刻みでの総所得額、先ほど議員からもご説明がありましたが、収入から必要経費を引いた金額でございますけれども、区分別の納税義務者数を推計したものがございます。各人の総所得でございまして、利子所得から不動産、事業、給与所得、あるいは総合課税の譲渡所得などの合計の所得額というものがここに反映をしているということでございまして、均等割のみの納税義務者及び非課税者は含まれていないということが前提でございます。

そういったちょっと私どもが持っている調査表のご説明を差し上げて、平成20年度申し上げますと、ここに示されているとおり納税義務者はそういうルールのもとで1万2,881名でございます。この分の合計所得額がわかれば、人数で割ると平均的な総所得額としてできるようになってございますけれども、市のコンピュータシステムの中でその総所得額の合計ができるようなシステムになってございませんので、この表に基づいて検討すると、議員お示しの中央値というものでございますけれども、人数合計の半数、約6,000番ということで中央数値ということでお示しいただいているのかなというふうに思っています。所得額では200万円から210万円の区分になっているという仕立ての中でいきますと、総所得額を全部給与収入ということで計算しますと、年収でいきますと311万7,000円から325万6,000円くらいの収入額に相当するというところでございます。済みません、

長くなりまして。

改定額、ここにお示しのように議員報酬として499万円の給与収入と仮定して計算をいたしますと、345万円の年額の総所得金額になりますので、表にお示しいただいたような300万円から350万円の表の段階区分になりますので、おおむね総計の1万2,881人中上から4,000番台、帯たいでいきますと3,000から4,000番ということになるかというふうに理解ができる表だというふうに思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（櫻井寿彦君） 平林千秋君。

○9番（平林千秋君） 前段の総務課長のご答弁ですが、やっぱりよくわからないんですよ、指標がないから。答弁、なかなか難しいと思います。ただしあえてお聞きしたのは、提案理由、諮問理由の中でそのことを挙げているので、それはそれなりに根拠を示さなければいけないでしょうということでお伺いしたんです。難しいんですよ。ただ、そこは総合的に勘案するという、それはやっぱり報酬審議会でもなかなか難しさが出ております。議員がどれだけ活動しているかだというふうな問題提起があってもなかなか事務局からもお答えしにくい。それは当然なんですよ。それはやはり私は議会の自律的な作業として、議会自身が自分たちの活動を点検、精査して、市民の皆さんにご負担をお願いするにはどうしたらいいのかということがやっぱり必要なんだというふうに改めて思います。

せっかく上げていただくということで、ごっちゃんというふうにするのか、いやいや市民生活から見てどうするのかというご判断があるかと思いましたが、今、部長が説明していたような資料も提供したわけです。これを見ると、決して飛び抜けて多いと、今の水準が、わけでもないが、今の市民生活の実際からすると少なくともないというのが現状だろうと思います。先ほど3,000番目か4,000番目か、その間に入りますよと。実はその下に納税義務者でカウントされているのが1万2,881人ですが、そのほかに均等割だけの世帯というのが、今度の決算書にも出ていますが、2,400世帯いらっしゃる。そのほかに非課税の世帯もかなり数いらっしゃる。議員の立ち位置からすると、そのずっと所得が少ない方々が1万数千人いらっしゃるというのが、今の私たちがいただいている数字なんですよ。失礼ながら、ここにおられる部長職の皆さんは、それよりもずっと上の方いらっしゃる。市長はもっと上ですけど。それだけ市民の皆さんからご負担いただいて、我々の活動をしているということでもあります。

ですから今の水準が適切なのかどうなのかというのは、やはりそういう市民生活の実態や、市民の感情に照らして、ご納得いただけるかどうかということも、やはり市民の皆さんに根拠を持って説明できるようにしていかなければ理解が得られないだろうというふうに私は思うんです。ですからそういう説明ができるだけの構えというの、提案する側も、そして私たち享受する議員側も、きちんと持っていく必要があると思います。近く市議選ありますから、上げたけれどどういう判断なんだというふうに聞かれたときに、我々どう説明するかですよ。私の立場から説明はしますけれども、上げてありがたいというだけでは済まないという問題があると思います。この点では、や

はり議会の自立的な作業と決定ということが不可欠かと思えます。

それで、時間とって議論させていただきました。これは担当常任委員会のところで付託されるわけではありますが、改めてそういう視点からも議論を深めていただいて、決定していきたいなというふうに思っていますので、よろしくをお願いします。

以上です。

○議長（櫻井寿彦君） 総務部長。

○総務部長（掛川卓男君） 済みません、先ほどのご質問の中で、職責が増えたということの数値にしたものはないのかというご質問についてですが、若干補足させていただきますが、議員活動すべてを、様々な議員活動があると思えますが、それが1つ市民3万人の意見を聞くことだというふうにした場合、それを現行の19人で聞く場合と、17人で聞く場合、おのずとそこに差は出てくるというふうに考えております。数値化という考え方からすれば、そういうことも参考かなと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（櫻井寿彦君） 阿部貴代枝さん。

○8番（阿部貴代枝さん） 何か質問も答えもちょっと難しいことばかりあって、よくわからない部分があるんですが、前の質問とかぶらないようにお聞きしようと思えますが、今回、確かに職責が大きくなることを踏まえてというご判断、市長にいただき、報酬審議会で質問されたということ、ここに説明がありますが、これは本当に大変ありがたいと感じております。

ただ、今の出ていましたが、報酬審議会でどのような意見が出されたか、増額改定をすることに対してどんな意見が出されたか。先ほど前向きな意見を何個か説明いただきました。別の意見、方向の議員報酬に見た活動ということもありますが、そのほかに別な意見が改定の11%も上げるというこの部分で意見があったか、お聞きします。

それでこの報酬審議会というのは、これ決めて、この報酬改定のあれを提案していただいて、1回で決めたのか、それともその審議会の委員さんは地元に戻って自分の周りの人たちに、こんなことが今、出ているけれども、何かこう、それに対してどうだいというような意見を聞けるような、そんなチャンスがあって、これが決定になったのか、そのあたりをお聞かせください。

○議長（櫻井寿彦君） 総務部長。

○総務部長（掛川卓男君） ただいまの報酬審議会の意見等の状況につきましては、総務課長からお答え申し上げます。

○議長（櫻井寿彦君） 総務課長。

○総務課長（横関政史君） では、意見並びに質問等についても出ましたので、それぞれにつきましてお答えいたします。

市議の年齢で一番若い人と最高の年齢は、また平均年齢がわかれば教えてほしい。今回の改定案で議員の数は減るわけですけれども、総額としては減るのか、増えるのかというご質問。議会の開催日数等について、県内他市の状況はどうなっているかというご質問。改定は定期的に行っている

か。今回の改定は議員からの要望であるか。他の市町村の改定の状況はどうか。議員報酬の考え方は、生活給か名誉職としての報酬であるのか、あるいは両方を兼ね備えたものなのか。これまで改定の議論をした経過はあったのか。先ほど出ました議員報酬に見合った仕事をしているのか。あとは議員報酬以外に議員に直接払われているものにはどんなものがあるのか。あと先ほど言いましたけれど、ここからは意見ですが、議員のモチベーションが上がるような報酬であってほしいと思う。議員は幅広い仕事があるので、議員が一生懸命やれるように政務活動費等々も含めて有効に使えるような仕組みづくりもお願いしたい。

年齢の質問に関連して、議員の平均年齢がこちらで60歳を超えるというようなお答えをしたところ、民間で考えれば給料が半額いくかどうかというところなので、金額としてはいろいろ思うところがあるけれども、議員は現役であるので、今後金額が10年間変わっていない状況があることも踏まえれば、今回は妥当ではないか等々の意見がございまして、今回の件につきましては、この1回で決定いたしましたけれども、議員の方から決定に対して、まだ調査期間を求められれば、1回で決定するという事に限らず、2回、3回というふうに聞く機会を設けてございます。

以上でございます。

○議長（櫻井寿彦君） 阿部貴代枝さん。

○8番（阿部貴代枝さん） わかりました。私がもうちょっと、こういうことでお聞きしたい部分の質問はあまりなかったみたいなんです。今回の2名の定数削減については、私がお聞きした市民の皆様の中からは、定数減るんだね、2名減るんだねということで、かなり歓迎、どちらかといえば歓迎のご意見が大勢ございました。しかし報酬の改定で上がるということがわかったときからは、またいろいろなご意見をいただいております。2名の削減にはやっぱり財政的な削減になることも考えられ、いろいろな思いもありますが、社会では非正規雇用や貧困で日々大変な皆さんがいろいろ生活の中で、広く市民の皆さんに今回のこのことを、市民の皆さんのことを考えながら、そんなご意見もお聞きすることをしながら、今、ここですぐ1回の報酬審議会で決めたことを、ちょっと改定、決定するのではなく、もう少しいろんな市民の感情とか、生活のいろんなこともありますので、もう少し議論をしてから決めていった方がいいのではないかとということで、意見としてこれは申し上げておきます。

以上です。

○議長（櫻井寿彦君） これで質疑を終わります。

お諮りします。本案は総務文教委員会に付託したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（櫻井寿彦君） 異議なしと認めます。

議案第69号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

(質疑、委員会付託)

○議長（櫻井寿彦君） 日程第8 議案第70号 東御市資金積立基金条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

平林千秋君。

○9番（平林千秋君） 2点伺います。

学校に対応して、学校長寿命化計画を今年度中に策定していくという計画になっておりまして、20年ないし30年の延命を図ろうという構想であります。それでその後、それを経て全面建替えの準備をするという構想なんです、今回の基金の設立は両方をにらんだものなのか、とりあえずの長寿命化のための資金というふうなのか、当座の運用を含めてお示しいただきたいと思います。

それから積立基金の規模は、この前の答弁でまだこれはわからないよということですが、どの程度を見込んで、その原資をどういうふうを考えているか。

○議長（櫻井寿彦君） 教育次長。

○教育次長（清水敏道君） 前段の質問は私の方でお答え申し上げます。

一般質問でもお話ししたとおりでございます、長寿命化のための改修の費用、中長期にわたるかと思いますが、基本的にはその分の積み立て、必要な財源の確保という目的でございます。

○議長（櫻井寿彦君） 総務部長。

○総務部長（掛川卓男君） 学校施設整備基金の積み立ての原資は何かというご質問でございますが、学校施設整備基金につきましては、平成18年までございまして、18年に公共施設等整備基金に合体したという経過がございます。その当時に積み立てた金額がございまして、それからここまでの間で学校施設整備に関して繰り入れて使った金額がございまして、それを差し引くと約2億2,000万円ほどございますので、まずそれを原資といいますか、スタートにというふうに今のところ考えております。

○議長（櫻井寿彦君） 平林千秋君。

○9番（平林千秋君） とりあえず2億2,000万円ということですが、その後、もう少し事業の計画の進展に伴って、積み増していくということは当然考えられますよね。その原資はどうかかわりますか。

○議長（櫻井寿彦君） 総務部長。

○総務部長（掛川卓男君） その後更に必要な額が生じるかどうかは、今後の計画によってということになりますが、その際は財政の中で工面しながらということになるかと思っております。

1つの考え方いたしますと、合併振興基金というのがございますので、これも市の財政全体として考えますと、合併振興基金の活用ということも考えております。

○議長（櫻井寿彦君） これで質疑を終わります。

お諮りします。本案は総務文教委員会に付託したいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(櫻井寿彦君) 異議なしと認めます。

議案第70号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

---

◎日程第 9 議案第56号 平成27年度東御市一般会計歳入歳出決算認定について

(質疑、委員会付託)

○議長(櫻井寿彦君) 日程第9 議案第56号 平成27年度東御市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これから総括質疑を行います。

依田政雄君。

○16番(依田政雄君) 16番、依田政雄でございます。何点かについて、確認も含めてお聞きをしたいと思います。

まず212ページでございますが、子育て支援目の324ですね、目の子育て支援費、当初予算で補正で2,680万円ほど盛っております、更に不用額へいきますと1,000万円ほどの不用額が出ておりますけれども、項目を積算すればこの額になるんですが、財政の健全化の観点からいきますと、これはもう当初予算を組む段階でわかっていたのではないかなと思うんですが、その辺のところは不用額、大幅な不用額が出ておりますが、この辺のところについての考え方について、お聞きをしたいと思います。

それから221ページでございますが、8の家庭的保育事業費について決算で盛られております。このことについて私、当初予算のことについても質問を申し上げて、その内容等についてお聞きをしたわけでございます。

説明資料の中からいきますと、そのとおりの状況であるわけなんですけれども、確認の意味で、この当初予算、小規模事業委託料、当初予算は853万円を盛ってあったわけでありましたが、大幅に今回2,260万円ほどになっているんですが、このことについて内容について少しお聞きをしたいと思います。確認の意味で、それは聞きたいと思います。

それから273ページでございますが、272ページから273ページであります。衛生費、款衛生費、項の清掃費ですかね、ごめんなさい、その下の上下水道費でございますが、このことについて273ページのところで、不用額がこれがやっぱり2,400万円ほど不用額が出て、盛られてあるわけでありまして、この辺のところも財政の健全化という上から、予算編成の段階でこれだけの不用額が出るということはできなかったのかどうか、その辺のことについてお聞きをしたいと思います。

以上、3点についてお聞きします。よろしく答弁をお願いします。

○議長(櫻井寿彦君) 健康福祉部長。

○健康福祉部長(山口正彦君) 212ページの子育て支援費の関係、221ページの家庭的保育事業の関係につきましては、子育て支援課長からお答え申し上げます。

○議長（櫻井寿彦君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（坂口光枝さん） それでは220、221ページの家庭的保育事業について申し上げます。

こちらにつきましては、現在、乙女平にあります「おひさま」の事業でございます。12人ということで昨年運営しております、こちらは利用者の希望も多かったことから、こちらについてたくさん予算的には見込みましたけれど、3月決算の段階で見込んだほどちょっと利用者、年間を通しては見込みより少なかったということで、こちらの方、決算では不用額がたくさん出ております。詳細についてはちょっと今、調べております。

○議長（櫻井寿彦君） 都市整備部長。

○都市整備部長（寺島 尊君） 273ページの上水道費の負担金の残1,400万円ほどですけれども、ちょっと申しわけございません、手持ちが資料がちょっとございませんので、お時間をいただいて調べさせていただいた上で答弁を申し上げます。

○議長（櫻井寿彦君） また答弁、でき次第またお答え申し上げます。関連ですね、依田議員。  
依田政雄君。

○16番（依田政雄君） 詳しい資料について調べてもらっているということでもありますけれども、答弁がないのでありますが、私、実はなぜこのことについて、失礼、221ページの家庭的保育事業、いわゆる小規模保育事業委託料のことについてなんですけれども、いわゆる当初申し上げましたけれども、当初予算の質問の中にこの事業内容、これ新規内容、27年度の。その新規内容について事業内容についてお聞きしたわけでございます。当初の説明したとおりのことが、この説明資料の57ページのところに載っているわけなんですけれども、当初の説明したとおりのことであるわけなんです、当初予算の説明の中で。そうすると今、定員が少なくとか、募集が少なくなったという観点でありますけれども、そうするとなぜこれだけの増額になったのかということをお聞きしたわけなんです。

その後、それがいわゆる212ページの子育て支援費の補正予算の中に反映されていることであろうかと思うんですが、この辺のところはわかっているならば、この辺のところはもっと早い段階で予算編成、補正ですね、その辺の減額補正もできたのではないかなというふうに思いまして、質問させていただきました。

○議長（櫻井寿彦君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（坂口光枝さん） 214、215ページの依田議員の19の負担金補助金のこちらの方の不用額につきましては、ちょっと今現在、調べておりますので、お待ちください。

なお家庭的保育事業につきましては、おひさまこども園につきましては57ページにありますように、12名の定員で、1年目の運営、月平均11、延べ人員128名となっております。

○議長（櫻井寿彦君） 依田政雄君。

○16番（依田政雄君） その辺のところの内容をお聞きして、それを示していただければ私の方

としてはわかりますので、数値的なことについてお知らせ願いたいと思います、それでいいです、この段階では。

○議長（櫻井寿彦君） ただいまの質問につきまして、わかり次第こちらから答弁申し上げます。  
ほかに質問ございませんか。

青木周次君。

○13番（青木周次君） 決算書の30ページですけれど、12の負担金の総務費負担金補正、減額の減額補正の5,858万4,000円は、職員退職手当積立金負担金で、市民病院職員の分でのよいかの確認と、それから69、71ページの備考欄にあります職員退職手当基金積立金2億2,899万1,067円の財源内訳のその他特定財源で、1,174万5,000円は公営企業会計の水道、下水道事業会計からの負担金ということでよいかの確認、また病院も公営企業、これはお答えをいただいてから、ではちょっと聞いてみたいと思います。

次に、2点目の207ページの28年3月定例会でも申し上げましたが、田中保育園解体工事関連が予算というか、決算がなされておりますが、東保育園、田中保育園の跡地利用について、まだ土地売却収入補正が上がってこないということは、売れていないだろうと思いますが、前回総務部長の今後公共施設の利用は考えておりません、現在、売却に向けての準備を進めているとの答弁でしたが、その後の状況はどうようになっているか、お聞かせ願います。

以上、2点です。

○議長（櫻井寿彦君） 総務部長。

○総務部長（掛川卓男君） ただいまのご質問につきまして、総務課長からお答え申し上げます。

○議長（櫻井寿彦君） 総務課長。

○総務課長（横関政史君） 31ページの職員退職手当基金積立負担金の5,858万4,000円の減額につきましては、議員おっしゃいますとおり3月の補正におきまして、病院の経営基盤安定化のため病院事業会計からの負担をやめるという形で、3月補正で減額したものでございます。

あと69ページの、71ページの職員退職手当基金積立金のその他特定財源1,174万5,000円につきましては、公営企業会計からの繰り入れによるものでございます。

以上です。

○議長（櫻井寿彦君） 総務課長。

○総務課長（横関政史君） 田中保育園の売り出しにつきましては、広報並びに市のホームページで現在、公募している状況でございます。

以上でございます。

○議長（櫻井寿彦君） 青木周次君。

○13番（青木周次君） ただいまお答えいただきましたが、確かにこの病院会計も公営企業で行っているので、負担金は私は一般会計で持って、今回は持ったようではありますが、この辺がもつとそのような、今までずっと私もこの会計というか、見てきて、議員になって見てきて、このよう

な処置をとったのは今回3月補正から28年度予算にかけて初めての会計処理をしたんですよ。議員の連中わからないだろうという意味でやったのか、その辺が私は今後このような会計処理をする場合は、もっと細かい説明をされ、このような処置をして、なかなか病院が苦しいから一般会計からの支出を小さく見せているわけですね、実際は。それであと病院の方でまた質問しますが、この方法が果たしてよいのかという、その処理方法、ある人に相談したら、これはしょうがないことであるからと、3月はいろんな諸事情があって、私も質問をしないできたところがあったんですが、その辺は事務局というか、事務というか、皆さんがこういう処置をとってこうなんだ、数字のトリックプレーをかけてしまったような感じなんですね。うまいんですよ、とても。その辺が私は納得できなかったんです。だから今回9月決算にぜひ聞いてみようと思ってお聞きしたんですが、その辺のご回答だけいただければ。

それともう1点、さっきのホームページやいろいろあれしているが、立て看板すら1つ、ないんだけど、あそこに所有者東御市で、お問い合わせ先はこちらへとか、そのような看板は立っているのか、2保育園跡地ね。

○議長（櫻井寿彦君） 総務部長。

○総務部長（掛川卓男君） ただいまの職員退職手当基金の積立金に関して、病院からの繰り入れをしないことにしたということの経過ということでございますが、経理上はどちらもできるということの中で、こういう方法を選択したということでございます。

考え方、あるんですけど、これ現状では病院会計、赤字が続いているということの中で、基本的にはその補てんを市の一般会計からしているということですので、約5,800万円、それを市が収入するということは、その分市から病院の会計へ繰り出すということになります。これはダブル計上という見方もございまして、そこを整理させていただいたということでございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（櫻井寿彦君） 青木周次君。

○13番（青木周次君） ちょっとくどいようですけど、そのダブルにそういうふうにかささない、確かにそれはそういうふうにも簡略化したことはいいんですよ。だから説明をしてください。こういうわけでこういうふうにしたから、ご理解のほどをと言っていたら、わからなかった議員さんだって正直、3月議会の病院補正のときに、また病院の方で質問しますが、わからないでそのままにして、言われるままに、そうですかと言って終わっている人がいるんですよ、正直なお話。だからそうではないんですよ、トリックプレーだったんですよ。トリックというと何か魔法使いみたいなことですが、その処置をしっかりとこういうふうにして、こういう会計方式に変わったからご理解いただきたいと言えば、みんなわかるんですよ。そのことだけ一言申し添えて終わります。

○議長（櫻井寿彦君） 総務課長。

○総務課長（横関政史君） 保育園の現場の方に看板等の設置はしてあるかというご質問でござい

ますけれども、現在、ちょっと看板の方は設置してございません。今月末に入札がございますけれども、万が一応札等ない場合につきましては、現場の看板等も含めて、さらなるPRに努めてまいりたいと考えております。

○議長（櫻井寿彦君） 都市整備部長。

○都市整備部長（寺島 尊君） 先ほどの依田政雄議員の273ページ、上水道費の負担金の1,400万円ほどの不用額ということでございますけれども、小諸市上水道事業におきます御牧ヶ原の工事費がございまして、これが小諸市水道事業の方からの請求額の確定通知が東御市の方に来るのが遅れまして、支出に間に合わなかったということでございます。そういうことでこの不用額の欄にこの1,445万4,973円が発生しておるものでございます。

○議長（櫻井寿彦君） ほかにございませんか。ほかにございませんね。

若林幹雄君。

○7番（若林幹雄君） 済みません、2点ほどお願いしたいと思います。

105ページのところでですね、105ページ、右側の委託料、空き家一斉調査委託料でございます。空き家の関係につきましては、一般質問で多々ほかの同僚議員からもたくさん取り上げられておりましたし、私も質問したところでございますけれども、これについて全体の資料等が私どもまだ見せていただいているんですけれども、この調査によって何がわかって、今後の対策にどのように役立てるのかということがわかりましたら、お知らせいただきたいと思っております。

それから123ページのところの下の方に、委託料の中で聖産業廃棄物処理埋立地水質検査委託料5万4,000円があります。聖の地籍に大石沢川の沢のところに、前にいろんな有害物質が埋め立てられたということで、その上にですが、土地がかぶせられておりまして、そこを今、調査しているわけですが、毎年これ調査していると思うんですが、これについて今までどういう状況だったのか、それからその結果をどういうふうな段取りで地元知らせているのか。これまでその中についていろんな異常値が出た経緯があるかどうか、わかりましたらお尋ねしたいと思います。

それから129ページでございます。19番目、上のこれは、129ページは総務管理費なのかな、その19番、負担金補助及び交付金の中で、太陽光発電の問題が取り上げられています。太陽光発電についてはまちとしてもこれまで大いに推進した立場なんですけれども、最近農業用地の上に太陽光発電を設置するという事業があちこちで行われておりまして、先日上田の塩田平で水田の上に太陽光発電を乗せているという事例を見てまいりました。ソーラーシェアリングという言い方をしているらしいですね。それから東御市においても、リンゴ畑の上にやはり同じような太陽光発電を乗せている例を見てまいりました。今後の中で、農業用地の上に太陽光発電を乗せるという例が出てくることもあるかなと思っております。そうした中で、市としてどのように対応なさるのか、その辺のことについてご所見をお聞きしたいと思います。

○議長（櫻井寿彦君） 都市整備部長。

○都市整備部長（寺島 尊君） 若林議員の空き家対策に関する質問でございますけれども、建設

課長の方から答弁をさせます。

○議長（櫻井寿彦君） 建設課長。

○建設課長（土屋親功君） 空き家対策についてのご質問であります。平成27年度に企画の方で空き家の実態調査を行いまして、空き家数446軒ございました。その中で、空き家バンクに登録可能な空き家数が、住宅ですね、倉庫、物置、店舗を除いた住宅が362軒ございました。その皆さんにアンケートの方を実施を平成28年7月23日から8月31日にかけて、住宅の空き家に対してアンケートの方を実施いたしました。アンケートにつきましては、362軒中送付先不明ですとか、空き家バンクに登録されて重複されている方等も含め293件の方にアンケートを実施いたしました。アンケートの内容としましては、今、空き家になっている空き家を今後空き家バンクとして登録していただけないかとか、もし売却、空き家に登録してもらえない場合はどういう理由で登録できないのかとか、あとは空き家バンクに対しての資料が必要、欲しいかどうかとか、そういうようなアンケートを実施いたしました。

その中で、105件の回答の中で、実際に空き家であるという回答がありましたのが70件ほどございました。その70件の中で、空き家を売却・賃貸してもよいという住宅に関してまして70件中20件ございました。また、その20件の中で空き家バンクの資料請求をして検討していきたいという方が16件ございましたので、16件の皆さんには資料の方を送付させていただいて、空き家バンクに入っただけのようなことを行っておりますが、今のところまだ空き家バンクの申し込みはございません。この皆さんに関しては、今後ちょっと個別にお伺いして、空き家バンクの方に登録していただけるかどうかというようなことを今年進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（櫻井寿彦君） 市民生活部長。

○市民生活部長（土屋一夫君） 123ページに係るお答えをさせていただきたいと思っております。聖の水質検査につきましては、結果的に数値を超える、基準値を超えるような結果には継続してなっております。それと情報につきましては、市の結果につきましては、ちょっと今、方法、手段を確認させていただいておりますけれども、地元の10の区長さんにご報告をしていると。それが区長会だったか、個々に結果のコピーをお渡ししているか、ちょっとそこだけ確認をさせていただいて、また後ほどお答えをしたいというふうに思っています。

128ページ、129ページに係ります太陽光のご質問であります。手続きとしますと生活環境課で特定事業という捉え方で10キロワット以上のものについては、関係部署を回覧させていただいて、適切な指導をしております。あわせてご承知のとおり、地元の区長さんを通じて地元のご意見を聞くという手続きをしていることにお答えを申し上げます。農地に係る部分については所管の部長からお答えすると思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（櫻井寿彦君） 昼食のため、午後1時まで休憩いたします。

休憩 午後 0時02分

再開 午後 1時01分

○議長（櫻井寿彦君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（坂口光枝さん） 依田議員の決算書220ページ、221ページ、家庭的保育事業費について申し上げます。

当初予算の見込みですと小規模保育事業のおひさまの定員は12名であります。新制度の初年度ということで、当初予算には8人利用程度と見込んでおりましたが、当初の予定より大幅に利用者が増えたということで、決算説明資料の57ページにありますように、定員12名のところ月平均11名の利用があったということで、6月議会に増額補正を行いまして、決算が2,257万9,288円となったものであります。

続きまして、212、213の不用額の1,000万円につきまして、多いものが19の負担金でございますが、こちらにつきましては同じく決算説明資料の56、57に10、子どものための教育・保育事業費ということで、市外認定こども園を利用した子どもの保育事業に要した費用ですということで、こちらは事業所数、私立2園ということで、上田のキッズみなみとひかりに3人の園児をお願いしていますけれど、おひさまが利用が多かったことから、市外へのニーズも高いだろうということで見込みまして、補正いたしました。年度末までの経過を見たところ、最終的には委託延べ人数が57ページの決算説明資料のとおりとなっております。不用額が生じたものでございます。

以上です。

○議長（櫻井寿彦君） 依田政雄君。

○16番（依田政雄君） ただいまご丁寧な説明ありがとうございました。ここでわかりましたので、質問を終わります。

○議長（櫻井寿彦君） 産業経済部長。

○産業経済部長（北沢 達君） 先ほどの若林議員の129ページでございますが、太陽光システムの農地的利用につきましては、農林課長よりお答え申し上げます。

○議長（櫻井寿彦君） 農林課長。

○農林課長（金井 泉君） 農地でのソーラーシェアリングによる太陽光発電、いわゆる営農型太陽光発電と呼ばれておりますけれども、これにつきましては実施に際しては事前に農地法に基づく農地転用の許可が必要となっております。

以上でございます。

○議長（櫻井寿彦君） 市民生活部長。

○市民生活部長（土屋一夫君） 先ほどの地元へのことにつきまして、担当の生活環境課長から答弁申し上げます。

○議長（櫻井寿彦君） 生活環境課長。

○生活環境課長（塚田 篤君） それでは123ページですね、聖の産業廃棄物の処理の水質調査の公表等につきまして、ご説明をいたします。

産業廃棄物の監視につきましては、県の所管ということでございまして、県においても場内で検査を行っております、県及び市の検査結果に異常がないため、今のところ公表はしておりません。ただし今後地元区の皆様にご心配をかけないような対応はきちっとしてまいりたいと考えておるところでございまして、よろしく願いいたします。

○議長（櫻井寿彦君） 若林幹雄君。

○7番（若林幹雄君） それぞれご回答ありがとうございました。では、再質問でちょっとお尋ねしたいと思います。先ほど空き家対策の関係なんですけれども、空き家として認定された軒数は70軒ということで、ただ、しかしながら実際に空き家バンクの登録だとか、あるいは賃貸等を希望されたところが20軒ということで、結構差があるんですけれども、空き家を所有している方の中でこういうことを例えば市の方でちょっとお手伝いしてもらえれば何かこう、一歩踏み出せるとかというようなものがもしあれば、アンケートの中でそういったものが出てきたのであれば、ちょっとお話しただければと思います。

ほかでちょっと私も視察の中で空き家対策をいろいろお聞きする中で、ちょっと背中を押してあげるといふような制度があれば、もっと空き家対策が進むという話も聞いておりますので、そんなところがアンケートの中でそういう要望があったかどうか、お知らせください。

それから2点目の聖の関係なんですけれども、聖のところは大石沢川の上流になるんですけれども、以前は川が相当流れていたんですけれども、あの上流でまちの水道が3本掘ってあるんですね。ほとんど水が伏流水で流れていってしまって、となるとそこで水質検査といっても、あまり意味をなさないのではないかという気がちょっとしています。検査箇所がすぐ下のところでのいいのかなのか、もっと潜っていったのであれば、そういう地下水等の調査も必要ではないのかなという気がしてございまして、それについてどう考えるのか、お知らせください。

それからソーラーシェアリングの関係なんですけれども、確かに農林課長がおっしゃるように農転の許可が必要だと、そうだと思うんですけれども、今後の中でそういう要望が出てきた場合には、どのような対応をしていただけるのか、その辺お尋ねしたいと思います。

○議長（櫻井寿彦君） 生活環境課長。

○生活環境課長（塚田 篤君） 今の産業廃棄物の処理水の水質調査の検査箇所の見直しというご意見でございまして、先ほどもお話ししたように、産業廃棄物の処理というのは県で所管になってございまして、県とも十分協議をさせていただいて、検討させていただくということでお願いしたいと思います。今ちょっとここで結論を回答できる状態ではございません。よろしく願いいたします。

○議長（櫻井寿彦君） 建設課長。

○建設課長（土屋親功君） 空き家に対しての今後の施策、後押しできるような施策につきましては、こちらの意向調査では、まずは今、空き家の皆さんがどれだけいて、空き家バンクに移行して

いただけるかというようなアンケートをとらせていただきました。賃貸または売却したくないという主な理由に、相当のリフォームが必要だからですとか、今後自分、または親族が利用する予定だから、また家財道具一式を搬出したり片づけたりすることが手間だから、また保管場所がないからというような理由が空き家として売却、賃貸したくないという理由でありました。まだちょっと今後その辺をどうするか、後押しの施策についてはまだちょっと今のところは考えておりません。よろしくをお願いします。

○議長（櫻井寿彦君） 農林課長。

○農林課長（金井 泉君） 先ほどの農地での太陽光発電の申請、要望が出てくればどのようなかというお話ですが、先ほどと同じ回答になりますけれども、農地法に基づき農業委員会において転用できる案件かどうか判断、適切に判断してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（櫻井寿彦君） 若林幹雄君。

○7番（若林幹雄君） 1点だけ、では要望ということで、空き家の関係なんですけれども、やはり今、おっしゃられたようにリフォームだとか、あるいは中に入っているごみの片づけとかというのがどうしてもネックになっているという話を聞いております。そういったところに何らかの形の補助があれば、きっとこれはまた進んでいくのかと思っていますので、空き家も地域の大事な資産でありますし、今後の中で新規で入ってくる方々の住宅としても活用できるものですから、ぜひご検討いただきますようお願いして、私の質問を終わります。

○議長（櫻井寿彦君） 阿部貴代枝さん。

○8番（阿部貴代枝さん） 322、323、商工費の交通対策費の関係で、323ページの交通システム運行補助金6,162万円がございます。デマンド交通などこの前お尋ねしましたら、10年を経て見直されるというお話がありました。説明資料の83ページにもございますが、27年度の実績としてレッツ号が利用者が3万3,700人、それから定期路線バス2万8,000人ですけれども、3年前、4年前ですか、24年度と比較してみると、デマンドのレッツ号は4万1,000人ありました。定時定路線バスは4万4,000人の利用者がございました。これを見て定時定路線バスの利用者も大幅の減なんです、交通システムの運行の見直しというのは、レッツ号とあわせ定時定路線バス両方、見直しは全体と考えてよろしいのでしょうか。そしてその見直しの具体的にされるのはいつごろとお考えでいらっしゃいますか。

以上です。

○議長（櫻井寿彦君） 産業経済部長。

○産業経済部長（北沢 達君） 322ページの交通システム運行費補助金の関係で、今の交通システムの見直しについての考え方でございますが、見直しにつきましては今、お話のありました定時定路線バス、またデマンド交通で今の交通システムは成り立っているわけですが、市全体の観光面から考えた2次交通の整備、また福祉面から考えた輸送も含めまして、総合的に見直しの方を図っ

ていきたい、検討していきたいというふうを考えております。時期につきましては、速やかにその作業に取りかかりたいと考えてもおります。

○議長（櫻井寿彦君） 阿部貴代枝さん。

○8番（阿部貴代枝さん） 速やかに取りかかっていたらということ、来年の当初ぐらいにはみんなが乗りやすい、そんな交通システムが利用できるようになるのかなと思っています。ぜひよろしくお願いします。

以上です。

○議長（櫻井寿彦君） 平林千秋君。

○9番（平林千秋君） 済みません、最後をお願いします。

109ページの湯の丸高地トレーニング施設関連委託業務費の中で、湯の丸高原荘の委託管理料が704万円ですか、当初予算で960万円組んでいましたけれど、決算値になったのは何らかの理由があると思いますが、どういう事情だったのかということをお伺いします。

それと決算説明資料の80ページ、プレミアム商品券の発行なんです、発行額に見合って売上があって、換金も換金率99.6%ということで、20%のプレミアだったんですが、それに見合うデータにはなっていますが、これによる経済波及効果、少なくとも20%はあるんですけど、この事業の目的はこれを呼び水にして経済的な地域振興を図っていくというのがそもそもの目的だったので、経済波及効果の波及という部分がどのような結果だったのかと。今後もプレミアム商品券の発行というのはあり得る事業なんですけれども、その波及効果の度合いによって、本当に効果があるのかどうかということが問われるんじゃないかというふうに思います。それでお伺いします。

それと説明資料の83ページですが、海野宿観光対策事業費で、滞在型交流施設うんのわの結果が報告されています。宿泊棟の利用はかなり増えたと、前年比で。ただ、ほかの部門についてはかなり減少しているという結果です。発足して当初は注目はされたんですが、1年間の結果がこうだと。「真田丸」効果で、最近の状況は違うかと思うんですけども、ここら辺の要因をお聞かせ願いたいと思います。

それから同じページの今、阿部議員が取り上げたデマンドの新交通システムの関係なんです、見直しを速やかにやるということですが、東御市全体の見直しに当たって、東御市全体の公共交通への何ていいますか、市民の希望、少し広い規模で実態調査もして、それに見合った体系をどう構築していくかということが今、必要なのではないかなと思います。デマンド交通そのものについては、もっと利便性があるようにということ、いろいろ具体的に要求があるんですが、定時路線バスについては朝夕の利用というは、子どもたちの通学の利用もあるんですが、昼間の運行というのはかなり研究が必要なのかなと、実態から見て、というふうに思われますので、その辺は今までの検討ではどこら辺に問題があって、新たに検討するときどういう視点でやらなければならないんだろうかということで、担当の方でどのようにお考えでしょうか。

○議長（櫻井寿彦君） 総務部長。

○総務部長（掛川卓男君） 決算書の109ページにございます湯の丸高原荘の管理委託料の関係については、企画財政課長からお答え申し上げます。

○議長（櫻井寿彦君） 企画財政課長。

○企画財政課長（岩下正浩君） お答えいたします。湯の丸高原荘の管理経費につきましては、27年4月1日から当市において管理をするということで始まっております。実際には27年度の当初で960万円の予算を盛らせていただいて、しかし途中でこれほどの額はかからないということで60万円減額をして900万円という予算で実行をさせていただきました。最終的に704万5,735円という決算で終了したわけですが、これはこれまで管理だけをしていくためにいくらかかるのかということの実際の積み上げがなかったという中で、多めに予算を組ませていただいた、そういう中でこのような結果になったということでございます。

○議長（櫻井寿彦君） 産業経済部長。

○産業経済部長（北沢 達君） 決算説明資料の80ページのプレミアム商品券の経済波及効果ということでございますが、この資料にもございますように、商品券を利用された金額はプレミアム分を含んだ販売額1億9,980万円のうち、1億9,909万8,000円でありましたので、換金率は99.6%となっております。

今回、利用された方を対象に無作為でアンケート調査を行っております。その中で、消費喚起効果というものを算出しております。これは普段の買い物において消費されたと思われるのを推計するものでございまして、商品券がきっかけとなった消費として、商品券支払い分では5,346万円、現金支払い分では2,256万円であり、合わせますと7,602万円と試算されているところでございます。そのほかにふだんの買い物で使った分もございますので、全体としてはプレミアム付商品券の事業規模としては3億2,984万円と推計されているところでございまして、これらから今回のプレミアム付商品券は市の経済効果において一定の成果があったものと考えているところでございます。

続きまして決算説明資料の83ページのうんのわの経営状況でございますが、うんのわにつきましては平成26年度の収入が2,080万円ほどでございます。支出については2,180万円ほどで、基本的には差引がほとんど0というような状況でございます。しかしながら昨年と比較しますと昨年は収入が1,586万円ほどで、支出が2,290万円ほどございましたので、昨年は赤字決算でございましたが、今年についてははかろうじて何とか多少ですが収益が出ているというような状況にはなっています。そんなようなことから基本的には今回の「真田丸」効果もあつたんでしょうし、現在、指定管理をお願いしている指定管理者の方で様々な努力をされて、運営に当たっていただいているのかなというふうに思います。

また、いろんな雑誌等を見ますと、県内でもかなり人気度というのですか、ランキングは星のやですとか、そういうところと近いようなところで評価されているような記事も見ておりますので、そういう中では頑張らせていただいているのかなというふうに考えております。

続いて、同じく83ページのデマンド交通の今後の検討方針でございますが、これにつきましては

いろいろな角度から検討していかなくちゃいけないということで、調査につきましても利用している皆さん等からお聞きしながら、検討の方をしまいいりたいというふうを考えております。

以上です。

○議長（櫻井寿彦君） ほかにはございませんですね。

これで総括質疑を終わります。

お諮りします。本案については、各常任委員会において所管事項に関する予備審査を行い、その結果に基づき、9名の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、一括して審査することとしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（櫻井寿彦君） 異議なしと認めます。

本案については、9名をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定しました。

続いて、お諮りします。決算特別委員会委員の選任につきましては、従前の例により各正副常任委員長と、各常任委員会から選出する各1名をもって充てる旨の申し合わせになっております。よって、東御市議会委員会条例第8条第1項の規定により、決算特別委員に窪田俊介君、横山好範君、蓮見喜昭君、山崎康一君、若林幹雄君、阿部貴代枝さん、平林千秋君、長越修一君、井出進一君、以上9名を指名したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（櫻井寿彦君） 異議なしと認めます。

ただいま指名いたしました9名の諸君を決算特別委員に選任することに決定いたしました。

決算特別委員は、別室において正副委員長を互選の上、報告願います。

ここで暫時休憩とします。

休憩 午後 1時24分

---

再開 午後 1時30分

○議長（櫻井寿彦君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

決算特別委員会の正副委員長が選任されましたので、報告します。

委員長に蓮見喜昭君、副委員長に山崎康一君が選任されました。

決算特別委員会は、本会期中に審査の上、結果の報告を願います。

---

◎日程第10 議案第57号 平成27年度東御市国民健康保険特別会計歳入歳出決算  
認定について

（質疑、委員会付託）

○議長（櫻井寿彦君） 日程第10 議案第57号 平成27年度東御市国民健康保険特別会計歳入歳出

決算認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

(「なし」と言う人あり)

○議長(櫻井寿彦君) 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は社会福祉委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(櫻井寿彦君) 異議なしと認めます。

議案第57号は社会福祉委員会に付託することに決定しました。

---

◎日程第11 議案第58号 平成27年度東御市介護保険特別会計歳入歳出決算認定  
について

(質疑、委員会付託)

○議長(櫻井寿彦君) 日程第11 議案第58号 平成27年度東御市介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

(「なし」と言う人あり)

○議長(櫻井寿彦君) 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は社会福祉委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(櫻井寿彦君) 異議なしと認めます。

議案第58号は社会福祉委員会に付託することに決定しました。

---

◎日程第12 議案第59号 平成27年度東御市地域改善地区住宅改修資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について

(質疑、委員会付託)

○議長(櫻井寿彦君) 日程第12 議案第59号 平成27年度東御市地域改善地区住宅改修資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

(「なし」と言う人あり)

○議長(櫻井寿彦君) 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は社会福祉委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(櫻井寿彦君) 異議なしと認めます。

議案第59号は社会福祉委員会に付託することに決定しました。

---

◎日程第13 議案第60号 平成27年度東御市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

(質疑、委員会付託)

○議長（櫻井寿彦君） 日程第13 議案第60号 平成27年度東御市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について を議題とします。

これから質疑を行います。

(「なし」と言う人あり)

○議長（櫻井寿彦君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は社会福祉委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長（櫻井寿彦君） 異議なしと認めます。

議案第60号は社会福祉委員会に付託することに決定しました。

---

◎日程第14 議案第61号 平成27年度東御市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

(質疑、委員会付託)

○議長（櫻井寿彦君） 日程第14 議案第61号 平成27年度東御市水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

(「なし」と言う人あり)

○議長（櫻井寿彦君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は産業建設委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長（櫻井寿彦君） 異議なしと認めます。

議案第61号は産業建設委員会に付託することに決定しました。

---

◎日程第15 議案第62号 平成27年度東御市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

(質疑、委員会付託)

○議長（櫻井寿彦君） 日程第15 議案第62号 平成27年度東御市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

(「なし」と言う人あり)

○議長（櫻井寿彦君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は産業建設委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（櫻井寿彦君） 異議なしと認めます。

議案第62号は産業建設委員会に付託することに決定しました。

---

◎日程第16 議案第63号 平成27年度東御市病院事業会計資本金の額の減少及び  
決算の認定について

（質疑、委員会付託）

○議長（櫻井寿彦君） 日程第16 議案第63号 平成27年度東御市病院事業会計資本金の額の減少及び決算の認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

堀高明君。

○18番（堀 高明君） 私も長らく議員をさせていただきましたが、恐らく本会議で質問はこれが最後になると思います。あまりしつこい質問はしませんが、わかりやすく納得するような答弁をお願いしたいと思います。

病院経営につきましては、合併以前から大きな課題であり、常に監査でも指摘されているところでもあります。しかし病院職員の努力にもかかわらず、累積赤字は増大の一途をたどり、9億2,000万円を超える危機的状況にあるわけでございます。

今回、資本金を減額して累積赤字を解消するという提案があるわけでございますが、この件につきましては平成24年4月1日、地方公営企業法が改正されまして、このことについて24年度の定期監査で指摘をされておるわけでございますけれども、この内容については皆さん既にご承知のとおりだと思います。

そこで24年の定期監査のときの内容をちょっと朗読させていただきたいと思うわけでございます。累積欠損金対象者等の検討というところでございますが、抜粋して読みます。多額の累積欠損金が存在することは、財務体質に悪い印象を与え、医療の質的向上のための取り組みや経営改善のための意欲に対してマイナス面が生じる。会計基準の一部改正により、市議会の議決を得て、資本金の一部を充当し、累積欠損金の解消をする方法が可能となった。当院としても具体的な検討が必要であるというふうに記されておりますし、更にその後、前段は省略しますが、今後当院として具体的な検討が必要であるというふうに書かれております。その後、平成26年にも監査の指摘がされたわけでございますが、そこで質問したいと思いますが、なぜ今回ここで決断されたのか、この間、経営改善の努力が及ばなかったのか、このことを決定するに当たって病院内、あるいは庁内でのような検討をされ、決定に至ったか、その経過を説明願いたいと思います。

もう1点、資本金を減額することによって、今後施設の整備、あるいは高度化する医療機器の更

新を、最近ロボット化も言われているわけですが、する際の資金に支障はないのか、財源について検討されているのか、まずその2点について説明を願いたいと思います。

○議長（櫻井寿彦君） 病院事務長。

○病院事務長（武舎和博君） 今回、資本金の額をお願いした背景でございますが、1つには資本金の方が当初、平成5年当時6億1,600万円からスタートをいたしました。決算書でいいますと118ページでございますが、その資本金が現在は18億4,900万円まで膨れ上がったということでありまして、内部留保的には12億円余りの留保がなされているという背景がございます。そして平成24年、25年まではいわゆる経営安定化の繰り入れが1億円ということで来ていたところなんですけれども、26、27というのはご案内のように2億円、2億3,000万円、2億円ということで、かなりそれまでよりも多い額の繰り入れがなされてきました。そういった経過の中で、今までは一旦累積赤字をクリアしたとしても、また赤字体質が継続すればこれは繰り返しになるということで、なかなか踏み切れない状況がありました。

しかしながら今年度に入りまして、医師が3名増員がなされたということで、医療の面では充実をしてきました。これについてはすぐに収益向上に結びつくかという疑問は当然残ることでありますが、確かに今年度になってから患者数は増えております。そういった見通しが1つ立ってきたということがございます。

それからただいま、これまでは資本金をずっと積み立ててきたという説明を申し上げましたが、平成26年ごろの公営企業法の改正によりまして、これまで資本的収入として資本金に繰り入れたものを今度収益的収入として収入の方に繰り入れてもいいですよという、そういった改正がなされておりまして、今後につきましては資本的収入に係るものについては、資本に組み入れずに収益に算入することが可能になりました。そういった中で、損益計算書の改善が図られる要素がもう1つ加わったということもございますので、そういった経過の中で、今回一旦累積赤字をクリアするということをお願いしているところであります。

それから財源でございますが、これについては資本金によって設備投資を行っているという考え方よりは、起債を借りて設備投資を行うということが多いわけでありまして、そういった意味では資本の増減というよりは、キャッシュフローが追いつく限りは起債の活用によって設備投資が今後なされていくということでもありますので、そういった意味では今回の資本金の額の減少と財源確保という意味では、結びつかないところがあるというふうに考えております。

○議長（櫻井寿彦君） 堀高明君。

○18番（堀 高明君） ちょっとよくわからないんですが、資本金と位置づけですね、資本金をなぜ増やしてきているのか。医療機器等を購入する代は起債すればいい、ならば資本金は要らないわけですね。だからせっかく資本金が増えたのに、それを減額して穴埋めする、違法ではないんですが、そのことについては問題ないんですけれど、先ほど申し上げましたように、この法律は既に数年前にできているわけですね。そういう中で、もしこれをやるならもう少し早い機会にやる

べきだったというふうに考えますが、いかがでしょう。

○議長（櫻井寿彦君） 病院事務長。

○病院事務長（武舎和博君） これまでの経過の中で、やはり病院の経営を考えた場合に、ずっと収入は大幅な減少はなく、少しずつでも増えてきたという経過があります。しかしながらなぜここまでということは、やはり支出が増えてきたと、それ以上に増えてきたということがありまして、そういった中ではやはり消費税が引き上げられてきたということも大きな要因になっております。これについては現在8%ですけれども、これは10%というのはしばらくの間、棚上げされて、先延ばしされたということもありましたので、やはりこれまでの経過の中では、支出を抑えていくということがなかなか見込めない部分もあったわけでありまして、そういった総合的な収入のこと、それから支出のこと、両方勘案した中で、今回踏み切らせていただいたということでもあります。

○18番（堀 高明君） 検討した経過、若干。

○議長（櫻井寿彦君） 病院事務長。

○病院事務長（武舎和博君） 院内におきましては、もちろん私たちのような事務方を中心に、こういった考えをまず上げてくるわけですけれども、1つには当然院長以下幹部職員というものがおりますので、幹部会議の中でこの説明をし、同意を得てまいりました。そしてその後、当然大きな案件でありますので、理事者をはじめとする本庁の庁議などを経たところで、決算の決算審査ですか、監査委員さんの決算審査ということで、上げてここまで来たという経過であります。

○議長（櫻井寿彦君） 堀高明君。

○18番（堀 高明君） なかなかよくわからないんですが、結果的に見て、それがいいというふうな判断であるならば、これは進めればいいと思うわけですが、このことが議会で認定されますとゼロからのスタートになるわけですね。先ほど医師も3人増加したので、患者数も増えていると、当然のことだろうと思うんですが、医師が増えれば当然経費が増えるわけですね。しかも一番この病院の中の課題は、人件費がその大半を占めているということが大きな問題だろうと。そういう中で、これからも経営の厳しさは変わらないんじゃないかというふうに思います。

そこでここで認定されますとゼロからスタートするんですけど、今後赤字を生み出さないような経営をするということは非常に難しい問題だろうと思う。そのことについて、今後の計画というものをどのように検討して、考えておられるか、お願いします。

○議長（櫻井寿彦君） 病院事務長。

○病院事務長（武舎和博君） 議員おっしゃるとおりでありまして、医師が3名増えたことによって、すぐに経済効果といいますか、収支のバランスが改善するという保証はございません。徐々に患者数が増えていって、2年後、3年後ということで改善がなされていくものというふうには思っております。

そういった中で、この会計のみの決算を見ますと、当然繰入金あつての決算でありますので、繰入金を多く入れれば当然赤字ではない決算が出るわけですが、要は繰入金をどこまでお認

めいただきながら、赤字にならないような経営をしていくかというところだというふうに思っています。

そういった中では、本年度、来年以降の4年間に係る病院の経営改革プランを策定することになっておりますけれども、やはり現在、病院の運営資金として2億円繰り入れている状況でありまして、やはりこれを今後4年、5年の間で従前の1億円に戻しながら、なおかつ赤字にならないような運営ができていければというふうには考えているところでありまして、繰り入れをゼロにした上で、黒字ということはやはり現在の状況では無理だろうというふうに思っておりますので、ただいま申し上げたような計画を念頭に置きながら、今後数年の間に改善をしていきたいというふうに思っております。

○議長（櫻井寿彦君） 青木周次君。

○13番（青木周次君） 先ほど病院会計というか、職員退職手当基金の病院関連の関係で5,842万1,000円の減額につきましては、総務部長より説明がありまして、法に基づき一般会計での負担が可能なことから、病院事業会計での負担をしないこととするものの説明があったことを、私もよく聞いていなかったもので、聞き漏らして、誠に申しわけございませんでした。

それで関連ですが、この病院の関係で、この3月定例会の同僚議員の質問に対して、病院事務長の答弁に、ここ1、2年ほど繰り入れの額が大きくなっているのは、ご案内のとおりですが、私が今、こだわっているのはやはり前年よりも繰り入れを少なく等々述べ、そういった中で今回3,300万円少なく繰り入れができたということは、ある程度よくなってきた兆候があるのではないかと申して答弁に答えておりますが、私は先ほどの5,800万円が計算に入っていないではないかと、だから27年度一般会計より繰出受け入れが2種類あるわけです。監査報告にもありますが、5億1,490万7,000円プラス病院職員退職手当基金積立金を入れ、5,842万1,000円を加えると5億7,332万8,000円となり、前年度より約3,000万円多くなっているのが、その点、病院事務長は少なくなっていると、前年度より少なくなっているという答弁をしているが、その辺のご回答と食い違いはどこにあったのか、お聞き申し上げます。

○議長（櫻井寿彦君） 病院事務長。

○病院事務長（武舎和博君） 決算書の139ページをご覧いただきたいと思います。真ん中より下のところに一般会計負担金ということで、4億2,900万円余りがありまして、その内訳が右側のところに載っております。先ほど堀議員の質問でも私の方で答弁いたしましたとおり、27年度においては経営健全化分は2億円の繰り入れということでありまして。その前の年は2億3,000万円ということでありました。これの額をいかに減らしていけるかということで、3月には答弁を申し上げたものでございます。

そして決算書の112ページをご覧いただきたいと思います。ここにおいては27年度の3つの事業、病院、診療所、助産所、3つの事業の合計をした27年度の損益計算書という形で、これが表に公表される最終的な数字であります。

ここでの27年度の純損失は3,199万円余りということで、この数字が表に出ていく数字というふうになります。したがっていただいま議員の申し上げたような内訳があるにしても、実際書類に出てくる数字というのは、繰り入れは2億円であり、赤字額は3,199万円ということの結果が出てくるということでもありますので、あくまでこういった決算書類上の話でいきますと、私が答弁申し上げた形になるということでございます。

○議長（櫻井寿彦君） 青木周次君。

○13番（青木周次君） では、一般会計の3月補正から前の繰り出しというのは、全然関係ないということですか。一般会計から病院会計へ繰り出しされている部分の繰り出しの差額というものは前年度に対しての差額、私はその計算を今、出したところなんです。要するに会計というか、監査委員報告の1たる、2たるの毎年出ている病院への繰り出しの差額を計算したんですよ。そこへ先ほどの職員退職手当基金のプラスをした、その差額が前年度よりまだ多くなっているんですよ。わかりませんか。言っていることがわかりませんか。だから職員退職手当基金を一般会計で持ってもらったから、そういうふうにとってもよくなっているように見える、繰り出しが少なく見えてくるだけだよと私は言っている。だからさっき言った、ちょっと数字の駆け引きに狂いが出るんですね、病院の事務長の言っているのと。

○議長（櫻井寿彦君） 病院事務長。

○病院事務長（武舎和博君） 何といたしましょうか、病院を運営する上での実態の話と、こういった決算書類、数字として出てくる話、そのところについて同一の場で議論をするかどうかということでもあります。あくまで決算書類は決算書類として、こういった形で出ておりますので、これが結果であります。

ただ、中身といたしまして、今、議員がおっしゃったように一部負担金、退職の一部負担金を病院の方から一般会計に繰り入れをしなくなったということについては、その分人件費の削減をしたというような形で、公営企業会計の方からは見えますので、ちょっと見解の相違かもしれませんが、あくまで数字をあらわす中では、そういった動きをしているということでもあります。

○議長（櫻井寿彦君） これで質疑を終わります。

お諮りします。本案は社会福祉委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（櫻井寿彦君） 異議なしと認めます。

議案第63号は社会福祉委員会に付託することに決定しました。

---

### ◎日程第17 請願、陳情の上程

○議長（櫻井寿彦君） 日程第17 請願、陳情の上程をいたします。

陳情第51号 人にやさしい地域づくりの会、谷口博から提出されました、無年金者対策の推進を求める陳情書は、社会福祉委員会に付託します。

陳情第52号 人にやさしい地域づくりの会、谷口博から提出されました、返済不要の給付型奨学金の創設及び無利子奨学金の拡充を求める陳情書は、総務文教委員会に付託します。

陳情第53号 新日本婦人の会東御支部支部長、小林妙子から提出されました、子ども・障がい者等の医療費無料化に対するペナルティー（国民健康保険国庫負担減額調整措置）の廃止を求める国への意見書の提出を求める陳情書は、社会福祉委員会に付託します。

陳情第54号 新日本婦人の会東御支部支部長、小林妙子から提出されました、18歳までの医療費無料化を求める陳情書は、社会福祉委員会に付託します。

陳情第55号 新日本婦人の会東御支部支部長、小林妙子から提出されました、保育料第2子半額の所得制限の撤廃を求める陳情書は、社会福祉委員会に付託します。

陳情第56号 新日本婦人の会東御支部支部長、小林妙子から提出されました、学校給食費の保護者負担の軽減を求める陳情書は、総務文教委員会に付託します。

以上で本日の日程はすべて終了しました。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（櫻井寿彦君） 本日はこれをもって、散会します。

ご苦労さまでした。

（午後 1時54分）

## 平成28年東御市議会第3回定例会議事日程（第5号）

平成28年9月27日（火） 午後1時30分開議

- 第 1 議会改革特別委員会調査報告
- 第 2 議案第71号 平成28年度東御市一般会計補正予算（第5号）
- 第 3 議案第72号 財産の取得について
- 第 4 議案第69号 東御市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第 5 議案第70号 東御市資金積立基金条例の一部を改正する条例
- 第 6 議案第68号 東御市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例
- 第 7 議案第57号 平成27年度東御市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 8 議案第58号 平成27年度東御市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 9 議案第59号 平成27年度東御市地域改善地区住宅改修資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第10 議案第60号 平成27年度東御市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 第11 議案第63号 平成27年度東御市病院事業会計資本金の額の減少及び決算の認定について
- 第12 議案第61号 平成27年度東御市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
- 第13 議案第62号 平成27年度東御市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
- 第14 議案第56号 平成27年度東御市一般会計歳入歳出決算認定について
- 第15 陳情第52号 返済不要の給付型奨学金の創設及び無利子奨学金の拡充を求める陳情書
- 第16 陳情第56号 学校給食費の保護者負担の軽減を求める陳情書
- 第11 陳情第51号 無年金者対策の推進を求める陳情書
- 第18 陳情第54号 18歳までの医療費無料化を求める陳情書
- 第19 陳情第55号 保育料第2子半額の所得制限の撤廃を求める陳情書
- 第20 議員提出議案第 5号 無年金者対策の推進を求める意見書の提出について
- 第21 議員提出議案第 6号 返済不要の給付型奨学金の創設及び無利子奨学金の拡充を求める意見書の提出について
- 第22 議員派遣について
- 第23 継続審査、調査の申し出について
- 第24 市長閉会あいさつ

出席議員（19名）

1番	窪田俊介	2番	佐藤千枝
3番	横山好範	5番	蓮見喜昭
6番	山崎康一	7番	若林幹雄
8番	阿部貴代枝	9番	平林千秋
10番	依田俊良	11番	長越修一
12番	井出進一	13番	青木周次
14番	三縄雅枝	15番	町田千秋
16番	依田政雄	17番	柳澤旨賢
18番	堀高明	19番	清水新一
20番	櫻井寿彦		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

市長	花岡利夫	副市長	田丸基廣
教育長	牛山廣司	総務部長	掛川卓男
市民生活部長	土屋一夫	健康福祉部長	山口正彦
産業経済部長	北沢達	都市整備部長	寺島尊
病院事務長	武舎和博	教育次長	清水敏道
総務課長	横関政史	企画財政課長	岩下正浩
生活環境課長	塚田篤	子育て支援課長	坂口光枝
福祉課長	柳澤利幸	農林課長	金井泉
建設課長	土屋親功	教育課長	小林哲三

議会事務局出席者

議会事務局長	堀内和子	議会事務局次長	野村伸弥
書記	正村宣広		

---

### ◎開会の宣告

○議長（櫻井寿彦君） 皆さん、こんにちは。

開会に先立ちお知らせします。総務部長から、平成27年度東御市一般会計・特別会計決算附属書及び決算説明資料の訂正について申し出がありましたので、これを許可します。

総務部長。

○総務部長（掛川卓男君） 本議会に上程してございます議案第56号 平成27年度東御市一般会計歳入歳出決算認定についてに係る説明資料でございます。平成27年度東御市一般会計・特別会計決算附属書及び決算説明資料、いわゆる決算説明資料の訂正につきましてご説明を申し上げます。

本件につきましては、本来委員会付託がされる前の本会議におきまして訂正すべきところでしたが、委員会審査前に気づき、訂正をさせていただいた上で、委員会の中で審査をいただいたものでございます。事後となりましたが、本会議におきまして改めて決算説明資料の訂正をさせていただきたいと存じまして、よろしくお願ひしたいと思ひます。

訂正箇所についてご説明申し上げます。本日配付いたしました資料でございますが、表題で「平成27年度東御市一般会計・特別会計決算附属書及び決算説明資料の訂正について」と表題のございます資料をご覧いただければと思ひます。

決算説明資料の96ページの款8 消防費項1 消防費目5 防災対策費、事業1の防災対策諸経費のうち主な実績及び成果の欄の2、県消防防災航空隊負担金、これが「76万2,200円」となっておりますが、正しくは「79万4,700円」に訂正をお願いいたすものでございます。この正誤表におきましては、訂正箇所に金額部分でございますが、下線を引いてございます。

ただいまの資料の次のところにある資料でございますが、この資料につきましては差しかえ用でございますので、差しかえをお願いしたいというものでございます。

以上につきまして、おわびを申し上げますとともに、今後このようなことのないよう対応してまいりますので、よろしくお願ひいたします。大変申しわけございませんでした。

○議長（櫻井寿彦君） これから本日の会議を開きます。

（午前 1時30分）

---

### ◎議事日程の報告

○議長（櫻井寿彦君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

#### ◎日程第 1 議会改革特別委員会調査報告

（報告、質疑）

○議長（櫻井寿彦君） 日程第1 議会改革特別委員会調査報告をいたします。報告書の写しはお手元に配付のとおりですが、本件に関しては委員長の調査報告を求めます。

議会改革特別委員長。

○議会改革特別委員長（青木周次君） それでは議会改革特別委員会調査報告を申し上げます。

本特別委員会は、平成27年第2回定例会において設置され、議会改革に関する付議事項4項目について、この間10回にわたり調査、審議を行ってまいりました。付託を受けた項目のうち（1）議員定数について及び（2）常任委員会設置に関しましては、既に従前の定例会において調査、審議経過を報告いたしました。

また、（3）、（4）に関しましては、議会改革の根幹における重要な事項であり、慎重に調査、審議をいたしましたが、結論に至りませんでした。

以上、会議規則第103条の規定により、最終報告とさせていただきます。

○議長（櫻井寿彦君） これから委員長に対する質疑を行います。

（「なし」と言う人あり）

○議長（櫻井寿彦君） 質疑なしと認めます。

議会改革特別委員長、着席願います。

---

## ◎日程第 2 議案第71号 平成28年度東御市一般会計補正予算（第5号）

（質疑、討論、採決）

○議長（櫻井寿彦君） 日程第2 議案第71号 平成28年度東御市一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

これから質疑を行います。よろしいですか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（櫻井寿彦君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「なし」と言う人あり）

○議長（櫻井寿彦君） 討論なしと認めます。

これから議案第71号を採決します。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（櫻井寿彦君） 異議なしと認めます。

議案第71号は原案のとおり可決されました。

---

## ◎日程第 3 議案第72号 財産の取得について

（上程、説明、質疑、討論、採決）

○議長（櫻井寿彦君） 日程第3 議案第72号 財産の取得についてを議題とします。本案に対する提案理由の説明を求めます。

産業経済部長。

○産業経済部長（北沢 達君） ただいま上程となりました議案第72号につきまして、提案説明申し上げます。

本日配付の議案書の1ページをお願いいたします。本議案につきましては、工業地域開発事業特別会計補正予算を去る9月14日に議決いただいた後、関係者との協議が調ったことに伴い、工業団地用地の取得を行うものであります。なお、この土地売買の仮契約については、9月15日及び20日に締結しております。

それでは説明申し上げます。

議案第72号 財産の取得について。工業団地用地を取得するため、東御市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

取得の相手方は、北信セメント協業組合清算人、弁護士、織英子、東御市大川区及び東御市内の個人でございます。

取得する土地の価格は2,398万2,652円、取得する土地の表示は記載のとおりですが、東御市和字上中原2891番、雑種地1,010平米ほか13筆で、地積の合計は1万3,745.95平米でございます。

次のページは取得する土地の位置図でございます。ご確認ください。

以上、第72号につきまして提案説明申し上げましたが、ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（櫻井寿彦君） 議案第72号について、質疑を行います。なお本議案につきましては、委員会に付託される議案であります。自己所属委員会の担当部門に係る議案の質疑については、原則として委員会をお願いすることが例となっておりますので、申し添えます。よろしいですか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（櫻井寿彦君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は産業建設委員会に付託したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（櫻井寿彦君） 異議なしと認めます。

議案第72号は産業建設委員会に付託することに決定しました。

産業建設委員は別室において、産業建設委員会を開催の上、審査を願います。

ここで暫時休憩とします。

休憩 午後 1時41分

---

再開 午後 1時50分

○議長（櫻井寿彦君） 休憩前に引き続き、会議を続けます。

議案第72号に対する審査報告を求めます。

産業建設委員長。

○産業建設委員長（井出進一君） 産業建設委員会審査報告いたします。

本委員会は、9月27日に付託された議案について、同日に審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第103条の規定より報告します。

議案第72号 財産の取得について、原案を可決すべきものと決定。

審査経過、特に申し上げることはございません。

以上、報告終わります。

○議長（櫻井寿彦君） これから委員長に対する質疑を行います。

平林千秋君。

○9番（平林千秋君） 審査経過で、特に申し上げることはありませんというご報告ですが、何か具体的な中身に触れた質疑はございましたか。

○産業建設委員長（井出進一君） 別にありませんでした。

○議長（櫻井寿彦君） これで質疑を終わります。

産業建設委員長、着席願います。

これから議案第72号の討論を行います。

平林千秋君、委員長の報告に反対ですか、賛成ですか。

○9番（平林千秋君） 反対です。

○議長（櫻井寿彦君） ほかにございませんか。

委員長の報告に反対者の発言を許します。登壇の上、討論を願います。

平林千秋君。

○9番（平林千秋君） 日本共産党の平林です。ただいま上程となりました大川北の工業用団地取得に係る議案第72号 財産の取得についてについて反対する討論を行います。

本件は、倒産企業の債務処理で競売に係る土地を任意買収し、工業団地として造成にあてるものであります。本件には幾多の問題があり、土地買収予算にかかわる補正予算案の質疑の上、討論で反対する理由を述べましたが、改めて要点を申し上げておきます。

本市では、工業団地等の造成をめぐる、土地開発公社の債務処理に至った教訓があります。市の発展に資するとして行った開発行為ですが、結果として莫大な債務を抱え、35億円の債務を新たに発行し、債権を新たに発行し、11億円もの債権放棄をして、債務処理を行いました。この際、先行的に工業団地や住宅団地を造成する業務、いわゆるプロパー業務を廃止する措置をとりました。今後も工業団地等の造成開発はあり得ることだと私は思っています。しかし造成目的が明確で、市の均衡ある発展を展望し、土地の計画的な有効的な活用を図るとともに、環境を保全し、住民合意を図るなどの前提が必要です。質疑の中でガイドラインを設けるべきではないかとしてきたのは、この観点からです。

しかし本件は問題が多すぎます。何点か申し上げます。

1、北大川地域に工業団地を配置するという市の計画があつてのことではなく、倒産企業の土地にかかわって金融機関から持ちかけられ、これをにわか取得し、後付けで大川北工業団地として造成するものであります。

2、同地がよからぬ企業の手には落ちないよう予防的に買収するとの説明がありましたが、その緊急性に係る情報開示を再三求めたにもかかわらず、何らの具体的情報は議会に報告されず、議会として良とする判断の基礎がありません。

3点目、同地は傾斜度十数%の急傾斜地であるとともに、アクセスできる公道は北側の市道のみであり、およそ工業団地としての適地でもありません。

4、その地に対し1億4,000万円も投入して造成するという新たな市民負担が生じます。

5、こうして先行的に造成した工業団地の販売はこれからであり、その確たる展望は示されておりません。

今、市民生活は厳しいものがあります。市民の財政に対する要望は福祉、子育て、教育支援、市民生活環境の整備などであり、市の財源はそこにこそ重点的に振り向けるべきものだと思います。多くの問題がある本件に巨額の市財政を充てることには到底賛同できません。

以上を指摘し、反対討論といたします。

○議長（櫻井寿彦君） これで討論を終わります。

これから議案第72号を採決します。本案は挙手により採決します。本案に対する委員長の報告は可決すべきものとの決定であります。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

（賛成者挙手）

○議長（櫻井寿彦君） 賛成多数であります。

議案第72号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

◎日程第 4 議案第69号 東御市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

◎日程第 5 議案第70号 東御市資金積立基金条例の一部を改正する条例

（委員長報告、質疑、討論、採決）

○議長（櫻井寿彦君） 日程第4 議案第69号 東御市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、日程第5 議案第70号 東御市資金積立基金条例の一部を改正する条例、以上2議案を一括議題とします。本2議案に対する審査報告を求めます。

総務文教委員長。

○総務文教委員長（長越修一君） 総務文教委員会審査報告を申し上げます。

本委員会は、9月14日に付託された議案について、15日に審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第103条の規定によりご報告申し上げます。

議案第69号 東御市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、可決すべきものと決定。

審査経過を申し上げます。市民の理解を得るための説明期間がなく、時期尚早ではないかという意見がございました。

一方で、今後若年層等の幅広い人材の議会進出への道が開けることの意義の大きさ、そして自らの確固たる議員活動を通じて報酬の増の是を市民に周知していく必要があるとの意見がございました。

採決の結果、賛成多数で可決すべきものと決定しました。

議案第70号 東御市資金積立基金条例の一部を改正する条例、可決すべきものと決定。

審査経過、特に申し上げることはございません。

以上、報告終わります。

○議長（櫻井寿彦君） これから委員長に対する質疑を行います。

（「なし」と言う人あり）

○議長（櫻井寿彦君） 質疑なしと認めます。

総務文教委員長、着席願います。

これから議案第69号の討論を行います。

平林千秋君、反対ですか、賛成ですか。

○9番（平林千秋君） 反対です。

○議長（櫻井寿彦君） 清水新一君、賛成ですか、反対ですか。

○19番（清水新一君） 賛成です。

○議長（櫻井寿彦君） 若林幹雄君、反対ですか、賛成ですか。

○7番（若林幹雄君） 反対です。

○議長（櫻井寿彦君） まず委員長の報告に反対者の発言を許可します。登壇の上、討論を願います。

平林千秋君。

○9番（平林千秋君） 日本共産党の平林であります。ただいま上程となりました議案第69号 東御市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案に、反対する討論を行います。

本件は、議員報酬を一般議員で月額27万3,000円を30万4,000円に、11.4%アップ、年額では448万円を499万円に引き上げ、議長職では月額35万6,000円を39万6,000円に、年額では584万円を650万円にそれぞれ引き上げるものです。

引き上げ理由は、議員定数削減などにより、議員1人当たりの職責が増大することは明らかだとし、引き上げ幅の算定は県内同規模自治体、すなわち駒ヶ根市、大町市の議員報酬を足して2で割ったとされています。質疑でも申し上げましたが、本来、議員報酬は議員定数とともに議会議員活動の根幹にかかわるものであり、議会が自立的に検討して決すべきものだと私は考えます。

本件について、提案者である市側に議員定数等の削減により1人当たりの議員の職責が増大することは明らかとしていることの根拠、駒ヶ根と大町の加重平均がなぜ東御市議会議員報酬にふさわしいと判断したのか、その根拠をたどりましたが、職責が増大することは明らかと言いながら、それを証明する何らかの根拠、合理的な説明はありませんでした。

本来、議員の議員議会活動は議員各々が常に市政全般に通じて調査研究し、市民の意向を把握し、市政を吟味、監視し、提言を行うものであります。議員定数が減った、あるいは常任委員会が減り、直接の担務分野が広がるといってにわかには議員の職責が重くなったというわけでもありません。

特別職議員報酬審議会での審議で、委員から報酬改定について議員報酬に見合う仕事をしているかどうかだとの議論があったようです。私もこの点に根本があると思います。これはまさに議会自体が自らの議会議員活動の現状などを点検、検証し、行政需要全体から市民にこたえる活動をしていくには、いかほどの議員報酬をいただくのが適切か検討すべきものです。

これまで当議会では、この分野の検討は行われてきませんでした。さきに問題になった議員定数削減でも、そうした議会自身の活動の吟味は実質的にはほとんど行われず、結局県内同規模自治体と横並びの検討となりました。

議員報酬は市民の負託にこたえる議会議員活動に対する対価という面と、議員の生活を保障する生活給という面があるとされています。若い方、職場を持った方が議会に進出できるようにすることも課題となったり、この面から現在の報酬が適切かの議論はあるかと思えます。しかし今、申し上げたことに根本があつてのことであつて、若い方々が議会に参加する意欲が持てるよう、魅力ある議会活動を我々自身がしていくことが今、求められているのだと私は思います。

本会議の質疑の際、資料をお示ししましたが、現在の議員報酬は東御市の納税義務者の中で上位4分の1以内にあり、市民生活の実態から見て、飛び抜けて高額ではないが、決して少ないわけでもないと思います。今回の引き上げで一般議員で年50万円増、議長で年66万円増になります。市の資料によると、議員定数削減により報酬総額は910万円の節減となりますが、今回の改定でそのほぼ全額が17議員に上乘せされることとなります。なぜそんなに引き上げたのかという、当然市民の皆様への説明責任が生じます。しかし提案者さえ合理的な理由が示されない中で、どう説明するのでしょうか。

こういう本条例改正案に議会が同意することは、提案は市側ではありますが、市民の目から見てお手盛り引き上げという批判も出てきかねないと私は憂慮しております。

以上を指摘し、本条例に反対する討論といたします。

○議長（櫻井寿彦君） 次に委員長の報告に賛成者の発言を許します。登壇の上、討論を願います。清水新一君。

○19番（清水新一君） 議案第69号 東御市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に関し、賛成の立場で討論いたします。

今回、特別職報酬審議会において、市長の諮問に対し、11月執行の市議会議員選挙から議員定数

及び常任委員会数の削減等により議員1人当たりの職責が大きくなることを踏まえ、市議会議員の報酬月額を増額改定する旨の答申がなされ、それを受けての条例改正の提案となりました。

平成27年度一般会計歳出決算に占める議会費を見ますと、全体の1%に当たり、そのうち議員報酬の額は0.5%となります。平成27年度決算で議員報酬の額は現行の議員19名で報酬8,748万2,000円となりました。今回の条例改正案の額を定員減による議員17名で試算してみますと、その額は8,725万2,000円となり、実質23万円の減となります。

先ほど申し上げました職責の多くなることのほかに、このたび提案されました条例改正の概要によりますと、県内他市との人口規模や月額の均衡を考慮して市議会議員の報酬額を約11%引き上げるといふことでもあります。委員会審査の際、提示いただいた具体的な資料による説明も合点がいくものもありました。

加えて、今回若くして議員を志せる方や子育て中という方も想定され、現状の報酬では無理があることも勘案されたともお聞きしております。

議員報酬の引き上げに対する考えには千差万別、様々な意見もあり、最近報道をにぎわす他市の例を見るまでもなく難しい問題もはらんでいることも否定できません。しかしながら私たち自身も身を切る思いで定数2減を決定し、常任委員会を2つに集約し、より密度の濃い審査ができる体制へ議会改革のかじを切ってきた経過もございます。議員活動をしっかりやることはもちろんであります。市民の皆様へ引き上げの根拠をお話しできるよう、共通認識を持つことが大切と考えます。このたびの改正案により、幅広い人材が得られるよう、若い人にも市政への参画の場を保障し、市政発展のためになればと思っておりますことも申し添え、賛成討論といたします。

○議長（櫻井寿彦君） 次に委員長の報告に反対者の発言を許します。登壇の上、討論を願います。若林幹雄君。

○7番（若林幹雄君） 議員番号7番、太陽と風の会の若林幹雄でございます。私は会派を代表いたしまして、議員報酬引き上げに反対する討論を行います。

本議会において、市は報酬審議会の答申をもとに議員報酬を月額3万円引き上げる条例改正案を提出しました。引き上げの理由は3つ挙げられています。1つは東御市の議員報酬は、県内の同規模の市と比べて報酬額が見劣りするということです。人口規模では東御市は県内19市中17番目ですが、議員報酬では18番目にとどまっているとのことです。第2は、この春の議員定数削減により議員数が2人削減され、常任委員会の数も従来の3委員会から2委員会に統合されることにより、議員1人当たりの仕事量が拡大し、議員の負担が増えることを挙げています。第3に、現在の東御市の議員報酬レベルでは、若い方が政治に参加しづらいためとしています。現在の報酬額は長野県の勤労者の平均賃金とほぼ同額であり、議員報酬だけで生活することが難しく、その結果として若い方が政治に参加することができないのではないかということでございます。

引き上げ理由一つ一つを見れば、確かに納得できるものもあります。しかしそれでも引き上げに賛同するにためらうものがあります。幾つか疑問点を挙げさせていただきます。

報酬が他の市と比べて見劣りするといっても、それはその議会それぞれの歴史の中で定められてきたものであり、ほかの市と比較することになじまない性格のものではないでしょうか。例えば佐久市の場合、人口は9万9,000人であり、県下19市中第5位でございます。しかしながら議員報酬は10位となっています。同格の市を下回っています。ちなみに人口規模の順位と議員報酬の順位が同じ自治体は19市中7市しかありません。議員報酬については、いわゆる世間相場がないといってもいいのではないのでしょうか。ましてや見劣りするから引き上げなければならないというようなものでもないだろうと思います。

議員手数削減により、議員の仕事が広がったということについても疑問があります。具体的にどのぐらい業務量が増えたのか、実際に検証したのでしょうか。例えば本議会の場合、常任委員会の審議日数として4日が予定されていますけれども、少なくとも産業建設委員会の場合については、実際に委員会活動を行ったのは3日間でした。それも審議は2日で終わり、3日目は半日現場視察を行っただけです。その結果、通常予定されている日数の審議時間を1日半残して審議を終わっています。常任委員会が3から2になることで審議時間が延びるといっても、従来確保されている審議時間の中で十分に審議できるものと思われまます。新たに議員報酬を引き上げる理由にはならないのではないかと思います。

若者が政治にチャレンジするために議員報酬を引き上げるべきだという意見には、耳を傾けるものがあります。かつて議員は名誉職であり、その地域の素封家や資産家が務めていました。議員にはわずかな報酬が支給されているだけでした。報酬というのは仕事に対する謝礼のことでありまして、決して賃金ではありません。このため議員活動に対する費用は自らの才覚で捻出せざるを得ず、このため資産をなくす議員もいたと言われていました。こうした状況をあらわす言葉に「井戸堀」という言葉があります。議員を何期かやると借金で住宅も土地も失い、井戸と堀しか残らなかったというものと聞いています。

これに対して現在の議員は必ずしも資産家ではありません。一般の市民の方が議員を務めているのです。ですから議員報酬は報酬というよりも生活給与の面が強いものとなっています。それでは現在の議員報酬は長野県の勤労者の平均収入と比較してどのくらいの水準になるのでしょうか。厚生労働省発表の賃金構造基本統計調査をもとに、長野県の年収状況を算出しますと、2015年の長野県の平均年収は445万8,000円となっています。その内容は、平均月収が30万4,500円、賞与が80万4,000円です。平均年齢は42.6歳、勤続年数は12.4歳となっています。東御市の議員報酬は、月額27万3,000円ですから、長野県の平均である30万4,500円を下回っていますけれども、年間収入で比較すれば長野県の平均年収の445万8,000円に対して、東御市の議員報酬は446万円とほぼ同額になっています。しかし勤労者の賃金は昇給があり、勤続年数に伴い賃金は引き上げられます。一方、議員報酬は年齢や期数に関係なく同一であります。こうしたことから考えてみると、現在の議員報酬だけで生活を維持するということは難しいのではないかと思います。議員活動とは別に何らかの収入の道を確保しておかなければ生活が立ち行きません。ですから議員の平均年齢が60歳以上という

のは意味があります。60代になれば子育てが一段落し、その一方、年金収入が見込めるため、現在の議員報酬でもやっていけるという判断があるのではないのでしょうか。こうしたことから考えてみれば、今回の議員報酬は妥当なものではあるとも思うのであります。

しかしながら一般市民の立場から考えた場合、今回のこの場合における月額3万円の引き上げは、違和感を覚える方が多いのではないのでしょうか。昨今の景気低迷の中で、市民生活は一層厳しいものがあります。そんな中で議員報酬の3万円引き上げ、引き上げ率について11%もの大幅引き上げは果たして市民の賛同が得られるのでしょうか。私は議員報酬引き上げに対しては、必ずしも反対ではありません。しかしながら引き上げ幅や議論の進め方には問題を感じています。たとえ引き上げるにしても、結論を急ぐことなく、市民との意見交換会を行うなど、説明責任を果たす努力が今、一番必要なことと思います。

これまで当議会は、市民に開かれた議会を目指してきました。一般質問に一問一答方式を導入したり、議会報告会を開催したり、「議会だより」改革に取り組み、読みやすい「議会だより」を目指してきたのは何よりも市民の皆さんに議会のことをもっと知っていただき、議会に興味を持っていただきたいという思いからでした。しかしながら今回の議員報酬引き上げについては、議会開会日に提案され、本日ここで採決されます。これでは市民の皆さんと意見交換を行う時間がとれません。私が今、ここで改めて言うことなく、議員と金にまつわるよからぬ話は枚挙にいとまがありません。こうした中で議員報酬や政務活動費についての市民の目は、とりわけ厳しいものがあります。より慎重な取り扱いがあってしかるべきと考えます。

今回の議員報酬引き上げについては、これまでの当議会のやり方と逆行するものであると考えます。議会改革を提唱してきた私にとって容認できるものではありません。私は提案された報酬引き上げ案をここで採決するのではなく、一旦立ちどまって考える必要があると考えます。一旦引き取って、市民の皆さんとの意見交換会を行うなど、市民の皆さんの声に耳を傾け、議会の実情も説明するなど、市民への情報提供を行い、議会と合意の上でどうするか決めるべきだと思うのであります。市民に対する丁寧な説明と理解を得るための取り組みが必要だと思います。議会制民主主義については、結果だけでなく、その結果に至ったプロセスも重要でございます。

以上の点から、私は今回の議員報酬引き上げについて、今、ここで性急に結論を出すことに反対であり、本議案に対して反対するものであります。

**○議長（櫻井寿彦君）** これで討論を終わります。

これから議案第69号を採決します。本案は挙手により採決します。本案に対する委員長の報告は、可決すべきものとの決定であります。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

（賛成者挙手）

**○議長（櫻井寿彦君）** 賛成多数であります。

議案第69号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第70号の討論を行います。

(「なし」と言う人あり)

○議長(櫻井寿彦君) 討論なしと認めます。

これから議案第70号を採決します。本案に対する委員長の報告は、可決すべきものとの決定であります。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(櫻井寿彦君) 異議なしと認めます。

議案第70号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

### ◎日程第 6 議案第68号 東御市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例

(委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長(櫻井寿彦君) 日程第6 議案第68号 東御市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例を議題とします。

本案に対する審査報告を求めます。

産業建設委員長。

○12番(井出進一君) 産業建設委員会審査報告を申し上げます。

本委員会は、9月14日に付託された議案について、15日に審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第103条の規定により報告いたします。

議案第68号 東御市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例、原案を可決すべきものと決定。

審査経過、新農業委員と農地利用最適化推進委員の業務の違いについての議論が多数ありました。その中で新農業委員を任命するに当たっては、担当地区等に不均衡が生じないように十分配慮されたい。また農地利用最適化推進委員が担当する業務内容には不透明な部分もあり、その在り方について検討されたいとの意見がありました。

以上で報告を終わります。

○議長(櫻井寿彦君) これから委員長に対する質疑を行います。

(「なし」と言う人あり)

○議長(櫻井寿彦君) 質疑なしと認めます。

産業建設委員長、着席願います。

これから議案第68号の討論を行います。

窪田俊介君、委員長の報告に反対ですか、賛成ですか。

○1番(窪田俊介君) 反対です。

○議長（櫻井寿彦君） ほかにございませんか。

委員長の報告に反対者の発言を許します。登壇の上、討論を願います。

窪田俊介君。

○1番（窪田俊介君） 議案第68号 東御市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例について、反対討論を行います。

本条例は、昨年の国会で農協改革関連法の一環として、農業委員会等に関する法律の一部改正に伴い行われる条例の改正であります。法律は一部改正とされながらも、農地の番人である農業委員会の根幹を変質させる内容となっております。

1つは、公選制と議会、団体の選任制を廃止し、市町村長の任命制に変え、恣意的な選任を招きかねません。また、法律の目的からは農民の地位向上を削除し、農業委員会の重点の業務は農地等の利用の最適化の推進であることを明確化したとして、これまでの所掌事務から農業及び農民に関する事項についての意見の公表、他の行政庁への建議等も削除をしました。国家答弁で、これまでのとおり意見の公表はできるとしていますが、実質的に農業委員会の農民の代表機関としての権限を奪い、農地の最適化、流動化のみを行う国の農政の下請け機関に変質させる内容となっております。セットで国において行われた農地法の一部改正で、農地を所有できる法人の要件を緩和し、企業による農業・農地支配を一層進めるものとなっております。

2009年の農地法改正の際には、企業はリース方式で農業参入が可能になりましたが、1,000社を超えて企業が参入して、既に100社近くが撤退しているそうです。農地の荒廃を招く実態があります。これらの法律に基づく農政に危機感は大きくなっております。

今後も農業委員会が農家の代表としての役割を発揮させることが重要であります。市長の任命に当たっても恣意的な選任にならぬよう、明確な選任基準を公表することや議会によるチェックのもと、これまでの役割を発揮できるよう運用することを求めて反対の討論といたします。

○議長（櫻井寿彦君） これで討論を終わります。

これから議案第68号を採決します。本案は挙手により採決します。本案に対する委員長の報告は、可決すべきものとの決定であります。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

（賛成者挙手）

○議長（櫻井寿彦君） 賛成多数であります。

議案第68号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

◎日程第 7 議案第57号 平成27年度東御市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

◎日程第 8 議案第58号 平成27年度東御市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

◎日程第 9 議案第 59号 平成27年度東御市地域改善地区住宅改修資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について

◎日程第 10 議案第 60号 平成27年度東御市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

◎日程第 11 議案第 63号 平成27年度東御市病院事業会計資本金の額の減少及び決算の認定について

(委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（櫻井寿彦君） 日程第7 議案第57号 平成27年度東御市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第8 議案第58号 平成27年度東御市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第9 議案第59号 平成27年度東御市地域改善地区住宅改修資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第10 議案第60号 平成27年度東御市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、日程第11 議案第63号 平成27年度東御市病院事業会計資本金の額の減少及び決算の認定について、以上5議案を一括議題とします。本5議案に対する審査報告を求めます。

社会福祉委員長。

○社会福祉委員長（阿部貴代枝さん） 社会福祉委員会審査報告を申し上げます。

本委員会は、9月14日に付託された議案について、15日、16日及び21日に審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第103条の規定により報告いたします。

議案第57号 平成27年度東御市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、原案を認定すべきものと決定。

審査経過、特に申し上げることはございません。

議案第58号 平成27年度東御市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、原案を認定すべきものと決定。

審査経過、現在、行っている事業の検証を行い、事業効果を上げるような施策に取り組むことで、今後も安定的な経営に努めてほしいという意見がありました。

議案第59号 平成27年度東御市地域改善地区住宅改修資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について、原案を認定すべきものと決定。

審査経過、特に申し上げることはございません。

議案第60号 平成27年度東御市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、原案を認定すべきものと決定。

審査経過、特に申し上げることはございません。

議案第63号 平成27年度東御市病院事業会計資本金の額の減少及び決算の認定について、原案を可決及び認定すべきものと決定。

審査経過を申し上げます。医師の増加及び外来患者の増加があり、累積欠損金と資本金の清算処

理をするにはよい時期であったという意見がありました。

一方、累積欠損金の処理はあくまで帳簿上の処理であり、実質的に今後の経営改善の見通しを立てることが重要であるという意見がありました。

また、一般会計からの経営健全化分の繰り入れの限度額を定めてはどうかという意見があり、次の附帯意見をつけ、原案を可決及び認定すべきものと決定しました。

1、平成29年度から4年間の新公立病院改革プランを策定することになっているが、しっかりと経営改善の方法を示したプラン策定に努めること。

2、累積債務をゼロとしたことから、再スタートをする気持ちを持って、全職員一丸となって経営改革に努めること。

以上、報告終わります。

○議長（櫻井寿彦君） これから委員長に対する質疑を行います。

（「なし」と言う人あり）

○議長（櫻井寿彦君） 質疑なしと認めます。

社会福祉委員長、着席願います。

これから議案第57号の討論を行います。

（「なし」と言う人あり）

○議長（櫻井寿彦君） 討論なしと認めます。

これから議案第57号を採決します。本案に対する委員長の報告は、認定すべきものとの決定であります。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（櫻井寿彦君） 異議なしと認めます。

議案第57号は委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議案第58号の討論を行います。

（「なし」と言う人あり）

○議長（櫻井寿彦君） 討論なしと認めます。

これから議案第58号を採決します。本案に対する委員長の報告は認定すべきものとの決定であります。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（櫻井寿彦君） 異議なしと認めます。

議案第58号は委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議案第59号の討論を行います。

（「なし」と言う人あり）

○議長（櫻井寿彦君） 討論なしと認めます。

これから議案第59号を採決します。本案に対する委員長の報告は認定すべきものとの決定であります。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（櫻井寿彦君） 異議なしと認めます。

議案第59号は委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議案第60号の討論を行います。

（「なし」と言う人あり）

○議長（櫻井寿彦君） 討論なしと認めます。

これから議案第60号を採決します。本案に対する委員長の報告は認定すべきものとの決定であります。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（櫻井寿彦君） 異議なしと認めます。

議案第60号は委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議案第63号の討論を行います。

（「なし」と言う人あり）

○議長（櫻井寿彦君） 討論なしと認めます。

これから議案第63号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決及び認定すべきものとの決定であります。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（櫻井寿彦君） 異議なしと認めます。

議案第63号は委員長の報告のとおり可決及び認定されました。

---

◎日程第12 議案第61号 平成27年度東御市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

◎日程第13 議案第62号 平成27年度東御市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

（委員長報告、質疑、討論、採決）

○議長（櫻井寿彦君） 日程第12 議案第61号 平成27年度東御市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について、日程第13 議案第62号 平成27年度東御市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について、以上2議案を一括議題とします。本2議案に対する審査報告を求めます。

産業建設委員長。

○産業建設委員長（井出進一君） 産業建設委員会審査報告をいたします。

本委員会は、9月14日に付託された議案について、15日及び16日に審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第103条の規定により報告いたします。

議案第61号 平成27年度東御市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について、原案を可決及び認定すべきものと決定。

審査経過、特に申し上げることはございません。

議案第62号 平成27年度東御市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について、原案を可決及び認定すべきものと決定。

審査経過、特に申し上げることはございません。

報告終わります。

○議長（櫻井寿彦君） これから委員長に対する質疑を行います。

（「なし」と言う人あり）

○議長（櫻井寿彦君） 質疑なしと認めます。

産業建設委員長、着席願います。

これから議案第61号の討論を行います。

（「なし」と言う人あり）

○議長（櫻井寿彦君） 討論なしと認めます。

これから議案第61号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決及び認定すべきものとの決定であります。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（櫻井寿彦君） 異議なしと認めます。

議案第61号は委員長の報告のとおり可決及び認定されました。

次に、議案第62号の討論を行います。

（「なし」と言う人あり）

○議長（櫻井寿彦君） 討論なしと認めます。

これから議案第62号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決及び認定すべきものとの決定であります。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（櫻井寿彦君） 異議なしと認めます。

議案第62号は委員長の報告のとおり可決及び認定されました。

◎日程第14 議案第56号 平成27年度東御市一般会計歳入歳出決算認定について

(委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（櫻井寿彦君） 日程第14 議案第56号 平成27年度東御市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。本案に対する委員長の審査報告を求めます。

決算特別委員長。

○決算特別委員長（蓮見喜昭君） 審査報告を申し上げます。

本委員会は、9月14日に付託された議案について、各常任委員会の予備審査結果に基づき、9月23日に審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第103条の規定により報告します。

議案第56号 平成27年度東御市一般会計歳入歳出決算認定について、原案を認定すべきものと決定。なお原案を認定するに当たり、次の意見を付することといたしました。

1つ、平成27年度は学校施設、体育施設で所要の工事に加え、喫緊の緊急工事が実施されたが、今後は公共施設等総合管理計画、体育施設の在り方検討会答申等を背景として、施設の統合、廃止などの再編成やインフラ整備に当たり、市民に対する説明と住民合意の手順を踏んで適切に進められたい。

2つ、東御市として生ごみ処理施設の建設に向けてスタートし、市民説明会も盛んに行われている。広域の資源循環型ごみ処理施設については具体化されず、今後クリーンセンターの施設の維持などが懸念される。広域の施設整備の進展が図られるよう構成市町村で協力し、推進されたい。

3つ、柗津御堂地区荒廃農地復旧事業が県営畑地帯総合土地改良事業としてスタートした。この事業は荒廃農地対策、ワイン振興などにとどまらず、地域の観光資源としての活用も期待されている。そのためにはアクセス道路の整備が必要と考えられるため、今後関係各課でプロジェクトチームをつくるなどして検討されたい。

審査経過、特に申し上げることはございませんが、予算・決算委員会の在り方に関して、委員の中から意見がありました。予算・決算の説明に関して予算書、決算書の数値説明にとどまらず、事業の目的、効果などより詳細な説明が欲しいという意見が複数の委員からあったことを申し上げまして、報告を終わります。

○議長（櫻井寿彦君） これから委員長に対する質疑を行います。

（「なし」と言う人あり）

○議長（櫻井寿彦君） 質疑なしと認めます。

決算特別委員長、着席願います。

これから議案第56号の討論を行います。

山崎康一君、反対ですか、賛成ですか。

○6番（山崎康一君） 賛成です。

○議長（櫻井寿彦君） ほかにございませんか。

まず委員長の報告に賛成者の発言を許可します。登壇の上、討論願います。

山崎康一君。

○6番（山崎康一君） 議案第56号 平成27年度東御市一般会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場で討論を行います。

平成27年度一般会計は、当初予算140億3,000万円でしたが、その後10回の補正を経て、最終的な予算額は161億5,677万円となり、この数字は前年度対比9.9%減となりました。

歳入決算額は156億5,783万円、歳出決算額は151億1,575万円と、ここ数年では比較的少額の決算額となりました。

繰越財源を差し引いた実質収支は5億1,260万円の黒字決算となりました。このうち法の定めにより2億5,631万円が財政調整基金へ積み立てられ、残り2億5,629万円を28年度に繰り越しました。

平成27年度は、合併特例債が終了し、普通交付税上乘せ分の縮減が始まる年であり、決算に関しては厳しい経済情勢が続く中、生ごみリサイクル施設建設事業、市営住宅建設事業などをはじめ、重点とされる事業に予算が傾注されました。

また明神館の大規模改修工事をはじめ、学校教育施設の緊急修繕や体育施設の修繕、改修工事等にも積極的に取り組まれたことは、今後策定が予定される公共施設長寿命化計画の先鞭として評価に値するものでありました。

また、市税の収納率の向上に関しては、収納委託委員のご尽力や地方税滞納整理機構の活用に積極的に取り組まれたこと、更には経常経費の枠配分や事業の評価、行政財産の処分などにより行政の簡素・効率化を図り、経費の節減、合理化と財源の重点的配分に取り組まれた苦心の跡が見受けられました。

その結果を示す財政指数に関しては、市の財政健全化指数である実質公債費比率が9.5%、将来負担比率が62.9%、財政力指数が0.493に、経常収支比率が87.8%と、いずれも許容範囲内の数値となってあらわれており、財政の安定化は確保されたものと評価いたします。

一方で、常任委員会での予備審査において、一部予算執行率の低いものや安易な不用額が見受けられるとともに、決算特別委員会においては今後の市政を見据えて3項目にわたる意見が付されましたが、総じて適切に処理され、相応の成果を上げたものと認めました。

依然として厳しい経済情勢が続く中で、今後も地方創生に係る事業や東御市らしさを前面に押し出した大型プロジェクトが次から次へと計画されています。財政運営の事務執行に当たっては、議会冒頭に示された監査委員報告をいま一度読み返し、財政の健全性と透明性を維持し、引き続き花岡市長と職員が一丸となって、市民益にかなう市づくりを進めていただくことをお願いし、私の賛成討論とさせていただきます。

○議長（櫻井寿彦君） これで討論を終わります。

これから議案第56号を採決します。本案は起立より採決します。本案に対する委員長の報告は認定すべきものとの決定であります。

お諮りします。本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（櫻井寿彦君） 起立全員であります。

議案第56号は委員長の報告のとおり認定されました。

---

◎日程第15 陳情第52号 返済不要の給付型奨学金の創設及び無利子奨学金の拡充  
を求める陳情書

◎日程第16 陳情第56号 学校給食費の保護者負担の軽減を求める陳情書

(委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（櫻井寿彦君） 日程第15 陳情第52号 返済不要の給付型奨学金の創設及び無利子奨学金の拡充を求める陳情書、日程第16 陳情第56号 学校給食費の保護者負担の軽減を求める陳情書、以上2件を一括議題とします。本2件に対する審査報告を求めます。

総務文教委員長。

○総務文教委員長（長越修一君） 陳情審査報告を申し上げます。

本委員会は、9月14日付託された陳情について、16日に審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第103条の規定により報告します。

陳情第52号 返済不要の給付型奨学金の創設及び無利子奨学金の拡充を求める陳情書、採択すべきものと決定。

審査経過、特に申し上げることはございません。

陳情第56号 学校給食費の保護者負担の軽減を求める陳情書、不採択すべきものと決定。

審査経過、学校給食費は現在、原材料費のみを対象とし、人件費や施設費、光熱費は除き小学校で年間9,200万円ほど、中学校で年間5,500万円余を要している実態の中、軽減が妥当かとの意見がございました。

一方で、市独自で財源を考え、眼前の教育課題に取り組むことが大切との意見がございました。

採決の結果、賛成少数で不採択と決定しました。

以上、報告終わります。

○議長（櫻井寿彦君） これから委員長に対する質疑を行います。

(「なし」と言う人あり)

○議長（櫻井寿彦君） 質疑なしと認めます。

総務文教委員長、着席願います。

これから陳情第52号の討論を行います。

(「なし」と言う人あり)

○議長（櫻井寿彦君） 討論なしと認めます。

これから陳情第52号を採決します。この陳情に対する委員長の報告は採択すべきものとの決定であります。

お諮りします。この陳情は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(櫻井寿彦君) 異議なしと認めます。

陳情第52号は委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

次に、陳情第56号の討論を行います。

窪田俊介君、委員長の報告に反対ですか、賛成ですか。

○1番(窪田俊介君) 反対です。

○議長(櫻井寿彦君) ほかにございませんか。蓮見喜昭君、委員長の報告に反対ですか、賛成ですか。

○5番(蓮見喜昭君) 賛成です。

○議長(櫻井寿彦君) まず委員長の報告に反対者の発言を許します。登壇の上、討論をお願いします。窪田俊介君。

○1番(窪田俊介君) 陳情第56号 学校給食費の保護者負担の軽減を求める陳情書について、不採択とする委員長報告に対して反対する討論を行います。

本陳情は、市内小学生の保護者が負担する学校徴収金の6割以上7割近くを占める学校給食費について、差し当たって半額の補助を求めるものです。そしてもう一つ、就学援助費の学校給食費への算入割合を10割に引き上げを求めるものですが、これは先の一般質問でも前向きな答弁があったものであります。

少し貧困問題にスポットを当てて論じますが、子どもにかかわるコストは誰が負担すべきか、この議論について中学生までの医療費無料化や第2子以降の保育料無料化など、全世帯対象の子ども施策を打ち出し、人口のV字回復を実現している兵庫県明石市の市長、泉房穂市長は、コストは社会で負担する、欧州では主流の考えだと指摘しております。兵庫県明石市の施策の特徴は、対象者を限定しないユニバーサルな施策だと言われております。対象者の絞り込みは難しく時間がかかる、どの家が貧困かという議論に子どもを巻き込んでしまうおそれもある。そこにかかるコストやエネルギーを事業そのものに回した方がいいとしております。そして財政的な圧迫については、要は優先順位の問題だと一蹴しております。また、その泉市長が貧困対策では貧困は解決しない、そう言い切っております。

私は貧困問題に取り組む基本的な姿勢として、紹介した事例に共感します。そして家庭の事情で将来をあきらめる子どもを1人でもなくしたい、その信念からこの陳情を不採択とする委員長報告に反対して、その討論といたします。

○議長(櫻井寿彦君) 次に委員長の報告に賛成者の発言を許します。登壇の上、討論をお願いします。蓮見喜昭君。

○5番(蓮見喜昭君) 陳情第56号 学校給食費の保護者負担の軽減を求める陳情書について、委員長の不採択とすべきものと決定した委員長報告に賛成の立場で討論します。

この陳情書には、学校徴収金のうち占める給食費の割合が小学校で68%、中学校で47%を占め、保護者にとっては大変重い負担になっているとあります。この給食費の金額は、委員長の報告にもありましてとおり原材料費、給食をつくる原材料費のみが対象であって、そのほかに必要な人件費、施設費、光熱費等は含まれておりません。原材料以外の給食づくりに関する経費はすべて公費で賄われており、そのことはあまり市民の皆様には知られていないということも事実だと思います。そういった現状を鑑みて、様々な意見、考えもあるでしょうが、東御市は既に多くの負担をしていると考え、委員長の不採択とする報告に賛成し、討論といたします。

○議長（櫻井寿彦君） これで討論を終わります。

これから陳情第56号を採決します。本案は挙手により採決します。本案に対する委員長の報告は不採択すべきものとの決定であります。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

（賛成者挙手）

○議長（櫻井寿彦君） 賛成者多数であります。

陳情第56号は委員長の報告のとおり不採択とすることに決定しました。

ここで15分間休憩します。

休憩 午後 2時52分

---

再開 午後 3時07分

○議長（櫻井寿彦君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

---

◎日程第11 陳情第51号 無年金者対策の推進を求める陳情書

◎日程第18 陳情第54号 18歳までの医療費無料化を求める陳情書

◎日程第19 陳情第55号 保育料第2子半額の所得制限の撤廃を求める陳情書

（委員長報告、質疑、討論、採決）

○議長（櫻井寿彦君） 日程第11 陳情第51号 無年金者対策の推進を求める陳情書、日程第18 陳情第54号 18歳までの医療費無料化を求める陳情書、日程第19 陳情第55号 保育料第2子半額の所得制限の撤廃を求める陳情書、以上3件を一括議題とします。本3件に対する審査報告を求めます。

社会福祉委員長。

○社会福祉委員長（阿部貴代枝さん） 請願・陳情審査報告を申し上げます。

本委員会は、9月14日に付託された陳情について、15日及び16日に審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第103条の規定より報告します。

陳情第51号 無年金者対策の推進を求める陳情書、採択すべきものと決定。

審査経過、特に申し上げることはございません。

陳情第54号 18歳までの医療費無料化を求める陳情書、不採択とすべきものと決定。

審査経過、18歳までの医療費無料化については、現在の市民生活から見て必要であるという意見がありました。

また、市の財政状況等を勘案して、慎重な判断が必要であるという意見、現在の社会情勢を考えたときに、負担できる人には負担していただくという考えから、所得制限等も考慮すべきという意見がありました。

採決の結果、賛成少数で不採択すべきものと決定いたしました。

陳情第55号 保育料第2子半額の所得制限の撤廃を求める陳情書、不採択とすべきものと決定。

審査経過、国が多子世帯の対応へ踏み出したのだから、東御市として子育て支援を更に拡充していくべきという意見がありました。

また、現在の所得360万円以下というものでは、対象者が限られるが、所得制限の撤廃は行き過ぎていているという意見がありました。

採決の結果、賛成少数で不採択すべきものと決定いたしました。

以上、報告終わります。

○議長（櫻井寿彦君） これから委員長に対する質疑を行います。

（「なし」と言う人あり）

○議長（櫻井寿彦君） 質疑なしと認めます。

社会福祉委員長、着席願います。

これから陳情第51号の討論を行います。

（「なし」と言う人あり）

○議長（櫻井寿彦君） 討論なしと認めます。

これから陳情第51号を採決します。この陳情に対する委員長の報告は採択すべきものとの決定であります。

お諮りします。この陳情は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（櫻井寿彦君） 異議なしと認めます。

陳情第51号は委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

次に、陳情第54号の討論を行います。

平林千秋君、委員長の報告に反対ですか、賛成ですか。

○9番（平林千秋君） 反対です。

○議長（櫻井寿彦君） ほかにございませんか。

横山好範君、委員長の報告に反対ですか、賛成ですか。

○3番（横山好範君） 賛成です。

○議長（櫻井寿彦君） まず委員長の報告に反対者の発言を許します。登壇の上、討論を願います。

平林千秋君。

**○9番（平林千秋君）** 日本共産党の平林です。ただいま上程となりました陳情第54号 18歳までの医療費無料化を求める陳情書を不採択とする委員長報告に反対する討論を行います。

本陳情は、当市で中学卒業までとしている医療費無料化の対象を18歳までに拡充することを求めたものであります。これまで中学3年生までとしているのは、義務教育対象とした施策とされていますが、陳情書が言うように高校進学率は97%であり、この世代まではほぼ義務教育と同様なのが実態です。今日の経済状況の中で、保護者の負担軽減が切実に求められており、陳情者、広範な市民の要望にこたえて、採択すべきものだと思います。

長野県が今年4月1日現在で調べた福祉医療費給付事業の市町村実施状況調査によれば、入院、外来とも無料化対象を中学までとする自治体は長野市が加わり、これによって県下77のすべての市町村で入院、外来とも中学卒業まで無料となっております。更に同じ調査で、18歳まで対象とする自治体は昨年度に新たに飯田市をはじめ9市町村が加わり、全部で50市町村、県下77市町村の実に65%を占めるようになりました。お隣の小諸市でも18歳対象を目指しております。これが県下のすう勢なのです。無料化対象の拡充については、東御市では保護者の強い要望があり、私どもも再三提起しました。この中で、花岡市政第1期に無料化対象を中学3年生まで踏み出しました。当時はまだ先駆的だったんですが、どこでも拡充を求める声が強くなり、紹介したように県下全市町村が中学3年生までになり、更に6割を超える市町村が18歳までに拡充しているのが現状であります。東御市は、先駆的ではなく、もはや遅れた部類に属しているというのが実態であります。

委員長報告では、所得制限を考慮すべきとの意見があり、不採択にしたという報告でありました。しかしながら県のまとめによると、中学3年生までの対象とした自治体でも、18歳までに拡充した自治体でも、そのすべての市町村で所得制限なしで実施しております。どの自治体でも保護者の要望にこたえて、制限を設けていないという視点があつて、東御市議会としても陳情者、保護者の要望に積極的にこたえるべきだと思います。

つけ加えますと、東御市議会でも前6月議会で会派代表から、医療費無料化対象を18歳まで拡充すべきだという質疑がございました。また、その他の会派の代表からも独自の子育て支援策の拡充を求める質疑がございました。私はそれを聞いてきて、東御市議会も子育て支援に議会全体としてその拡充をしていく、そういう立場に立ちつつあるなという実感を持ったんです。

以上を指摘して反対討論といたします。

**○議長（櫻井寿彦君）** 次に、委員長の報告に賛成者の発言を許します。登壇の上、討論願います。横山好範君。

**○3番（横山好範君）** 委員長報告に賛成の立場で討論をいたします。

東御市における医療費無料化は、ただいまお話、討論がありましたように平成19年度から開始をされ、順次その対象を拡大しながら平成24年度に現在の中学3年生までを対象に実施してきていると、こういう状況であります。現在、行われている中学3年生までの医療費は、1人年平均1万2,600円

ということでございます。18歳まで無料化した場合について試算をしてみますと、通院の部分で全体で1,200万円、入院で70万円、合計でおよそ1,300万円の資金が必要であるというように言われております。財源をどうするのか、慎重な検討が必要であります。各ほかの市町村でやっているというようなお話もございましたけれども、それぞれの自治体の財政事情もございますので、その辺のところは他がやっているからどうかという、そういう比較もあるかと思いますが、そういうことだけでは判断できない。委員会ではすべてを対象とできるのか、あるいは所得制限も考えたらどうかというような踏み込んだ議論もされたということでございます。十分検討した結果であり、委員長の報告に賛成をいたします。

以上です。

○議長（櫻井寿彦君） これで討論を終わります。

これから陳情第54号を採決します。本案は挙手により採決します。本案に対する委員長の報告は不採択とすべきものとの決定であります。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

（賛成者挙手）

○議長（櫻井寿彦君） 挙手多数であります。

陳情第54号は委員長の報告のとおり不採択とすることに決定しました。

次に、陳情第55号の討論を行います。

平林千秋君、委員長の報告に反対ですか、賛成ですか。

○9番（平林千秋君） 反対です。

○議長（櫻井寿彦君） 横山好範君、委員長の報告に反対ですか、賛成ですか。

○3番（横山好範君） 賛成です。

○議長（櫻井寿彦君） まず委員長の報告に反対者の発言を許します。登壇の上、討論を願います。  
平林千秋君。

○9番（平林千秋君） ただいま上程となりました陳情第55号 保育料第2子半額の所得制限の撤廃を求める陳情書を不採択とする委員長報告に反対する討論を行います。

保育料に関し、多子世帯への支援については国民の強い要望を受け、国も全国的制度として第2子半額、第3子無料化に踏み出しました。東御市では、これに上乗せして来年度から所得制限なしで第3子以降の無料化に踏み出します。画期的なことであり、とても歓迎されております。

しかし国の制度では、年収360万円以下という所得制限が大きな壁になっています。本陳情はこの所得制限により対象者が限られ、子育て世代支援という観点からは余りにも不十分で、より多くの階層が恩恵を受けられるようにしてほしいと求めたものであります。実際、市の資料によると、第2子の保育園児は300人ほどおり、所得制限がありで新たに対象となるのは50人前後にすぎません。陳情者の指摘はもっともであります。

委員長報告では、この所得制限により対象者を限られるということ認めながら、所得制限の撤

廃は行き過ぎているとの意見があったとしています。しかしながら現在、同時入園の場合は保育料半額を実施していますが、これには所得制限がありません。これについて行き過ぎているとの議論は聞いたことがありません。どの子にも恩恵が行き届くのは当然であります。今、子育て世代の経済的支援策を求める声は切実です。これまで東御市では同時入園の場合、第2子半額、第3子以降無料、更に同一世帯第3子以降半額を実施してきました。現在、国も新たな支援策を打ち出したのであり、東御市の施策も更に拡充が求められます。第3子以降無料化はその大きな一歩ですが、更に第2子についても陳情のように踏み出すべきであると考えます。

花岡市政第3期目に当たっても、「子育てしやすい東御」を掲げています。今、県下の状況から、その施策の一層の充実が求められているのです。子育て世代の経済的支援策を拡充し、自然保育など東御市の特性を生かした子育て施策を充実させ、これに魅力を感じて若い世代の移住、定住を促進し、少子化を克服する軌道に乗せることが必要です。そのために重点的な投資も必要です。行き過ぎているなどという論者は、こうした観点からぜひ再考していただきたいものだと思います。第2子について、所得制限を撤廃した場合の新たな財政負担は約2,500万円ほどとされています。先の陳情、第54号の18歳までの医療費無料化の追加財源は千数百万円前後です。東御市の一般会計150億円規模から見ればごくわずかです。東御市の今後を見て、政策選択をしているのかという観点で見るのが大事だと思います。

以上を指摘して、反対討論といたします。

○議長（櫻井寿彦君） 次に、委員長の報告に賛成者の発言を許します。登壇の上、討論を願います。

横山好範君。

○3番（横山好範君） 委員長の報告に賛成の立場で討論をいたします。

現在まで第2子の保育料については、同時入園の場合、ただいまも討論がありましたように国の対策で半額はすべての児童を対象に補助されていると、こういうことでございますし、同時入園以外の第2子については、収入がおおむね360万円以下の家庭の児童分の半額を市で負担をすると、こういう状況でございます。東御市では、第2子の園児は全体で先ほども話がありましたように300人ということで、360万円収入以下の対象者は50名ということで300万円ということでございます。所得制限を撤廃した場合には、残り300人の残り220人ではありますが、220人のうち同時入園者を除いた160人が新たに対象になるということで2,500万円が必要となるということでございます。財源の話ばかりで恐縮なんですけど、どう確保していくか、このところは重要なところでありますし、そればかりでなく未満者を含めた入園者の増加も見込まれるということでございます。保育士の確保も必要になってくるという総合的な対策も必要になってくるわけでありまして。単純に出せばいいという、そういうものではないかと思えます。そういうところを十分考慮して対策を講じていく必要があるわけでありまして。財政状況等を踏まえ、順次拡大していくことが適当であります。ここで所得制限の全廃をすることについては賛成できません。そういったことでぜひ委員長の報告に賛成を

していきたいと、こういうことでございます。

○議長（櫻井寿彦君） これで討論を終わります。

これから陳情第55号を採決します。本案は挙手により採決します。本案に対する委員長の報告は不採択とすべきものとの決定であります。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

（賛成者挙手）

○議長（櫻井寿彦君） 挙手多数であります。

陳情第55号は委員長の報告のとおり不採択とすることに決定しました。

---

**◎日程第20 議員提出議案第 5号 無年金者対策の推進を求める意見書の提出について**

（上程、説明、質疑、討論、採決）

○議長（櫻井寿彦君） 日程第20 議員提出議案5号 無年金者対策の推進を求める意見書の提出についてを議題とします。本件を書記に朗読させます。

○書記 議員提出議案第5号 無年金者対策の推進を求める意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣あて、別記のとおり提出するものとする。

平成28年9月27日。

東御市議会議長、櫻井寿彦様。

提出者、東御市議会議員、阿部貴代枝。

賛成者、横山好範、平林千秋、依田俊良、三縄雅枝、町田千秋。

別記

無年金者対策の推進を求める意見書。

記

年金の受給資格期間の短縮は、無年金者対策の観点及び将来の無年金者の発生を抑制していく観点から、2012年2月に閣議決定された社会保障税一体改革大綱に明記されたものである。

2007年調査における無年金見込み者を含めた無年金者数は最大118万人で、このうち65歳以上の無年金者は最大42万人と推計されている。また、厚生労働省は仮に受給資格期間を10年に短縮すれば無年金者の約4割に当たる17万人が受給権を得る可能性があるとしている。

諸外国における年金の受給資格期間に目を向けた場合、例えばアメリカ、イギリスは10年、ドイツは5年、フランス及びスウェーデンは受給資格期間を設けないなど、日本は他国に比べ明らかに長いことが読み取れる。

安倍総理は、本年6月世界経済が減速するリスクを回避するとともに、デフレから脱却し経済の好循環を確実にするため、2017年4月に予定していた消費税率10%への引き上げを2年半再延期す

ることを表明したが、この無年金者対策については本年8月に示された政府の未来への投資を実現する経済対策において、その実施が明記されたところである。

よって、政府においては必要な財源の確保を含め、安心の社会保障の実現を図るため、早急に下記の事項について取り組むことを強く求める。

記

1、無年金者対策は喫緊の課題であることから、年金の受給資格期間を25年から10年に短縮する措置について、2017年度中に確実に実施できるよう必要な体制整備を行うこと。

2、低年金者への福祉的な措置として、最大月約5,000円、年6万円を支給する年金生活者支援給付金等については、財源を確保した上で、できるだけ早期に実現を目指すこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

○議長（櫻井寿彦君） 本案に対する提案者の趣旨説明を願います。

阿部貴代枝さん。

○8番（阿部貴代枝さん） 議員提出議案第5号につきましては、ただいま書記が朗読したとおりでございます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井寿彦君） これから提案者に対する質疑を行います。

（「なし」と言う人あり）

○議長（櫻井寿彦君） 質疑なしと認めます。

阿部貴代枝さん、着席願います。

これから議員提出議案第5号の討論を行います。

（「なし」と言う人あり）

○議長（櫻井寿彦君） 討論なしと認めます。

これから議員提出議案第5号を採決します。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（櫻井寿彦君） 異議なしと認めます。

議員提出議案第5号は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第21 議員提出議案第6号 返済不要の給付型奨学金の創設及び無利子奨学金の拡充を求める意見書の提出について

（上程、説明、質疑、討論、採決）

○議長（櫻井寿彦君） 日程第21 議員提出議案第6号 返済不要の給付型奨学金の創設及び無利子奨学金の拡充を求める意見書の提出についてを議題とします。本案を書記に朗読させます。

○書記 議員提出議案第6号 返済不要の給付型奨学金の創設及び無利子奨学金の拡充を求める意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、内閣総理大臣、文部科学大臣あて別記のとおり提出するものとする。

平成28年9月27日。

東御市議会議長、櫻井寿彦様。

提出者、東御市議会議員、長越修一。

賛成者、蓮見喜昭、窪田俊介、依田政雄、柳澤旨賢、清水新一。

別記

返済不要の給付型奨学金の創設及び無利子奨学金の拡充を求める意見書。

現行の国の奨学金制度は、独立行政法人日本学生支援機構を通じて学生に貸与し、その返済金を次世代の奨学金の原資とする形で運営されている。

この奨学金制度は、国立大学、私立大学とも授業料が高止まりしていることなどが背景となって、利用者は2016年度大学生らの約4割に当たる132万人と増加傾向にある一方、非正規雇用などによって卒業後の収入が安定せず、奨学金の返済に悩む人が少なくない。

そのような中、政府は6月2日に閣議決定した「ニッポン一億総活躍プラン」において、返済不要の給付型奨学金の創設を検討することを盛り込んだ。

現在、OECDに加盟する34カ国のうち給付型奨学金制度がないのは日本とアイスランドだけである。

よって、政府においては、納税者である国民の理解も得つつ、学生が安心して勉学に励めるよう返済不要の給付型奨学金の創設や無利子奨学金の拡充など、具体的な経済支援策として下記の事項について取り組むことを強く求める。

記

1、学ぶ意欲のある若者が経済的理由で進学を断念することがないように、奨学金や授業料減免などの支援を拡充するとともに、貧困の連鎖を断ち切るため2017年度を目途に、給付型奨学金を創設すること。

2、希望するすべての学生等への無利子奨学金の貸与を目指し、「有利子から無利子へ」の流れを加速するとともに、無利子奨学金の残存適格者を直ちに解消すること。

3、低所得世帯については、学力基準を撤廃し無利子奨学金を受けられるようにすること。

4、返還月額が所得に連動する新所得連動返還型奨学金制度については、制度設計を着実に進め、既卒者への適用も推進すること。あわせて現下の低金利環境を踏まえ、有利子奨学金の金利を引き下げること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

○議長（櫻井寿彦君） 本案に対する提案者の趣旨説明を願います。

長越修一君。

○11番（長越修一君） 議員提出議案第6号につきましては、ただいま書記が朗読したとおりで

ございます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井寿彦君） これから提案者に対する質疑を行います。

（「なし」と言う人あり）

○議長（櫻井寿彦君） 質疑なしと認めます。

長越修一君、着席願います。

これから議員提出議案第6号の討論を行います。

（「なし」と言う人あり）

○議長（櫻井寿彦君） 討論なしと認めます。

これから議員提出議案第6号を採決します。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（櫻井寿彦君） 異議なしと認めます。

議員提出議案第6号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第22 議員派遣について

○議長（櫻井寿彦君） 日程第22 議員派遣についてを議題とします。

お手元に配付しました議員派遣日程のとおり、地方自治法第100条第13項及び会議規則第160条の規定により、議員を派遣したいと思います。

お諮りします。別紙議員派遣日程表のとおり議員を派遣することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（櫻井寿彦君） 異議なしと認めます。

よって、議員派遣日程表のとおり議員を派遣することに決定しました。

---

#### ◎日程第23 継続審査、調査の申し出について

○議長（櫻井寿彦君） 日程第23 継続審査、調査の申し出についてを議題とします。

社会福祉委員長から、閉会中の継続審査の申し出がありましたので、書記に朗読させます。

○書記 東御市議会議長、櫻井寿彦様。

社会福祉委員長、阿部貴代枝。

閉会中の継続審査申出書。

本委員会は、審査中の事件について、下記のとおり閉会中もなお継続審査を要するものと決定したので、申し出ます。

記

1、件名 陳情第53号 子ども・障がい者等の医療費無料化に対するペナルティー（国民健康保険国庫負担減額調整措置）の廃止を求める国への意見書提出を求める陳情書。

2、理由 なお慎重な審査を要するため。

○議長（櫻井寿彦君） これから質疑を行います。

（「なし」と言う人あり）

○議長（櫻井寿彦君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。社会福祉委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（櫻井寿彦君） 異議なしと認めます。

社会福祉委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定しました。

これで本日の日程はすべて終了しました。

会議を閉じます。

---

#### ◎市長閉会あいさつ

○議長（櫻井寿彦君） ここで市長からあいさつがあります。

市長。

○市長（花岡利夫君） 平成28年第3回定例会の閉会に当たり、一言御礼のごあいさつを申し上げます。

9月1日に開会した今定例会は、本日まで27日間にわたり、提案させていただきました諸議案について慎重なるご審議をいただきました。いずれの議案も原案どおり認定及びご決定を賜り、厚く御礼申し上げます。

ご審議いただく中で、議員各位からいただきました市政に対する貴重なご意見やご提言、また、決算認定に当たっての附帯意見につきましては、今後の市政運営に生かしてまいりたいと考えております。

9月17日、18日に開催した第25回巨峰の王国まつりは、約3万5,000人の来場者でにぎわいました。本市の風土に適している巨峰は、農家の皆様のためまぬ研究と努力によって、今や東御の巨峰として広く知られております。近年では、シャインマスカットの生産量も増え、高品質なブドウとして消費者の人気を博しています。また、今年5月の伊勢志摩サミットに続き、先日軽井沢で開催された先進7カ国交通担当大臣会合の歓迎夕食会において、東御市産のワインが採用され、その品質の高さとともに、様々なブドウの栽培適地であることが改めて証明されました。このように巨峰等の生食用ブドウに加えて、本市のワインの注目度が高まっている中で、更に振興を図り、ブドウの合衆国と言われるよう力を注いでまいります。

9月19日に閉幕したリオデジャネイロパラリンピックにおいて、高地トレーニング拠点・プール施設整備推進委員会の委員であります成田真由美さんが、2大会ぶりに出場されました。競泳6種目にエントリーされ、世界の強豪と渡り合った結果、惜しくもメダル獲得とはなりませんでした、

50メートル自由形運動機能障害では、自らの持つ日本記録を予選、決勝と立て続けに更新され、見事5位入賞を果たすなど、その力強い泳ぎに感銘を受けました。

リオデジャネイロオリンピックとパラリンピックが終わり、4年後の東京大会に向けて国を挙げた取り組みが始まっております。市では、ワイン振興や湯の丸高原等の観光振興、実践型地域雇用創造事業による雇用創出などにより、全国で地方創生に取り組んでいる人口3万人レベルの自治体の中での金メダルを目指して頑張っておりますので、市民の皆様並びに議員各位におかれましては、さらなるご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

現在、市では人類共通の願いであります一人ひとりの人権が尊重される社会、戦争のない社会を築くため、「平和と人権を守る都市宣言」の制定事務を進めております。早い機会に議会へ報告させていただき、市民に周知していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

さて、議員の皆様におかれましては改選期を迎え、既に進退を明言された方もおられます。在任いただいた期間の長短はございますが、それぞれ地域の振興と住民福祉の向上にご尽力いただき、心から敬意と感謝を申し上げます。市長と議員という立場の違いはありますが、思い描く目標は同じ、「住みやすく、安心して暮らせて、魅力あふれるまち東御市」だと考えております。皆様方のお力添えによりまして、「小さくともキラリと光る東御市」が着実な歩みを進めております。退任されましても今後とも東御市のさらなる発展のため、大所高所からご指導賜りますようお願い申し上げます。

また、引き続き来たる市議会議員選挙に臨まれる皆様におかれましては、その経験に裏打ちされた実績と行動力を遺憾なく発揮され、市民の皆様との対話を通じて、見事当選の栄を勝ち取り、再びこの場に戻られますよう祈念いたしております。

これから秋の深まりが感じられる季節となります。議員の皆様におかれましては、健康に十分ご留意いただき、いよいよのご活躍をお祈り申し上げ、閉会のごあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございました。

---

### ◎閉会の宣告

○議長（櫻井寿彦君） これをもちまして、平成28年東御議会第3回定例会を閉会とします。

長期間にわたり、ご苦労さまでした。

（午後 3時46分）